

水俣市議会会議録

平成18年6月第2回定例会（6月2日招集）

水俣市議会事務局

平成18年6月第2回定例会（6月2日招集）会期日程表

（会期 6月2日から21日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月2日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明
2	3日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	4日	日			市の休日（日曜日）
4	5日	月			議案調査
5	6日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	7日	水			議案調査
7	8日	木			議案調査
8	9日	金			議案調査
9	10日	土			市の休日（土曜日）
10	11日	日			市の休日（日曜日）
11	12日	月			議案調査
12	13日	火	午前9時30分		本会議
13	14日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（福田斉君・西田弘志君・藤本寿子君・吉 田正和君・千々岩巧君）
14	15日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（中山徹君・岩阪雅文君・清水晶夫君・竹 下武義君） 議案質疑 委員会付託
15	16日	金	----	委員会	委員会
16	17日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	18日	日			市の休日（日曜日）
18	19日	月	----	委員会	委員会
19	20日	火		休 会	議事整理日
20	21日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

平成18年6月第2回水俣市議会定例会会議録目次

平成18年6月2日（金） --- 1日目 ---

出欠席議員	1 ~ 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
開 会	3
全国市議会議長会表彰状の伝達	3
松本満良君のあいさつ	3
助役並びに教育長のあいさつ	4
開 議	5
諸般の報告	5
日程第1 会議録署名議員の指名について	6
日程第2 会期の決定について	6
議案上程	7
日程第3 議第66号 専決処分の報告及び承認について	9
専第1号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第4 議第67号 専決処分の報告及び承認について	20
専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	
日程第5 議第68号 専決処分の報告及び承認について	22
専第3号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条 例の制定について	
日程第6 議第69号 専決処分の報告及び承認について	23
専第4号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	
日程第7 議第70号 専決処分の報告及び承認について	26
専第5号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第1号）	
日程第8 議第71号 専決処分の報告及び承認について	27
専第6号 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）	
日程第9 議第72号 水俣市収入役事務兼掌条例の制定について	28
日程第10 議第73号 水俣市長等の給与の特例に関する条例の制定について	29

日程第11	議第74号	水俣市生活安全安心まちづくり条例の制定について.....	1 ~ 29
日程第12	議第75号	水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について.....	30
日程第13	議第76号	水俣市消防団の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について.....	31
日程第14	議第77号	平成18年度水俣市一般会計補正予算（第2号）.....	31
日程第15	議第78号	平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）.....	34
日程第16	議第79号	平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）.....	35
日程第17	議第80号	平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）.....	35
日程第18	議第81号	平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）.....	36
日程第19	議第82号	平成18年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）.....	37
日程第20	議第83号	指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）.....	38
日程第21	議第84号	指定管理者の指定について（水俣市立養護老人ホーム恵愛園）.....	38
日程第22	議第85号	指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）.....	38
日程第23	議第86号	指定管理者の指定について（水俣市立明水園）.....	39
日程第24	議第87号	指定管理者の指定について（水俣市障害者デイサービスセンター）...	39
日程第25	議第88号	指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）.....	40
日程第26	議第89号	指定管理者の指定について（水俣市勤労青少年ホーム）.....	40
日程第27	議第90号	指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）.....	41
日程第28	議第91号	指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）.....	41
日程第29	議第92号	指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）...	41
日程第30	議第93号	指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）.....	42
日程第31	議第94号	指定管理者の指定について（水俣市東部センター）.....	42
日程第32	議第95号	指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）.....	43
日程第33	議第96号	指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）.....	43
		市長の提案理由説明並びに所信表明.....	44
		議案上程.....	59
日程第34	意見第3号	水俣病問題の全面解決と地域の再生・振興を求める意見書について	59
		松本満良君の提案理由説明.....	60
質 疑		62
討 論		62
採 決		62

散 会	1 ~ 62
-----------	--------

平成18年6月13日（火） --- 2日目 ---

出欠席議員	2 ~ 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
真野頼隆君の質問	3
1 水俣病犠牲者慰霊式について	4
2 産業廃棄物最終処分場問題について	4
3 行財政改革について	4
4 病院問題について	5
5 学校再編成について	5
6 自動体外式除細動器（A E D）の導入について	5
市長の答弁	6
真野頼隆君の再質問	7
市長の答弁	7
真野頼隆君の発言	8
市長の答弁	8
真野頼隆君の再質問	10
市長の答弁	10
真野頼隆君の再々質問	11
市長の答弁	12
総務企画部長の答弁	12
真野頼隆君の再質問	13
総務企画部長の答弁	14
真野頼隆君の発言	14
総合医療センター院長の答弁	15

真野頼隆君の再質問	2 ~ 17
総合医療センター院長の答弁	18
教育長の答弁	19
真野頼隆君の再質問	20
教育長の答弁	20
福祉環境部長の答弁	20
真野頼隆君の発言	21
休憩・開議	21
松本満良君の質問	21
1 公共施設における石綿使用施設の解体・改修について	22
2 生ごみ処理施設の現状と生ごみ活用による発電施設の計画について	24
捧 芦北町古石の生ごみ処理工場周辺立ち枯れ木の状況について	
放 地球温暖化防止のための生ごみ活用発電施設について	
3 水俣市立総合医療センターについて	26
市長の答弁	27
松本満良君の再質問	29
市長の答弁	29
松本満良君の発言	30
福祉環境部長の答弁	30
松本満良君の再質問	32
福祉環境部長の答弁	33
松本満良君の発言	34
総合医療センター事務部長の答弁	34
松本満良君の再質問	35
総合医療センター事務部長の答弁	37
松本満良君の発言	38
総合医療センター院長の答弁	38
休憩・開議	39
野中重男君の質問	39
1 水俣病問題について	40
捧 熊本県が平成16年11月に発表した今後の水俣病対策について	
放 水俣病患者の全面救済について	

2 災害時の防災対策について	2 ~ 40
3 生ごみ袋の価格引き下げについて	41
市長の答弁	41
野中重男君の再質問	42
市長の答弁	45
総務企画部長の答弁	46
野中重男君の再質問	47
総務企画部長の答弁	48
福祉環境部長の答弁	48
野中重男君の再質問	49
福祉環境部長の答弁	49
野中重男君の再々質問	49
福祉環境部長の答弁	50
休憩・開議	51
田中功君の質問	51
1 経済活性化について	51
2 遊休資産について	52
3 父子家庭支援について	52
4 ひばりヶ丘グラウンド及びエコパーク内の施設について	53
5 道路問題について	53
市長の答弁	54
田中功君の再質問	57
市長の答弁	58
総務企画部長の答弁	58
田中功君の発言	59
総務企画部長の答弁	60
福祉環境部長の答弁	60
田中功君の発言	61
教育長の答弁	61
田中功君の再質問	63
教育長の答弁	63
田中功君の発言	64

教育長の答弁	2 ~ 64
産業建設部長の答弁	64
田中功君の再質問	65
産業建設部長の答弁	65
田中功君の発言	65
休憩・開議	66
中村幸治君の質問	66
1 第4次水俣市総合計画について	66
捧 平成17年度の実績について	
2 人口問題について	67
3 防災について	67
捧 自主防災組織について	
放 防災無線について	
4 教育について	68
市長の答弁	68
中村幸治君の再質問	71
市長の答弁	72
中村幸治君の再々質問	73
市長の答弁	74
助役の答弁	75
中村幸治君の再質問	76
助役の答弁	77
中村幸治君の再々質問	78
助役の答弁	78
総務企画部長の答弁	79
中村幸治君の再質問	80
総務企画部長の答弁	81
中村幸治君の発言	81
教育長の答弁	81
中村幸治君の再質問	83
教育長の答弁	83
散 会	84

平成18年6月14日（水） --- 3日目 ---

出欠席議員	3 ~ 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
福田斉君の質問	3
1 環境行政について	3
2 企業誘致への取り組みについて	4
3 青少年の健全育成について	5
4 防災について	5
5 河川の景観整備について	5
市長の答弁	6
福田斉君の再質問	9
市長の答弁	9
福田斉君の再々質問	10
市長の答弁	11
市長の答弁	11
福田斉君の再質問	12
市長の答弁	12
教育長の答弁	13
福田斉君の再質問	15
助役の答弁	16
総務企画部長の答弁	17
福田斉君の再質問	17
総務企画部長の答弁	19
福田斉君の発言	19
産業建設部長の答弁	20
福田斉君の再質問	20
産業建設部長の答弁	21

福田斉君の再々質問	3 ~ 21
産業建設部長の答弁	22
休憩・開議	22
西田弘志君の質問	22
1 中尾山について	24
2 教育問題について	24
3 ごみ問題について	24
4 芦北町の立ち枯れ問題について	25
5 産廃最終処分場問題について	25
6 環境首都のまちづくりについて	25
市長の答弁	26
産業建設部長の答弁	26
西田弘志君の再質問	27
産業建設部長の答弁	29
西田弘志君の発言	30
教育長の答弁	30
西田弘志君の発言	31
福祉環境部長の答弁	33
西田弘志君の再質問	34
福祉環境部長の答弁	35
西田弘志君の発言	36
福祉環境部長の答弁	36
西田弘志君の再質問	37
福祉環境部長の答弁	38
西田弘志君の発言	38
市長の答弁	38
西田弘志君の発言	39
市長の答弁	40
西田弘志君の発言	41
休憩・開議	41
藤本寿子君の質問	42
1 「水俣市男女共同参画まちづくり条例」制定以後の水俣市の取り組みについて...	42

2 水俣市の「子育て支援対策」について.....	3 ~ 43
3 水俣市における携帯電話中継基地局建設について.....	43
市長の答弁	44
教育長の答弁	45
藤本寿子君の再質問	46
市長の答弁	48
藤本寿子君の再々質問	49
市長の答弁	50
教育長の答弁	50
藤本寿子君の再質問	51
福祉環境部長の答弁	52
藤本寿子君の発言	52
総務企画部長の答弁	53
藤本寿子君の再質問	54
総務企画部長の答弁	56
藤本寿子君の再々質問	56
総務企画部長の答弁	57
休憩・開議	57
吉田正和君の質問	57
1 産廃問題について	58
2 水俣湾埋立地・八幡残渣プール・カーバイト残渣問題について.....	58
3 ダイオキシン最終処分場問題について.....	59
4 陣内・古城地区雨水対策について	60
市長の答弁	60
吉田正和君の再質問	63
市長の答弁	67
吉田正和君の再々質問	68
市長の答弁	69
福祉環境部長の答弁	70
吉田正和君の再質問	70
福祉環境部長の答弁	72
福祉環境部長の答弁	73

吉田正和君の再質問	3 ~ 73
福祉環境部長の答弁	74
産業建設部長の答弁	74
休憩・開議	74
千々岩巧君の質問	75
1 里道の払い下げ価格の見直しについて	75
2 丸島水路における旧水俣化学工業所の公害防止事業費事業者負担金について.....	75
3 指定管理者制度について	76
4 産廃阻止！水俣市民会議について	76
5 宝川内川上流の水質調査について	76
市長の答弁	76
総務企画部長の答弁	77
千々岩巧君の再質問	77
総務企画部長の答弁	79
千々岩巧君の再々質問	79
総務企画部長の答弁	80
市長の答弁	80
監査委員の答弁	81
千々岩巧君の再質問	82
市長の答弁	83
千々岩巧君の発言	83
総務企画部長の答弁	83
千々岩巧君の再質問	84
総務企画部長の答弁	85
市長の答弁	86
千々岩巧君の再質問	87
市長の答弁	87
福祉環境部長の答弁	87
千々岩巧君の再質問	88
福祉環境部長の答弁	90
千々岩巧君の再々質問	90
福祉環境部長の答弁	90

散 会	3 ~ 91
-----------	--------

平成18年6月15日（木） --- 4日目 ---

出欠席議員	4 ~ 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
請願文書表	4
開 議	4
諸般の報告	4
日程第1 一般質問	5
中山徹君の質問	5
1 政策事業プラン策定・政策事業評価システム・市民参加型市政について.....	5
捧 所信表明について	
放 遊休公有地・資産活用と土地開発公社に係る問題について	
方 文化の薫るまちづくりについて	
朋 保健医療福祉総合委員会（仮称）の設置について	
2 産廃最終処分場問題について	7
捧 準備書提出後の市の対応について	
放 IWDの現状について	
3 南九州西回り自動車道の袋インターについて	8
捧 袋インター返上について	
4 学校再編と学校給食問題について	8
捧 学校編成についての進捗状況について	
放 編成の基本方針について	
方 学校給食施設について	
市長の答弁	8
産業建設部長の答弁	10
教育長の答弁	10
福祉環境部長の答弁	12
中山徹君の再質問	13

市長の答弁	4 ~ 16
産業建設部長の答弁	17
市長の答弁	17
中山徹君の再質問	18
市長の答弁	18
市長の答弁	18
中山徹君の発言	19
教育長の答弁	20
中山徹君の再質問	22
市長の答弁	24
休憩・開議	25
岩阪雅文君の質問	25
1 行政改革「集中改革プラン」の策定、公表への取り組みについて	25
2 教育問題について	26
3 給食センターについて	27
市長の答弁	27
岩阪雅文君の再質問	28
市長の答弁	30
岩阪雅文君の再々質問	31
助役の答弁	31
教育長の答弁	32
岩阪雅文君の再質問	35
教育長の答弁	37
岩阪雅文君の再々質問	37
教育長の答弁	40
市長の答弁	40
教育長の答弁	41
岩阪雅文君の再質問	42
教育長の答弁	42
岩阪雅文君の発言	43
休憩・開議	43
清水晶夫君の質問	43

1 障害者自立支援法について	4 ~ 44
2 子どもの学力向上について	44
3 水俣市営住宅白浜団地の2期工事について	45
市長の答弁	45
清水晶夫君の再質問	47
市長の答弁	48
福祉環境部長の答弁	48
清水晶夫君の再々質問	49
市長の答弁	50
福祉環境部長の答弁	50
教育長の答弁	51
清水晶夫君の再質問	51
教育長の答弁	52
清水晶夫君の発言	53
産業建設部長の答弁	54
清水晶夫君の再質問	55
産業建設部長の答弁	55
休憩・開議	55
竹下武義君の質問	56
1 市長の政治姿勢について	56
2 産廃について	56
3 A S Bエコウッド株式会社企業誘致について	57
市長の答弁	58
教育長の答弁	59
竹下武義君の再質問	60
休憩・開議	61
市長の答弁	61
竹下武義君の発言	61
市長の答弁	62
竹下武義君の再質問	63
市長の答弁	63
助役の答弁	64

竹下武義君の再質問	4 ~ 65
助役の答弁	66
休憩・開議	66
質 疑	67
日程第 2 議第66号 専決処分の報告及び承認について	67
専第 1号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第 3 議第67号 専決処分の報告及び承認について	67
専第 2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	
日程第 4 議第68号 専決処分の報告及び承認について	67
専第 3号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条 例の制定について	
日程第 5 議第69号 専決処分の報告及び承認について	67
専第 4号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第 7号）	
日程第 6 議第70号 専決処分の報告及び承認について	67
専第 5号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第 1号）	
日程第 7 議第71号 専決処分の報告及び承認について	68
専第 6号 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第 1号）	
日程第 8 議第72号 水俣市収入役事務兼掌条例の制定について	68
日程第 9 議第73号 水俣市長等の給与の特例に関する条例の制定について	68
日程第10 議第74号 水俣市生活安全安心まちづくり条例の制定について	68
日程第11 議第75号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制 定について	69
日程第12 議第76号 水俣市消防団の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	69
日程第13 議第77号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第 2号）	69
日程第14 議第78号 平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1号）	69
日程第15 議第79号 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第 2号）	69
日程第16 議第80号 平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 1号）	70
日程第17 議第81号 平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1号）	70
日程第18 議第82号 平成18年度水俣市水道事業会計補正予算（第 1号）	70
日程第19 議第83号 指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）	70

日程第20	議第84号	指定管理者の指定について（水俣市立養護老人ホーム恵愛園）	4 ~ 70
日程第21	議第85号	指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）	70
日程第22	議第86号	指定管理者の指定について（水俣市立明水園）	70
日程第23	議第87号	指定管理者の指定について（水俣市障害者デイサービスセンター）	70
日程第24	議第88号	指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）	70
日程第25	議第89号	指定管理者の指定について（水俣市勤労青少年ホーム）	71
日程第26	議第90号	指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）	71
日程第27	議第91号	指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）	71
日程第28	議第92号	指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）	71
日程第29	議第93号	指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）	71
日程第30	議第94号	指定管理者の指定について（水俣市東部センター）	71
日程第31	議第95号	指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）	71
日程第32	議第96号	指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）	71
議案上程			71
日程第33	議第97号	水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	71
日程第34	議第98号	水俣市障害者基本計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について	72
日程第35	議第99号	平成18年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	72
		市長の提案理由説明	73
休憩・開議			74
質 疑			74
		真野頼隆君の質疑	75
		産業建設部長の答弁	75
委員会付託			75
散 会			75
		平成18年6月21日（水）	--- 5日目 ---
出欠席議員			5 ~ 1
事務局職員出席者			1

説明のため出席した者	5 ~ 1
議事日程第 5 号	2
開 議	4
諸般の報告	4
日程第 1 議第66号 専決処分の報告及び承認についてから日程第34 議第99号 平成18年 度水俣市一般会計補正予算第 3 号についてまで34件に関する委員会の 審査報告	4
総務文教委員長の報告	5
厚生委員長の報告	9
産業建設委員長の報告	12
委員会審査報告書	15
委員長報告に対する質疑	17
討 論	17
採 決	17
日程第35 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	18
採 決	18
閉会中継続審査・調査申出書	18
議案上程	20
日程第36 議第100号 教育委員会委員の任命について	20
日程第37 議第101号 人権擁護委員候補者の推薦について	20
日程第38 議第102号 固定資産評価員の選任について	20
市長の提案理由説明	21
質 疑	21
討 論	22
採 決	22
日程第39 議員派遣について	22
採 決	23
閉 会	23

平成18年6月2日

平成18年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

平成18年6月第2回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成18年6月2日水俣市長第2回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成18年6月2日午前10時0分水俣市議会議長第2回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成18年6月21日午前10時39分水俣市議会議長第2回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成18年6月2日（金曜日）

午前10時0分 開会

午前11時20分 散会

（出席議員） 22人

緒方誠也君	西田弘志君	福田齊君
藤本寿子君	吉田正和君	中村幸治君
大川末長君	真野頼隆君	淵上道昭君
牧下恭之君	田中功君	谷口真次君
野中重男君	清水晶夫君	本井道弘君
大川久洋君	竹下武義君	岩阪雅文君
松本和幸君	千々岩巧君	松本満良君
中山徹君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局長（牛迫秀基君）	次長（田畑純一君）
議事係長（栄永尚子君）	書記（赤司和弘君）
書記（岩坂正輝君）	

（説明のため出席した者） 14人

市長（宮本勝彬君）	助役（森近君）
総務企画部長（葦浦博行君）	産業建設部長（吉海安丈君）
福祉環境部長（吉本哲裕君）	総合医療センター事務部長（濱崎昭博君）
総務企画部次長（仁木徳子君）	産業建設部次長（桑畑達美君）
福祉環境部次長（中田和哉君）	水道局長（山田敏博君）
教育長（大淵洋君）	教育次長（森田幸治君）
総務企画部総務課長（田上和俊君）	総務企画部財政課長（本山祐二君）

議事日程 第1号

平成18年6月2日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議第66号 専決処分の報告及び承認について
専第1号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第67号 専決処分の報告及び承認について
専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第68号 専決処分の報告及び承認について
専第3号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第69号 専決処分の報告及び承認について
専第4号 平成17年度水俣市一般会計補正予算(第7号)
- 第7 議第70号 専決処分の報告及び承認について
専第5号 平成18年度水俣市一般会計補正予算(第1号)
- 第8 議第71号 専決処分の報告及び承認について
専第6号 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 第9 議第72号 水俣市収入役事務兼掌条例の制定について
- 第10 議第73号 水俣市長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 第11 議第74号 水俣市生活安全安心まちづくり条例の制定について
- 第12 議第75号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議第76号 水俣市消防団の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議第77号 平成18年度水俣市一般会計補正予算(第2号)
- 第15 議第78号 平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 第16 議第79号 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 第17 議第80号 平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第18 議第81号 平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第19 議第82号 平成18年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)
- 第20 議第83号 指定管理者の指定について(水俣市厚生会館)
- 第21 議第84号 指定管理者の指定について(水俣市立養護老人ホーム恵愛園)
- 第22 議第85号 指定管理者の指定について(水俣市ワークプラザ)

- 第23 議第86号 指定管理者の指定について（水俣市立明水園）
- 第24 議第87号 指定管理者の指定について（水俣市障害者デイサービスセンター）
- 第25 議第88号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 第26 議第89号 指定管理者の指定について（水俣市勤労青少年ホーム）
- 第27 議第90号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 第28 議第91号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 第29 議第92号 指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）
- 第30 議第93号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
- 第31 議第94号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
- 第32 議第95号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）
- 第33 議第96号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 第34 意見第3号 水俣病問題の全面解決と地域の再生・振興を求める意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（緒方誠也君） ただいまから平成18年第2回水俣市議会定例会を開会します。

全国市議会議長会表彰状の伝達

○議長（緒方誠也君） 会議に入ります前に、去る5月24日、東京都で開催された全国市議会議長会第82回定期総会において、岩阪雅文議員、松本満良議員、緒方誠也、以上3人の議員が議員15年勤続の表彰を受けられました。

これから表彰状を伝達いたします。

被表彰者の議員は、演壇の前までおいで願います。

（議長表彰状を朗読し、議員に表彰状を伝達する。）

○議長（緒方誠也君） 被表彰者を代表し、松本満良議員から発言を求められております。

この際、発言を許します。

松本満良議員。

（松本満良君登壇）

○松本満良君 おはようございます。

ただいま全国市議会議長会会長から、市議会議員として15年間市政発展のために努めたとして、

表彰状を受賞いたしました3名を代表して、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

3名の中では、一番高齢であるということから、私がおあいさつをすることになりましたことをお許しいただきたいと思います。

私は、市政発展のために貢献したかどうかは別にして、15年間市議員として、経験を積ませていただきました。これもひとえに議員各位と市長初め全ての職員の皆さん方の御指導と御援助並びに温かいアドバイスと支えがあって務めてくることができたものと感謝いたしております。この場をかりて厚くお礼申し上げます。

私は、15年間議員生活を経験してきて、ただ年数、期数を重ねればそれによしというものでもなく、若ければそれによしというものでもないことを教えられてまいりました。

議案は、1件、1件新たな条件と環境の中で出されてまいりますので、前例でストレートに判断できるものでもなく、新たな条件の中で、新たな感覚を持って対応しなければならないことを何回も経験し、何回も迷い迷って結論を出さなければならなかったこと、前例が参考になった場合、全く何の参考にもならなかったことなど、数多く経験してまいりました。

また、言わなくてもいいことを言って、誤解を招き、相手にいやな思いをさせたり、みずからがいやな思いをしたことなど、今思い出しているところであり、いろいろと勉強させられることばかりでありました。この間、先輩、同僚の議員の皆さんや職員の皆さんに多くのことを学ばせていただいた15年であったこと、改めて感じさせられているところでもあります。

今後もこのような貴重な経験を参考にしながら、議員活動を続けてまいりたいと思いますので、これまで同様、議員各位並びに市長初め全ての職員の皆さん方の温かい御指導と御支援をお願いしてごあいさついたします。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(緒方誠也君) 以上で全国市議会議長会の表彰状の伝達を終わります。

助役並びに教育長のあいさつ

○議長(緒方誠也君) この際、森助役並びに大淵教育長から発言を求められておりますので、これから順次発言を許します。

初めに、森助役に許します。

(助役 森近君登壇)

○助役(森 近君) 議長のお許しをいただきましたので、助役就任のあいさつを述べさせていただきます。

3月議会で、皆さんの御同意をいただき、4月1日付で助役に就任をいたしました。宮本市長の補佐役として、これまでの経験を生かしながら、水俣市のさらなる発展のため誠心誠意努力を

してまいります。

しかし、本市を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますので、議員の皆さんの協力を得ながら、市民が安心して、誇りと愛着が持てる心豊かで元気なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも皆さんの御指導、御助言を切にお願い申し上げ、簡単ではございますが、就任のごあいさつにかえさせていただきます。

よろしくお願いいいたします。(拍手)

○議長(緒方誠也君) 次に、大淵教育長に許します。

(教育長 大淵洋君登壇)

○教育長(大淵 洋君) 議長のお許しを得ましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

さきの3月議会におきまして、皆様方の御同意をいただき、4月2日付で教育長に就任をいたしました。

私は、これまで多くの方々の御指導、御支援をいただきながら、小・中学校での学校教育並びに教育行政の職に携わってまいりました。

現在、教育委員会として取り組むべき課題はたくさんございます。みずからの責任の大きさを自覚し、現在進められております中央での教育改革の動向にも十分注意をしながら、本市における教育課題に積極的に取り組んでまいり、そして未来を開く教育の充実発展のために、全力を傾注してまいる所存でございます。

皆様方の御指導、御支援、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、あいさつとさせていただきます。(拍手)

○議長(緒方誠也君) これから本日の会議を開きます。

○議長(緒方誠也君) 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

中村幸治議員から、議会運営委員を辞任したいとの申し出がありましたので、委員会条例第14条の規定により、議長において許可しましたので報告します。

また、議会運営委員会副委員長が欠員となりましたので、5月26日の議会運営委員会において、互選の結果、松本満良議員が副委員長に当選されましたので報告します。

次に、公害環境対策特別委員会で発議の意見書案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、去る3月定例会で可決された公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書外1件は、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、市長から、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分の報告、繰越明許費の報告、事故繰越しの報告、予算の繰越しの報告及び水俣市土地開発公社、財団法人水俣市振興公社、株式会社みなまた環境テクノセンターの経営状況報告3件、以上7件の報告がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成18年2月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、森助役、葦浦総務企画部長、吉海産業建設部長、吉本福祉環境部長、濱崎総合医療センター事務部長、仁木総務企画部次長、中田福祉環境部次長、桑畑産業建設部次長、山田水道局長、田上総務課長、本山財政課長、大淵教育長、森田教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（緒方誠也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において大川末長議員、千々岩巧議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（緒方誠也君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

平成18年6月第2回定例会（6月2日招集）会期日程表

（会期 6月2日から21日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	6月2日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明
2	3日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	4日	日			市の休日（日曜日）
4	5日	月			議案調査
5	6日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	7日	水			議案調査

7	8日	木			議案調査
8	9日	金			議案調査
9	10日	土		休 会	市の休日（土曜日）
10	11日	日	市の休日（日曜日）		
11	12日	月			議案調査
12	13日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
13	14日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	15日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	16日	金	----	委員会	委員会
16	17日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	18日	日			市の休日（日曜日）
18	19日	月	----	委員会	委員会
19	20日	火		休 会	議事整理日
20	21日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（緒方誠也君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から21日までの20日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、20日間と決定しました。

日程第3 議第66号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第67号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第68号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第6 議第69号 専決処分の報告及び承認について
専第4号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第7 議第70号 専決処分の報告及び承認について
専第5号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第71号 専決処分の報告及び承認について
専第6号 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第72号 水俣市収入役事務兼掌条例の制定について
- 日程第10 議第73号 水俣市長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第11 議第74号 水俣市生活安全安心まちづくり条例の制定について
- 日程第12 議第75号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第76号 水俣市消防団の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第77号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議第78号 平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議第79号 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議第80号 平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議第81号 平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議第82号 平成18年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議第83号 指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）
- 日程第21 議第84号 指定管理者の指定について（水俣市立養護老人ホーム恵愛園）
- 日程第22 議第85号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 日程第23 議第86号 指定管理者の指定について（水俣市立明水園）
- 日程第24 議第87号 指定管理者の指定について（水俣市障害者デイサービスセンター）
- 日程第25 議第88号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 日程第26 議第89号 指定管理者の指定について（水俣市勤労青少年ホーム）
- 日程第27 議第90号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 日程第28 議第91号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 日程第29 議第92号 指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）
- 日程第30 議第93号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）

日程第31 議第94号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）

日程第32 議第95号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）

日程第33 議第96号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）

○議長（緒方誠也君） 日程第3、議第66号専決処分の報告及び承認についてから、日程第33、議第96号指定管理者の指定についてまで、31件を一括して議題とします。

~~~~~

## 議第66号

### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第1号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

## 専第1号

### 専 決 処 分 書

水俣市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成18年3月31日専決

水俣市長 宮本勝彬

### 水俣市税条例の一部を改正する条例

第1条 水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加え、同条第2項中「17万6千円を加算した」を「168,000円を加算した」に改める。

第25条中「熊本県」を「市」に改める。

第31条第2項中「本節」を「この節」に改め、同項の表第1号中「資本等の金額（資本の金額又は出資金額と法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第17号に規定する資本積立金額又は同条第17号の3に規定する連結個別資本積立金額との合計額）」を「資本金等の額（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額）」に、「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同表第2号から第8号までの規定中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第34条の2中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。

第34条の3第1項を次のように改める。

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の6を乗じて得た金額とする。

第34条の4を次のように改める。

（法人税割の税率）

第34条の4 法人税割の税率は、100分の14.7とする。

第34条の6を次のように改める。

(調整控除)

第34条の6 所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

- (1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額
  - ア 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額
  - イ 当該納税義務者の合計課税所得金額
- (2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が50,000円を下回る場合には、50,000円とする。)の100分の3に相当する金額
  - ア 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額
  - イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額

第34条の7中「第34条の4」を「前条」に改める。

第34条の8第1項中「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改め、「(法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除しきれなかった金額があるときは、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68を乗じて得た金額に当該控除しきれなかった金額を加えた金額)」を削り、「、第34条の4及び前条」を「及び前2条」に改め、同条第2項中「控除しきれなかった」を「控除することができなかった」に、「前項の納税義務者」を「同項の納税義務者」に、「当該者」を「当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額とみなして、前項の規定を適用する。

第36条の2第1項中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改め、同条第6項中「又は第3項」を「若しくは第3項」に、「又は公的年金等」を「若しくは公的年金等」に改め、「交付されるもの」の次に「又は同条第4項ただし書の規定により給与所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるもの」を加える。

第51条第1項第4号中「民法」の次に「(明治29年法律第89号)」を加える。

第53条の4を次のように改める。

(分離課税に係る所得割の税率)

第53条の4 分離課税に係る所得割の税率は、100分の6とする。

第57条中「第10号の8」を「第10号の7」に、「本条」を「この条」に改める。

第59条中「第10号の8」を「第10号の7」に改める。

第61条第9項中「本条」を「この条」に改め、「第1項から第6項まで」の次に「及び法第349条の3第11項」を加え、同条第10項中「本項」を「この項」に改め、「前項」の次に「並びに法第349条の3第11項」を加える。

第64条中「熊本県」を「市」に改める。

第95条中「2,743円」を「3,064円」に改める。

第106条及び第132条中「熊本県」を「市」に改める。

附則第5条第1項中「35万円を」を「320,000円を」に改め、同条第2項中「第34条の4」を「第34条の6」に改め、同条第3項中「前条」を「前2条」に改める。

附則第6条第1項中「附則第4条第4項第1号」を「附則第4条第1項第1号」に、「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段及び第3項第2号」を「附則第34条第4項後段及び第6項第2号」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「附則第4条第4項第2号」を「附則第4条第1項第2号」に、「以下本項において「通算後譲渡損失の金額」という。)(本項の規定により前年前において控除されたものを除く。)」を「この項の規

定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。」に、「その提出期限までに提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）を「提出した場合」に、「本項において同じ」を「この項において同じ」に、「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段」を「附則第34条第4項後段」に改め、同条第5項第1号中「雑損失」を「雑損失の金額」に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡損失の金額」に改める。

附則第6条の2第1項中「附則第4条の2第4項第1号」を「附則第4条の2第1項第1号」に、「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段及び第3項第2号」を「附則第34条第4項後段及び第6項第2号」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「附則第4条の2第4項第2号」を「附則第4条の2第1項第2号」に、「以下本項において「通算後譲渡損失の金額」という。)(本項の規定により前年前において控除されたものを除く。）」を「この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。」に、「その提出期限までに提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）を「提出した場合」に、「本項において同じ」を「この項において同じ」に、「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段」を「附則第34条第4項後段」に改め、同条第5項第1号中「雑損失」を「雑損失の金額」に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡損失の金額」に改める。

附則第6条の3第1項中「附則第4条の3第3項により準用される同条第1項」を「附則第4条の3第4項」に、「本条例」を「この条例」に改め、同条第2項中「第48条の7第1項において準用する第7条の13第1項」を「第48条の6第1項」に、「本条例」を「この条例」に改める。

附則第7条第1項中「(利息の配当を除く。）」を削り、「第34条の4まで」を「第34条の6」に改め、同条第2項中「前条」を「前2条」に改める。

附則第7条の2を次のように改める。

#### 第7条の2 削除

附則第7条の2の次に次の1条を加える。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「前2条」とあるのは、「前2条並びに附則第7条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

附則第8条第2項中「第34条の4まで、第34条の7及び附則第7条の規定にかかわらず」を「第34条の3まで、第34条の6、第34条の7、附則第7条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず」に改め、同項第1号中「100分の1」を「100分の0.9」に改め、同項第2号中「第34条の4まで」を「第34条の3まで、第34条の6」に、「及び附則第7条」を「、附則第7条第1項及び前条第1項」に改め、同条第3項中「前条」を「前2条」に改める。

附則第9条を次のように改める。

(市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)

第9条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第53条の8及び第53条の12第1項の規定の適用については、これらの規定中「第53条の4」とあるのは、「第53条の4並びに附則第9条第1項」とする。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第16条第7項」を「附則第16条第6項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第16条第8項」を「附則第16条第7項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条に次の1項を加える。

5 法附則第16条第8項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第25項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出できなかった理由

附則第10条の3第1項中「(法附則第16条第6項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、前条第3項に規定する書類を含む。)」を削り、同項第3号中「、第5項又は第6項」を「又は第5項」に改める。

附則第11条の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条第4号中「附則第18条第2項」を「附則第18条第7項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「附則第17条第6号イ」を「附則第17条第8号イ」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 住宅用地 法附則第17条第3号
- (4) 商業地等 法附則第17条第4号

附則第11条の2の見出しを「(平成19年度又は平成20年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「平成16年度分」を「平成19年度分」に、「平成17年度分」を「平成20年度分」に改め、同条第2項中「平成16年度適用土地」を「平成19年度適用土地」に、「平成16年度類似適用土地」を「平成19年度類似適用土地」に、「平成17年度分」を「平成20年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条第1項を次のように改める。

宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

附則第12条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては10分の6を乗じて得た額(当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合に

おける固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

附則第12条に次の3項を加える。

- 4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該住宅用地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「住宅用地据置固定資産税額」という。）を超える場合には、当該住宅用地据置固定資産税額とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。
- 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

附則第12条の2を次のように改める。

#### 第12条の2 削除

附則第13条の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条第1項中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、「固定資産税の課税標準額」の次に「（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）」を加える。

附則第13条の3を次のように改める。

#### 第13条の3 削除

附則第14条中「附則第12条、第12条の2」を「附則第12条」に改める。

附則第15条の2第1項中「附則第12条第1項」を「附則第12条第1項から第6項まで」に、「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「平成15年1月1日から平成17年12月31日まで」を「平成18年1月1日から平成21年3月31日まで」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項第1号中「法附則第20条に規定する宅地評価土地」を「宅地及び法附則第17条第4号に規定する宅地比準土地」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第31条の3第4項」を「附則第31条の3第3項」に、「第1項又は第2項」を「第1項」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第16条の2第1項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「2,977円」を「3,298円」に改め、同条第2項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「1,412円」を「1,564円」に改める。

附則第16条の4第1項中「附則第33条の3第1項」を「附則第33条の3第5項」に改め、同項第1号中「規定



により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の9」を「100分の7.2」に改め、同条第2項中「附則第33条の3第2項」を「附則第33条の3第6項」に改め、同条第3項第2号中「第34条の7、第34条の8第1項及び附則第7条第1項」を「第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第16条の4第1項」を「並びに附則第16条の4第1項」に改め、同項第4号中「及び」を「並びに」に改め、同項第5号を削り、同条第4項中「附則第33条の3第4項」を「附則第33条の3第8項」に改める。

附則第17条第1項中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項中「附則第35条第5項において準用する同条第1項後段」を「附則第35条第5項後段」に改め、同条第3項第2号中「第34条の7、第34条の8第1項及び附則第7条第1項」を「第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第17条第1項」を「並びに附則第17条第1項」に改め、同項第4号中「及び」を「並びに」に改め、同項第5号を削る。

附則第17条の2第1項中「本条」を「この条」に、「附則第34条の2第1項」を「附則第34条の2第4項」に改め、同項第1号中「100分の2.7」を「100分の2.4」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 480,000円

附則第17条の2第1項第2号イ中「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項中「附則第34条の2第2項」を「附則第34条の2第5項」に、「本項」を「この項」に、「附則第34条の2第7項」を「附則第34条の2第9項」に改め、同条第3項中「、第37条の9の2又は第37条の9の3」を「又は第37条の9の2から第37条の9の4まで」に改める。

附則第17条の3第1項第1号中「100分の2.7」を「100分の2.4」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 144万円

附則第17条の3第1項第2号イ中「100分の3.4」を「100分の3」に改める。

附則第18条第1項中「第5項において準用する附則第17条第3項第1号」を「第5項第1号」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の6」を「100分の5.4」に改め、同条第2項中「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段」を「附則第34条第4項後段」に改め、同条第3項中「附則第35条第3項」を「附則第35条第7項」に、「100分の6」を「100分の5.4」に、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第4項中「附則第35条第3項」を「附則第35条第7項」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
- (2) 第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第1項中「附則第18条第1項」を「附則第18条第6項」に、「以下この項及び次項並びに」を「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項及び」に、「第4項第1号」を「第2項第1号」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項の規定の適用がある場合」を「前項の規定の適用がある場合」に改め、同項第2号中「第34条の7、第34条の8第1項及び附

則第7条第1項」を「第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第19条第1項」を「並びに附則第19条第1項」に改め、「と、第34条の8第1項中「同条第6項」とあるのは「附則第19条第3項」を削り、同項第4号中「及び」を「並びに」に改め、同項第5号を削り、同項を同条第2項とする。

附則第19条の2第1項中「発生したことは当該特定管理株式の譲渡」の次に「(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「附則第18条の2第1項」を「附則第18条の2第5項」に、「本条例」を「この条例」に改め、同条第2項中「、次条及び附則第19条の4」を削り、「附則第18条の2第3項」を「附則第18条の2第6項」に、「株式等」を「同法第37条の10第2項に規定する株式等」に改め、同条第3項中「附則第18条の2第4項」を「附則第18条の2第7項」に改める。

附則第19条の3中「附則第18条の3第1項から第3項まで」を「附則第18条の3第5項から第7項まで」に、「同条第4項第1号」を「同条第2項第1号」に、「100分の2」を「100分の1.8」に改める。

附則第19条の4中「附則第35条の2第1項」を「附則第35条の2第6項」に、「附則第35条の2の4第1項及び第2項」を「附則第35条の2の4第4項及び第5項」に改める。

附則第19条の5第1項中「附則第35条の2の6第2項」を「附則第35条の2の6第8項」に、「本項」を「この項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「から第3項まで」を削り、「附則第19条第1項及び附則第19条の3中」を「附則第19条第1項中」に、「金額。」を「金額とし、」と、附則第19条の3中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(附則第19条の5第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」に改める。

附則第20条第1項中「本条」を「この条」に、「附則第35条の3第1項」を「附則第35条の3第11項」に、「附則第18条の6第1項」を「附則第18条の6第22項」に、「本条例」を「この条例」に改め、同条第3項中「附則第35条の3第4項」を「附則第35条の3第14項」に、「本項」を「この項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第4項中「から第3項まで」を削り、「附則第19条第1項及び附則第19条の3中」を「附則第19条第1項中」に、「金額。」を「金額とし、」と、附則第19条の3中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(附則第20条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」に改め、同条第7項中「附則第18条の6第13項」を「附則第18条の6第35項」に、「附則第18条の6第14項」を「附則第18条の6第36項」に改める。

附則第20条の2第1項中「本項」を「この項」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項第2号中「第34条の7、第34条の8第1項及び附則第7条第1項」を「第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第20条の2第1項」を「並びに附則第20条の2第1項」に改め、同項第4号中「及び」を「並びに」に改め、同項第5号を削る。

附則第20条の3第1項中「附則第35条の4の2第2項」を「附則第35条の4の2第8項」に、「本項」を「この項」に改める。

附則第20条の3の次に次の1条を加える。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の4第

- 1 項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の7、第34条の8第1項及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (5) 附則第21条第4項の規定の適用については、同項中「除く。）の額」とあるのは、「除く。）の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5（平成20年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3）の税率から限度税率を控除して得た率に100分の68（同日までに支払を受けるべきものにあつては、3分の2）を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3.4（同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の2）の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。
- (2) 第34条の7、第34条の8第1項及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の4第4項」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (5) 附則第21条第4項の規定の適用については、同項中「除く。）の額」とあるのは、「除く。）の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 6 租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20

条の4第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条例実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項と、「法第37条の3」とあるのは「租税条例実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の3」とする。

附則第21条を削る。

別表を削る。

第2条 水俣市税条例の一部を次のように改正する。

附則第20条の4第2項第2号中「第34条の7、第34条の8第1項及び附則第7条第1項」を「第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、同項第5号を削り、同条第3項中「100分の68（同日までに支払を受けるべきものにあつては、3分の2）」を「5分の3」に、「100分の3.4」を「100分の3」に、「100分の2」を「100分の1.8」に改め、同条第5項第2号中「第34条の7、第34条の8第1項及び附則第7条第1項」を「第34条の6、第34条の7、第34条の8第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、同項第5号を削り、同条第6項中「第34条の8第1項」を「第34条の8」に、「同項」を「同条第1項」に改め、「第33条第6項」と、「」の次に「同条第3項中」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第95条及び附則第16条の2の改正規定並びに附則第5条の規定 平成18年7月1日
- (2) 第1条中第57条及び第59条の改正規定 平成18年10月1日
- (3) 第1条中第36条の2第6項及び第53条の4の改正規定、附則第9条の改正規定及び別表を削る改正規定並びに次条第3項の規定 平成19年1月1日
- (4) 第1条中第34条の3第1項、第34条の4、第34条の6及び第34条の7の改正規定、第34条の8の改正規定（「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改める部分を除く。）附則第5条第2項及び第3項並びに附則第6条から第7条までの改正規定、附則第7条の2の次に1条を加える改正規定、附則第8条及び第16条の4から第20条の3までの改正規定、附則第21条を削る改正規定並びに第2条中附則第20条の4第2項、第5項及び第6項の改正規定並びに次条第2項並びに附則第3条及び第6条の規定 平成19年4月1日
- (5) 第1条中第34条の2及び第36条の2第1項の改正規定並びに次条第4項及び第5項の規定 平成20年1月1日
- (6) 第1条中第34条の8の改正規定（「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改める部分に限る。）附則第7条の2の改正規定及び第2条中附則第20条の4第3項の改正規定並びに次条第6項の規定 平成20年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の水俣市税条例（以下「新条例」という。）第24条第2項及び附則第5条第1項の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成17年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の3第1項及び第34条の6並びに附則第8条第2項、第17条第1項、第17条の2第1項、第17条の3第1項、第18条第1項及び第3項、第19条第1項、第19条の3並びに第20条の2第1項の規定は、平成19年

度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成18年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 3 新条例の規定中分離課税に係る所得割（新条例第53条の2の規定によって課する所得割をいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）に関する部分は、平成19年1月1日以後に支払うべき退職手当等（新条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。この場合において、平成19年1月1日から同年3月31日までに支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、附則第21条第3項の規定は、適用しない。
- 4 新条例第34条の2の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 所得割の納税義務者が、平成19年以後の各年において、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第11条第5項第1号に規定する旧長期損害保険料を支払った場合には、新条例第34条の2の規定により控除すべき地震保険料控除額は、同条の規定にかかわらず、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額として、同条の規定を適用する。
- 6 新条例第34条の8及び第2条の規定による改正後の水俣市税条例附則第20条の4第3項の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 7 平成18年度分の個人の市民税に限り、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の水俣市税条例（以下この項及び次条第1項において「旧条例」という。）第24条第2項の規定に該当する者であり、かつ、当該年度分の旧条例第36条の2第1項本文の規定による申告書の提出を要しなかった者で、施行日において新たに当該年度分の新条例第36条の2第1項本文の規定による申告書の提出を要することとなるものに係る同項の規定の適用については、同項中「3月15日」とあるのは、「平成18年4月30日」とする。
- 8 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 平成19年度分の個人の市民税に限り、当該市民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の市民税に係る新条例第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この項において「合計課税所得金額」という。）が、新条例第34条の6第1号ア又は第2号アに掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成20年度分の個人の市民税に係る合計課税所得金額、新条例附則第17条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額、新条例附則第18条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額、新条例附則第19条第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、新条例附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、新条例附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額（同条第2項第1号の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び新条例附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額（同条第5項第1号の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額が、新条例第34条の6第1号ア又は第2号アに掲げる金額を超えないものについては、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）を、新条例中所得割に関する部分（新条例第34条の8の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額から減額する。

- (1) 当該納税義務者の平成19年度分の新条例第34条の3の規定による所得割の額から新条例第34条の6の規定による控除額を控除した金額
- (2) 当該納税義務者の平成19年度分の個人の市民税に係る新条例第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき旧条例附則第21条第3項の規定により読み替えられた旧条例第34条の3第1項の規定を適用して計算した所得割の額

- 2 水俣市税条例の一部を改正する条例（平成17年条例第27号）附則第2条第6項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「0とする。」とあるのは「0とする。」の3分の2に相当する金額」と、「新条例中所得割に関する部分（新条例第34条の8の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額」とあるのは「水俣市税条例の一部を改正する条例（平成17年条例第27号）附則第2条第6項の規定による所得割の額」とする。
  - 3 第1項の規定は、同項に規定する市民税の所得割の納税義務者から、平成20年7月1日から同月31日（同月1日以後において同項の規定の適用を受けることとなった者については、当該適用を受けることとなった日から1月を経過した日の前日）までの間に、市長に対して、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用する。
  - 4 市長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該納税義務者につき第1項の規定を適用することができる。
  - 5 市長は、第1項の規定により所得割の額を減額した場合において、既に徴収された所得割の額、新条例第34条の8第1項の規定により控除された金額及び同条第2項の規定により個人の市民税に充当された金額の合計額が当該減額後の所得割の額を超えるときは、遅滞なく、当該超えることとなる金額に相当する金額を還付する。
  - 6 市長は、前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき納税義務者につき未納に係る徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、当該還付すべき金額をこれに充当する。
  - 7 市長は、第1項の規定の適用を受けようとする旨の申告があった場合においては、当該申告をした者に対し、第1項の規定による減額（以下この項において「特例減額」という。）をした場合にあっては、その旨（第5項又は第6項の規定による還付又は充当をした場合にあっては、その旨を含む。）を、特例減額をしない場合にあっては、その旨を、遅滞なく、通知する。
  - 8 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の14第1項の規定は、第6項の規定による充当について準用する。（固定資産税に関する経過措置）
- 第4条 別段の定めのある場合を除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成17年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第57条及び第59条の規定は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
  - 3 平成18年1月1日から平成18年3月31日までの間に新築された旧条例附則第10条の2第3項に規定する貸家住宅については、平成19年度分の固定資産税に限り、なお従前の例による。（市たばこ税に関する経過措置）
- 第5条 平成18年7月1日（次項及び第3項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 指定日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第156条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。
    - (1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき321円
    - (2) 新条例附則第16条の2第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき152円

- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年総務省令第60号）別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成19年1月4日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。第6項において「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第94条第2項、第98条第4項及び第5項並びに第101条の規定を適用する。この場合において、新条例第19条中「第98条第1項若しくは第2項、」とあるのは「水俣市税条例の一部を改正する条例（平成18年条例第42号。以下この条及び第2章第4節において「平成18年改正条例」という。）附則第5条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第98条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第3項」と、新条例第94条第2項中「前項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第2項」と、新条例第98条第4項中「施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年総務省令第60号）別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第4項」と、新条例第101条第2項中「第98条第1項又は第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第4項」と読み替えるものとする。
- 6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

第6条 水俣市税条例の一部を改正する条例（平成17年条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第6項中「、第34条の4及び前条」を「及び前2条」に改める。

（専決処分を必要とする理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）の改正時期が遅れ、市税賦課に急施を要するので専決処分するものである。

## 議第67号

### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

## 専第2号

### 専決処分書

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基

づき、次のとおり専決処分する。

平成18年3月31日専決

水俣市長 宮 本 勝 彬

### 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険税条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び第11条第1項中「8万円」を「9万円」に改める。

附則第3項中「公的年金等に係る所得について同条第4項」を「公的年金等に係る所得（次項から附則第7項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第4項」に改め、「限る」の次に「。次項から附則第7項までにおいて「特定公的年金等控除額」という」を加え、「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、附則第11項中「附則第33条の3第1項」を「附則第33条の3第5項」に改め、同項を附則第15項とし、附則第10項中「附則第35条の4の2第1項」を「附則第35条の4の2第7項」に改め、同項を附則第14項とし、附則第9項中「附則第35条の4第1項」を「附則第35条の4第4項」に改め、同項を附則第13項とし、附則第8項中「附則第35条の3第3項」を「附則第35条の3第13項」に、「第6項」を「第10項」に改め、同項を附則第12項とし、附則第7項中「附則第35条の2の6第1項」を「附則第35条の2の6第7項」に改め、同項を附則第11項とし、附則第6項中「附則第35条の2第1項」を「附則第35条の2第6項」に改め、同項を附則第10項とし、附則第5項中「附則第35条第1項」を「附則第35条第5項」に、「附則第34条第1項」を「附則第34条第4項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第4項中「附則第34条第1項」を「附則第34条第4項」に、「本項」を「この項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第3項の次に次の4項を加える。

（平成18年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例）

4 平成18年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第7項までにおいて「旧法による特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けたときにおける第11条第1項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から28万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

（平成19年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例）

5 平成19年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第11条第1項の規定の適用については、第3項の規定にかかわらず、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から22万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

（平成18年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例）

6 平成18年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第3条の規定の適用については、同条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から13万円を控除した金額によるものとする。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」とする。

（平成19年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例）

7 平成19年度分の国民健康保険税に限り、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得に



ついて旧法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第3条の規定の適用については、同条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から7万円を控除した金額によるものとする。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」とする。

附則に次の2項を加える。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第11条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条及び第11条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第4項から附則第11項までの改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の水俣市国民健康保険税条例の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成17年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（専決処分を必要とする理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）の改正時期が遅れ、国民健康保険税賦課に急施を要するので専決処分するものである。

## 議第68号

### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項

の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第3号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

専第3号

#### 専 決 処 分 書

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成18年3月31日専決

水俣市長 宮本勝彬

#### 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

水俣市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,000円」を「8,800円」に改め、同条第3項中「450円」を「433円」に改める。

第9条の2第2項第1号中「104,970円」を「104,590円」に改め、同項第2号中「56,950円」を「56,710円」に改め、同項第3号中「52,490円」を「52,300円」に改め、同項第4号中「28,480円」を「28,360円」に改める。

別表第1中「12,470」を「12,400」に、「13,340」を「13,300」に、「10,740」を「10,600」に、「11,600」を「11,500」に、「9,000」を「8,800」に、「9,870」を「9,700」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の水俣市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項、第9条の2第2項並びに別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。)並びに平成18年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに平成18年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

(専決処分を必要とする理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(平成18年政令第65号)が公布、平成18年4月1日から施行されることに伴い、公務災害補償支給に急施を要するので専決処分するものである。

議第69号

#### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第4号 平成17年度水俣市一般会計補正予算(第7号)

専第4号

専 決 処 分 書

平成17年度水俣市一般会計補正予算(第7号)を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成18年3月31日専決

水俣市長 宮本勝彬

(専決処分を必要とする理由)

年度末における地方債発行許可額の確定に伴う限度額の変更等により、予算措置に急施を要し、専決処分するのである。

(別紙)

平成17年度水俣市一般会計補正予算(第7号)

平成17年度水俣市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加・変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正(第7号)

歳 入 (単位:千円)

| 款             | 項            | 既 定 額      | 補 正 額  | 計          |
|---------------|--------------|------------|--------|------------|
| 18. 繰 入 金     |              | 292,708    | 54,900 | 237,808    |
|               | 1. 基 金 繰 入 金 | 292,708    | 54,900 | 237,808    |
| 21. 市 債       |              | 1,498,400  | 54,900 | 1,553,300  |
|               | 1. 市 債       | 1,498,400  | 54,900 | 1,553,300  |
| 補正されなかった款に係る額 |              | 11,395,908 |        | 11,395,908 |
| 歳 入 合 計       |              | 13,187,016 | 0      | 13,187,016 |

歳 出 (単位:千円)

| 款              | 項                | 既 定 額     | 補 正 額 | 計         |
|----------------|------------------|-----------|-------|-----------|
| 2. 総 務 費       |                  | 1,959,654 | 0     | 1,959,654 |
|                | 1. 総 務 管 理 費     | 1,393,885 | 0     | 1,393,885 |
| 3. 民 生 費       |                  | 3,732,218 | 0     | 3,732,218 |
|                | 2. 児 童 福 祉 費     | 1,535,030 | 0     | 1,535,030 |
| 4. 衛 生 費       |                  | 1,858,342 | 0     | 1,858,342 |
|                | 2. 清 掃 費         | 630,709   | 0     | 630,709   |
|                | 3. 簡 易 水 道 設 置 費 | 10,982    | 0     | 10,982    |
| 5. 農 林 水 産 業 費 |                  | 365,682   | 0     | 365,682   |
|                | 1. 農 業 費         | 243,448   | 0     | 243,448   |
|                | 3. 水 産 業 費       | 49,182    | 0     | 49,182    |

|               |                          |            |   |            |
|---------------|--------------------------|------------|---|------------|
| 6. 商 工 費      |                          | 241,946    | 0 | 241,946    |
|               | 1. 商 工 費                 | 241,946    | 0 | 241,946    |
| 7. 土 木 費      |                          | 1,913,288  | 0 | 1,913,288  |
|               | 2. 道 路 橋 り よ う 費         | 405,865    | 0 | 405,865    |
|               | 3. 河 川 費                 | 42,235     | 0 | 42,235     |
|               | 4. 港 湾 費                 | 26,373     | 0 | 26,373     |
|               | 5. 都 市 計 画 費             | 991,706    | 0 | 991,706    |
|               | 6. 住 宅 費                 | 445,921    | 0 | 445,921    |
| 10. 災 害 復 旧 費 |                          | 67,116     | 0 | 67,116     |
|               | 1. 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費 | 52,852     | 0 | 52,852     |
| 補正されなかった款に係る額 |                          | 3,048,770  | 0 | 3,048,770  |
| 歳 出 合 計       |                          | 13,187,016 | 0 | 13,187,016 |

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

| 款        | 項            | 事 業 名            | 金 額         |
|----------|--------------|------------------|-------------|
| 3. 民 生 費 | 2. 児 童 福 祉 費 | 児童手当システム改修業務委託料  | 千円<br>1,649 |
| 9. 教 育 費 | 5. 保 健 体 育 費 | ひばりヶ丘グラウンド照明移設工事 | 3,830       |

第3表 地 方 債 補 正

1 追 加

| 起 債 の 目 的                        | 限 度 額        | 起債の方法          | 利 率                                                                            | 償 還 の 方 法                                                                                                                        |
|----------------------------------|--------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一 般 公 共 事 業<br>( 財 源 対 策 債 等 分 ) | 千円<br>11,900 | 証書借入又は<br>証券発行 | 4.0%以内(ただし、<br>利率見直し方式で借り入れる政<br>府資金等について、利率の見直し<br>を行った後においては、当該見直し<br>後の利率。) | 政府資金については、その融<br>資条件により、銀行その他の場<br>合にはその債権者と協定するも<br>のによる。ただし、市財政の都<br>合により据置期間及び償還期限<br>を短縮し、又は、繰上償還若し<br>くは低利に借換えすることがで<br>きる。 |
| 計                                | 11,900       |                |                                                                                |                                                                                                                                  |

2 変 更

| 起 債 の 目 的      | 補 正 前        |       |    |       | 補 正 後        |       |    |       |
|----------------|--------------|-------|----|-------|--------------|-------|----|-------|
|                | 限 度 額        | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限 度 額        | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 一般公共事業(海岸事業)   | 千円<br>21,100 |       |    |       | 千円<br>23,500 |       |    |       |
| 一般公共事業(港湾事業)   | 19,800       |       |    |       | 0            |       |    |       |
| 一般公共事業(農業農村事業) | 11,000       |       |    |       | 12,300       |       |    |       |
| 一般公共事業(水産基盤事業) | 5,400        |       |    |       | 0            |       |    |       |
| 一般公共事業(災害関連事業) | 5,800        |       |    |       | 10,500       |       |    |       |
| 一 般 単 独 事 業    | 70,400       |       |    |       | 2,700        |       |    |       |
| 過 疎 対 策 事 業    | 105,900      |       |    |       | 202,200      |       |    |       |
| 県道路整備事業負担金     | 9,800        |       |    |       | 0            |       |    |       |
| 生活環境施設整備事業債    | 8,700        |       |    |       | 0            |       |    |       |

|                |           |  |  |  |           |  |  |  |
|----------------|-----------|--|--|--|-----------|--|--|--|
| 公営住宅建設事業       | 268,600   |  |  |  | 268,300   |  |  |  |
| 自然災害防止事業       | 8,600     |  |  |  | 4,500     |  |  |  |
| 臨時地方道整備事業      | 55,800    |  |  |  | 105,500   |  |  |  |
| 災害復旧事業         | 17,500    |  |  |  | 18,800    |  |  |  |
| 社会福祉施設整備事業債    | 27,500    |  |  |  | 30,900    |  |  |  |
| 公有林整備事業債       | 51,600    |  |  |  | 51,300    |  |  |  |
| 補正されなかった事業に係る額 | 810,900   |  |  |  | 810,900   |  |  |  |
| 計              | 1,498,400 |  |  |  | 1,541,400 |  |  |  |

## 議第70号

### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第5号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

## 専第5号

### 専決処分書

平成18年度水俣市一般会計補正予算（第1号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成18年4月10日専決

水俣市長 宮本勝彬

（専決処分を必要とする理由）

水産振興対策事業の実施に当たり、予算措置に急務を要し、専決処分するものである。

（別紙）

平成18年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

平成18年度水俣市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,007千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,412,437千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

| 款            | 項          | 既 定 額   | 補 正 額 | 計       |
|--------------|------------|---------|-------|---------|
| 12. 分担金及び負担金 |            | 186,968 | 833   | 187,801 |
|              | 1. 分 担 金   | 1       | 833   | 834     |
| 15. 県 支 出 金  |            | 760,265 | 3,150 | 763,415 |
|              | 2. 県 補 助 金 | 220,005 | 3,150 | 223,155 |

|               |         |            |       |            |
|---------------|---------|------------|-------|------------|
| 18.繰入金        |         | 303,309    | 24    | 303,333    |
|               | 1.基金繰入金 | 303,309    | 24    | 303,333    |
| 補正されなかった款に係る額 |         | 10,157,888 |       | 10,157,888 |
| 歳入合計          |         | 11,408,430 | 4,007 | 11,412,437 |

歳出 (単位：千円)

| 款             | 項      | 既定額        | 補正額   | 計          |
|---------------|--------|------------|-------|------------|
| 5.農林水産業費      |        | 190,295    | 4,007 | 194,302    |
|               | 3.水産業費 | 24,107     | 4,007 | 28,114     |
| 補正されなかった款に係る額 |        | 11,218,135 |       | 11,218,135 |
| 歳出合計          |        | 11,408,430 | 4,007 | 11,412,437 |

## 議第71号

### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第6号 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）

## 専第6号

### 専決処分書

平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成18年5月19日専決

水俣市長 宮本勝彬

（専決処分を必要とする理由）

平成17年度における国庫負担金等の交付遅延により歳入欠かんが生じたため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）

平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ24,643千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,503,354千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

| 款     | 項 | 既定額 | 補正額    | 計      |
|-------|---|-----|--------|--------|
| 6.諸収入 |   | 4   | 24,643 | 24,647 |

|               |      |   |           |        |           |
|---------------|------|---|-----------|--------|-----------|
|               | 2. 雑 | 入 | 3         | 24,643 | 24,646    |
| 補正されなかった款に係る額 |      |   | 4,478,707 |        | 4,478,707 |
| 歳 入 合 計       |      |   | 4,478,711 | 24,643 | 4,503,354 |

歳 出 (単位：千円)

| 款             | 項           | 既 定 額     | 補 正 額  | 計         |
|---------------|-------------|-----------|--------|-----------|
| 5. 前年度繰上充用金   |             | 0         | 24,643 | 24,643    |
|               | 1. 前年度繰上充用金 | 0         | 24,643 | 24,643    |
| 補正されなかった款に係る額 |             | 4,478,711 |        | 4,478,711 |
| 歳 出 合 計       |             | 4,478,711 | 24,643 | 4,503,354 |

## 議第72号

### 水俣市収入役事務兼掌条例の制定について

水俣市収入役事務兼掌条例を次のように制定することとする。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

### 水俣市収入役事務兼掌条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第168条第2項ただし書の規定に基づき、水俣市に収入役を置かないことに関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の兼掌)

第2条 収入役の事務は、助役が兼掌する。

2 助役に事故があるとき、又は助役が欠けたときは、市長がその事務を兼掌する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(水俣市長等の給与に関する条例の一部改正)

2 水俣市長等の給与に関する条例（昭和26年告示第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、助役及び収入役」を「及び助役」に改める。

第5条第1項第2号中「及び収入役」を削る。

第6条の2中「助役又は収入役（以下この条において「助役等」という。）」を「助役」に、「当該助役等」を「当該助役」に改める。

別表中収入役の項を削る。

(水俣市旅費支給条例の一部改正)

3 水俣市旅費支給条例（昭和26年告示第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「収入役」を削る。

別表第4中「収入役」を削る。

(水俣市職員共済組合条例の一部改正)

4 水俣市職員共済組合条例（昭和36年告示第26号）の一部を次のように改正する。

第6条中「収入役」を「総務企画部長」に改める。

(水俣市表彰条例の一部改正)

5 水俣市表彰条例（昭和46年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条中「、収入役」を削る。

(水俣市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

- 6 水俣市特別職報酬等審議会条例(昭和46年条例第24号)の一部を次のように改正する。  
第2条中「、助役及び収入役」を「及び助役」に改める。

(提案理由)

収入役の事務を助役に兼掌させるため、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第73号

### 水俣市長等の給与の特例に関する条例の制定について

水俣市長等の給与の特例に関する条例を次のように制定することとする。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮本勝彬

### 水俣市長等の給与の特例に関する条例

(市長及び助役の給料の額の特例)

- 第1条 市長及び助役の給料月額、水俣市長等の給与に関する条例(昭和26年告示第18号)第3条の規定にかかわらず、同条例別表に定める額から、市長にあっては同表に定める額に100分の10を、助役にあっては同表に定める額に100分の5をそれぞれ乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める額とする。

(教育長の給料の額の特例)

- 第2条 教育長の給料月額は、水俣市教育長の給与等に関する条例(昭和42年条例第21号)第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から、その額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(この条例の失効)
- 2 この条例は、施行日以後最初にその期日を告示される市長選挙により選出される市長の任期の開始の日にその効力を失う。

(提案理由)

水俣市特別職報酬等審議会の答申に基づき市長等の給料月額を減額するため、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第74号

### 水俣市生活安全安心まちづくり条例の制定について

水俣市生活安全安心まちづくり条例を次のように制定することとする。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮本勝彬

### 水俣市生活安全安心まちづくり条例

(目的)

- 第1条 この条例は、地域における犯罪、事故等を防止するため、市民の安全意識の高揚及び自主的な安全活動の



推進を図るとともに、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を行うことによって、子どもから高齢者まですべての市民が安全で安心して暮らすことができる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、市民とは、市内に住所を有する者、市内に滞在(通勤及び通学を含む。)する者及び市内において土地、建物若しくは工作物を所有し、又は管理する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民の安全意識の高揚を図るための啓発活動
- (2) 安全確保に関する市民の自主的活動の支援
- (3) 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項各号に掲げる施策の実施に当たっては、国、県及び水俣警察署と緊密な連携を図るものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らの安全の確保及び地域の安全活動の推進に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第5条 市は、市民及び水俣地区防犯協会連合会と連携、協働して、安全で安心なまちづくりを推進するための体制の整備に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

子どもから高齢者まですべての市民が安全で安心して暮らすことができる社会を実現するため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第75号

### 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

### 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和35年告示第9号)の一部を次のように改正する。

別表中

|         |    |          |   |
|---------|----|----------|---|
| 老人福祉指導員 | 月額 | 99,100円  | を |
| 婦人相談員   | "  | 106,600円 |   |
| 婦人相談員   | 月額 | 106,600円 | に |

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

老人福祉指導員を廃止するため、本案のように制定しようとするものである。

議第76号

水俣市消防団の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市消防団の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市消防団の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例  
水俣市消防団の定員、任免、給与及び服務等に関する条例(昭和40年条例第46号)の一部を次のように改正する。  
第5条第2項第2号を次のように改める。

(2) 当該消防団の区域外に転住し、又は転勤したとき

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

区域外に居住する消防団員の資格について、団員の任用と整合性を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第77号

平成18年度水俣市一般会計補正予算(第2号)

平成18年度水俣市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,033,498千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,445,935千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加・変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加・変更は、「第3表地方債補正」による。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正(第2号)

歳 入

(単位:千円)

| 款            | 項        | 既 定 額   | 補 正 額  | 計       |
|--------------|----------|---------|--------|---------|
| 12. 分担金及び負担金 |          | 187,801 | 13,253 | 201,054 |
|              | 1. 分 担 金 | 834     | 13,253 | 14,087  |

|               |          |            |           |            |
|---------------|----------|------------|-----------|------------|
| 14. 国庫支出金     |          | 1,201,533  | 168,686   | 1,370,219  |
|               | 1. 国庫負担金 | 1,082,014  | 205       | 1,081,809  |
|               | 2. 国庫補助金 | 111,567    | 168,891   | 280,458    |
| 15. 県支出金      |          | 763,415    | 175,915   | 939,330    |
|               | 1. 県負担金  | 505,411    | 205       | 505,206    |
|               | 2. 県補助金  | 223,155    | 122,940   | 346,095    |
|               | 3. 委託金   | 34,849     | 53,180    | 88,029     |
| 18. 繰入金       |          | 303,333    | 169,423   | 472,756    |
|               | 1. 基金繰入金 | 303,333    | 169,423   | 472,756    |
| 19. 繰越金       |          | 1          | 100,000   | 100,001    |
|               | 1. 繰越金   | 1          | 100,000   | 100,001    |
| 20. 諸収入       |          | 311,865    | 9,521     | 321,386    |
|               | 4. 雑収入   | 146,767    | 9,521     | 156,288    |
| 21. 市債        |          | 416,800    | 396,700   | 813,500    |
|               | 1. 市債    | 416,800    | 396,700   | 813,500    |
| 補正されなかった款に係る額 |          | 8,227,689  |           | 8,227,689  |
| 歳入合計          |          | 11,412,437 | 1,033,498 | 12,445,935 |

歳出

(単位：千円)

| 款         | 項            | 既定額       | 補正額     | 計         |
|-----------|--------------|-----------|---------|-----------|
| 1. 議会費    |              | 182,642   | 1,942   | 180,700   |
|           | 1. 議会費       | 182,642   | 1,942   | 180,700   |
| 2. 総務費    |              | 1,398,688 | 129,138 | 1,527,826 |
|           | 1. 総務管理費     | 894,591   | 126,087 | 1,020,678 |
|           | 2. 徴税費       | 163,089   | 9,513   | 172,602   |
|           | 3. 戸籍住民基本台帳費 | 69,612    | 763     | 70,375    |
|           | 4. 選挙費       | 25,364    | 92      | 25,456    |
|           | 5. 統計調査費     | 210,332   | 7,048   | 203,284   |
|           | 6. 監査委員費     | 35,700    | 269     | 35,431    |
| 3. 民生費    |              | 3,675,631 | 19,787  | 3,655,844 |
|           | 1. 社会福祉費     | 1,471,033 | 21,577  | 1,449,456 |
|           | 2. 児童福祉費     | 1,467,732 | 3,353   | 1,471,085 |
|           | 3. 生活保護費     | 736,866   | 1,563   | 735,303   |
| 4. 衛生費    |              | 1,823,357 | 100,579 | 1,923,936 |
|           | 1. 保健衛生費     | 668,482   | 16,016  | 684,498   |
|           | 2. 清掃費       | 697,414   | 45,448  | 742,862   |
|           | 4. 環境対策費     | 150,922   | 39,115  | 190,037   |
| 5. 農林水産業費 |              | 194,302   | 220,525 | 414,827   |
|           | 1. 農業費       | 128,934   | 169,046 | 297,980   |
|           | 2. 林業費       | 37,254    | 53,467  | 90,721    |
|           | 3. 水産業費      | 28,114    | 1,988   | 26,126    |
| 6. 商工費    |              | 210,535   | 22,377  | 232,912   |
|           | 1. 商工費       | 210,535   | 22,377  | 232,912   |
| 7. 土木費    |              | 1,103,354 | 568,400 | 1,671,754 |
|           | 2. 道路橋りょう費   | 117,593   | 255,278 | 372,871   |
|           | 3. 河川費       | 606       | 34,650  | 35,256    |

|               |          |            |           |            |
|---------------|----------|------------|-----------|------------|
|               | 4. 港湾費   | 335        | 31,500    | 31,835     |
|               | 5. 都市計画費 | 838,553    | 236,917   | 1,075,470  |
|               | 6. 住宅費   | 142,214    | 10,055    | 152,269    |
| 8. 消防費        |          | 359,513    | 19,189    | 378,702    |
|               | 1. 消防費   | 359,513    | 19,189    | 378,702    |
| 9. 教育費        |          | 889,084    | 4,981     | 884,103    |
|               | 1. 教育総務費 | 130,647    | 1,997     | 128,650    |
|               | 2. 小学校費  | 145,306    | 6,799     | 138,507    |
|               | 3. 中学校費  | 158,338    | 5,165     | 153,173    |
|               | 4. 社会教育費 | 177,847    | 24,862    | 202,709    |
|               | 5. 保健体育費 | 276,946    | 15,882    | 261,064    |
| 11. 公債費       |          | 1,560,319  | 0         | 1,560,319  |
|               | 1. 公債費   | 1,560,319  | 0         | 1,560,319  |
| 補正されなかった款に係る額 |          | 15,012     |           | 15,012     |
| 歳出合計          |          | 11,412,437 | 1,033,498 | 12,445,935 |

第2表 債務負担行為補正

1 追加

| 事項                          | 期間                 | 限度額         |
|-----------------------------|--------------------|-------------|
| 課税支援システム整備委託料<br>(税務課)      | 自平成19年度<br>至平成19年度 | 千円<br>2,303 |
| 課税支援システムハードウェアリース料<br>(税務課) | 自平成19年度<br>至平成23年度 | 3,978       |
| 固定資産現況調査事業業務委託料<br>(税務課)    | 自平成19年度<br>至平成20年度 | 13,700      |
| 厚生会館管理委託料<br>(福祉課)          | 自平成19年度<br>至平成20年度 | 240         |

2 変更

| 事項                       | 補正前                |              | 補正後                |              |
|--------------------------|--------------------|--------------|--------------------|--------------|
|                          | 期間                 | 限度額          | 期間                 | 限度額          |
| パソコンリース料(小学校)<br>(教育総務課) | 自平成19年度<br>至平成23年度 | 千円<br>21,994 | 自平成19年度<br>至平成23年度 | 千円<br>23,327 |

第3表 地方債補正

1 追加

| 起債の目的          | 限度額          | 起債の方法          | 利率                                                                                | 償還の方法                                                                                                                                           |
|----------------|--------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般公共事業(海岸事業)   | 千円<br>24,700 | 証書借入又は<br>証券発行 | 4.0%以内(ただし、<br>利率見直し方式で借入<br>れる政府資金等について、<br>利率の見直しを行った後<br>においては、当該見直し<br>後の利率。) | 政府資金については、<br>その融資条件により、<br>銀行その他の場合<br>にはその債権者と<br>協定するものによ<br>る。ただし、市財政<br>の都合により据置<br>期間及び償還期限<br>を短縮し、又は、<br>繰上償還若しくは<br>低利に借換えるこ<br>とができる。 |
| 一般公共事業(港湾事業)   | 23,400       |                |                                                                                   |                                                                                                                                                 |
| 一般公共事業(公園事業)   | 9,000        |                |                                                                                   |                                                                                                                                                 |
| 一般公共事業(農業農村事業) | 9,900        |                |                                                                                   |                                                                                                                                                 |
| 一般公共事業(水産基盤事業) | 5,400        |                |                                                                                   |                                                                                                                                                 |
| 一般公共事業(災害関連事業) | 8,000        |                |                                                                                   |                                                                                                                                                 |
| 一般単独事業         | 138,800      |                |                                                                                   |                                                                                                                                                 |
| 県道路整備事業        | 8,400        |                |                                                                                   |                                                                                                                                                 |
| 自然防止事業         | 2,600        |                |                                                                                   |                                                                                                                                                 |

|            |         |  |  |  |
|------------|---------|--|--|--|
| 臨時地方道路整備事業 | 55,800  |  |  |  |
| 計          | 286,000 |  |  |  |

## 2 変更

| 起債の目的          | 補正前          |       |    |       | 補正後           |       |    |       |
|----------------|--------------|-------|----|-------|---------------|-------|----|-------|
|                | 限度額          | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額           | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 過疎対策事業         | 千円<br>14,900 |       |    |       | 千円<br>114,200 |       |    |       |
| 公営住宅建設事業       | 50,900       |       |    |       | 62,300        |       |    |       |
| 補正されなかった事業に係る額 | 351,000      |       |    |       | 351,000       |       |    |       |
| 計              | 416,800      |       |    |       | 527,500       |       |    |       |

## 議第78号

### 平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50,799千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,725,068千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

| 款             | 項         | 既定額       | 補正額    | 計         |
|---------------|-----------|-----------|--------|-----------|
| 3. 国庫支出金      |           | 1,242,211 | 12,453 | 1,229,758 |
|               | 1. 国庫負担金  | 805,408   | 20,089 | 785,319   |
|               | 2. 国庫補助金  | 436,803   | 7,636  | 444,439   |
| 8. 繰入金        |           | 513,841   | 38,346 | 475,495   |
|               | 1. 他会計繰入金 | 242,557   | 535    | 243,092   |
|               | 2. 基金繰入金  | 271,284   | 38,881 | 232,403   |
| 補正されなかった款に係る額 |           | 2,019,815 |        | 2,019,815 |
| 歳入合計          |           | 3,775,867 | 50,799 | 3,725,068 |

歳出 (単位：千円)

| 款          | 項          | 既定額     | 補正額    | 計       |
|------------|------------|---------|--------|---------|
| 1. 総務費     |            | 63,808  | 314    | 63,494  |
|            | 1. 総務管理費   | 33,256  | 2,252  | 31,004  |
|            | 2. 徴税費     | 24,360  | 1,938  | 26,298  |
| 3. 老人保健拠出金 |            | 728,764 | 58,597 | 670,167 |
|            | 1. 老人保健拠出金 | 728,764 | 58,597 | 670,167 |
| 4. 介護納付金   |            | 165,230 | 453    | 164,777 |
|            | 1. 介護納付金   | 165,230 | 453    | 164,777 |

|               |         |           |        |           |
|---------------|---------|-----------|--------|-----------|
| 6.保健事業費       |         | 11,074    | 8,565  | 19,639    |
|               | 1.保健事業費 | 11,074    | 8,565  | 19,639    |
| 補正されなかった款に係る額 |         | 2,806,991 |        | 2,806,991 |
| 歳出合計          |         | 3,775,867 | 50,799 | 3,725,068 |

議第79号

平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）

平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ754千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,502,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入 (単位：千円)

| 款             | 項         | 既定額       | 補正額 | 計         |
|---------------|-----------|-----------|-----|-----------|
| 4.繰入金         |           | 379,442   | 754 | 378,688   |
|               | 1.一般会計繰入金 | 379,442   | 754 | 378,688   |
| 補正されなかった款に係る額 |           | 4,123,912 |     | 4,123,912 |
| 歳入合計          |           | 4,503,354 | 754 | 4,502,600 |

歳出 (単位：千円)

| 款             | 項       | 既定額       | 補正額 | 計         |
|---------------|---------|-----------|-----|-----------|
| 1.総務費         |         | 26,349    | 754 | 25,595    |
|               | 1.総務管理費 | 26,349    | 754 | 25,595    |
| 補正されなかった款に係る額 |         | 4,477,005 |     | 4,477,005 |
| 歳出合計          |         | 4,503,354 | 754 | 4,502,600 |

議第80号

平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成18年度水俣市介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,390千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,541,540千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

| 款             | 項          | 既定額       | 補正額   | 計         |
|---------------|------------|-----------|-------|-----------|
| 1. 保険料        |            | 403,318   | 322   | 403,640   |
|               | 1. 介護保険料   | 403,318   | 322   | 403,640   |
| 4. 国庫支出金      |            | 627,672   | 679   | 628,351   |
|               | 2. 国庫補助金   | 203,063   | 679   | 203,742   |
| 6. 県支出金       |            | 367,193   | 339   | 367,532   |
|               | 2. 県補助金    | 7,404     | 339   | 7,743     |
| 8. 繰入金        |            | 388,933   | 2,730 | 386,203   |
|               | 1. 一般会計繰入金 | 388,933   | 2,730 | 386,203   |
| 補正されなかった款に係る額 |            | 755,814   |       | 755,814   |
| 歳入合計          |            | 2,542,930 | 1,390 | 2,541,540 |

歳出 (単位：千円)

| 款             | 項               | 既定額       | 補正額   | 計         |
|---------------|-----------------|-----------|-------|-----------|
| 1. 総務費        |                 | 77,837    | 3,069 | 74,768    |
|               | 1. 総務管理費        | 37,502    | 2,869 | 34,633    |
|               | 2. 徴収費          | 9,554     | 200   | 9,354     |
| 4. 地域支援事業     |                 | 41,316    | 1,679 | 42,995    |
|               | 2. 包括的支援事業・任意事業 | 28,905    | 1,679 | 30,584    |
| 補正されなかった款に係る額 |                 | 2,423,777 |       | 2,423,777 |
| 歳出合計          |                 | 2,542,930 | 1,390 | 2,541,540 |

議第81号

平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,296千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,612,989千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

| 款           | 項        | 既定額    | 補正額    | 計      |
|-------------|----------|--------|--------|--------|
| 1. 分担金及び負担金 |          | 17,656 | 5,176  | 22,832 |
|             | 1. 負担金   | 17,656 | 5,176  | 22,832 |
| 3. 国庫支出金    |          | 81,000 | 18,000 | 99,000 |
|             | 1. 国庫補助金 | 81,000 | 18,000 | 99,000 |

|               |       |           |        |           |
|---------------|-------|-----------|--------|-----------|
| 4.繰入金         |       | 739,914   | 10,780 | 729,134   |
|               | 1.繰入金 | 739,914   | 10,780 | 729,134   |
| 7.市債          |       | 460,600   | 15,900 | 476,500   |
|               | 1.市債  | 460,600   | 15,900 | 476,500   |
| 補正されなかった款に係る額 |       | 285,523   |        | 285,523   |
| 歳入合計          |       | 1,584,693 | 28,296 | 1,612,989 |

歳出 (単位：千円)

| 款             | 項          | 既定額       | 補正額    | 計         |
|---------------|------------|-----------|--------|-----------|
| 1.公共下水道事業費    |            | 414,677   | 28,296 | 442,973   |
|               | 1.公共下水道事業費 | 414,677   | 28,296 | 442,973   |
| 2.公債費         |            | 1,169,016 | 0      | 1,169,016 |
|               | 1.公債費      | 1,169,016 | 0      | 1,169,016 |
| 補正されなかった款に係る額 |            | 1,000     |        | 1,000     |
| 歳出合計          |            | 1,584,693 | 28,296 | 1,612,989 |

第2表 地方債補正

変更

| 起債の目的          | 補正前           |       |    |       | 補正後           |       |    |       |
|----------------|---------------|-------|----|-------|---------------|-------|----|-------|
|                | 限度額           | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額           | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 公共下水道事業        | 千円<br>223,500 |       |    |       | 千円<br>239,400 |       |    |       |
| 補正されなかった事業に係る額 | 237,100       |       |    |       | 237,100       |       |    |       |
| 計              | 460,600       |       |    |       | 476,500       |       |    |       |

議第82号

平成18年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成18年度水俣市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収支の補正）

第2条 平成18年度水俣市水道事業会計予算第3条に定めた収益定収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科目）       | （既決予定額）   | （補正予定額） | （計）       |
|------------|-----------|---------|-----------|
|            | 収 入       |         |           |
| 第1款 水道事業収益 | 505,959千円 | 600千円   | 506,559千円 |
| 第1項 営業収益   | 505,348千円 | 600千円   | 505,948千円 |
| 第2項 営業外収益  | 609千円     | 0千円     | 609千円     |
| 第3項 特別利益   | 2千円       | 0千円     | 2千円       |
|            | 支 出       |         |           |
| 第1款 水道事業費  | 436,807千円 | 200千円   | 437,007千円 |
| 第1項 営業費用   | 356,035千円 | 200千円   | 356,235千円 |
| 第2項 営業外費用  | 79,620千円  | 0千円     | 79,620千円  |
| 第3項 特別損失   | 152千円     | 0千円     | 152千円     |
| 第4項 予備費    | 1,000千円   | 0千円     | 1,000千円   |



平成18年6月2日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

---

### 議第83号

#### 指定管理者の指定について

水俣市厚生会館の指定管理者を次のように指定することとする。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
水俣市厚生会館
- 2 指定管理候補者の名称  
水俣市遺族会 会長 徳富勲
- 3 指定期間  
平成18年7月1日から平成21年3月31日まで

(提案理由)

水俣市厚生会館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

### 議第84号

#### 指定管理者の指定について

水俣市立養護老人ホーム恵愛園の指定管理者を次のように指定することとする。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
水俣市立養護老人ホーム恵愛園
- 2 指定管理候補者の名称  
社会福祉法人水俣市社会福祉事業団
- 3 指定期間  
平成18年7月1日から平成19年3月31日まで

(提案理由)

水俣市立養護老人ホーム恵愛園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

### 議第85号

#### 指定管理者の指定について

水俣市ワークプラザの指定管理者を次のように指定することとする。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
水俣市ワークプラザ
- 2 指定管理候補者の名称  
社団法人水俣市シルバー人材センター
- 3 指定期間  
平成18年7月1日から平成19年3月31日まで

(提案理由)

水俣市ワークプラザの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

#### 議第86号

##### 指定管理者の指定について

水俣市立明水園の指定管理者を次のように指定することとする。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
水俣市立明水園
- 2 指定管理候補者の名称  
社会福祉法人水俣市社会福祉事業団
- 3 指定期間  
平成18年7月1日から平成19年3月31日まで

(提案理由)

水俣市立明水園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

#### 議第87号

##### 指定管理者の指定について

水俣市障害者デイサービスセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
水俣市障害者デイサービスセンター
- 2 指定管理候補者の名称  
社会福祉法人水俣市社会福祉事業団
- 3 指定期間

平成18年7月1日から平成19年3月31日まで

(提案理由)

水俣市障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

#### 議第88号

##### 指定管理者の指定について

みなまた環境テクノセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
みなまた環境テクノセンター
- 2 指定管理候補者の名称  
株式会社みなまた環境テクノセンター
- 3 指定期間  
平成18年7月1日から平成19年3月31日まで

(提案理由)

みなまた環境テクノセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

#### 議第89号

##### 指定管理者の指定について

水俣市勤労青少年ホームの指定管理者を次のように指定することとする。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
水俣市勤労青少年ホーム
- 2 指定管理候補者の名称  
財団法人水俣市振興公社
- 3 指定期間  
平成18年7月1日から平成19年3月31日まで

(提案理由)

水俣市勤労青少年ホームの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

## 議第90号

### 指定管理者の指定について

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
水俣市湯の鶴温泉保健センター
- 2 指定管理候補者の名称  
水俣市第15区自治会 会長 川野剛一
- 3 指定期間  
平成18年7月1日から平成19年3月31日まで

(提案理由)

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

## 議第91号

### 指定管理者の指定について

みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者を次のように指定することとする。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
みなまた観光物産館まつぼっくり
- 2 指定管理候補者の名称  
株式会社みなまた
- 3 指定期間  
平成18年7月1日から平成19年3月31日まで

(提案理由)

みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

## 議第92号

### 指定管理者の指定について

水俣市地域農業担い手育成センターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

水俣市地域農業担い手育成センター

2 指定管理候補者の名称

社団法人水俣市シルバー人材センター

3 指定期間

平成18年7月1日から平成21年3月31日まで

(提案理由)

水俣市地域農業担い手育成センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

議第93号

指定管理者の指定について

水俣市久木野ふるさとセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮本勝彬

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

水俣市久木野ふるさとセンター

2 指定管理候補者の名称

水俣市久木野地域振興会 会長 古里信夫

3 指定期間

平成18年7月1日から平成21年3月31日まで

(提案理由)

水俣市久木野ふるさとセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

議第94号

指定管理者の指定について

水俣市東部センターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮本勝彬

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

水俣市東部センター

2 指定管理候補者の名称

東部地域振興協議会 会長 松本國司

3 指定期間

平成18年7月1日から平成21年3月31日まで

( 提案理由 )

水俣市東部センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

議第95号

指定管理者の指定について

水俣市はぜのき館の指定管理者を次のように指定することとする。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
水俣市はぜのき館
- 2 指定管理候補者の名称  
水俣市はぜ振興会 会長 緒方道義
- 3 指定期間  
平成18年7月1日から平成21年3月31日まで

( 提案理由 )

水俣市はぜのき館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

議第96号

指定管理者の指定について

湯の児フィッシングパークの指定管理者を次のように指定することとする。

平成18年6月2日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
湯の児フィッシングパーク
- 2 指定管理候補者の名称  
水俣市漁業協同組合
- 3 指定期間  
平成18年7月1日から平成21年3月31日まで

( 提案理由 )

湯の児フィッシングパークの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

○議長（緒方誠也君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 平成18年第2回水俣市議会定例会の開会に当たり、提案理由の説明に先立ち、今後の施策についての所信の一端を申し述べさせていただきます。

議員各位を初め、広く市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

私は、市民の皆様の温かい御支援をいただき、市政運営に当たらせていただくことになりました。

特に、さきの選挙では産廃阻止を訴えてまいりました。

このことは、私に課せられた命題であり、まず、この産業廃棄物最終処分場建設を、市民の皆様とともに阻止することであると決意を新たにしております。

しかし、市政運営全般を考えると、水俣病問題、行財政改革、地域活性化など、課題は山積しており、その職責の重大さを改めてひしひしと受けとめております。

議員各位を初め、市民の皆様、職員とともに、これらの難題に目をそむけることなく、真正面から取り組み、一つずつ解決していかなければなりません。そのことが、小さくとも輝く、ほっと安心できるぬくもりのあるまちづくりにつながると確信しております。水俣市の長として市政の先頭に立ち、難題解決に向けて全身全霊をささげる決意であります。

本市は、水俣病という公害を経験しました。今後も引き続き二度とこのような公害を引き起こさないための警鐘を鳴らし続けるとともに、環境破壊を起さない循環型社会の構築のため、これまで市民と行政が協働で築き上げてきた環境モデル都市づくりを基盤として、環境にこだわったまちづくりを進めていくことを市政運営の基本方針といたします。

なお、市政運営の基盤となります市の財政状況は、長引く景気の低迷と国の三位一体の改革により、地方交付税が年々削減され、本市の財政は危機的状況にあります。これまで、第3次行財政改革大綱、財政健全化計画に基づき、健全化に向けた取り組みが行われ、市民の御理解のもと、歳出削減による予算規模の縮減、職員数の削減など、成果はあらわれてきておりますが、地方交付税等の削減に追いつくことができず、依然として厳しい状況が続いており、今後さらに改革を進める必要があります。

しかしながら、市民福祉など行政サービスの質を落とすことなく、まちの元気を取り戻すためには、地域経済の活性化を進めなければなりません。今後は、企業誘致、地場企業の活性化、集客力のあるイベントの誘致など、元気で活力のあるまちづくりを進めてまいります。

また、本年4月から、地域の個性を生かした住民自治と、自立した地域をつくるため、自治会制度がスタートいたしました。今後も市民の活動を支援し、地域の活性化を図ってまいります。

なお、まちづくりを進めるためには、人材の育成が必要であり、市民の立場に立って考え、行動でき、信頼される元気な職員の育成に努めてまいります。

これからのまちづくりの重点施策としましては、1、産業廃棄物最終処分場建設阻止、2、

水俣病問題の解決、3、環境モデル都市づくり、4、元気な水俣づくり、5、人づくりの5つを掲げ、取り組んでまいります。

まず、産業廃棄物最終処分場建設阻止については、今、水俣市民が一番関心を持ち心配をしている問題であります。水俣病という公害を経験し、一度破壊された自然を復元するのがいかに大変であるか、安心安全に絶対はあり得ない、経済優先の施策が水俣病を引き起こしたことなどから、これまで水俣市は、水俣病の教訓を生かした環境モデル都市づくりを、市民と行政が協働で進めてまいりました。水俣湾埋立地には、いまだに水銀ヘドロが封じ込められており、産業廃棄物埋立処分場でもあります。加えて、この水俣に200万トンもの産業廃棄物を持ち込むことは許されることではなく、さらに埋め立て処分を行うその場所が、水道水源の上流部の木臼野地区に計画されていることは、市民の安全を守る意味からも、絶対阻止しなければなりません。今後、市民の先頭に立ち、産廃建設阻止に向けた行動をさらに進めてまいります。

次に、水俣病問題の解決について申し上げます。

ことし、水俣病公式確認から50年という節目の年を迎えました。しかし、50年経過した現在でも水俣病問題は解決に至っておりません。しかも、関西訴訟以後の認定申請者数は3,900人を超え、救済を求めて訴訟も起こされるなど、混迷を極めております。また、被害者の高齢化に伴う福祉や生きがい対策、胎児性患者の今後の支援など、補償金で解決できない多面的な救済も大きな課題となっております。これら水俣病問題の解決なくして、地域の再生振興はあり得ません。今後とも患者・被害者の方々の声を聞きながら、新たに認定申請された方々を含め、地域の住民が納得できる救済策が示されるとともに、具体的な地域の再生振興策が図られるよう、国・県に要望を行ってまいります。

公式確認50年事業につきましては、5月1日の水俣病犠牲者慰霊式において、多くの患者被害者、御遺族、市民に御参列いただき、新たに建立された水俣病慰霊碑の前で式典を実施することができました。また、50年事業は、もやいの日事業、記念誌の出版などが計画されております。単なるイベントで終わることのないよう、水俣病を見詰め直し、地域の再生と融和につなげてまいります。

次に、環境モデル都市づくりにつきましては、水俣病の教訓をもとに、環境の保全と循環型社会の構築のため、環境モデル都市づくり宣言の理念のもと、環境首都の称号を取れるよう、市民の生活やまちづくりのあらゆる場面で、環境にこだわった政策を進めてまいります。

また、これまで同様、ごみの減量、リサイクルの推進、省エネ対策など、環境にやさしい暮らしを実践し、その情報を内外に発信してまいります。

次に、元気な水俣づくりにつきましては、既に設置した元気づくり推進室を中心に、村丸ごと生活博物館の対象地域の拡大、各種スポーツイベント、コンサート、研修会等の誘致を積極的に



行い、地域の活性化につなげ、さらには、4月にスタートしました地域の自治会を中心に、自主的な地域活動により元気な地域づくりができるよう支援を行ってまいります。

産業の振興につきましては、水俣の特性を生かした農林水産業の振興、商業観光の振興、地場企業の育成、企業誘致などを進めてまいります。

人づくりにつきましては、これからまちづくりを進める上で大変重要であり、地域の核となる人材の育成に努めてまいります。

学校教育におきましては、子ども自身が将来に夢と目標が持てるよう、個性を大事にしながら、基礎学力の向上や豊かな心、環境学習、スポーツや文化活動に積極的に取り組む、水俣の将来を支える人材の育成に努めます。

また、教育環境の整備を進めるため、学校再編や、市民の文化・教養を高めるため、読書のまちづくりを進めます。

以下、具体的な施策の内容について申し上げます。

まず、環境のまちづくりについて申し上げます。

まちづくりの基本方針として、環境にこだわったまちづくりを進めると申し上げたとおり、水俣病の教訓を生かした環境モデル都市づくりを、市民とともにさらに進めてまいります。

本年度は、総合計画に盛り込まれたみなまた未来の環境ミュージアム構想をスタートさせます。本構想は、公害の原点・水俣病の発生地であることを後世に伝え残し、世界歴史遺産登録への足がかりとするとともに、水俣市がこれまで取り組んできた環境モデル都市づくりの活動を国の内外に伝え、日本の環境首都となるにふさわしい姿を情報発信するものであります。

具体的には、水俣病関連施設、水俣型のエコツーリズム、村丸ごと生活博物館、資源ごみの分別収集など、市全体を一つの大きな環境の博物館としてとらえ、環境学習や体験学習ができるようなプログラムの提供を行います。今年度は、ガイド板の設置やマップ作成などを行う、県の水俣芦北地域環境フィールドミュージアムプロジェクトと連動させながら、本構想のアクションプログラムの策定に向けた検討を重ねてまいります。

平成8年に策定した水俣市環境基本計画も10年の計画期間が経過し、見直しが必要となっておりますので、今後の水俣市の環境政策の根幹となる、新たな環境基本計画を市民協働で策定いたします。

環境行動としましては、これまで同様、ごみ減量化とリサイクルに努め、地球に優しいライフスタイルの確立のため、家庭版ISOの普及、省エネ行動の実践、地区環境協定の締結拡充、ごみのない美しいまちづくりを市民協働で進めてまいります。

水俣病教訓の発信につきましては、水俣病資料館において、患者さん方の御協力を得ながら、語り部講話を引き続き実施してまいります。また、常設展示で足りなかった関西訴訟最高裁判決

後の動きも国・県の補助により新設いたします。今後も、環境学習旅行や修学旅行で訪れる子どもたちのためにも、隣接する熊本県環境センター、国立水俣病情報センターと連携を図りながら、よりわかりやすい水俣病教訓の発信に努めてまいります。

なお、水俣病慰霊の碑が完成し、犠牲者名簿が移されたことにより、今後、水俣メモリアルは、水俣病資料館で、被害を受けられた方々の痛みや苦しみを知った方々が、水俣病に思いをはせ、瞑想する場にしていいただければと考えております。

次に、健康のまちづくりについて申し上げます。

本市の高齢化率は29%に達し、しかも75歳以上の後期高齢者が前期高齢者を上回り、寝たきりや認知症等による介護の必要な高齢者が増加しております。

現在、地域には、高齢者に対し、ふれあい活動や老人会による友愛訪問、婦人会等による誕生会など、さまざまな地域活動が実施されておりますが、今後は、その地域にあった支え合い、見守りの仕組みを、地域の方々や関係機関と連携して進めてまいります。

また、介護状態にある高齢者や生活機能に著しい低下が見られる特定高齢者には、専門的な指導や支援を実施してまいります。

さらに、経済的理由などにより、居宅において介護を受けることが困難な高齢者が利用する養護老人ホーム恵愛園につきましては、築29年を経過し、老朽化が激しくなっておりますので、生活しやすい居住空間の確保や、緊急時の避難に対応した施設整備等も視野に入れ、運営・建てかえ等についての抜本的な見直しを進めてまいります。

本年度は、水俣市健康増進計画の策定年度になっております。子どもから働き盛り、高齢者の介護予防事業や食育等の生活の質の向上を目指した計画を、水俣市健康づくり推進協議会など、広く市民の意見を反映させながら、具体的な数値目標を掲げて策定し、健康づくりを市民運動として定着させていきます。

また、生活習慣病を予防するための健康講話、食生活指導、運動指導など、健康づくりに取り組むほか、基本健康診査、予防接種事業、救急医療対策なども引き続き実施し、元気で長生きのできるまちづくりを進めてまいります。

医療の充実について申し上げます。

総合医療センターは、地域における高度・救急医療の中核病院であり、地域住民の期待と要請にこたえ、良質な地域医療を効率的かつ持続可能な形で医療が提供できるよう、医師や看護師等の確保及び医師住宅建設等を含めた医師の処遇改善に努めます。

また、IT化、カルテの電子化を行い、予約・診療・オーダーリング・会計・レセプト・画像ファイリングなどの医療業務の一元化を図り、安全で質の高い医療サービスを提供します。

なお、経営改善につきましては、病院の統合を初め、数々の病院職員の努力により順調に進ん

であります。このまま安定的な経営を継続していき、地方公営企業法の全部適用を視野に入れ検討してまいります。

次に、ふれあいのある福祉のまちづくりについて申し上げます。

昨年開所したこどもセンターでは、主に家庭で子どもを育てている母親に子育ての情報を提供したり、閉鎖的になりがちな親子が相互に交流し合える場を提供するつどいの広場事業、学校を終えた小学生が夕方まで安心して遊べる場を提供する児童館事業、在宅の障がい児を対象とした療育相談などを行う地域療育推進事業など、子どもを安心して育てられるためのサービスを引き続き実施していきます。

全国的な問題となっている少子化対策につきましては、男女の家庭生活及び職業生活の両立について検討し、支援していくことが求められております。そのために、雇用主である事業所の雇用状況、雇用環境や事業所の代表者、人事担当者の男女共同参画に関する意識についての調査を実施・分析し、今後の施策へ反映させてまいります。

また、昨年策定した水俣市男女共同参画まちづくり条例に基づき、11月の男女共同参画週間には、啓発や人材育成などの事業を展開し、男女共同参画社会の形成についての市民の理解を深めてまいります。

さらに、次世代育成対策推進法に基づき、昨年度策定した水俣市次世代育成支援行動計画につきましては、掲げた数値目標を着実に達成し、だれもが安心して産み、育てられるまちの実現に向けて取り組みます。

障がい者福祉につきましては、これからの障がい福祉サービスなどの種類ごとの見込み量と、その確保の方策などを定める水俣市障害福祉計画を本年度策定することにいたしておりますので、質の向上を図りながら、障がい者の方が必要とするサービス等を確保し、さらなる障がい者福祉の向上に努めてまいります。

さらに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、高齢者や障がい者に対する介護予防サービスや、総合相談支援の中核機関である地域包括支援センター業務を積極的に推進するとともに、地域の福祉力を高めるため、自治会との連携を深めながら、ふれあいネットワークや地域リビング活動を拡充してまいります。

その他、災害・防災ボランティアの支援体制の整備を初め、女性の社会参加支援や子どもたちの安心安全の確保等について、住民や各種団体などと一体的な取り組みを進めるため、ボランティアセンターの運営機能の強化を図ります。

次に、元気なまちづくりについて申し上げます。

昨年度、水俣市は2年連続で、全国環境首都コンテストで総合1位を獲得しました。ごみ分別を初めとする環境モデル都市づくりが認められたあかしであり、同時に、市民の環境の意識が日

本一になったあかしであると考えております。しかし、真の環境首都の称号を授かるまでには、あと一步及ばず、その足りない部分が、市民が元気よく、安心して暮らせる環境づくりであるとの御指摘を受けました。

今年度から新設した元気づくり推進室では、従来の村丸ごと生活博物館のような地域づくりに加えて、スポーツを手法とし健康とふれあい面から元気を出せる環境づくり、文化や教育を手法とし自信と誇りを持たせる元気な環境づくりなど、子どもからお年寄りまで、市民が元気よく、安心して暮らせる環境づくりを実現させていこうと考えております。このことは、私がローカルマニフェストで掲げている、小さくても輝く、ほっと安心できるぬくもりのあるまちに通じていくものと信じております。

さらに今年度は、環境首都を目指すまちづくりをテーマとした第14回世界地方都市十字路会議を2月に、姉妹都市締結10周年を記念したデポポート派遣事業を3月に予定しております。また、全国区のアーティストたちが集うエコシティ水俣コンサートが8月にRKK熊本放送の主催で行われ、全国各地から5,000人が水俣に訪れます。これらの事業は、いずれも水俣市民に元気を出してもらえる事業であり、水俣病公式確認50年を機に新しい水俣を紹介するチャンスだと考えております。

現在進行している元気づくりもあります。村丸ごと生活博物館として、頭石、久木野、大川の3地区で行われている元気村づくりです。まちとむらの交流を図りながら、自然と生産と暮らしがつながり、常に新しいものをつくり出すパワーを持つ、地域の元気づくりの画期的な取り組みとして、これまで1,500人の方々に訪れていただきました。メディアでも幾度となく取り上げられたことで、それまで閑散としていたむらには自信と誇りが生まれ、今では風格さえうかがえるむらとなっております。さらには、物品販売や案内をすることで得られる経済効果、農業生産の拡大など、さまざまな効果が得られております。今後も指定地域をふやし、取り組みの幅を広げていくとともに、さらなる充実を図るための助成制度や研修を実施し、元気な村づくり、元気な水俣づくりを支援してまいります。

次に、経済振興のまちづくりについて申し上げます。

本市は、平成13年2月に水俣エコタウンプランの承認を受けました。これまで、環境リサイクル産業を中心とした企業誘致活動によってエコタウン事業の推進を図りながら、助成措置や新たな組織の整備を行い、9社の環境リサイクル産業の創出支援や企業誘致を行ってまいりました。

今後、さらなる環境のまちづくりを促進するためにも、水俣エコタウン事業のコンセプトを広く全国に啓発しながら、水俣市のブランドを高めることが、雇用の拡大や地域経済の発展などにつながると考えておりますので、引き続きエコタウン事業の拡充に努めてまいります。

一方、既存事業所につきましては、チッソ株式会社において、液晶事業関連の増設が予定され

ており、地元経済への波及効果も出てくるのではないかと御期待申し上げているところであります。

また、みなまた環境テクノセンターとも連携をとりながら、地域の特性を生かした技術開発や新事業支援に結びつかせることで、地場企業の活性化を図るとともに、本市の方向性に合致し、地場企業支援につながる企業を積極的に誘致してまいります。

本市の商店街においては、事業所数、商品販売額等が年々減少傾向にあり、休日の商店街の通行量が極端に少なくなるなど、依然として厳しい状況が続いております。しかしながら、最近では、空き店舗対策事業に取り組むなど、各商店会がみずから考え、新たな企画に取り組み、工夫と努力が芽生えてきたところであります。このような現状を踏まえ、本市としましては、コミュニティづくりや地域社会への貢献など、多面的役割も果たしている商店街の活性化を支援していきます。

観光につきましては、観光客の志向変化や、国内外を含めた競争の激化等の影響で厳しい状況が続いております。平成16年度の観光入込客は46万人で、前年比0.4%の増となっておりますが、このうち宿泊客については11万人と、前年比13.7%の減となっております。また、教育旅行は、年々増加してはいましたが、昨年の受入数が若干減少するなど、対策を検討する時期になってまいりました。水俣病を教訓とした環境学習や、エコタウン視察等は本市の強みでありますので、環境を切り口とした新たな旅を企画するなど、観光客の減少に歯どめをかける施策を展開してまいります。

また、地域間交流の促進を図るために設置した環境学習情報交流センターにつきましては、その機能拡充と、観光物産協会エコみなまたの強化を図りながら、本市の観光・物産振興につなげていき、将来的には環境ミュージアム構想の拠点の一つにもっていきたいと考えております。

映画、テレビ番組、CM等のロケーション撮影を誘致するために立ち上げたみなまたフィルムコミッションにつきましては、全国から心にいつまでも残る恋の話を募集し、水俣をロケ地として短編映画を製作する恋路島ショートストーリープロジェクトを実施いたします。さらには、フィルムコミッション独自のホームページを開設し、会員・映像等の募集、登録など、組織体制を充実させ、イベントや映像を通して水俣をアピールし、水俣地域のイメージ向上及び観光振興等を図っていきたいと考えております。

農業振興につきましては、地元で生産された安心安全な食べ物を地元で消費する地産地消を推進するため、地域内流通などの仕組みをつくとともに、栽培農家から食材が安定的に子どもたちへ供給できる給食畑事業を推進してまいります。

また、地域特性を生かしたデコポンや、お茶、サラダタマネギなどの商品作物の振興、農地や農村集落の維持・保全を図るため、担い手の育成・確保と集落営農の組織づくりを推進します。

さらには、水田の圃場整備、茂道地区用排水施設整備など、生産基盤の整備に努めるとともに、水俣ならではの環境保全型農業を推進していきます。

地域資源を活用した農林水産業のみならず、福祉や健康づくりを目指すための葉草園構想につきましては、農業・水産業関係者を初め、市内外の研究機関や企業との連携を図りながら、その実現に向けて取り組んでまいります。

水産業の振興につきましては、海藻の森構想による不知火海の再生と活用を目指して、各種海藻による藻場の造成や試験栽培に取り組んでまいります。また、ヒラメやガザミなどの放流事業による水産資源の確保と漁業振興に努めてまいります。

林業の振興につきましては、木材価格の長期低迷、外材の輸入増加等による林業生産活動が停滞し、森林の管理水準が低下してきております。このような状況の中、本市の73%を占める森林の保護育成に努めるため、今後も除間伐の推進、皆伐放棄地対策や森林整備事業を進めてまいります。

次に、暮らしやすく美しいまちづくりについて申し上げます。

まず、市民が安全に暮らしていくための災害対策につきましては、平成15年7月の豪雨災害の教訓から、自主防災組織の設立を推進してまいりました。自主防災組織設立補助金制度を新設するなど、今では93.5%の高組織率を達成するまでになりました。今後は、地域の防災リーダーの育成を目的として、自主防災組織のリーダーを対象とした研修などを開催してまいります。

また、最近、異常気象による災害が世界各地で発生しております。本市における災害被害をできるだけ未然に防ぐため、浸水予想図等を盛り込んだハザードマップの整備を図るとともに、危険渓流やがけ崩れなどの土砂災害、高潮から市民の生命・財産を守り、安心・安全な郷土づくりのため、防災事業の促進に取り組めます。

交通ネットワークの整備につきましては、九州新幹線の平成22年度全線開業により、日帰り圏の大幅な拡大による都市間競争の激化も予想されることから、今後、全線開業を見据えた各分野の施策の充実を図っていく必要があります。

また、平成16年に九州新幹線と同時に開業した肥薩おれんじ鉄道の経営は、開業2年目においても厳しい経営が強いられており、今後も各沿線自治体と一体となった活用策、利用促進策を図っていかねばならないと考えております。

南九州西回り自動車道は、現在、平成20年度の芦北インター供用開始を目標に工事が進められております。さらには、津奈木インター付近の用地買収、用地調査も推進されており、水俣インターチェンジから県境間におきましても、今年中の都市計画決定に向けた手続がなされているところです。本自動車道の早期実現に向けては、国の道路建設予算の確保が何よりの命題となっております。国の財政状況が厳しい中ではありますが、今後とも、国土交通省、財務省など、関係

機関に対し、強く働きかけを行ってまいります。

一方、マイカーの普及等により、乗合バスの利用人員は年々減少し、それに伴い、バス事業者に対する赤字相当分の補助額は年々増加しております。しかしながら、高齢者や子どもたちの足としてバスは欠かせないものであります。今後とも市民利便性の向上を第一に、バス事業者、県警など関係機関との協議を行いながら、既存路線バスの運行内容の見直しを継続するとともに、湯の児線など、市内完結路線につきましては、コミュニティバスを順次導入し、地方バス路線の整備を図ってまいります。

主要幹線道路の整備につきましては、桜ヶ丘・大戸口線や宝川内線の継続事業を促進し、地域の交通の安全、地域住民の利便性など、安全で快適な交通の確保のため、早期完成に向けた事業促進に努めます。

次に、市民生活の基盤整備について申し上げます。

住宅政策につきましては、今年度も高齢者や身体障害者に対応した白浜市営住宅2期建てかえ工事に取り組んでまいります。

また、月浦台地福祉ニュータウンの整備につきましては、引き続き整備計画区域内の福祉公園及び区域内道路の用地取得や、市営住宅の実施設計等を行ってまいります。

日本の桜百選に選定されている湯の児海岸の桜並木につきましては、昨年、樹木医による研修や診断等を受ける中で、市民による水俣桜守会が組織されました。今後はこの会を中心に桜の再生活動に取り組んでまいります。

中尾山コスモス園につきましては、今年度も引き続き市民ボランティア・コスモス会の協力を得ながら、コスモス園等の整備や区域を拡充し、あわせてコスモス祭りなど、市民の憩いの場の創出に取り組んでまいります。

公共下水道の整備につきましては、古城地区を中心に污水管整備を進めるとともに、供用開始地区の水洗化率の向上に努めてまいります。また、公共下水道の認可区域外においては、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併浄化槽の普及に努めてまいります。

このほか、上水道の整備促進や地籍調査の推進、市内一般道路の整備などに取り組みます。

次に、文化の薫るまちづくりについて申し上げます。

水俣市では、学校教育の努力目標を、学びの心を持つ子ども、育ての心を持つ教師、はずむ心のある学校と定め、その具体化に向けて取り組んでおります。

本市の児童・生徒の学力状況は、全国平均に比較してやや上回るものの、今後も継続的に学力向上への取り組みを進めていかなければならないと考えております。昨年度から5年間を見通した水俣市教育委員会学力向上プロジェクト計画を策定し、子どもたちの健全な育成と充実した教育活動の展開を図っているところであります。

今年度は、信頼される学校づくりの推進を学校教育の重点目標に掲げ、開かれた学校づくり・学校評価の推進を進め、学校への信頼を獲得する中で、たくましい身体に支えられた確かな学力をはぐくむ学習指導の充実と豊かな心をはぐくむ教育活動の充実に積極的に取り組み、教師としての高い資質を備えた教職員の育成のための事業にも取り組んでまいります。

安全な学校づくりにつきましては、警察OBや市職員、保護者等のボランティアによる安全パトロールを行い、子どもたちが安全に安心して過ごせる学校づくりに取り組みます。

少子化に伴う大幅な児童・生徒数の減少や、地域活動の核としての学校の問題など、これまで水俣市小中学校再編成審議会などで検討を重ねてきておりますが、今後は、その結果や経過を踏まえ、実施に向けた案を地域や保護者の方々とともに検討を重ね、心優しい中にも感性豊かで、学力を兼ね備えた、たくましい子どもたちをはぐくむことのできる教育環境の実現に向けて、より一層の整備を進めてまいります。

学校給食につきましては、給食を教育活動の一環として明確に位置づけ、栄養バランスのとれた、安全でおいしい魅力ある給食を届けるように努め、学校・地域・家庭の連携のもとに食育を展開してまいります。

学校給食施設整備につきましては、学校給食施設整備等審議会において、学校給食センターの老朽化と衛生管理の問題を審議いただいております。今後はその答申内容、財政状況等を踏まえながら、具体化に向けた検討を進めてまいります。

生涯教育の充実につきましては、市民の自主的な文化活動の支援、文化財の調査・保存、人権教育の推進、青少年の健全育成、図書館や公民館活動の充実、総合型地域スポーツクラブの支援など、ゆとりある心をはぐくむ生涯学習の推進と、健康で生き生きとした生涯スポーツの推進を目標に取り組んでまいります。

ことは、徳富蘇峰先生の50回忌に当たります。水俣が生んだ蘇峰先生の遺徳をしのび、顕彰するとともに、その数々の偉業について再認識する記念事業を支援していきたいと考えております。

また、子どもを初め、読書離れが進む中、学校・家庭を中心とした日本一の読書のまちづくりに向けた具体的な施策の検討に取り組めます。

次に、行財政改革について申し上げます。

国の三位一体の改革により、国・県からの権限委譲が進み、業務量が増加する中で、その内容も複雑多様化しております。一方、市の財政は、地方交付税等の減少により、財源不足が進んでいる中で、財政健全化を図るための人件費の抑制を断行しなければならないなど、さらに厳しい行財政改革を進めていかなければなりません。

今年度の具体的な取り組みとしましては、ローカルマニフェストにも掲げておりました、市長



・助役・教育長の報酬の引き下げ、収入役を置かないことなど、身近なところから歳出削減を行いました。

本市の主要財源である地方交付税については、国税算入率の引き下げや、配分方法の見直し論議などが行われており、財政的な厳しさは今後も一層強まると思われます。このため、行財政改革大綱及び財政健全化計画のローリングを行いながら、歳出の削減、自主財源の確保を図り、財政の健全化に努めてまいります。

また、市民のニーズに的確に対応し、より行政サービスを向上させるためには、職員の能力開発、資質の向上など、人材育成が必要不可欠となりますので、今後は、長期的・総合的な観点で、職員の能力開発を効果的に推進するため、目的・方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を策定してまいります。

平成17年度からスタートした第4次水俣市総合計画につきましては、これを尊重し、選挙公約でもあるローカルマニフェストとの整合性を図りながら、市民にもわかりやすい年度ごとの政策事業プランを策定いたします。また、これに政策評価と、管理システムを加えた政策事業評価システムを導入し、さらには、パブリック・コメント手続など、市民意見も加味することにより、さらに開かれた市民参加型の市政の実現に努めてまいります。

公共施設の管理に、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や、経費の削減等を図ることを目的として、本年度からスタートした指定管理者制度につきましては、適正な管理に努めるよう指導していくとともに、現在、直営の管理となっている施設を同制度に移行できないかなど、順次検討してまいります。

以上、平成18年度に取り組みます施策の概要を申し述べましたが、何と言いましても、私に課せられた命題は産廃阻止であります。阻止に向けた強力な取り組みを市民一丸となって展開してまいります。

今こそ水俣は、すべての人々が心をそろえなくてはならないと思います。市民一人一人が、自分さえよければいいという気持ち乗り越える努力をなくてはならないと思います。

私ごときの一人の力で、どうにでもなるものではありません。苦しく、辛い経験をしてきた水俣市民の真の底力を発揮していただきたいと、切なる願いを持っております。

「汝の心の庭に忍耐という名の木を植えよ。その木の根は苦くとも、その木になる実は甘いだろう。」この言葉を信じて、水俣病の教訓を生かした環境モデル都市づくりに努力してまいります。

生命、健康、人権を守り、市民が元気よく、安心して暮らせる環境づくりのために、誠心誠意取り組んでまいります。

今後とも、議員の皆様の御指導と御支援、市民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

げます。

続きまして、本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議第66号専決処分の報告及び承認について、専第1号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布されたことに伴い、市税賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容を申し上げますと、第1点は、個人の市民税に係る改正で、所得税から個人住民税への税源移譲に伴う税率構造の改正により、所得割税率を現行の3段階から市民税6%、県民税4%の一律10%の比例税率とするものです。

次に、扶養親族等を有する場合の均等割及び所得割の非課税限度額を引き下げ、所得控除の地震保険料控除を創設するものであります。

第2点は、市たばこ税に係る改正で税率を引き上げるものです。

第3点は、固定資産税に係る改正で、耐震改修された既存住宅に係る固定資産税の減額措置の創設と平成18年度評価がえ以後3年間における土地の課税標準額に、調整措置を講じようとするものです。

そのほか、地方税法において、条文、文言の整備等が行われたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第67号専決処分の報告及び承認について、専第2号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成18年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容を申し上げますと、まず、国民健康保険税の介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の8万円から9万円に引き上げるものです。

次に、公的年金等控除の見直しに伴い、国民健康保険税の負担が増加する高齢者に配慮するため、平成18年度から2年間激変緩和措置を講じようとするものであります。

次に、議第68号専決処分の報告及び承認について、専第3号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布、平成18年4月1日から施行されたことに伴い、公務災害補償支給に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容を申し上げますと、補償基礎額の最高額を1万3,340円から1万3,300円に改定、さ

らに扶養親族加算額のうち配偶者の加算額を450円から433円に改定するものであります。

また、介護補償の支給限度額を、常時介護の場合10万4,970円から10万4,590円に、随時介護の場合5万2,490円から5万2,300円に、最低補償月額を常時介護の場合5万6,950円から5万6,710円に、随時介護の場合2万8,480円から2万8,360円に引き下げるものであります。

次に、議第69号専決処分の報告及び承認について、専第4号平成17年度水俣市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

本案は、年度末における起債許可額の確定に伴う限度額の変更等により、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

補正内容といたしましては、歳入において、第21款市債を5,490万円増額し、同額を第18款繰入金で減額し調整いたしております。

地方債の補正としましては、財源対策債等分に係る一般公共事業の追加、過疎対策事業外14件の限度額の変更を計上いたしております。

このほか繰越明許費の補正としまして、児童手当システム改修委託料外1件を追加いたしております。

次に、議第70号専決処分の報告及び承認について、専第5号平成18年度水俣市一般会計補正予算第1号について申し上げます。

本案は、カサゴ放流事業に係る県補助金の決定により、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ400万7,000円を増額し、補正後の総額を114億1,243万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第5款農林水産業費に、水産振興対策事業を計上いたしております。

その財源といたしましては、第12款分担金及び負担金、第15款県支出金、第18款繰入金を充当いたしております。

次に、議第71号専決処分の報告及び承認について、専第6号平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算第1号について申し上げます。

本案は、平成17年度末における支払基金交付金、国庫負担金等の交付遅延により歳入欠陥が生じたため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,464万3,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ45億335万4,000円とするものであります。

補正の内容としましては、歳出において、前年度繰上充用金を増額し、歳入において、諸収入を増額しております。

次に、議第72号水俣市収入役事務兼掌条例の制定について申し上げます。

収入役の事務を助役に兼掌させるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第73号水俣市長等の給与の特例に関する条例の制定について申し上げます。

水俣市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長等の給料月額を減額するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第74号水俣市生活安全安心まちづくり条例の制定について申し上げます。

子どもから高齢者まですべての市民が安全で安心して暮らすことができる社会を実現するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第75号水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

老人福祉指導員を廃止するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第76号水俣市消防団の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

区域外に居住する消防団員の資格について、団員の任用と整合性を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第77号平成18年度水俣市一般会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ10億3,349万8,000円を増額し、補正後の総額をそれぞれ124億4,593万5,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、コミュニティバス運行事業、地域づくり推進事業、世界地方都市十字路口会議開催事業、第3款民生費に、在宅寝たきり老人等介護手当給付事業、障害者団体等助成事業、第4款衛生費に、産廃処分場対策事業、健康管理事業、環境水俣賞、第5款農林水産業費に、特殊地下壕対策事業、経営構造対策事業、森林整備地域活動支援事業、第6款商工費に、商工業資金貸付・出資事業、観光振興団体等助成事業、第7款土木費に、月浦台地関連事業、市内一円市道維持補修費、水俣花の名所再生事業、第8款消防費に、消防防災施設整備事業、防災計画関係経費、第9款教育費に、市学力向上対策事業、文化会館自主文化事業、体育協会関係経費等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

また、債務負担行為の補正として、課税支援システム整備委託料外3件の追加、小学校に係るパソコンリース料の限度額の変更を計上しております。

地方債の補正といたしましては、一般単独事業外9件の追加、過疎対策事業及び公営住宅事業の限度額の変更を計上しております。

次に、議第78号平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,079万9,000円を減額し、補正後の予算総額を37億2,506万8,000円とするものであります。

補正の内容としましては、総務費で人事異動に伴う人件費を調整し、老人保健拠出金、介護納付金を減額し、保健事業費を増額するものです。

これらの財源といたしましては、国庫支出金、繰入金を減額いたしております。

次に、議第79号平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ75万4,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ45億260万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、人事異動等に伴い人件費を減額いたしております。

この財源としましては、繰入金を減額いたしております。

次に、議第80号平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ139万円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ25億4,154万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整及び地域支援事業費の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、保険料、国庫支出金、県支出金及び繰入金で調整いたしております。

次に、議第81号平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,829万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ16億1,298万9,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の減額及び国庫補助事業費確定に伴う事業費の増額等であります。

これらの財源といたしましては、第1款分担金及び負担金、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第7款市債をもって調整いたしております。

また、地方債の補正といたしまして、公共下水道事業債の限度額の変更をいたしております。

次に、議第82号平成18年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、平成18年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を60万円増額し、補正後の収益的収入の額を5億655万9,000円とするとともに、収益的支出の額を20万円増額し、補正後の収益的支出の額を4億3,700万7,000円とするものであります。

補正の主な内容としたしましては、収益的収入におきまして、繰出基準に基づく児童手当特例給付繰入金を新たに計上し、収益的支出におきまして、法改正に伴う児童手当特例給付額を増額いたしております。

次に、議第83号から議第96号まで指定管理者の指定について申し上げます。

水俣市厚生会館、水俣市立養護老人ホーム恵愛園、水俣市ワークプラザ、水俣市立明水園、水俣市障害者デイサービスセンター、みなまた環境テクノセンター、水俣市勤労青少年ホーム、水俣市湯の鶴温泉保健センター、みなまた観光物産館まつぼっくり、水俣市地域農業担い手育成センター、水俣市久木野ふるさとセンター、水俣市東部センター、水俣市はぜのき館及び湯の児フィッシングパークの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第66号から議第96号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

---

日程第34 意見第3号 水俣病問題の全面解決と地域の再生・振興を求める意見書について

○議長（緒方誠也君） 日程第34、意見第3号水俣病問題の全面解決と地域の再生・振興を求める意見書についてを議題とします。

---

意見第3号

水俣病問題の全面解決と地域の再生・振興を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年6月2日

|       |      |
|-------|------|
| 提出者議員 | 松本満良 |
| 〃     | 吉田正和 |
| 〃     | 福田 育 |
| 〃     | 藤本寿子 |
| 〃     | 中村幸治 |
| 〃     | 田中 功 |
| 〃     | 野中重男 |
| 〃     | 本井道弘 |
| 〃     | 岩阪雅文 |
| 〃     | 松本和幸 |

水俣市議会議長 緒方誠也 様  
(別紙)

水俣病問題の全面解決と地域の再生・振興を求める意見書

公害の原点と言われる水俣病が、公式に確認されて今年で50年の節目を迎えました。

改めて、水俣病の犠牲となり、とうとい生命をなくされた方々に対し、心から御冥福をお祈りするとともに、すべての被害者の苦痛と苦難に対し深く思いをいたすところであります。

今回衆参両議院においては、水俣病公式確認50年の国会決議が行われ、熊本県議会においても同様の決議がなされました。また、5月1日開催された水俣病犠牲者慰霊式に際して首相談話も発表されました。このように、水俣病問題解決に向け、国を挙げて機運が盛り上がってきていることはまことに喜ばしいことであります。

平成16年10月の関西訴訟最高裁判決によって、これまでの行政による認定基準を破棄しないまでも、現行の国の基準を緩めて、「一定の条件があれば感覚障害だけで認められる」と結論づける「司法認定」基準が示されたこと、また対策を怠った国と熊本県の責任についても、「著しく不合理で、国家賠償法第1条第1項の適用上違法」と断定したことで、今まで表に出てこなかった4,000人近い認定申請者が存在するに至りました。

水俣市議会は、平成16年12月、水俣病の全面解決を強く求める議会決議を行いました。

しかし現状は、行政と司法による2つの認定基準が存在するという異常事態によって、県の認定審査会委員を引き受ける人がいなくなり、認定審査会が開けないまま、判決後1年半が経過した今もなお、救済を求める被害者が放置されたままの状態に置かれ、再び混迷状態に陥っています。

この現状を打開する道はただ一つ、司法判断を機軸とする認定基準に基づいた患者救済と、水俣病によって疲弊した水俣・芦北地域振興策を国・県の責任において制度化する以外にその方法はないものと考えます。

したがって、政府におかれては、下記事項について対策を講じられるよう強く求めるものであります。

#### 記

1. 関西訴訟最高裁判決を真摯に受けとめ、認定基準を一本化し、早急に認定審査会が再開できる条件を整備すること。
2. 認定審査会委員の選任に当たっては、医学界の委員のみならず、公害健康被害の補償等に関する法律第45条の規定にのっとり、学者・研究者なども対象として選任されること。
3. 不知火海沿岸住民の健康被害調査並びに同地域の環境調査を実施すること。
4. 特別立法を制定し、疲弊した水俣・芦北地域の振興策を国の責任において実施すること。
5. 胎児性患者を中心にした入所援護施設を国の責任において建設し運営すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年6月2日

水俣市議会

|        |       |   |
|--------|-------|---|
| 内閣総理大臣 | 小泉純一郎 | 様 |
| 財務大臣   | 谷垣禎一  | 様 |
| 環境大臣   | 小池百合子 | 様 |
| 衆議院議長  | 河野洋平  | 様 |
| 参議院議長  | 扇千景   | 様 |

~~~~~

○議長（緒方誠也君） 提案理由の説明を求めます。

意見第3号提出者代表松本満良議員。

（松本満良君登壇）

○松本満良議員 水俣病問題の全面解決と地域の再生・振興を求める意見書について、提出者を代表して、提案理由の説明を申し上げます。

読み上げて提案理由の説明にかえますので、全会一致の御賛同をよろしくお願いをいたします。

水俣病問題の全面解決と地域の再生・振興を求める意見書

公害の原点と言われる水俣病が、公式に確認されて今年で50年の節目を迎えました。

改めて、水俣病の犠牲となり、とうとい生命をなくされた方々に対し、心から御冥福をお祈りするとともに、全ての被害者の苦痛と苦難に対し深く思いをいたすところであります。

今回衆参両議院においては、水俣病公式確認50年の国会決議が行われ、熊本県議会においても同様の決議がなされました。また、5月1日開催された水俣病犠牲者慰霊式に際して首相談話も発表されました。このように、水俣病問題解決に向け、国を挙げて機運が盛り上がってきていることはまことに喜ばしいことであります。

平成16年10月の関西訴訟最高裁判決によって、これまでの行政による認定基準を破棄しないまでも、現行の国の基準を緩めて、「一定の条件があれば感覚障害だけで認められる」と結論づける「司法認定」基準が示されたこと、また対策を怠った国と熊本県の責任についても、「著しく不合理で、国家賠償法第1条第1項の適用上違法」と断定したことで、今まで表に出てこなかった4,000人近い認定申請者が存在するに至りました。

水俣市議会は、平成16年12月、水俣病の全面解決を強く求める議会決議を行いました。

しかし現状は、行政と司法による2つの認定基準が存在するという異常事態によって、県の認定審査会委員を引き受ける人がいなくなり、認定審査会が開けないまま、判決後1年半が経過した今もなお、救済を求める被害者が放置されたままの状態に置かれ、再び混迷状態に陥っています。

この現状を打開する道はただ一つ、司法判断を機軸とする認定基準に基づいた患者救済と、水俣病によって疲弊した水俣・芦北地域振興策を国・県の責任において制度化する以外にその方法はないものと考えます。

したがって、政府におかれては、下記事項について対策を講じられるよう強く求めるものであります。

記

- 1．関西訴訟最高裁判決を真摯に受けとめ、認定基準を一本化し、早急に認定審査会が再開できる条件を整備すること。
- 2．認定審査会委員の選任に当たっては、医学界の委員のみならず、公害健康被害の補償等に関する法律第45条の規定にのっとり、学者・研究者なども対象として選任されること。
- 3．不知火海沿岸住民の健康被害調査並びに同地域の環境調査を実施すること。
- 4．特別立法を制定し、疲弊した水俣・芦北地域の振興策を国の責任において実施すること。
- 5．胎児性患者を中心にした入所援護施設を国の責任において建設し運営すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年6月2日

水俣市議会

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま提出者代表から提案理由の説明がありました意見書について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見第3号水俣病問題の全面解決と地域の再生・振興を求める意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長（緒方誠也君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明3日から12日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、13日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により13日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は6日正午まで、議案質疑の通告は13日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前11時20分 散会

平成18年6月13日

平成18年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成 18 年 6 月第 2 回水俣市議会定例会会議録（第 2 号）

平成18年6月13日（火曜日）

午前 9 時30分 開議

午後 4 時46分 散会

（出席議員） 22人

緒方誠也君	西田弘志君	福田 齊君
藤本寿子君	吉田正和君	中村幸治君
大川末長君	真野頼隆君	淵上道昭君
牧下恭之君	田中 功君	谷口真次君
野中重男君	清水晶夫君	本井道弘君
大川久洋君	竹下武義君	岩阪雅文君
松本和幸君	千々岩 巧君	松本満良君
中山 徹君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（牛迫秀基君）	次 長（田畑純一君）
議事係 長（栄永尚子君）	書 記（赤司和弘君）
書 記（岩坂正輝君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（宮本勝彬君）	助 役（森 近君）
総務企画部長（葦浦博行君）	産業建設部長（吉海安丈君）
福祉環境部長（吉本哲裕君）	総合医療センター院長（坂本不出夫君）
総合医療センター事務部長（濱崎昭博君）	総務企画部次長（仁木徳子君）
産業建設部次長（桑畑達美君）	福祉環境部次長（中田和哉君）
水道局長（山田敏博君）	教 育 長（大淵 洋君）
教 育 次 長（森田幸治君）	総務企画部総務課長（田上和俊君）
総務企画部財政課長（本山祐二君）	

議事日程 第2号

平成18年6月13日 午前9時30分開議

- 1 真野 頼 隆 君
 - 1 水俣病犠牲者慰霊式について
 - 2 産業廃棄物最終処分場問題について
 - 3 行財政改革について
 - 4 病院問題について
 - 5 学校再編成について
 - 6 自動体外式除細動器（A E D）の導入について
 - 2 松 本 満 良 君
 - 1 公共施設における石綿使用施設の解体・改修について
 - 2 生ごみ処理施設の現状と生ごみ活用による発電施設の計画について
捧 芦北町古石の生ごみ処理工場周辺立ち枯れ木の状況について
放 地球温暖化防止のための生ごみ活用発電施設について
 - 3 水俣市立総合医療センターについて
 - 3 野 中 重 男 君
 - 1 水俣病問題について
捧 熊本県が平成16年11月に発表した今後の水俣病対策について
放 水俣病患者の全面救済について
 - 2 災害時の防災対策について
 - 3 生ごみ袋の価格引き下げについて
 - 4 田 中 功 君
 - 1 経済活性化について
 - 2 遊休資産について
 - 3 父子家庭支援について
 - 4 ひばりヶ丘グラウンド及びエコパーク内の施設について
 - 5 道路問題について
 - 5 中 村 幸 治 君
 - 1 第4次水俣市総合計画について
捧 平成17年度の実績について
 - 2 人口問題について
 - 3 防災について
捧 自主防災組織について
放 防災無線について
 - 4 教育について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時30分 開議

○議長（緒方誠也君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（緒方誠也君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、坂本総合医療センター院長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 2 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第 1 一般質問

○議長（緒方誠也君） 日程第 1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め 1 人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、真野頼隆議員に許します。

（真野頼隆君登壇）

○真野頼隆君 おはようございます。

自由民主党議員団の真野でございます。

さきの通告に従い、私見を交えながら順次質問をしてまいりますので、執行部の明快なる答弁をよろしくお願いいたします。

いよいよ世紀の祭典、サッカーワールドカップ・ドイツ大会が始まり、昨夜は日本にとって大事な初戦、対オーストラリアの試合が行われました。前半26分、中村俊輔の見事なループシュートで先制した日本が、このまま 1 対 0 で勝つだろうと日本人のだれもが思ったに違いありません。しかし、残り 6 分に同点にされると、立て続けにゴールを決められ、3 対 1 でまさかの敗退。昨夜はもう悔しくて余り眠れませんでした。でも選手はよくやっさと、そういうふうに思います。まだ、あと 2 試合ありますので、最後まで望みを捨てず、日本全国を熱狂の渦に巻き込んでくれるような、すばらしい試合を期待したいものです。頑張れ、日本。

実は24年前、私はスペインにいまして、サッカーワールドカップ・スペイン大会で西ドイツ対アルゼンチンの試合を10万人を超える観衆の中で観戦する機会に恵まれました。スペイン人の友達が何とかチケットを手に入れてくれ、スタジアム最上階の出入り口の手すりにしがみついて観

戦した記憶がまるできのうのようによみがえってきました。と同時に、思い出すのがフォークランド戦争のことです。南アメリカ大陸最南端ホーン岬の東方にある英国名フォークランド諸島、アルゼンチン名マルビナス諸島の領有権をめくり争われていた戦争で、結果的にはイギリスが武力に物を言わせて勝利をおさめたわけですが、試合が始まる前、同じスペイン語圏であるアルゼンチンに味方するかのように、マルビナス、マルビナス、マルビナス、アルゼンチーナの大合唱が沸き起こりました。それはまるで一大プロパガンダを見ているような感じでした。

日本も現在、竹島、韓国名独島問題で韓国と、また、尖閣諸島問題で中国と、その領有権、領海権をめくってもめています。お互いの国にとって領有権を得るか失うかでは、天と地の差がありますから必死であります。

日本政府は、両方とも日本固有の領土であることを主張することはもちろんですが、間違っても戦争になるようなことは避けなければなりません。毅然たる態度での対話外交を望むものであります。

それではこれより質問に入ります。

まず最初に、水俣病犠牲者慰霊式についてであります。

ことしは、水俣病公式確認50年の節目に当たり、場所もかつての水俣メモリアルより新しく建立された水俣病慰霊の碑がある親水護岸へ移し、県内外より約1,300名の方々に御参加いただき、厳粛な中に行われました。

そこで、以下、2点についてお尋ねします。

、宮本市長は、ことしの水俣病犠牲者慰霊式をどのように総括されるのかお尋ねします。

、例年になく来賓の多さだったように感じましたが、慰霊式での献花の際の来賓の紹介はどのように決められたのかお尋ねします。

次に、産業廃棄物最終処分場問題についてであります。

産廃最終処分場建設阻止を第一義に当選された宮本市長としては、この問題を最大の課題とされていることは言うまでもありません。

そこで、以下、3点についてお尋ねします。

、市長は、3月28日、議長とともに、株式会社IWD東京支社において、IWDの杉山社長、IWD東亜熊本の小林社長と会われたそうですが、そのときどういった話をされたのか、また、会社の対応はどうだったのかお尋ねします。

、最終処分場建設阻止へ向けて、どういった取り組みをされるのかお尋ねします。

、現在、どれくらいの量の産業廃棄物が市外へ持ち出され、処理されているのかお尋ねします。

次に、行財政改革についてであります。

国、県、市ともに財政難にある今日、地方交付税も以前ほど期待できず、自主財源比率の低い本市としては、業務の一部を民間委託するなど行政のスリム化を図る必要があるかと思えます。

そこで、以下、4点についてお尋ねします。

、歳入における人件費率、また、市税収入における人件費率は、それぞれ幾らかお尋ねします。

、一般行政職の職員数の推移についてお尋ねします。

、行財政改革の一環として、市役所の窓口業務を民間委託を含め、外部委託を検討する考えはないかお尋ねします。

、今後の新規職員採用について、どのように考えておられるのかお尋ねします。

次に、病院問題についてであります。

医師、看護師等の確保の問題、救急医療問題、不採算部門でも決してなくせない診療科目など、医療を取り巻く環境は厳しい状況にあります。総合病院として、総合医療センターが地域医療に果たす役割は逆に大きなものがあると思えます。

そこで、以下、3点についてお尋ねします。

、休祭日における救急指定病院としての総合医療センターの対応についてお尋ねします。

、医師の大学病院離れが鮮明になってきている中、大学病院からの派遣医師に頼らざるを得ない総合医療センターとして、どのように医師を確保していかれるのかお尋ねします。

、18年4月からの診療報酬改定で、看護師が受け持つ患者が少ないほど診療報酬が高くなるそうですが、総合医療センターとしては、このことにどのように取り組まれるのかお尋ねします。

次に、学校再編成についてであります。

この問題は、宮本市長が教育長時代からの懸案事項であります。平成16年4月に水俣市小中学校再編成審議会が発足し、平成17年2月に審議会がアンケート調査を実施しております。

また、平成17年5月に審議会の答申が出ており、それを踏まえ教育委員会としては粛々と学校再編成を行うべきと考え、以下2点についてお尋ねします。

、教育長の学校再編成に対する基本的考え方についてお尋ねします。

、ことし3月議会で、学校再編成の今後のスケジュールとして、18年度に地域説明会、19年度に条例改正、20年4月に実施の方向で準備を進めているとの答弁でありましたが、そのことに変わりはないのかお尋ねします。

最後に、自動体外式除細動器（AED）の導入についてであります。

この問題は、昨年12月議会で福田議員が質問しましたが、導入の必要性も踏まえて検討したいとの答弁でありました。私もその必要性を十分に感じ、その後どのような検討がなされたのかお尋ねします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 真野議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病犠牲者慰霊式及び産業廃棄物最終処分場問題については私から、行財政改革については総務企画部長から、病院問題については総合医療センター院長から、学校再編成については教育長から、自動体外式除細動器の導入については福祉環境部長から、それぞれお答えいたします。

まず、水俣病犠牲者慰霊式についてお答えします。

公式確認50年に当たることしの慰霊式をどのように総括するのかとのお尋ねですが、まず、私にとりましては、市長に就任させていただきましてから、初めての慰霊式が節目の年でありましたので、感慨深いものがございました。

公式確認から半世紀を迎えるこの時期に、水俣病問題に携わる者として、一刻も早くすべての被害者を救済し、活力ある地域社会を築かなければならないと強い決意をいたした次第です。

さて、今回の慰霊式は、エコパーク水俣親水緑地に、新たに水俣病慰霊の碑を建立して実施しましたが、遺族や市民を初め、市内外から1,300人という多くの方々に御参列いただくことができました。さまざまな立場の方々が一堂に会して、犠牲者に祈りをささげることができましたことを非常にありがたく思っております。時折降った雨も、参列者の深い祈りに呼応する犠牲者の涙雨にも感じられました。

しかしながら、受付の混雑や進行時間の超過等、反省すべき点多々ございましたので、今後十分に見直しをしていかなければならないと思っております。

また、今回は、水俣病公式確認50年事業の一環として実施し、国・県から慰霊式に対する予算が盛り込まれましたので、仮設テントを設置したり、シャトルバスを運行することができました。50年事業は今年度限りで終了しますが、本市といたしましては、悲劇を二度と繰り返さないよう慰霊式を継続していきますので、国・県におかれても、当事者として今後も積極的にかかわっていただきたいと思っております。

議員の皆様にもぜひ御協力をお願いいたします。

次に、慰霊式の献花において、来賓の紹介はどのように決めたかとのことですが、今回は公式確認から50年を迎える式典ということで、鹿児島・新潟両県の知事や国会議員を初め、これまで来られたことのない多くの来賓の方々にも参列いただき、献花を行いました。その際に、一部の政党名が紹介されたということでございますが、初めての政党幹部の出席でございますので、事

務局といたしましても大変苦慮いたしました、政党の役職をお呼びすることといたしました。

今後の紹介につきましては、平等性を保ち、失礼がないように十分配慮していきたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは2回目の質問をしたいと思います、ことしの水俣病犠牲者慰霊式は50年目ということで、例年にない多くの方に参加いただいたということでございます。大変重みのある慰霊式であったというふうに私も思います。

ただ今、市長の方から答弁ありましたけども、献花の際の来賓の紹介の中で、毎年参加をされている県選出の国会議員の方々は、衆議院議員だれだれ、参議院議員だれだれと、そういう紹介のされ方なんですね。それなのにことし初めて参加された共産党の議員の方が、党の肩書までちゃんと紹介をされた。そのことに関して、毎年参加をされている議員の方は非常に疑問に感じたと。それは私もそうだと思います。その党の主催ならそういう肩書を紹介するということはそれは当然かもしれませんが、やっぱりいろんな方が参加をされる中で、その一つの党だけを紹介するというのはおかしいと思うんですよ、やはり。全部の党を、やっぱりほかの党もあるわけですから、全部の党を公正に紹介するのであれば、何らだれも疑問も抱かないだろうと。ただそこだけを紹介するとなると、どうしてもそこだけ浮いて見える、そういうことで非常におかしいというふうに皆さん感じられたと思うんですよ。ですから、その辺のところはやはりよく考えていただかないと、これはもうまた来年からも、要するにあるわけですから、これがことしで終わりならいいですけども、また来年、再来年と続けていかれると思いますので、その辺のところを、もう一回、ちょっと反省の弁でもないんですけども、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） ただいま答弁で申し上げましたとおり、配慮が足りなかったと、反省を申し上げているところでございます。今回の慰霊式は、議員も御承知のとおり、犠牲者に対する鎮魂の祈りをささげ、二度と再びこの悲惨な出来事を繰り返してはならないと固く誓い、そして今後警鐘を鳴らし続けていくということを目的としております。そういう目的を厳粛にとり行ったということで、反省をしながら、またその辺のところをあわせて御理解いただければなと思っております。

あえて申し上げさせていただきますが、私の思いや考え方が、どちらか一方に偏るということではなくて、私はあくまでも市民の皆様の声を聞き、市民の皆様とともに市政を行っていくというのが私の姿勢であり、信念であります。それぞれ、いろいろな思いや、いろいろな政治信条があられるということは承知しております。ただ、水俣をよくしたいという思いは皆同じでありま

す。みんなで力を合わせて、そしてよりよき方向に進むことを切望し、今後も頑張っていきたいと思っております。

これまでも、これからも一貫してこの姿勢を貫いて通していきたいと思っております。

今回の紹介の仕方につきましては、配慮が足りなかったということを重ねておわび申し上げて、答弁とさせていただきたいと思えます。

○議長（緒方誠也君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 今、これからそういう公式の場でのいろんな対応の仕方ということで、今回のことをよく反省して、いろんなことに配慮していかれたいということですので、そのようにお願いをしたいと思えます。

水俣病、本当に公式確認からもう50年がたったというのに、いまだにこの水俣病問題は終わりを見ないわけでございます。多くの市民が早くこの水俣病問題から脱却して、普通の生活がしたいなという、やっぱり普通のほかの地域と変わらないような、そういう生活を私は望んでおられると思えます。しかし、現実に関西訴訟最高裁判決以後、申請者数が3,900人にも上り、ある患者団体は第2の政治決着と言われる、そういうものを受け入れられるという、そういうようなことが新聞の記事にも出てますけども、また、ある一方では、ほかのある団体はあくまでもやはり司法の場で決着をつけていくんだと、そういうふうに望んでおられるということでございます。生きているうちに、本当に救済をというふうな感じで、前回の1995年の政治決着のときも、そういうふうに言われて、第1番目の政治決着があったわけなんですけれども、やはりもう皆さんやっぱり年をとられて、そんなにもうあと何十年も生きられるという感じではないと思うんですよね。そういう面からすると、ここ一、二年がこの水俣病問題を解決に導く山場じゃないかなと、そういうふう感じておりますので、市長におかれましては、事あるごとにその水俣市民の思いということをお国の方に伝えていただきますよう、切にお願いいたしまして、この問題は終わりにしたいと思えます。

○議長（緒方誠也君） 次に、産業廃棄物最終処分場問題について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、産業廃棄物最終処分場問題についてお答えします。

まず、株式会社IWD東亜東京支社への訪問についてお答えします。

市からは、私と緒方議長が訪問し、会社側からは、IWDの杉山社長、IWD東亜熊本の小林社長及び山口専務等が対応されました。

私たちは、水俣病を経験した水俣が特別な地域であることや、処分場計画地が水源涵養地であり、場所が適切でないことなどを訴えて、水俣からの撤退をお願いしましたが、会社側は安全な

施設をつくるのに、水俣というだけで反対するのは地域のエゴであると言われました。

また、最終処分場を悪と決めつけ、必要性を認めないのは市長の勉強が足りないと言われ、話し合いは平行線をたどり、撤退の申し入れは拒否されました。

次に、阻止に向けての今後の取り組みについてお答えします。

まず、専門部署である産業廃棄物対策室を設置する一方、関係部課長で構成する庁内対策委員会を組織し、建設阻止に向けた全庁体制を整備し、対策の検討を進めています。

また、今月5日には、予定を含め市内の52の各種団体からなる全市的組織として「産廃阻止！水俣市民会議」が設立されました。

今月25日には、市民総決起大会を開催し、その後、決議文を持って県及びIWD東亜などへ要請行動を行う予定です。

このような活動により、全市的に阻止運動の盛り上げを図り、市民一丸となった取り組みを展開していきたいと考えております。

これに加えて、一般市民を対象にした現地見学会を実施し、処分場計画地を実際に見ることにより、認識を新たにさせていただきたいと考えております。

また、法的にさまざまな問題についてアドバイスをいただくため、産廃処分場専門の弁護士を顧問として迎え入れ、今後の法的側面からの対応を考えてまいります。

さらに、計画を阻止するためには、現在は環境影響評価の段階ですが、この計画が実施されれば環境に大きな影響を与えてしまうことを科学的に実証する必要があります。

このことから、市独自で計画地の地質、水質、あるいは搬入道路の騒音、振動等について調査し、この資料を今回再編する予定の水俣市産業廃棄物最終処分場検討委員会で検討していただき、業者の提出する環境影響評価基準書に対する意見の根拠としたいと考えております。

次に、市内で発生する産業廃棄物の量についてお答えします。

熊本県の調査資料で直近のものが平成12年度であり、また、水俣保健所管内でくくってあるため、水俣・芦北地域全体の実績で申し上げますので御了承いただきたいと思います。

水俣・芦北地域において発生した産業廃棄物の総量は約23万7,000トンですが、中間処理、リサイクルされ、最終処分された量は3万4,000トンとなっております。

しかし、このうちに、市外に持ち出された産業廃棄物の量は県のデータがないため不明であります。

また、参考としまして、平成17年度に水俣市内にあるエコタウン企業が受け入れた総廃棄物の量は約8万7,000トンで、そのうちリサイクルなどの処理の後に、各企業から出された産業廃棄物量は約6,900トンとなっております。

○議長（緒方誠也君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 IWDの社長と会われて、いろいろ話をされたけども、会社としては、いろんな基準にのっとって、いろんな法的、そういうことをクリアしながらやっているんだということで、中止する考えはないということだと、そういう答弁だったかなと思います。ですから、幾ら時間をかけても、この問題で中止というか、そういう申し入れをされても、なかなか受け合ってもらえないというのが現状じゃないかなというふうに、今のところ思うわけなんですけれども、そうであれば、また別の手段といいますか、やっぱりほかの方法も考えていかなければいけないということで、その建設阻止に向けて各市民運動団体を巻き込んで全市民的な組織を結成して建設阻止へ向けて頑張っていきたいというのが宮本市長の意気込みかなというふうに思っております。でも実際、水俣市の事業所からも、私が調べたところによりますと、16年度実績で年間3万3,916トンの産業廃棄物が排出をされております。そのうち最終処分は8,410トンですから、そんなに量的には多くないわけなんですよ。でも、市外へ持ち出されて処理をされているという、その現状はそういうふうにあるということなんですね。私の産廃に対するその基本的な考え方なんですけれども、やはり地域で出たごみは地域内で処理をするのが、これはごく当たり前のことだと、私はそういうふうに思います。ですから、我々が今現在生活をしているわけなんですけれども、今のような経済社会の中で、生活を送ってる中で、ごみを一つも出さないということはまず無理だろうと。もし、その産業革命以前の生活に戻れば、まあ江戸時代ぐらいの生活をできるようであれば、こういう産廃処分場の問題も何も心配はすることはないと思うんですけども、今、そういう社会、そういう生活に戻りなさいといっても、これはなかなか戻る人は少ないんじゃないかと。努力をすれば戻るかもしれないけども、いろんな産業構造が今度はもう非常に混乱を期すんじゃないかなと。日本全体が、世界全体が何かもう物すごい混乱の時代に入っていくんじゃないかなというふうにも逆に思うわけでございます。そうであれば、現時点で私は最終処分場というのは、これはやっぱり必要だろうと、そういうふうに思います。ただあの水源につながるころにあんな大きな、ああいう処分場は必要はないんですよ。ただ、水俣、あるいは水俣・芦北で排出される産業廃棄物をその地域内で処理をするという、その考え方が逆にああいう大きなものは要らないんですよというような、私は建設、ああいうものを受け入れられない、そういう建設阻止の運動につながるんじゃないかなと思うんです。そう思うもんですから、市独自、あるいは水俣・芦北広域行政という事務組合がありますので、その中での検討というものは考えられないのかということをご質問にしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、議員がおっしゃったように、基本的には産業廃棄物処分場が必要だということは私も同じ意見でございます。ただ、水俣の場合は、御承知のように、非常に産廃によってはかり知れない大きな犠牲を背負わされたまちでございます。そこから考えていきまして、

現時点で既にエコパークにあのヘドロを埋めた、これも産業廃棄物でございます。

また、クリーンセンター付近の遮断型処分場というのもございます。しかも、水俣市の生き方としてゼロ・エミッションと、限りなくゼロに近いところを求めているところでございます。

その上に、先ほど申し上げましたように、建設場所が、いわゆる水源の上であるということでございます。命にかかわる問題であります。そして水俣は特別の地であると、そういうことから、私はこれは命にかかわる問題として、ぜひ阻止していかなければならないという、今考えを持っているところでございます。

議員がおっしゃるように、確かにどこかに産廃処分場はつくらなければならない、そういう思いはありますけど、当面水俣市はそれが不要ないだろうということであるということが一つです。それと、やっぱりリスクはお互いに、お互いが背負っていかなければならないということだろうと思いますので、水俣に出た分は水俣で処理していける、そういう施設を今後考えていかなければならないと、そういうふうに思っております。

○議長（緒方誠也君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 私ども、この産廃の最終処分場は将来的にはやっぱり水俣からだけじゃなくて、日本全国的に、世界でもそういうものは必要のなくなるような社会の構築というのを考えていかなければいけないということは、これはもう21世紀の、これはもう環境問題の一番の命題じゃないかなというふうに思っております。

水俣にもそういう意味でエコタウンができましたし、現在7社で約8割以上の、そういうリサイクル率を誇っているのかなと、そういうふうに思います。ですから、将来100%までそういうふうにリサイクルできて、もう本当に最終処分をするのは何もないんですよという、そのくらいの社会をやはり将来的に築く必要があるだろうと思っております。

そこで、水俣市の場合も、全国産廃問題市町村連絡会というのがございまして、そこに加盟をされていると。そちらの方で提言書が、国の方に、これは2002年の7月8日に国の方に提言書が上げられてますけれども、その中に、拡大生産者責任を強化し、実効性を確保したものにすることという、そういう要望があるんですね。私もやはりこの拡大生産者責任、やはり物をつくる側が最終の段階まで責任を持って、それを処分をするという、これはもう生産者に課せられた、そういう大きな命題だろうと思います。ですから、この拡大生産者責任を利用して、企業、メーカーに対して100%リサイクルできるものをつくってくださいと、そういうふうに、この全国産廃問題市町村連絡会を通じて強く要望をしていただきたいと思います。市長の考えをお尋ねいたします。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 私も今議員のお考えと同調しているところでございます。ぜひ、そういう機会をとらえて申し上げていきたいと思っておりますし、各企業が産廃の量を減らす努力をして、それぞれの企業がそれぞれのまちがゼロ・エミッションを目指さなければならない、そういう時代だろうととらえております。

○議長（緒方誠也君） 次に、行財政改革について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、行財政改革について順次お答えします。

まず、歳入及び市税収入における人件費率についてお答えします。

平成16年度一般会計決算の人件費額は、約26億3,400万円となっており、それぞれ対総収入及び市税に対する人件費率は16.9%と99.6%であります。

次に、一般行政職の職員数の推移についてお答えします。

過去10年の4月1日現在の公営企業等特別会計を除く職員数は、平成8年度は354人、平成12年度は326人、平成17年度は285人で、平成8年度と平成17年度、10年間で比較しますと69人、約20%の減少となっています。

次に、市役所の窓口業務を民間委託を含め、外部委託を検討する考えはないかについてお答えします。

定型事務等の業務委託を進めることは、行政のスリム化、職員の意識改革等の観点からも一つの方法と理解しております。

なお、これまで水俣市においても行政のスリム化、経常経費削減のため、水俣市振興公社などへの事業委託を進めてきましたが、新たに指定管理者制度導入による公の施設の管理委託、アドプト制度導入による地域への公園管理委託につきましても、順次進めているところでございます。

当面は、今ある団体、制度をさらに活用して、効率的で質の高い住民サービスを提供する方向で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新規職員の採用についてお答えします。

現在、第2次水俣市定員適正化計画を平成16年度に策定し、病院事業の医療技術職等を除く一般行政職員を平成20年度までの5年間で約70人削減することとしております。

特に、平成16年から18年を集中期間として、退職者不補充の方針で臨んでおります。

平成16年度と17年度は、おおむね計画どおりの削減ができましたが、急激な職員の減少による事務量の負荷及び将来における職員構成を考えると、不採用による年齢構成の極端な偏在は好ましくないと考えておりますので、今後予定される退職者の補充を前倒しして、必要最小限の職員採用について検討したいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 4月12日に総務文教委員会で愛知県の高浜市に行政視察に行っていました。高浜市は人口が4万1,000人ぐらいで、一般会計の予算が112億6,500万ということで、余り水俣市とそんなに変わらないのかなというふうに感じました。でも、ただ違うところは2次産業の従事者が非常に多いということでございます。55%が2次産業従事者、これはまあトヨタ系列のそういう企業がたくさんあるということで、そういうことで税収も非常に高いということで、平成15年から交付税が来ない、不交付団体ということで、豊かな市なんですね。

その市長さんが、1989年、もう何年前ですかね、もう大分前になりますけども、1989年に初当選をされて以来、今5期目なんですけども、4回は無投票当選ということで、非常に民間からなった、非常にそういう民間活力を導入した企業感覚を取り入れた市長ということで、非常に市民からの信頼が高いのかなというふうに感じました。

その市長さんが、市が全額を出資して高浜市総合サービス株式会社というのを設立され、公権力の公使を伴わない業務の委託を、その会社に委託をされていると。市が体力のあるうちに行政機構をスリム化するというのが、その市長のねらいだったそうであります。

現在、同社が受けている業務は、公共施設管理サービス、あるいは医療事務サービス、市役所窓口サービス、清掃サービスなど、全体で54に上っているということでございます。高浜の市長は、行財政改革の一環として、一般行政職のやはり職員の削減というのを打ち出されてこられたわけなんですけれども、別に解雇をすとか、そういう無理な配置転換はしないで、退職者はやはり不補充という形で、10年間で2割の職員の削減を実施されてきたということでございます。

高浜市の試算によりますと、同社に支払う業務委託料を差し引いても、同じ業務を市の職員がやった場合に比べて、人件費で、平成17年度の統計なんですけども、約4億1,000万円の節約につながっているということございました。

水俣市の歳入における人件費率が16.9%と、市税収入における人件費率は99.6%、ほぼ100%なんですね。ということは、この税金というので市の職員が賄われているというふうな、そういうふうな状況なんですね、水俣市の場合は。そういうことで、もっと足腰を強くしないと、いろんな事業展開というのは、これから先難しくなるんじゃないと思うんですよ。そのためには税収を上げるか、あるいは人件費の抑制しかないんじゃないか、そういうことを強く思うわけでございます。

高浜市の場合も、市税収入における人件費率が4割を占めていた。4割を占めていて、やはりもう早く行政をスリム化して、これ改革をしないと本当に大変なことになるぞということで、高浜市の場合はやられた。うちはもうそれじゃなくて100%、市税収入における人件費率は100%、もう100%近いわけですから。これはもう何とかしなきゃいけないということは、もうだれが見

ても一目瞭然じゃないかなと、そういうふうに思うわけでございます。

そこで、質問なんですけれども、水俣市にも現在、財団法人水俣市振興公社というのがございます。その公社がいろんなごみの収集とか、施設の管理とか、今指定管理者制度から18年度からスタートしまして、いろんな公共施設がその指定管理者へ管理を移行されているわけなんですけれども。私はこの財団法人水俣市振興公社を株式会社に変えて、例えばもう市役所の窓口業務、市民課、あるいは税務課、あるいは水道局の窓口、そういったところを、この株式会社に委託して行財政改革を進めるべきじゃないか、そういう時期に来ているんじゃないかと思いますが、この点についてどのように考えられますかお尋ねしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 真野議員の御質問ですけれども、振興公社を株式会社に移行してということで、水俣市の場合も、さっきありましたように、人件費が市税に占められ、99%超えていますので、普通の企業でいったらもう倒産なんですけれども、非常にそういう面では厳しいというのは認識をしております。ただ、振興公社は財団法人ということで、特定の目的というか、一定の目的のために設立されたというのが、ちょっと水俣市の振興公社は特に特別でございまして、特に水俣病の関係で地域振興に資するためにつくりましたよというのが実はありまして、県知事の許認可が要ということで、非常に県の拘束を受けやすい、そういう組織になってます。ただ、おっしゃった意味は非常によくわかりまして、硬直化しているという、フットワークが重いというのはこれ事実でございまして、行革を3年目やっていますので、振興公社のあり方も含めて、それは検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（緒方誠也君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 ここに各基金の過去10年間の基金残高の一覧表があるんですけれども、財政調整基金は10年前とそんなに余り変わってなくて、17年度3月現在で12億5,800万ぐらいあるわけですね。これは10年前も12億ぐらいありましたので、そんなに変わってないんですけれども、土地開発基金、これが10年前が7億7,500万だったのに対し、17年度3月で3億3,300万と半減をしているわけでございます。そのほか、皆さんがよく御存じなのがふるさと創生基金、これも10年前は5億2,800万あったのが、17年3月で2億9,300万と、このように減ってるわけでございます。財政調整基金は市の努力でふえたり減ったりするわけなんですけれども、そのほかの基金はこれからふやそうと思っても、なかなか原資をふやすというのは非常に厳しいのかなと、そういうふうに感じております。10年間のトータルを見ますと、10年前が40億あったのが、17年3月では31億と、約10年間で10億、毎年1億ぐらいずつトータル的には基金も減ってきていると、まあそういう状況かなというふうに思います。

それで、振興公社を株式会社に移行する件なんですけれども、高浜市の場合も、最初は財団法

人でいいんじゃないかなという感じで検討をされたそうなんです。でも財団法人ではいろんな規制があって、あれもやりたい、これもやりたいといったときに非常に難しいと。一つの団体では一つの事業とか、そういうような形でしぼられてしまうので、複数の財団法人を設立する必要があったりとか、あるいは資金確保というのが非常に難しいと。それだったり自主事業なんかがなかなかできないと。そのほかにはそういう財団法人という組織形態ではやはりこの社会経済環境の変化には迅速柔軟な対応がしにくい、そういう非常に問題点が多かったということでございました。

また、こちらにその株式会社を設立するためのメリット、デメリットというのがございますから、ちょっと紹介をしたいと思いますが、メリットが、まず、利潤追求型の事業展開が図れると。だからもうかったその利潤をほかのサービスに回すことが可能になってくると。そのほかには、受託料を実際の経費より安くすることができ、利益を市に還元させることができると。サービスの向上が図れる。効率的な運用ができる。地方公務員法に縛られない雇用が可能になってきて、主婦や高齢者の雇用の拡大が図られると。一方、デメリットなんですけれども、行政の補完業務を実施する団体であっても、議会の権利能力が及ばない。また、利益に対して課税がされるということでございます。ということは、メリットからデメリットを差し引いても、やはり株式会社の方がいいということで、高浜市の場合は株式会社を設立するという、そういう運びになったということでございました。

水俣市も、先ほどから述べていますように、非常に厳しい財政状況ですので、ここはひとつ市長の英断に期待して、この問題は終わりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、病院問題について答弁を求めます。

坂本総合医療センター院長。

（総合医療センター院長 坂本不出夫君登壇）

○総合医療センター院長（坂本不出夫君） 次に、病院問題について順次お答えします。

まず、時間外における救急指定病院としての総合医療センターの対応についてお答えします。

総合医療センターは、水俣・芦北医療圏の中核病院として救急指定病院に指定されており、24時間体制で2次救急医療を実施しております。

時間外につきましては、当直医で対応しておりますが、専門的な医療に関しましては担当の診療科の医師を呼び出し、対応しております。

なお、病状や傷病の程度が重度で、当医療センターで対応できない患者につきましては熊本方面の3次救急医療機関へ搬送をしております。

また、近年の医師不足により総合医療センターでも専門医が減少してきており、診療科によっては医師がいない状況も出てきております。

耳鼻咽喉科につきましては、昨年退職されたため、熊本大学から火曜日と金曜日に医師の派遣をしていただいております。水俣市芦北郡医師会の開業医との連携で対応できるように努力しております。

また、時間外の専門的な疾患に関しましては、八代や熊本の医療機関へ紹介や搬送をしております。

次に、医師不足への対応についてお答えします。

平成16年度からの研修医制度改正により、全国的に地方の医師不足が問題となっておりますが、総合医療センターにおきましても、その影響が出てきており、本年度も17年度に対して3名の医師数減となっております。

総合医療センターとしまして、インターネットによる医師の募集、熊本県地域医療推進課への自治医科大学からの医師派遣要請、熊本大学の了承の上で鹿児島大学、福岡大学、久留米大学などを訪問して医師の派遣を依頼しているところではありますが、成果としては、非常勤の医師の派遣や、自治医科大学からの常勤の派遣医師、一応これは平成19年3月まででありますけれども、このような成果が上がっております。

また、この場をおかりしまして、議員の皆様のご意見や御協力を得て何とか医師の確保を図っていきたく思っておりますので、御援助をよろしくお願い申し上げます。

次に、診療報酬改定に伴う医療センターでの今後の取り組みについてお答えします。

総合医療センターは、厚生労働省の診断群分類による包括算定、これをDPCと言いますが、この影響調査協力病院として平成16年度から参加してまいりました。

その実績が認められて、本年7月よりDPC算定が許可されました。

これは、全国で急性期病院約8,000施設のうち、360施設のみであり、水俣、芦北、北薩診療圏では唯一、当医療センターが認められました。

今回の診療報酬改定には、議員御指摘の看護体制強化の事項があり、DPCにおきましても平成20年度までに患者10人に1人の看護体制が必須となっております。

現在は患者13人に1人の看護体制であり、このDPCの看護体制を確立すると加算が算定できるようになります。

本年度も追加で看護師の募集をしております。来年度以降もDPCの看護体制確立に向けて看護師を募集し確保していく所存です。

また、他の施策としまして、亜急性期病床の設置を検討していく予定です。

これは急性期医療を脱した患者さんで、自宅、または施設等への退院予定の患者さんのための病床であり、算定も包括算定となっております。

このほか常に新しい施策を検討していく所存でございます。

○議長（緒方誠也君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 市民は医療センターを相当頼りにしているというか、やっぱり地域医療の核として、医療センターの役割というのを十分感じていらっしゃる、そういうふうに思います。ちょっと今からある患者さんの救急外来のときの対応というか、そういうものをちょっと紹介させていただきませぬけれども、ゴールデンウィークのときに、ある患者さんが救急で医療センターを訪ねられたら、きょうは休祭日であるので専門医がいませんから、例えば八代まで行ってくださいとか、熊本まで行って診てもらってくださいとか、そういうふうに使われたと。

また、ある患者さんの場合は、看護師が話を聞かれて、そして何科にかかっている、いっしょにいますかということ尋ねられたので、何科と何科と何科にかかっていますと。担当医の先生はだれですかというふうに使われたから、何々先生ですというふうに使われたと。そしてその先生はもううちにはいっしょに開業されていますので、そちらへ行ってくださいというふうに使われて、結局診てもらえず帰された、という何か状況だったそうなんです。

本来、救急外来の対応というのは、やはり患者がそこに来られたら、やっぱりいろいろ話を聞かれて、問診なり、そういうことをされるのが当然じゃないかなというふうにするわけなんですけれども、看護師の判断で、そういうふうに使われなしに帰された、その対応の仕方について何か私もやっぱり疑問に思うものですから、その点のことでもし何かありましたらお尋ねしたいと思います。

それと、医師確保の問題ですけれども、非常に現在医師の確保は厳しい状況にあるということでございますが、全国市議会議長会の中に、全国自治体病院経営都市議会協議会というのがございます。それでそちらの方で国の方にもこういう要望書を上げてるわけなんですけれども、その要望書の中での医師確保対策等についてという項目がありますね、ちょっと読んでみたいと思います。

深刻化している小児科、産婦人科等の医師不足を解消するため診療報酬のさらなる充実を図るとともに、医師の地域偏在を改善するためあっせん調整を行う協議機関を設立することという形で国に要望をされております。もし、医療センターの場合は、熊大からのその派遣医師が主かなというふうにするわけなんですけれども、もしそういう機関からのあっせん、医師が医療センターに来られた場合の対応、それはどうなっているのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、看護体制のことなんですけれども、5月20日の西日本新聞に、病院の1割が運営困難になっていると。もう中小病院で看護師が非常に不足をしているという記事が載っております。18年の4月からの診療報酬改定で、結局、看護師が1人で受け持つ入院患者が少ないほど結局診療報酬が高くなるということですね。ですから大きな病院は看護師をどんどんふやして、そういう診療報酬を上げようという、そういう考えで、中小病院の看護師を引き抜いてくると。そういう

ことで、逆にもう中小病院は看護師がいなくなって非常に厳しい状況であるという、そういう新聞の報道がなされているわけなんですけれども、日ごろから院長は病診連携は大事なんだと、そういうことを言われているわけですが、水俣はそういうことはないとは思いますが、もしそうなった場合どうなるのか。医療センターは看護師はもう十分に確保できたらいいようなもんを、民間の市内のほかの病院はもう本当に運営できなくなった場合、病診連携というのはどうなるのかということを考えるわけでございます。

先ほど看護師をふやしていこうということで、今年度も14名の看護師を募集したということなんですけれども、実際は9名しか応募がなされていないと、そういう全体的にそういう看護師不足というような状況なのかなというふうに思うわけなんですけれども、この看護体制のことでもう一度お尋ねをしたいなと。

以上3点について2回目お尋ねします。

○議長（緒方誠也君） 坂本総合医療センター院長。

○総合医療センター院長（坂本不出夫君） 最初の質問、救急外来の質問でございますけれども、医療センターにある救急センター、名称はそうでございますけど、専属の医師を確保できません。それで勤務後のドクターに対して当直体制をとらせておるわけなんですけれども、専門医が必要とすれば、オンコール体制をとっている医師を呼び出しております。今言われたように、受付時点でそういう事実があったのであれば、これは本当に遺憾なことと思っております。

ただ、国の医療政策ですけども、急性期病状から脱した、いわゆる症状安定期、それとかいわゆる維持管理期、経過観察期、これはいわゆる病病連携、病診連携の指導のもとに、かかりつけ医で診てもらうようお願いはしておりますけれども、強制はしておりません。

次は、医師確保の問題ですけども、今お示しいただいた協議会で医師確保対策、そしてまた、財源措置まで決議していただいたというのは非常に我々としては心強い、感謝申し上げます。

医療センターの歴史、50年過ぎたわけですけども、その歴史の中で、熊大病院の貢献は非常に多大なものがあって、現在も協力病院、そして関連病院として存続しております。そういうことで歴史があるわけですから、熊本大学に配慮をしないわけにはいきません。ただ、どうしても充足できない診療科にありましては、基本的にそういう機構から受け入れさせていただきたいと思っております。

ただ、これは昨年、熊本県の地域医療推進協議会が答申を出されました。大きな位置枠の中に比較的余裕のある自治体病院のドクターをプールして、そして派遣するような体制をとろうじゃないかと言われるけど、自治体病院に実際言って余裕のある病院なんてあるわけないんですよ。だから答申が、具体的な答申が全くないというのが我々の認識でありまして、今後の経過というものを注意深く見ていく必要がありますし、看護師不足ですけども、医療センターは公営企業法

の全適でもありませんので、人事もいわゆる行政の枠組みの中で運営されておるわけですね。そういう意味で我々が看護師を引き抜くとかということは絶対あり得ないし、することはありません。ただ、個人の職業選択の自由権というのはありますので、正式に応募してこられた、採用試験に応募してこられた中に民間施設からの応募があるのは事実でございます。それを我々は採用試験で採用してもらうわけですので、それはいたし方がないということなんですけれども、実を言うと、これも医療基準の問題でありまして、看護師の登録数じゃなくて実数を把握すれば、施設の基準を全部満たすためには全国で数万人規模の看護師が足りないというのが事実なんです。それを医療政策でもってこられたら、どっかが足りなくなるのは当たり前ということで、これは医療政策の枠組みの中で我々も存続するためには看護師確保をやらされているわけでありまして、引き抜くことは絶対ありません。

それで、この前の自治体病院の協議会の中でも意見が出たのは、今後、看護師の引き抜きが起ころうという懸念を示されているところであります。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 次に、学校再編成について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、学校再編成についてお答えいたします。

この学校再編成の問題につきましては、長年にわたるいろいろな議論を私自身も経験してまいりましたので、これまでの経過は聞いておりました。

しかしながら、本年4月に教育長を拝命し、近年の経緯、PTAの方々などによる再編成審議会の会議内容、昨年実施されました住民の方々に対する意見聴取会など、さまざまな検討をされていることについての説明を受け、教育委員会にとって重要な施策であると、改めて認識したところであります。

水俣市における児童・生徒の状況を見ますと、水俣市の人口同様に、減少の一途をたどっており、児童・生徒の教育環境は以前に比べ大きく変わってきていると考えます。

このまま減り続けていきますと、子どもたちの教育環境への影響が懸念され、学校運営に支障が出てくる可能性が考えられます。

子どもたちの教育環境を好転させ、将来に向けた学校づくりの一步となるようにするためにも、学校再編成は必要であり、真野議員御指摘のように、教育委員会の強いリーダーシップのもと行わなければならないと考えております。

これからさまざまな決断を行っていかなければならないと考えますので、市議会議員の皆さん方の御理解、御協力をこの場をおかりしてお願いいたします。

次に、再編成のスケジュールについてお答えいたします。

本年3月議会の一般質問においてお答えいたしましたように、平成20年4月の実施に向けて議論を進めております。

具体的には、再編成審議会の答申、審議会のアンケート結果、他都市の状況、意見聴取会での意見を踏まえ、学校規模、児童・生徒数、施設設備、地域との関係性等から、幾つかの案に絞って検討を重ねてきたところであります。

現在は、教育委員会において、児童・生徒や保護者の立場に立った案を策定するため、将来に向けた児童・生徒の育成像や、あるべき学校の姿、通学の安全、通学距離、通学時間、学校のあ
る地域の状況など、関係各課とも連絡調整を行い、慎重に検討しているところであります。

いずれにしても、水俣の将来を担う子どもたちの問題でありますので、市当局はもちろん、議員の皆さん方にも御意見をいただき、よりよい教育環境の実現に向け努力していく所存でありますので、皆様方の御理解、御協力を重ねてお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 発言時間が少なくなりましたので、質問、答弁、簡潔にお願いします。

真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは1点だけ尋ねます。

地域説明会を小学校単位で18年度の早い時期にやるということでしたけれども、まだ現在なされてないということがございます。これどうなっているのかということをも1点尋ねたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 確かに、今そういうふうな状況になっていると、そういうことを私も認識をしているところです。次は、案を策定して、そして皆様方に説明しなければならないと、そういうふうに考えているわけですがけれども、先ほど申しましたように、教育を受ける立場の児童・生徒、それからまたその保護者、日々教育に携わる先生方、そういう方々のサイドからの検討もさらに検討していく必要があると、そういうふうに考えておりました、私自身、スケジュール的にはおくらせていますけれども、内容的には進めていると、そういうふうに考えております。

今後、今申されましたように、早い段階で取り組んでいきたいと、そういうふうに思いますので、御理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（緒方誠也君） 次に、自動体外式除細動器の導入について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、自動体外式除細動器（AED）の導入について、どのような検討がなされたのかとの御質問にお答えをいたします。

昨年の12月議会でも申し上げましたように、A E Dの使用は重要な救命処置の一つであり、その有効性、必要性については十分認識をしております。

他市の設置状況を調べましても、平成18年5月現在において、県下14市中、既に7市が設置されており、ほか1市につきましては、本年度内に設置予定で、予算化済み、ほか3市は検討中と伺っております。

昨年12月の調査段階では、3市が設置、1市が設置要望中という状況でありましたので、前回に比べてかなり設置がふえております。

このようなA E D設置増加の背景として、平成16年7月に国の制度が見直され、医療従事者以外の一般の人にも使用が可能となり、積極的な普及を推進するようになったことから、各市でのA E Dに対する認識も高まってきていると、そのように思われます。

設置している市におきましては、これまで実際にA E Dを利用した実績はないとのことですが、市役所やスポーツ施設等集客の多い場所に設置されており、救急の事態に備えられています。

本市におきましては、指定管理を受けている振興公社が、本年度、総合体育館に1台設置すると伺っておりますが、そのほかにつきましては未設置の状況ですので、今後の設置については、場所などを含めて調査を行いまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 この除細動器なんですけども、本当に私も必要を感じます。それで、価格も以前は四、五十万ぐらいしてたそうですけども、簡易的なものはもう20万円前後で買えると。そして使い方も音声ガイダンスが流れて自動的に電源がオンになったり、何か電極を右の胸と左の脇に張ったりとか。そして電気ショックが必要かどうかということは、機械が判断をするということで、これはもうだれでも使えるということですので、ぜひそういう公共の場、そしてスポーツ大会のときには貸し出しをしていただくように要望をいたしまして、これで質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 以上で真野頼隆議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、松本満良議員に許します。

（松本満良君登壇）

○松本満良君 おはようございます。

無限21の松本です。

宮本市長が市長に就任されて初めて質問することになりましたけれども、市長におかれては、産廃問題や水俣病問題を初め、難問が山積する中で大変御苦労が多いものと思いますけれども、水俣市民の平和で幸せな生活環境をつくるために頑張ってくださいと思います。

それでは、以下通告に従って質問いたします。

まず第1番目に、公共施設における石綿使用施設の解体・改修についてであります。

石綿は、一般的にアスベストと言われていますが、昨年、8月18日、都内の会場で、「石綿と環境曝露、現状と今後の対策」というテーマで、シンポジウムが開催されたときの、複数の報告者の発言を要約したものを一部引用しますと、この石綿は、火山から吹き出た溶岩が、特殊な条件のもとで熱水などと作用し、繊維状の結晶に成長した天然の鉱物繊維だそうであります。その繊維は、髪の毛の5,000分の1ぐらいの非常に細く、熱や薬品に強く、磨耗に耐え、しかも、安価なため奇跡の鉱物と呼ばれていたこともあったそうでありますが、今日では、健康被害の発生が続く経緯の中で、全く逆の評価となり、発症までの潜伏期間が30年、40年と長いことから、静かな時限爆弾と言われているそうであります。

この石綿には2系統あり、一つは、蛇紋石の中にできる白石綿で、非常にやわらかく、もう一つは、角閃石の中にできる系統で、5種類あって、主に使われているのは青石綿と茶石綿だそうであります。

現在、石綿の最大の産出国は、旧ソ連でカナダが続き、この2カ国で世界の7割を超え、白石綿を中心に産出し、南アフリカでは、主に青石綿と茶石綿が産出されているそうであります。日本では北海道の富良野市の野沢鉱山で産出されていますが、ほとんどが輸入に頼っているそうであります。

日本での大量使用は、1960年代から増加し、70年代前後に輸入の第1のピークを迎え、ヨーロッパ各国が規制と使用の制限を本格化した80年代の後半に再びピークを迎えたと言われています。

この40年間に1,000万トンに及ぶ石綿が輸入され、現在国内のどこかに残ってるはずだと言われています。その多くが、石綿スレート等の建材に使われ、6割を超す使用量であったとも言われています。石綿スレートと言われれば、今日では余り目にする事は少なくなりましたが、しばらく前までは、小屋の屋根材や壁材などによく使われ、市内でも至るところで目にしていたものであります。その他、煙突や水道管、コンクリート建物の壁の吹きつけ材、造船、製鉄、自動車など、多くの分野で幅広く活用され、その用途は3,000種類にも及ぶと言われています。

私もチッソ水俣工場で働いているころ、電熱器の断熱材、絶縁体、あるいは器具の保温材として、結構取り扱ってきたことを今思い出しているところであります。したがって、かなり多くの人たちが、身近に接している材料ではないかと思っています。

イギリスでは、1898年、アスベスト織物工場で女工たちの死亡が相次ぎ、工場調査官の発表に

よって病名がアスベスト肺と命名されたそうであります。今から約110年近くも前のことでもあります。

アメリカでは、1930年ごろから、アスベスト被害による訴訟が相次ぎ、そのため倒産した企業もあったと報告されています。1972年には、デンマークがアスベストの吹きつけと断熱材への使用を禁止し、1973年には、アメリカがアスベストの吹きつけを禁止、1983年には、欧州共同体として青石綿の流通、使用の原則禁止指令を採択しています。それを受けて、1986年には、青石綿吹きつけを禁止するILO石綿条約が採択されたそうでありますが、このとき日本は条約の採択に反対したそうであります。そして、日本政府は、2004年10月になって、やっと全石綿の全面禁止に踏み切ったそうでありますが、実態は、法文上、10種類の石綿含有製品の禁止にとどまるものであったそうであります。

厚生労働省は、2005年4月から、環境評価基準、管理濃度アスベストの基準を従来より1けた厳しいものに改定し、クボタショックなどもあって、遅くとも2008年までには、全面禁止を実現するという方針を示し、そして昨年8月には、あのILO石綿条約をようやく批准したそうであります。

このように見てきますと、やっぱり日本政府の対応は、水俣病が引き起こした産業公害に対する対策の失敗を生かし切っていないことが明らかであります。その意味からいっても、私たち水俣病を経験した水俣では、この石綿問題での対策で失敗は許されないと思いますので、以下、質問いたします。

、さきの報告書によれば、悪性中皮腫の原因は、日本ではアスベスト以外には考えられず、また、ごく少量のアスベストを吸い込んで発症する可能性があるとあり、アスベストスレート製の物置の屋根を子ども時代に掃除していた姉妹が発症した例が報告されたとあります。

そこで、具体的な質問ですが、5月1日号の市報で、総合医療センター西館空調機械室、発電機室、旧湯之児病院1階食堂 --- 既に閉鎖されております。水道局庁舎の3施設において石綿含有率が超えることを確認したとありますが、許容含有率基準を示していただきたいと思います。

、同市報にて、当面劣化等による曝露のおそれはないものの、将来にわたり被害が懸念されることから、医療センター、水道局は5月連休中に除去工事とありますが、劣化しなければ大丈夫という認識でしょうか。

、石綿使用施設の解体・改修工事に当たっては、作業従事者の教育と指導を前提として、2次被害防止策が極めて大事だと思いますが、業者を含めた作業前の教育指導はなされたのでしょうか。また、除去作業時の石綿飛散防止対策など、5月連休時の処理工事実績と3施設以外の今後の処理計画はどのようになっていますか。

、昨年9月議会での中山議員への答弁で、分析対象施設20施設、分析対象箇所34カ所と答弁

されていますが、5月1日付市報で言う許容基準を超えた石綿含有材料を使った施設は3施設だったということでしょうか。

、分析結果に基づき、石綿の含有はあるが、基準値以下であったと言われる施設への石綿使用施設であるという何らかの表示をされる考えはありますか。

、基準値以下施設があるとすれば、その施設の管理・監視体制はどのようにされるおつもりでしょうか。

、昨年9月議会での中山議員への答弁で、健康調査の予定はないとありますが、市としてはないとしても、石綿を使った作業をしていた事業所はあったと思いますが、そのような事業所に対して、労働基準監督署などと連携して、作業員の健康調査の指導をする考えはありませんか。

、過去、新聞紙上で、他自治体の学校で石綿使用施設が問題になったことがありましたが、水俣には全く対象施設はなかったということでしょうか。

次に、大きな2で、生ごみ施設の現状と生ごみ活用による発電施設の計画についてお尋ねします。

ことしの市長選挙に突入する直前の1月20日の熊日新聞を見て、市民の多くが驚きました。芦北地域でこの問題が話題に上っているといううわさは聞いていましたが、時期が時期であったために、現地を視察する時間がとれず、確認できずにいたとき、熊日新聞が、その事実を私たちの前に明らかにしてくれました。私は1月20日付で早速、九州森林管理局に調査資料の開示請求をしましたところ、平成18年1月16日付の森林総合研究所九州支所が九州森林管理局あてに報告した熊本南部森林管理署管内ヒノキ人工林枯損原因調査報告書の全文を、2月20日付の郵便で開示決定通知書が送ってきました。

新聞記事では、葦北郡芦北町の国有林としてあり、隣接する企業についても県南部の民間会社とあるだけで、場所や事業者を特定することはできませんでした。この報告書によりますと、被害が発生している場所は、葦北郡芦北町古石国有林1431ると、1431る1とあり、水俣市が委託している生ごみ堆肥化工場がある隣接地であることが判明しました。それは、国有林野有償貸付契約書によって貸付所在地が、葦北郡芦北町大字古石、古石国有林431のぬ林小班内ほかとなっていることから明らかであり、古石国有林431というのが1431となっている理由は、八代森林管理センターが人吉市にある南部森林管理署と統合したときに4けた目に1が挿入されて番号が違うだけで、国有林有償貸付契約書の所在地と全く変わらないという確認をいたしました。そして被害発見日時は平成17年8月24日となっています。

実際、私も後日、現場を確認に行きましたが、水俣市が生ごみ処理を委託している工場のすぐ上部の立ち木が、物すごい数で立ち枯れしているのを確認してきました。だからといって、私どもが直ちに生ごみ処理場と関係があると特定することはできませんので、開示文書によって一部

報告をしながら、以下、質問をしたいと思います。

報告書の要約は、次のようになっています。

古石国有林（1431林班）のヒノキの枯損には葉の可視障害が見られた。虫害、病害の可能性はほとんどないと判断された。土壌が極端な低pHと高ECであり、何らかの物質が土壌系外より付加された可能性が高いと判断された。しかしながら、この程度の土壌のpH及びECレベルが枯損を引き起こすかどうかは不明である。葉の可視障害には大気中の物質の影響が考えられた。大気中の物質の特定は当研究所に専門分野がなくでできない。土壌についての報告では、特定はできないものの、この土壌の低pHと高ECの原因は何らかの物質が土壌系外より付加された可能性が高い。情報を持ち合わせていないので、具体的に示すことはできないが、例えば大気中のガス等が樹木で補集され、土壌中に雨水とともに流入したことに起因するといったことが考えられると、調査を委託された研究所は、平成18年1月16日付で報告書を提出しています。

そこで、以下、質問いたします。

2の捧、芦北町古石の生ごみ処理工場周辺立ち枯れ木の状況について。

- 、何本ぐらい立ち枯れして、樹木別の被害状況はどのようになっていますか。
- 、生ごみ処理場からどれぐらいの距離まで被害が発生していますか。
- 、生ごみ処理工場は傾斜地にあります。工場の上部と下部ではどちらの方が被害が大きいですか。

九州森林管理局計画部国有林野管理課の資料によると、何らかの物質が土壌系外より付加された可能性が高いが、因果関係は今のところ特定できないとなっていますが、業務を委託している水俣市としての見解はいかがでしょうか、お聞かせください。

、5月12日の熊日新聞によりますと、「隣接地からアンモニア」という大きな見出しで、産廃中間処理施設の大気中から、県が高濃度アンモニアを検出と報じました。今のところ、まだ特定はできないとしながらも、原因である可能性が否定できないとして、調査では、普通の林より111倍から115倍の濃度のアンモニアを検出とあります。市として、このガス濃度をどのように判断されますか。また、土壌のpHは3.3から4程度だとさきの報告書ではなっていますが、このpHとの関連性をどのように判断されますか。

放、地球温暖化防止のための生ごみ活用発電について。

、ことし5月5日付熊日新聞報道によると、環境省が検討に入ったという温暖化防止のための生ごみ活用バイオガス発電施設の整備計画に名乗りを上げる考えはありませんか。

、現在の生ごみ処理工場周辺の立ち枯れ状況を見る限り、私たち素人が見ても処理場に関係ないとは言えない状況に見えることから、環境への負荷が少ないバイオガス発電施設の方が、環境にこだわったまちづくりを目指す水俣が標榜する方針と一致すると考えますが、いかがでしょ

うか、見解をお聞かせください。

次に、大きな3、水俣総合医療センターについてお尋ねします。

医療センターは、実情がどうあろうと、大幅な黒字であれば万々歳でいいのか、若干疑問を感じています。ただ、赤字であっていいと言ってるわけでは決してありません。不採算診療科であっても市民の命と健康を守っていくためには、極端な言い方をすれば経営がトントンであればそれでいいと思っています。なぜかならば、民間病院や個人開業医院へ不採算診療科と思われる診療科の開業をやってくださいと言って、公立病院である医療センターが効率的な診療科のみ経営するということは許されるものではないと思っています。

黒字経営のみを追求し過ぎた結果として、近ごろ、若干のひずみが出始めているのではないかと懸念される点がありますので伺いたいと思いますが、先ほども病院長の答弁の中でありましたけれども、病院長が医師確保のために、連日東奔西走しておられることも十分知っています。医師を確保するのも、看護師が気持ちよく働き続けられるのも、それなりの環境のもとでなければならぬと思います。そういう意味で、経営状況、医療環境等について若干お尋ねします。

、平成15年、16年度は、過年度と比較すると、単年度で大きな黒字を出していますが、18年度の3月議会で出された当初予算では、約1億1,700万円の赤字予算となっています。17年度以降の収支見通しはどのようになっていますか。

、現在、ある一つの診療科では、担当の医師が一人もいないという状況で、患者さんたちに多くの迷惑をかけているようですけれども、医療センターの医師不足の原因は、全体的な医師不足や水俣が熊本県中央から遠く離れていること、賃金などの条件もさることながら、先生たちは激務で疲れ切って帰宅するところは、潤いと憩いの場所であるべきだと考えますが、洗切の戸建て住宅など、築後38年も経過した老朽化の激しいものであったり、そのためかどうかはわかりませんが、民間アパートにかなり多くの先生が入居しておられるなど、家族を含めて毎日生活する場所としては、住環境の不整備も原因の一つではないかと考えられます。

基本的には、医師住宅を準備すべきだと考えますが、今後の医師住宅整備計画はどのようになっていますか。

、看護師の中途退職が、特に50歳前後という年齢で、病院にとっては貴重な財産と思われる年代の人の退職が多いと聞きますが、中途退職者数、退職理由、おおよその退職時年齢をお聞かせください。

、現在、患者専用駐車場が264台分あるそうですが、雨の日や日によって特定の時間帯に不足を生じていることがあると聞きます。その対策はどのようにされていますか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長(宮本勝彬君) 松本議員の御質問に順次お答えします。

まず、公共施設における石綿使用施設の解体・改修については私から、生ごみ処理施設の現状と生ごみ活用による発電施設の計画については福祉環境部長から、水俣市立総合医療センターについては総合医療センター事務部長から、それぞれお答えいたします。

まず、公共施設における石綿使用施設の解体・改修についてお答えします。

御質問の石綿の許容含有率基準につきましては、対象材料の重量の1%以下となっております。

次に、市報に、当面劣化等による曝露のおそれはないものの、将来にわたり被害が懸念されることから、5月の連休に除去工事とありますが、劣化しなければ大丈夫という認識かとの御質問にお答えします。

公共施設の吹きつけ石綿等の使用実態調査に伴う石綿分析結果を受けて、現地調査を行った結果、医療センター機械室等及び水道局庁舎に使用されている石綿は、比較的硬質のものであり、劣化等しなければ飛散するおそれはないとの専門技術者の見解であり、本市といたしましても、そのような認識をしております。

しかし、将来、吹きつけられた石綿等の損傷、劣化等によりその粉じんが飛散し、職員等の被害が懸念されることから、早急に対処するため、5月の連休中に施工することにいたしました。

その他、湯之児病院につきましては、石綿は検出されましたが、現在閉鎖中であるため、解体時の処理を計画しております。

次に、本工事施工に当たっての2次被害の防止及び石綿飛散防止対策に関する実績についてお答えします。

石綿等が使用されている建築物、または工作物の解体等の作業につきましては、昨年7月に施行された厚生労働省の石綿障害予防規則に基づき工事は行わなければならないことになっております。

この規則には、石綿による健康障害を予防するための事業者の責務や関連業務に係る措置の方法等が定められており、技能講習を終了した石綿作業主任者の選任、作業従事者への特別教育の実施等についても義務づけられています。

今回の工事につきましても、本規則に基づき、技能講習を修了した石綿作業主任者と特別教育を受けた作業従事者が除去工事に当たり、2次被害の防止及び石綿飛散の防止に努め、施行期間中の外部へ排出する空気中の石綿濃度を監視しながら、安全を期して施工し、2次被害等は発生しておりません。

また、3施設以外の処理計画につきましては、石綿が検出されていないため予定はございません。

ん。

次に、許容基準を超える石綿含有材料を使った施設は3施設だったのかの御質問にお答えします。

昨年9月議会で中山議員の御質問にお答えしました際、石綿分析対象施設20施設、分析対象箇所34カ所としておりましたが、分析の発注後、分析対象箇所1カ所の出入り口が既に封鎖されていたため、サンプル採取ができず、実績は分析対象施設20施設、分析対象箇所33カ所となりました。

今回、分析を実施した建材は、国・県の石綿調査要綱に基づく、吹きつけ石綿及び石綿を含有する吹きつけロックウール等のみで、飛散のおそれの少ない成形板等は除外しております。

このうち、御質問の、5月1日付市報にて発表しました石綿の許容含有率基準を超えた施設は、総合医療センター、旧湯之児病院、水道局庁舎の3施設でありました。

次に、分析結果に基づき、基準値以下であった施設へ石綿使用施設の表示をするのか、さらに、その施設の管理・監視体制はどうするのかの御質問にお答えします。

分析対象施設20施設から基準を超えた3施設を除く、残り17施設につきましては、石綿の含有が認められませんでしたので、石綿使用施設の表示及び対象施設の管理・監視体制については考えておりません。

次に、石綿を使った作業をしていた事業所に対して、労働基準監督署などとの連携で、作業員の健康調査の指導をする考えはないかとの御質問にお答えいたします。

労働基準監督署は、石綿を取り扱っていた事業所に対して、退職者も含めて年2回の健康診断や石綿に関する特別教育の実施の指導、解体除去現場への立ち入り、労災保険の給付や集団指導等を行っています。

水俣・芦北・八代地域を所轄する八代労働基準監督署におきましては、集団指導として、今年度、解体作業者を対象に、防じん対策やじん肺に罹患した際の制度、健康診断の報告、特別教育の実施等の指導を行う予定と伺っております。

このように、労働基準監督署の役割として、石綿を取り扱っていた事業所に対してさまざまな形で指導等の取り組みが行われておりますので、現在のところ、市による指導は必要ないものと考えます。

次に、水俣市の学校には、全く対象施設はなかったかについてお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、公共施設の吹きつけ石綿等の使用実態調査において、昨年、学校施設も調査を行いました。建材の成分分析を専門機関で行った結果、石綿を含有する施設はありませんでした。

○議長（緒方誠也君） 松本満良議員。

○松本満良君 答弁をいただきました。

私は、基本的に1回目の質問項目はかなり多く入れてるんですけども、的確な答弁をいただければもう2回目以降はないという気持ちで、1回目にほとんど質問したい項目は入れてしまいましたので、長くなりましたけれども、今市長から答弁をいただきましたので、基本的な点についてのみ、2回目質問をしたいと思いますけれども。

先ほど檀上からも事例報告をしましたが、スレート屋根を掃除していた姉妹の発症例が示すように、微量飛散でも被害が発生する可能性があることが明らかになっています。

法基準に基づいて、飛散のおそれの少ないものについては除外するという姿勢、こういう姿勢でいいのかなのか。再び水俣病への対応の過ちを繰り返すのではないかと、心配いたしますけれども、健康診断にしても、我が水俣では基準万能の姿勢は改めるべきではないかと、そういうふうに思いますが、この点について再度見解をお伺いをしたいと思います。

それから、2番目に民間企業で、現在どこがどう使っているのかというのを把握をもししておられるとすれば、先ほどの答弁で、労働基準監督署が事業所を集めて指導をする予定になっているという答弁をいただきましたけれども、現在でももし水俣で事業所で使っておところがあれば、その事業所で働いている労働者は基本的に水俣の住民ではないかと思えます。そういうことであれば、水俣市民の健康管理というのは事業者が当然やらなければならないことですが、市としても管理をしていく、把握をしていくということが必要ではないかというふうに思いますので、事業所が取り扱っているところについては、取り扱っているということと、その健康調査、健康診断というんですか、そういうことについての実施状況等を義務づける必要があるのではないか、市に対しても義務づける必要があるのではないかというふうに私は考えますが、この点について再度見解をお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 基準値万能の姿勢を改める必要があるのではないかというような御質問だったと思いますが、私も議員御指摘のように、基準値万能の姿勢を改めるということは、やっぱりまさに水俣病の教訓を生かすことにもつながるのではないかなと、そんなふうに受けとめております。

したがって、慎重かつ、この問題については危機意識を持って、今後取り組んでいかなければならないと、そのように思っております。

今後も安定して飛散のおそれのないものとか、あるいは建材の老朽化によるもの、あるいは偶発的な破損とか、そういったものが心配されるものにつきましても、施設関係の職員等、あるいはそのことを周知するとともに、被害を未然に防止すると、そういったことができるように、適

切な維持管理を今後も引き続きやっていかなければならないと、そのように受けとめております。

それから、もう一点の報告義務についてのお尋ねでございますけれども、基本的に義務づけは難しいのではないかなと思っております。労働基準監督署にお聞きしましたところ、当市においては該当する事業所はないというお答えでございました。したがって、そういうことでございますが、今後、労働基準監督署に対しては、いろいろ相談を申し上げたり、事業所からの相談に対しては適切な対応をしていきたいと、そのように思っております。

○議長（緒方誠也君） 松本満良議員。

○松本満良君 的確な答弁をいただきました。

もう質問ありませんので、要望をしたいと思っておりますけれども、石綿被害は潜伏期間が非常に長いと言われております。あとになればなるほど因果関係がわかりづらくなっていくというふうにも思います。そういう意味で、将来、我が水俣市で水俣病が起こって悲惨なことが続いているように、しまった、あのときの確な対応をしておけばよかったというようなことがないように、ぜひお願いをしたいと思っております。

特に学校施設において、私が先ほど言いました石綿スレート材質等について、使われているのか、使われていないのか、先ほどの答弁ではわかりませんでしたけれども、かなり今市内でも使われている箇所があります。だから簡単にその飛散をする云々ということはないかと思っておりますけれども、ぜひ学校等においては、子どもたちの将来があります。ぜひ環境、いわゆる教育環境じゃなくて、学校施設の環境において、子どもたちに被害が及ばないような管理対策、そういったものをぜひ強くお願いをいたしまして、この件についての質問を終わりたいと思っております。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 次に、生ごみ処理施設の現状と、生ごみ活用による発電施設の計画について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、生ごみ処理施設の現状と生ごみ活用による発電施設の計画についてお答えをいたします。

初めに、芦北町古石の生ごみ処理工場周辺立ち枯れ木の状況について、立ち枯れ本数、樹木別の被害状況についてお答えをいたします。

平成18年1月の熊本南部森林管理署の報告によりますと、枯損箇所、いわゆる立ち枯れの場所ですが、その位置は芦北町役場の南方約11キロメートル、標高約480メートルの北西向きの山腹、周囲は30年生の杉・ヒノキの人工林で、枯損本数は695本、ヒノキの31、33年生と発表されております。

次に、どれくらいの距離まで被害が及んでいるかについては、堆肥化施設から25メートル程度、枯損面積約0.22ヘクタールと伺っております。

次に、工場の上部と下部、どちらが被害が大きいかにつきまして、下部につきましては、新聞報道によりますと、ヒノキ十数本ということなので、工場上部の方が被害が多いものと思われま

す。

次に、九州森林管理局の因果関係は特定できないとの報告に対して、業務を委託している水俣市としての見解についてお答えをいたします。

熊本県が3月に行った大気調査結果報告では、因果関係は特定できない、しかし、アンモニアの影響は否定できないので、事業者に対して自主的に対策をとるのであれば、やみくもに行うのではなく、改善計画を出してから行うようにと伝えてあり、事業者も、疑わしいものには対処していきたいと、県と相談しながら改善したいと回答しています。

市としては、委託業務自体はきちんと遂行されておりますが、周辺環境に悪影響を与えているとすれば、そういう施設に対し委託することは問題があると思っておりますし、速やかに改善をしていただきたいと思います。

今後につきましては、さらに調査を続けるという、熊本県の調査や事業者の改善状況を見守って、県や事業者、地元の芦北町及び生ごみ処理を委託している津奈木町ともを密に連絡をとり、適切に対応していきたいと考えております。

次に、高濃度のアンモニアをどう判断するか、土壌のpH3ないし4程度との関連性をどのように判断するかについてお答えします。

九州森林管理局の報告によれば、ヒノキ林の土壌におけるpHは通常4ないし5であり、被害土壌は4を下回る低さを示している。しかし、これが枯損起因となった事例がなく、健全なヒノキ土壌で3.6を示すこともあるので、低pHが原因であるとは特定できない。なお、この低pHは、大気中のガス等が起因することも考えられると公表されており、熊本県でも、さらに調査を続けるということです。

市としての判断ですが、残念ながら、このような事例に対して判断できるような知見を持ち合わせておりませんので、熊本県の調査を待ちたいと思っております。

次に、地球温暖化防止のための生ごみ活用発電施設についてお答えします。

まず、温暖化防止のための生ごみ活用バイオガス発電施設の整備計画に名乗りを上げる考えはないかとの御質問にお答えします。

温暖化防止のため、家庭から出る生ごみを発酵させて発生するメタンガスを燃料とするバイオガス発電施設の導入を環境省が推進することを発表しました。

これは、京都議定書の目標の2010年までに国内の二酸化炭素排出量を6%削減することを達成

するために、バイオガス発電の普及促進が必要と判断したものであります。5月4日の発表では、自治体の廃棄物処理施設の整備費用を国が2分の1補助する制度の適用拡大など検討するとしております。

また、環境省のエコ燃料利用推進会議は、5月30日、京都議定書の目標を達成するには、下水や生ごみから発生するバイオガスをボイラーや発電用の燃料として大幅に利用拡大をする必要があるとの普及策をまとめております。同推進会議は、2010年度までにエコ燃料の導入目標を達成するには大胆な政策転換が必要であるとまで断言しております。

環境省は、2007年度の概算要求に向け、補助制度の適用拡大を検討していますので、年度内には制度の概要が示されるものと思います。

その補助制度の内容が示されたところで検討をしてみたいと、そのように思います。

次に、バイオガス発電施設の方が、環境にこだわったまちづくりを目指す水俣が標榜する方針と一致すると考えますが、いかがかとの御質問にお答えします。

バイオガス発電は、搬入された生ごみを発酵させ、発生したメタンガスでガスタービンを回し、発電させます。排液は排水処理槽にて下水道放流基準に合わせて処理し、最終的に残った固形物は投入量の2%程度になります。環境への影響が少ないリサイクルであるかと存じます。

現在の生ごみの堆肥化と比較したとしても、どちらも環境にこだわったまちづくりに合致したものであります。

バイオガス発電施設は、現在15市町村に導入されていると伺っておりますので、技術の安定度、水俣市の生ごみの排出量に見合った施設の初期投資、運営コスト等を勘案していく必要があると考えております。

○議長（緒方誠也君） 松本満良議員。

○松本満良君 pHが3.3から4という数字や、アンモニアガスの飛散が大量に高濃度であるということになってきますと、民有林への被害もあるのではないかなというふうに心配をしておったわけですが、当然のように熊日新聞で民有林での被害があったというふうな報道がアツてます。この民有林の被害というのはどの程度であったのか、もし把握をしておられればお知らせいただきたいと思ひます。

それから、さきの報告によりますと、人工林の杉とヒノキが枯れておるといふ形で報告がアツてるわけですが、カシノキなど、いわゆる雑木の被害はアツてないのか、この点にいて、もし把握をしておられればお願いをしたいと思います。

私たちが見た限りでは密集して立ち枯れがアツてるように見てまいりました。もし、ガスが影響しているということになれば、点在した立ち枯れがあるのではないかとと思ひますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

また、生ごみ処理工場が原因であると特定できないにしても、県によると、否定はできないというふうに言っておられます。

生ごみの処理を委託してる水俣市として、委託業者に、先ほど、業者が県の指導に基づいて改善をするというふうに言っておるといふ答弁をいただきましたけれども、水俣市としても、やはりそういう要望をすべきではないのかなと思いますけれども、この点について、先ほど答弁いただいたかどうか、はっきりちょっと記憶はありませんが、もししていただければいいわけですが、してなければ、水俣市としての改善要望について御回答いただきたいと思います。

それから土壌のpHが酸性で、アンモニアガスが飛散している、このことがかなり影響を及ぼしているというふうに言われていますけれども、この酸性とアルカリ性との関係、この被害拡大を、これら両方が相乗効果を発揮して及ぼしているのかどうか、この点について、市として考えておられる点があれば、回答をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 第2の質問でございますけれども、pHが3.3ないし4という数字やアンモニアガスの飛散があれば、民有林への被害がどの程度あるのかというような御質問でございましたけれども、新聞報道によりますと、ヒノキ十数本立ち枯れしているということでございますが、今後においては熊本県で詳しい調査をやっていくということでございますし、被害の程度についてはまだこちらの方としては十分聞いていないのが現状でございます。

それから、カシノキなどの自然林の発生はどうかということでございますが、これまでの九州森林管理局や県の説明では、自然林への被害は聞いていないという状況で、聞いておりません。

それから、密集した地域で立ち枯れがあったように見えた、もしガスが発生していれば点在したところでの立ち枯れというのはなかったのかということでございますが、立ち枯れの、いわゆる枯損箇所0.22ヘクタール区域内でも発生していると、非常に限定的なところで発生してございまして、点在した、あるいはその区域外での立ち枯れというのは聞いておりませんし、逆に被害区域内に生育しているヒノキがあるということもお聞きしております。

次に、生ごみ処理工場が原因であると特定できないにしても、改善要望を出すべきじゃないかということでございますけれども、現在、事業所といたしましては、県と相談しながら、自主的に改善を行う用意があるということでございますし、既に担当の方にも再三ちょっと状況を聞いてお願いをしておりますが、緊急に改善対処措置はとってございますし、すぐすぐに市の方から正式に改善要望を出すということは、今のところ考えてございません。

それから、土壌のpHが酸性でアンモニアガスが飛散しているということになれば、周辺環境

への被害を及ぼす可能性があるんじゃないかと、どう判断するのかということでございますが、九州森林管理局熊本南部森林管理署の説明では、これ以上被害が拡大する可能性というのは少ないんじゃないかと推測しているということでございますし、県の調査でも因果関係は特定できず、さらに調査を続けると、そのようにお聞きしておりますので、市といたしましても、県や芦北町、事業所がございまして、芦北町と情報を密にしまして、今後の状況というのを見守ってまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 松本満良議員。

○松本満良君 一応、私が疑問に思っている点については御答弁いただきました。

2回目の質問で、結局、生ごみ処理場周辺のことだけに限ってしまいましたけれども、私の本当のきょうの質問は、バイオガス発電の問題が主でありました。立ち枯れの問題と関連させて、そちらの方のことについて見解を求めたいということが主であったわけですが、先ほど、今年度中に国の方も方針を出すであろうと、そのことを聞いた上で判断するという答弁をいただきましたので、ぜひ5月5日付の熊日新聞にあるように、炭酸ガス排出量6%削減する京都議定書等を達成するためにバイオガス発電云々とあるわけですから、ぜひこの環境省の補助制度の適用を利用しながら、検討していただきたいと思っておりますし、水俣は環境問題については他自治体に先駆けた取り組みが水俣には義務づけられているというくらいの気持ち、姿勢が必要ではないかというふうに思いますので、こういう問題についてもぜひ検討を進めていただきますよう、お願いをいたしまして、この点についての質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 次に、水俣市立総合医療センターについて答弁を求めます。

濱崎総合医療センター事務部長。

（総合医療センター事務部長 濱崎昭博君登壇）

○総合医療センター事務部長（濱崎昭博君） 次に、水俣市立総合医療センターについて、順次お答えいたします。

まず、総合医療センターの17年度以降の収支見通しについてお答えします。

18年度当初予算につきましては、18年4月より診療報酬点数が病院では平均3.16%引き下げが行われることと、医師の都市集中及び開業志向により、当センターでも医師不足が切実な問題となってきたこと、そのことによる患者数の減少が予測されることを考慮して策定しています。

17年度の決算につきましては、まだ概算ではございますが、3億円余り、昨年と同じくらいの黒字になろうと試算しております。

今年度以降の見通しでございますが、今後医師の確保に全力を尽くし、自治体病院としての役

割を果たしながら、7月からは診断群分類による包括算定(DCP)を開始し、19年度には一部病棟を亜急性期病棟へ変更など、国の医療施策と当地域の実情を合致させながら、収益の上積みを図り、黒字を計上することで累積欠損金の解消ができるよう試算しています。

次に、今後の医師住宅整備計画はどのようになっているのかという御質問にお答えいたします。

現在、総合医療センターの医師住宅は市内数カ所にありますが、平成6年建設の汐見町医師住宅を除いた住宅は、既に建設から35年以上を経過しており、老朽化が著しく、一部の住宅については傷みが激しく入居不能となっています。

当センターの医師数50名のうち、医師住宅入居者数27名、民間アパート入居者数20名、持ち家3名となっています。

今後の医師住宅整備につきましては、現在の洗切住宅を解体し、跡地に一戸建住宅3LDK3世帯、集合住宅2LDK7世帯1棟を建設する計画を立て、基本実施設計を行っており、19年度2月までに完成し、入居できる予定です。

しかし、今回建設する分では不十分であり、今後も病院事業の収支を考慮しながら、継続的に医師住宅の整備を行い、生活環境を整備することで医師の確保、定住性を促進していきたいと考えています。

次に、看護師等の中途退職者数、退職理由、退職時年齢についてお答えいたします。

まず、看護師、准看護師の中途退職者につきましては、過去3年間の状況は、平成15年度14名、平成16年度17名、平成17年度15名となっています。

なお、平成15年度と平成16年度は、湯之児病院の中途退職者も含まれています。

平成17年度の中途退職者の理由について述べますと、15名中、健康上の理由が6名、結婚が4名、介護、育児、転職など5名であります。

年齢構成につきましては、50歳代が8名、30歳代が5名、20歳代が2名となっています。

次に、患者専用駐車場は、雨の日や日によって不足が生じる時間帯があるようですが、その対策はどのようにされているかとの御質問にお答えいたします。

現在、総合医療センターの患者専用駐車場は、立体駐車場やリハビリ館1階部分などで、収容台数264台でございます。

1日の全駐車利用台数は約1,000台であります。

予約診療を実施するようになりましてからは、随分駐車場の回転がよくなりました。

しかしながら、時間帯や雨天時には不足する場合がありますので、総合体育館に相談いたしまして、前庭の屋根のない部分に駐車できるよう対応しています。

○議長(緒方誠也君) 松本満良議員。

○松本満良君 ただいま医療センターの問題について御答弁いただきました。

18年度以降については数的見通しが示されませんでした。今後、医師の確保に努め、急性期入院包括評価やあるいは亜急性病棟への変換など、こういうことで黒字を計上して、実質的に欠損金を解消できるようにしていきたいというような答弁だったかと思えますけれども、できれば18年度、19年度がどの程度見込めるのか、もし見込める数字が発表できるとすれば、その点についてもお聞かせいただきたい。

先ほど言いました、17年度については3億円ぐらいが見込めるという話だったわけですが、できれば18年度、19年度についても御説明いただければ、お願いをしたいと思います。

それから、お医者さんが50名中20名も民間アパートに入居しておられるということについてですけれども、その原因は何でしょうか。例えば医師住宅を見たところが余りにも古過ぎてちょっとこれには入らんよというふうに言っておられるのか、やっぱり民間住宅が好きだということなのか、医療センター側が、やはり心配をして、余りにもひどい状況だから、民間アパートを借りて与えておられるのか、この点について御説明いただければと思います。

それから、どのようにお考えか、先ほど真野議員に対する院長の答弁で大体わかりましたけれども、水俣になかなか来てくれる先生がいない理由に、やはり住環境も一つの原因としてあるのかどうか、どうお考えなのか、この点についてお聞かせいただければと思います。

それから、看護師の中途退職ですけれども、15年度14人、16年度17人、17年度15人という、そういう数が今報告をされました。私はこれが多いというのか、少ないというのか、私には判断しかねますけれども、17年度退職者で、健康上の理由で退職された方が15人中6名もおられる。このことはやっぱり病院の黒字計上という、ここ数年の方針が暗黙のうちに働いている人たちにかなりの圧力になって超過勤務等が恒常化して、過労等が重なって、そのことを原因にしてやめていかれたのではないかと、私は思いますけれども、このことについていかがお考えか、考えをお聞かせいただきたいと思えます。

それから、先ほどの答弁で、健康上の理由でやめられた方が6名というふうに答弁いただきました。この6名の方の年齢構成、高年齢者が多いのか、若い方も含まれているのか、もし御説明いただければお願いをしたいと思います。

それから、50歳代の方が8名も占めておるといふふうに、先ほど回答をいただきました。この50歳代の方というのは非常に貴重な財産ではないかというふうに私は思っています。そういう方々が、この1年で8名もやめられたということは、みすみす貴重な財産を失っておるといふふうに考えるべきではないかというふうに私は思いますけれども、特に私もパソコン等については非常に弱い方なものですから理解できるんですけども、年配の方はパソコンなどに適応できないということなども原因の一つにはあるのかなと思えますけれども、やはり年配の方々というのは、新入看護師さんたちのやはり手本や見本になっている、あるいはなっておる方々ではないかとい

うふうに思うわけですが、早期退職するという事は、新人を二、三人雇うからいいではないかと、雇えるからいいではないかという単純な考えもあるかもしれませんが、そう単純なものではなくて、やっぱり目に見えない貴重な財産だというふうに、この点について、この年代の方については考えるべきではないかというふうに私は思いますけれども、いかがでしょうか。

それから最後に、過去3年間で16年度が17名と、一番多いようですけれども、これについては、湯之児病院の医療センターと統合の時期と重なっておるとい、そちらの方も入っておることでありましたけれども、このところでももし年代別の数が御説明いただければ、御説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 濱崎総合医療センター事務部長。

○総合医療センター事務部長（濱崎昭博君） お答えいたします。

18年度、19年度の数的見通しはどうかということですが、まだ医事係の方が4月の診療分のみで、それがはっきりしたことがわかっておりませんので、その4月分で申しますと、入院外来とも診療点数の落ち込みは3.16よりも小さくなっております。4月、5月分、入院患者さんが昨年を上回っていることから考えてみますと、今後、医師不足の影響が心配ではありますが、現時点では18年度は数字ははっきりあれですけど、5,000万円ぐらい、19年度も同じぐらいの黒字を病院としては予測しております。

それと、医師が民間アパートに入居している理由でございますけど、病院といたしましては、赴任前、医師住宅を案内するわけでございますが、先生の方が老朽化している住宅を見て、民間アパートを希望されるのが現状でございます。

また、医師不足の原因はいろいろあると考えますが、結婚した若い家庭を持つ医師も医療センターは多く、住環境の問題も大きな比重を占めていることと思っております。

それと、病院の黒字計上という方針で、職員が無理をしなかったかということでございますけど、私も湯之児病院の方におりまして、病院事業は平成14年度不良債務比率が10%を超え、13.9%ぐらいだったと思っております。危機的状況に陥っておりました。経営改善計画を立てて、職員一丸となり、収支の改善に努めました。時間外労働を含め、全職員の努力と協力で黒字に改善されたものと思っております。

健康上の理由で退職した年齢等についてでございますけど、50歳代でございます。50歳代の退職者が多いということは人的財産を失うということにならないかということでございますけど、看護業務は知識のみでなく、長年の経験とか使命感とか、優しさが大切だと認識しております。理想的には若い人から経験豊かな看護師が必要であると思っております。

今後、労働環境の改善に努めてまいります。

それと、16年度の退職理由の年代でございますけども、17年4月1日付で湯之児病院と統合いたしましたので、湯之児病院職員が8名退職しております。退職理由は、健康上の理由が5名、結婚が2名、介護、育児、その他各1名でございますけど、7人の方はケアマネジャーの免許を取っておられる方が福祉関係とか、市内の病院とか、そういうふうに転職されました。

年齢は50歳代が6名、40歳代が5名、30歳代が5名、20歳代が1名であります。

○議長（緒方誠也君） 松本満良議員。

○松本満良君 的確な御答弁いただきましたので、特別にありませんけれども、医療センターの使命はいろいろあるかと思えますけれども、やはり市民の命と健康を守っていく、このことが一番大きな使命であろうというふうに私は思ってます。そのため、そこで働いている人たちが犠牲になった、その犠牲の上に、そういう形で市民の命と健康を守られるというんでは、余りよくないんじゃないかというふうに思いますので、みんながやっぱり楽しい雰囲気の中で、患者さん方に対しても心にゆとりを持って接していただけるような職場環境をつくっていただくようお願いを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 坂本総合医療センター院長。

○総合医療センター院長（坂本不出夫君） 2点ほどちょっと補足させていただきます。

18年度の、要するに予測がつかない、今、部長5,000万程度と言いましたけれども、その3.16がひとり歩きしておるんですね。内訳というのをまた見ないといかんのですけど、以下分というのは、1.8、その部分の0.44%というのは引き上げられておるんです。それが何かというと、小児、婦人科、救急、そして麻酔科部分というのが引き上げの部分があるんです。だから急性期の基準が非常に厳しくなって、このまま、先ほども申しましたように、看護基準がこのままいくとはちょっと思えないんですね。そういう中で、もう短期の予測もつかない。それとやはり医師確保の問題が、まだ医局の中にやめたがっておるのがありまして、引きとめをしとると。やはりドクターが1人抜ければ、そこに1億近くの要するに減収が出てくる場合もございますので、なかなか今年度のその見込みがつかない。

それと看護師さんの問題ですけど、確かに貴重な財産でございますけれども、これは急性期医療のときに、先ほども申しましたように、その360施設、いわゆるDPC導入する。今もう日進月歩で医療等が進んで、IT機器、いわゆる電子化カルテまでいかなければならないような状況になっております。そしてIT機器に習熟しない限りは、これ我々一番大きな問題は医療安全対策なんです。このボタンがどうなればどうなるかというのをきちんと勉強していかないと、これは大きな事故につながるということで、日々やはり我々は勉強してほしいということは訴えております。和気あいあいで行きたいところも十分ですけども、やはり勉強はしていただきたいというのが願いです。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 以上で、松本満良議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後 1 時30分まで休憩します。

午後 0 時 5 分 休憩

午後 1 時30分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 皆さん、こんにちは。

日本共産党の野中重男です。

市民生活の安定と発展を願う立場から質問いたします。

宮本市長は、今議会の冒頭で所信表明をされました。市政運営の基本方針、重点施策において方針が述べられていますが、産廃処分場阻止の課題、水俣病問題、環境モデル都市づくり、元気な水俣づくり、産業の振興、人づくり、学校教育など、いずれも市長選挙で掲げられた公約に基づいて、誠実に取り組まれる姿勢が読み取れます。

公約に基づく、市民の選択と市民の信託に答える、この姿勢が大切なことだと思います。私たちは、この姿勢を評価しながら、さらに前進するために、提言を中心に意見も率直に述べながら対応していきたいと思っています。

さて、今、日本では低所得者の増大と格差の拡大が社会問題になっています。

生活保護世帯は100万世帯を超え、就学援助世帯は全国的に拡大し、この10年間で2倍になっています。

本年5月31日付朝日新聞は、この間の雇用情勢を報道し、非正規社員の増加とその影響を伝えています。95年から06年を見ますと、正規社員が439万人減少し、非正規社員は662万人ふえた。雇用されている者に占める非正規社員の割合は21%から33%と、3人に1人に急増。15歳から24歳までの若年層では48%で、2人に1人になった。このような雇用の不安定化は若者の将来設計に影を落とす。20歳から34歳までの厚生労働省の調査では、正規社員の男性では4割が結婚しているが、非正規社員では1割にも満たなかった。労働経済白書では非正規社員では自立が難しく、少子化を促進する要因と指摘しています。おおよそこのように述べています。これらはひいてはいびつな社会、不安定社会の進行を物語るのではないのでしょうか。日本の将来にかかわる重大なことではないかと思えます。

これらは巨大企業の利益だけを優先する政治の結果がもたらしたものだと思っています。ここ

を抜本的に改めてこそ、安心して暮らせる日本と、特色のある地方都市が存在していける条件があると、私は思っています。

以下、具体的な質問に入ります。

水俣病問題について。

水俣病問題については、公式確認から50年が過ぎても、そして加害企業と国と熊本県の行政責任が最高裁判所の判決で確定してもまだ解決していない。このこと自体が大変なことだと思っています。

水銀の影響を受けた人たちがどれくらいいるのかも確定していません。

水銀を含んだヘドロは水俣湾、八幡プールだけではなく、市内の多くのところに陸上投棄されていて、詳細はつかめず、対策も完全にはとられておりません。

現在、水俣病患者として認めてほしいと名乗り出ている申請者たちが処分の見通しもないまま、全く放置されております。

これらを今どのように打開し、解決していくのが、政治と行政に問われているのではないのでしょうか。

水俣市議会が議会の冒頭で採決した水俣病問題での意見書は解決の方向性を指し示す一つだと思います。これらを踏まえながら、以下、質問いたします。

捧、熊本県が平成16年11月に発表した今後の水俣病対策について。

、不知火海沿岸地域住民等の健康調査案は、どのようなものでしょうか。

、熊本県のこの健康調査の計画はどのような目的と聞いておられますか。

以上、2点についてお尋ねします。

放、水俣病患者の全面救済について。

、現在までの熊本県と鹿児島県への水俣病認定申請者数と両県の新保健手帳の受給者数について。

、新保健手帳の支給条件について。

、熊本県と熊本県議会が提案し、政府、与党が検討するとしている新たな解決策の内容について。

以上、3点についてお尋ねします。

大きな2、災害時の防災対策について。

3年前の災害は記憶に新しいところです。それらを教訓に水俣市においても、熊本県においても、幾つも整備が進んだと聞いております。

先日は、久木野地区において、災害が発生したとの想定で訓練もされています。

この間、整備された対策について、幾つか質問いたします。

、さまざまの災害が想定されますが、市役所の初動警戒態勢はどのように見直されたのでしょうか。

、平成15年の災害時には、県からの情報が機器の故障等で受信できないでいました。現在、情報収集はどのように改善されたのでしょうか。

、エフエム電波を受信できる各家庭での戸別受信機の普及を提言していましたが、その実績はどうだったのでしょうか。

以上、3点についてお尋ねします。

大きな3、生ごみ袋の価格引き下げについて。

生ごみ袋の価格については、この制度が始まったときからの課題でした。私たちは当初からこの問題について指摘をしてきました。

最近では、昨年12月議会において、西田議員が取り上げられておられます。そのときの答弁は、価格システムに市は関与できないというものでした。

その後、本年2月の市長選挙では、宮本市長も価格を下げることを公約に掲げておられます。

そこで、以下について質問いたします。

、現在4種類になっていますが、それぞれの価格は幾らでしょうか。

、水俣市の生ごみ袋の指定と価格の決め方についてお示してください。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病問題については私から、災害時の防災対策については総務企画部長から、生ごみ袋の価格引き下げについては福祉環境部長から、それぞれお答えします。

まず、水俣病問題についてお答えします。

熊本県が平成16年11月に発表した不知火海沿岸地域住民等の健康調査についてですが、これは、水俣病関西訴訟の最高裁判決を踏まえて、熊本県が環境省に対して出した、今後の水俣病対策について盛り込まれた対策の一つでございます。

内容といたしましては、メチル水銀が健康に与える影響を広く把握するため、不知火海沿岸地域に居住歴がある方に対して健康調査を実施するものです。調査対象者は、熊本県と鹿児島県、合わせて約47万人を見込んであり、調査方法としては、アンケート調査と医師による検診が挙げられております。また、調査にかかる費用は、8億7,300万円とされております。

次に、この健康調査の計画がどのような目的であるかとのことですが、熊本県にお尋ねしたと

ころ、水俣病問題を検証する一環として、メチル水銀が人の健康に与えた影響を把握し、二度と悲惨な公害問題が起こらないよう歴史的にも残す必要があるとのことでした。

なお、平成18年度においては、水俣病公式確認50年を踏まえ、過去の健康調査等の分析及び今後の住民健康状態調査等の手法の検討を行う健康調査分析検討事業を実施すると聞いております。その後については、平成18年度の事業結果を踏まえ、環境省と協議をされるそうです。

次に、水俣病患者の全面救済についてお答えします。

現在までの熊本と鹿児島両県の認定申請者数と新保健手帳の交付者数ですが、5月末日において、認定申請者数は、熊本県が2,610人、鹿児島県が1,379人で、合わせて3,989人であり、新保健手帳の交付者数は熊本県が2,268人、鹿児島県が613人で、合わせて2,881人となっております。

新保健手帳の支給条件ですが、通常のレベルを超えるメチル水銀を摂取された可能性がある方で、一定の神経症状を有すると認められる方が対象となります。一定の神経症状とは、四肢末梢優位の感覚障害が認められるか、あるいは全身性の感覚障害、または四肢末梢優位の乖離性の感覚障害を有し、しびれやふるえ等の自覚症状が問診により認められるかのいずれかに該当する場合を言います。

熊本県と熊本県議会が提案し、政府与党が検討するとしている新たな解決策の内容ですが、現下の被害者に対しても、平成7年の政治解決と同様の手当と一時金を含む救済を施すというものです。これは、現行の新保健手帳の医療費自己負担分等への支給に加えて、毎月の医療手当や一時金を給付しますので、平成7年の政府解決策で交付した医療手帳並みの救済であると認識していただければよろしいかと思えます。

○議長（緒方誠也君） 野中重男議員。

○野中重男君 御答弁いただきましたので、2回目の質問をいたします。

私は、熊本県が提案されたこの健康調査案、あるいは環境調査案については高く評価できると思います。実態の事実の確認なくして対策のとりようがないというふうに思うからです。そういう意味でも、かつて居住されていた方含めて47万人、26市町というふうに、聞いておりますが、これが実現すると、これはこれまでにない画期的なことだというふうに考えています。

それで、平成18年度も熊本県におかれては予算つけてらっしゃるということで、どういう手法で進めるかというのを検討されていると、今御答弁いただいたとおりです。それで、この手法の検討にぜひ関与していただきたいというのが、ここでの私の希望なんです。それで、なぜ健康調査が有効だというふうに判断するかということですが、私もこの間、新保健手帳を申請したいと希望される方、あるいは自分も健康不安があるので、認定申請のために診察を受けてみたいと言われる方、あるいは現在の認定申請されている方等から、かなりの数、お話を伺いました。共通して幾つかまとめますと、どのような症状が水俣病の症状なのかというのが、そもそも知らなか

ったという方がいらっしゃいます。

11年前の政治解決のときも、こういう政治解決という制度があること自体が自分とどう関係あるのかがわからなかった。それから3つ目は、認定申請という制度があるのを知らなかったという人もいました。

それから、認定申請だとか、政治解決のときの申請方法は知ってたけれども、子どもの就職のことだとか、あるいは結婚のことだとかがあって、そのときは差しさわりのあるのではないかと、名乗り出なかった、あるいは出れなかったという人たちがいました。私が知っている方でも、例えば御家族の中に急性劇症の患者さんがいらっしゃる方、あるいは認定患者がいらっしゃる方、あるいは医療手帳を持っておられる方の御家族で、疫学的条件は多分一緒だろうなと思っている方でも、まだお医者さんの診察も受けてない、検査も受けてない方がおられます。それぞれいろんな思いがあって、そうされてるんだろうと思いますので、あえてこの方たちについて何か言うことはできないと思っておりますけれども、そして、私は今現在その認定申請だとか、新保健手帳だとか出ておられる方で、水俣市、出水市、あるいは長島町の獅子島、あるいは天草市の御所浦、あるいは津奈木町、芦北町等を見比べて、大体どういう患者さんの層なのか、年代なのかというのはほぼ把握できます。今、私がこれからずっと課題で残るだろうと思うのは、水俣市内で40代、50代の方たちの名乗り出しておられる方が少ないということなんです。つい最近、熊本学園大学の原田先生とお話する機会がありましたけれども、30代、40代の方たちは、昭和30年代、あるいは40年代の前半ですので、小児性、胎児性の底辺のすそ野の人たちではないか。この人たちについては実態の解明もできてないということも言われておられました。それで水俣病についての正しい知識、例えば伝染するということはないんだとか、あるいは熊本水俣病、新潟水俣病については、魚介類を摂取することによって発症するんだとか、そういう正しい知識を普及すると同時に、偏見や差別を取り除く努力をずっと続けなきゃいけない。それはその患者団体のみならず、行政も責任としてこれはやらなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っているところです。名乗り出やすい条件をつくる上でも、環境調査、あるいは健康調査、特に健康調査は私は必要なんじゃないかなというふうに思ってます。

先ほど言いましたように、どういうふうに手法を進めるかということを検討されているということですので、例えば水俣市内でも結構です。ある地域を限定して、モデル地域として、熊本県と水俣市で協力して実施してみても、全住民を対象にですね。それでパイロットして、そこで現在、健康に不安がある方がどれくらいで、そのうちの認定患者がどれくらいで、医療手帳がどれくらいで、何も手続してない方がどれくらいで、年代はどうなってという、いろんな統計の取り方があると思うんですけども、そういう調査をして、それで全体に広げるということの方が、今かたくなになっている環境省等を動かす意味では大変有効なんではないかなというふうに思います。

こういうふうにすることが、熊本県が当初目的に掲げておられるところのものを実現していく上で必要なのではないかなというふうに思っているんですが、こういうのをモデル地域を定めて調査しましょうというのを、熊本県などと相談して検討してみるというようなおつもりがないかどうかというのをまず第1点お尋ねしたいと思います。

それから、もう一つですけれども、与党の政治決着案ですけれども、認定申請者もずっとふえ続けてます。もうすぐ4,000人になると思いますし、新保健手帳の受給者もふえ続けております。私はまだまだ広がるのではないかなというふうに思います。

ところで、今新保健手帳の受給要件のところを御答弁いただきましたけれども、この要件は、実は神経症状がある人で、四肢末梢優位の感覚障害が認められる人、あるいは全身性の感覚障害が認められる人、あるいは舌先での2点識別で異常がある人、疫学的条件があつてですね。あるいは家族内で認定患者がいて、舌先がなくてもいい、手足の感覚障害がある人は最高裁判所の判決は水俣病として認めている患者さんということなんです。それで、にもかかわらず、新保健手帳で一回終らせようとしたというのが、この1年間の流れを見ると、私たちが注意しておかなきゃいけないことだというふうに思ってます。

ところで、今回の案については、平成7年のような政治解決をというふうに言われてますから、私は中身はまだよくわからないというのが正確なんじゃないかなと思ってます。

それから、実は平成7年のときに医療手帳の給付対象とされた人たちを最高裁は水俣病患者、あるいはメチル水銀の影響を受けた患者として認めてるんですよ。ところが今回の案は、それをそのように認めるのかどうなのか。あるいは、医療手帳を支給するよという選別するのはだれが決めるのか。加害者が被害者を選別するというのが、平成7年の、1995年のあのときの進め方でした。それと同じことをするのか、あるいは行政の加害責任を認められたわけですけれども、この加害責任についてはどうするのか、いろんなことが課題としてあるんだと思います。その上で、今後の対策をどうされなきゃいけないかというふうに思うんですけれども、もう少し説明しますと、95年のときを説明しますと、95年の解決策、患者団体も頑張られましたし、支援の方も、あるいは弁護士さんたちも、あるいは行政の方も、村山総理を初め、関係者の方たちが大変な努力されてできたのが、95年の解決策でした。そもそも1972年の判断条件のときで、もう認定患者をつくらない、給付する患者をつくらないというのが基本方針でしたから、それを覆して1995年にあれだけの解決策をつくったというのは大きな前進だったんですが、それでも課題は残してました。改めて私も今度見直してみたいんですが、医療手帳の受給を受けた人たちを水俣病患者としては認めていません。

それから、チッソの加害責任も認めておりませんで、社会的責任として一時金を払いましょうというふうになったんです。行政責任は全く触れておりません。加害者が被害者を選別するとい

うふうになってます。受付期間が短期間で絞られたというのがありました。こういう問題点があったんですけれども、私は今環境省でも環境大臣の私的諮問機関で、元水俣市長の吉井正澄さんも委員になっておられて、いろいろと6月20日の日には答申をまとめられるということのようですけれども。今度、きちっと最終解決するためには、きょうの午前中幾つか議論もあったんですけれども、国と県は、これまでは第三者でおれたんです。当事者間の第三者でおれたんです。ところが国と県は当事者になりました。最高裁判決で加害責任を認められたわけですから。公平な第三者ではなくなったということなんです。ですから、今第三者で争いを最終解決できる公平なアンパイアは僕は裁判所しかなくなったというふうに思ってます。

それで、私は患者として認めて、行政責任認めて、最高裁の判決どおり、きちっと解決すべきだというふうに思っておりますけれども、内容がはっきりしない段階で、答弁を求めるのは大変御無礼ですので、ここは答弁求めませんが、私はそういう最終解決のために水俣市が現地の状況を踏まえて、国とか、熊本県とかにもきちっと物を言われる、そういう姿勢は持っておいていただきたいというふうに、ここは要望しておきたいと思ってます。

質問は、冒頭申し上げた調査に関するところです。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、野中議員のお話をお聞きしながら、本当に水俣病の問題というのは、やはり複雑な歴史を抱えておるし、非常に重いものがあるんだなということを改めて感じているところでございますけれども、いずれにしましても、この間、被害者の方々というのは非常に苦しんでおられますので、どのような内容を、救済をもってしても、完全完璧な被害者の救済はできないのではないかなとも思ったりしておるところでございますが、いずれにしろ行政が真心をもって向き合っていけば、真剣に向き合っていけば被害者の救済につながっていくのではないかなと、そんな思いもしております。

補償だけの問題だけではなくて、やはり心のケア、お互いのもやい、そういったものがセットになっていかなければ、この問題は解決をしないのではないかなと、そんなとらえ方もしているところでございます。

健康調査の必要性につきましては、もちろん健康調査の必要性は感じております。これまで手を挙げられなかった人が手を挙げられるというような状況にもなるだろうということも含めまして、健康調査については必要性は感じております。

ただ、今後につきましては、先ほど申し上げましたように、熊本県が健康調査分析検討事業というのを実施されるということでございますので、その結果をもとに判断をしていきますし、私も水俣市として精いっぱい、県の方とも相談を申し上げながら、積極的にかかわっていきたいと、そのように思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、災害時の防災対策について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、災害時の防災対策についてお答えします。

まず、市役所の初動警戒態勢はどのように見直されたかについてお答えします。

平成15年の水俣豪雨災害の反省点の一つに、議員御指摘のとおり、職員の招集がおくれ、初動体制の確立がおくれたことがありました。

このことを教訓とし、より早い段階での情報収集に努め、緊急な事態に備えるため、災害前には大雨警報の発表から市役所で待機していたものを、災害後には大雨注意報で待機するように変更することとしました。

また、本年度からは、豪雨災害のときのように、注意報が出ないまま警報が出るような、突然の気象変化に備えるため、時間30ミリの降雨が市内のいずれかの雨量計で観測された場合には、委託しております気象会社から連絡が入る体制をとっており、近年相次ぎます突発的、かつ局地的な集中豪雨にも対応できるような体制を整えております。

このほか、新潟中越地震、福岡西方沖地震など、相次ぐ地震に備えるため、市役所近隣に住む18人の職員をあらかじめ指定し、初動対応に当たる緊急対応班をつくっております。

災害警戒態勢につきましては、常に見直しを行い、改善を図りながら市民を災害から守るため努めてまいります。

次に、情報収集はどのように改善されたのかについてお答えします。

平成15年の水俣豪雨災害では、土砂災害情報監視システムの情報が機器の不具合で入手できない状態にありました。

土砂災害情報システムにつきましては、現在、熊本県の統合型防災情報システムの中に掲載されており、一般の住民の方もインターネット環境さえあれば入手できるようになっております。水俣市においてもインターネットを使った情報入手を行っております。

また、熊本県においても、気象、河川、砂防の情報を統合して、関係機関へ発信する体制に変更されており、受信後は振興局との電話確認を必ず行っております。

このほか、待機開始時には、振興局、警察、消防に電話連絡も行っており、随時、情報交換を行うなど、複数のルートを使った情報収集、情報が確実に到着したか確認を行うこととし、漏れが発生しないようにしております。

また、水俣市独自の情報入手手段の確保を図るため、平成16年度から民間気象会社のウエザーニューズ社に気象情報の提供を委託しており、水俣市に特化した情報の提供を受けております。急変時には、24時間体制で、気象予報士から防災担当者へ連絡が入る体制をとっております。

次に、戸別受信機として対応できる防災ラジオの実績についてお答えします。

平成17年度に、約1,000台の購入を行い、市民にあっせん販売いたしました結果、ほぼ完売しております。

利用者の声といたしましては、防災ラジオにつきましては、あくまでラジオとしての性能であるため、一部、電波が受信できず放送が聞こえないとの声をいただいておりますが、ほかはおおむね好評をいただいていると感じております。

住民への情報伝達につきましては、今後もよりよい方法がないか検討を行い、確実に情報を届ける方法を探ってまいります。

また、情報伝達については、自主防災組織の連絡網を活用するなど、住民の方にも積極的に御協力をいただくようお願いしてまいります。

○議長（緒方誠也君） 野中重男議員。

○野中重男君 体制が整備されてきたんだということを確認できました。

それで、豪雨のときだとか、暴風雨のときだとかというのは外の放送がほぼ聞こえないということを中心に、住民への伝達はどうかということ想定しないといけないのかなというふうに思ってます。

それを補完する意味で、室内での戸別受信機、あるいは防災ラジオの受信だとかというのは有効だということで提案もしましたし、それを実施していただいて、一部は改善できたのかなというふうに思ってるんですが、この難聴地域の解消といいますか、あるいは情報の伝達には、さらに工夫が要るんじゃないかなと思いますし、あと自主防災組織が約94%ぐらいできたというふうに聞いてます。私どもの地域でも自主防災組織ができて、連絡網はできたんですけども、まだ実は訓練を一回もしておりませんで、他の地域では進んだところは訓練されているのかなというふうにも思ったりしてるんですが、いずれにしても自治会長から各地域の自治協力員、自治協力員から組の班長さんに行ってという伝達に多分なると思うんですね。豪雨時、あるいは強風時に電話がつながるときはいいんですけども、そうでないときはどういうふうに伝えるかなと思って、実は悩んだり、考え込んだりしてて思っているところなんです。これは何かをすれば一発で解決するというものはないと思うんですけども、日常的な何か積み上げの中で一番いい方法が出てくるのではないかなというふうに思ってます。

それで自主防災組織も使って、久木野はされたということですけども、全市的にそういう訓練をされるだとか、今決まってるはいなくても、検討しているとか、考えているとか、そういうのが情報伝達、避難等でありましたら、それをお示しいただきたいと思います。

以上、1点です。

○議長（緒方誠也君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 今、出ましたように、難聴に限らず、大雨、あるいは台風のときには、機械がまともに機能してても聞こえないというのは、かなりあるのではないかなということで、我々といたしましても、そこを非常に実は常々心配をしている、あるいは情報がちゃんと伝わらないのじゃないかというようなことを行政も認識を実はしております。だからどういう方法が一番いいのかどうかというのは、研究の段階なんですけども、ただ、ハード的には防災無線とか、FMラジオでカバーしていこうということなんですけども、やはり限界があり、災害のときに送ろうとするときには無理があると、情報がちゃんと伝わらないということがありますので、あとやっていくとすれば、例えば今携帯電話のメール配信とかというのも実はやってまして、それは今我々の方では検討をしております、担当者レベルでは実は情報をもらってる人もおりますけども、それを住民の方々に、紹介をしていくということももちろん考えていきたいと思っておりますけども、それよりも、まだ、例えば高齢者とかいらっしゃる、まあふえていくわけですけども、そういう方々の安全とか情報を差し上げるということからいけば、やはり今出ました防災上の自治会の組織とか、防災組織がようやくできてきたということでございますので、ぜひそれを生かしてネットワーク化して、実際訓練を今後やっていくと、情報伝達訓練をちゃんと実際やっていただくように、我々もお願いをしていくとかという、あるいはそういう指針もつくったり、そういうことに取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、生ごみ袋の価格引き下げについて答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、生ごみ袋の価格引き下げについて順次お答えをいたします。

まず、現在4種類になっているそれぞれの価格は幾らかということでございますが、現在の水俣市指定生ごみ袋の価格は、店舗により若干のばらつきがありますが、1枚あたりにしますと、大きいサイズで約55円、中サイズが約35円、小さいサイズが約27円、特小サイズが約19円となっているようでございます。

次に、水俣市の生ごみ袋の指定と価格の決め方についてお答えをいたします。

水俣市の生ごみ袋の指定につきましては、袋の仕様のみ指定であり、指定袋の製造等を行おうとする者が、必要書類及び指定袋の見本を添付して申請し、市が審査し適当であると認めるときに、水俣市生ごみ指定袋製造者認定書を交付いたしております。認定においては、生ごみ袋のサイズごとに生ごみ指定袋番号を与え、その番号を袋に記載するようになっております。

袋の価格については、小売店舗がそれぞれ水俣市の認定を取得した袋を取り扱う業者等との取り引きにより決定されるもので、公的機関が価格について関与することは難しいところがございます。

○議長（緒方誠也君） 野中重男議員。

○野中重男君 これは一番最初申し上げましたけれども、生ごみ袋についての負担感は本当に主婦の人たちを中心に大きな声があるんです。西田議員も昨年12月に取り上げられたんですけども、さっき答弁で、価格には関与できないということでしたけれども、もう一回復習しますと、水俣市内で袋の仕様の指定を受けておられるところは4つですよ。製造メーカーが2つ、あと2つは製造メーカーじゃなくて、水俣市内にある中間問屋さんというんでしょうか、が指定を受けておられる。これが事実ですよ。

それで、ちょっと簡単な質問からいきます。

芦北町も同じように生ごみ袋を使って生ごみ回収して、処分をされているのは古石の中間処理施設に持って行って、水俣市のも芦北町のも持って行ってますよね。芦北町は、水俣市で言いますと、今27円と言われた袋と同じサイズの袋で15円で提供されているんですよ。先ほど答弁で19円と言われた袋、芦北町は14円で提供してます。例えば、水俣市内の人たちが芦北の小売店で芦北町が指定した袋を買ってきて、それに生ごみを入れて排出場所に出して、そしたらその袋でも持っていかれるんでしょうか、以上、とりあえず。

○議長（緒方誠也君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） ただいまの質問でございますが、芦北町の指定袋を使って水俣市で生ごみを出したときに持っていかれるのかということでございますけれども、基本的にはやはり市の指定袋を使っていただきたいというぐあいに思っております。

以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 野中重男議員。

○野中重男君 ということなんですよ。水俣市民は選択肢がないんですよ。他市町村で売ってる安い袋を持ってきて出してもそれは持っていかないわけですから。市が指定した袋を使う以外にないんです。ほかの選択肢があれば別ですよ。選択肢がない状態の中で、水俣市民は何で芦北町の人たちと、例えば同じサイズで1枚当たり12円も違う、あるいは1枚当たり5円も高いのを使わなきゃいけないのかというのがあるんです。この辺のところを市長は多分政策で何とか考えなきゃいけないということで、選挙の公約にも掲げられたんだと思います。それで、少し芦北町のことを紹介したいと思いますが、町が製造メーカーから入札をとって、それで袋を決定するんだそうです。仕組みの紹介ですね。それから製造メーカーから町が買って、それを小売店だとか、あるいは婦人会の人たちにも売ると言っていました。店によって平均より高かったり安かったりするところもあるけれども、婦人会の人たちは中間利益を考えてないんで、役場から受け取った金額でほぼ売ってらっしゃるといふふうに言ってらっしゃいました。1カ月に1回メーカーから役場の倉庫に持っていくんだそうです。担当者が1人いらっしゃいました。専属ではないと言ってま

した。あなたの業務は役場の職員としての業務を1人当たりの業務の大体何%ぐらいですかと言ったら、5分の1から6分の1くらいの労力、片手間でできますと。人件費がないから芦北は安くできるんだという議論もあるんですけども、人件費なんかほとんど要らないと、芦北の人たちは言っていました。

金額ですけども、水俣市で27円で売っているこの袋ですけども、芦北町は業者から12円50銭で入れるんだそうです。小売店に出すときは12円で売り渡す。小売店はそれに1枚当たり3円の小売りの手数料をかけて15円で店頭小売り価格として売ると。ここは1枚について50銭の逆ざやが出ます。水俣市で言っている19円の袋、芦北町14円で提供しているんですが、メーカーからは9円60銭で入れるんだそうです。これを11円で小売店へ渡しますので、1円40銭、ここは役場の収入になると。11円に3円の小売店の手数料を入れますので14円という仕組みにしてるんだそうです。芦北町の方法が熊本県下では特異なんですかと聞いたら、特異じゃありませんよと、私たちがやっているのが今主流ですよというふうに言っていました。

生ごみの回収をするところ、ほとんどこういう方式を今採用してますよと。本当かなと思って、津奈木町にも調査をしてみました。津奈木町は9月から生分解袋を指定して、生ごみの収集もしたいということで準備されているそうです。同じように町で製造メーカーから入札をとって、そこで袋を決めて、これ4社の入札と言っていました。決めて、ここは1種類にして、もっと安くすると。計画では芦北町よりも、袋の1枚当たりの値段は安くする方針だというふうに言ってます。それで水俣の場合よく考えてみますと、先ほど答弁いただきましたように、市内のお店どこで買っても55円か35円か27円か19円でしょう。4社あるのに、ほぼ同じ値段だというのは高どまりで、何でこんな高どまりになるんだろうと、指定さえいただければもっと安く供給できるところがあるんじゃないかなと思ってしまうくらいなんですよ。現状はこういうところに行政のミスが入ってないということが問題なんです。市民にはこの袋しか使ってはだめですよと言って、価格については一切関与しない方式になってると。これは歴史的な問題ありますので、4年か5年前からこういう方式になってますので、なかなか手をつけられなかったということもあると思うんですけども、これは市長公約にもなっているところですので、市民に少なくとも他市町村並みくらいの袋を提供する、安い袋を提供して負担を軽減するという取り組みをしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 以前より生ごみ袋の価格については安く供給したいと、市としても、その基本的な方針には変わらないわけですが、幾つか芦北町の事例だとか、他市の、他町の事例とか、御紹介いただきましたけれども、幾つかの方法はあるかと思いますが、少し

でも安価に提供できないか、現在、市としては製造メーカーなり問屋といいますが、値下げについて今一生懸命交渉を行っておりまして、業者の方も前向きに検討いただいていると、そういう状況でございますので、今後、さらに市民の負担ができるだけないように、直接関与というわけではございませんが、問屋なり、事業所あたりの御努力をお願いしてまいりたいと、そういうぐあいに思っています。

積極的に値下げしていただくように、交渉していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 以上で、野中重男議員の質問は終わりました。

この際、10分休憩します。

午後 2 時21分 休憩

午後 2 時31分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中功議員に許します。

（田中功君登壇）

○田中 功君 こんにちは。

新政会の田中です。

きょう4番目ということで、皆さん多少疲れぎみのようですが、前置きは少な目にしまして、今、水俣市民の方が知りたい思っていることを中心に、今回は質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、1番目の経済活性化についての質問になりますが、宮本市長は、就任以来早くも3カ月が過ぎました。この間、市長選立候補のときに公約とされました、管理型最終処分場の阻止に早速着手されました。産廃処分場建設絶対反対を願う市民は大変心強く感じ、その期待は大きく膨らんでいることと思っております。

また、水俣病公式確認50年の年に当たり、その記念事業、そして水俣病問題の早期解決についても、市長任期中の大きな課題としてとらえられており、意欲的に行動されておられることは、議員として、また一人の水俣市民として、敬服いたしたいと思えます。

その市長に、水俣の経済について、どう認識されておられるのかお尋ねをしたいと思えます。

水俣の経済の活性化は、水俣市が抱える多くの問題に直結していると考えております。例えば、人口減少問題や、少子化の問題、それと雇用問題などにつながってくるのではないかと考えております。

そういうことから、先ほど申し上げました、産廃問題や水俣病問題に劣ることなく、力を注い

でもらいたいと考えるところでございます。

そこで、質問になりますが、地場産業、特に商業、工業、観光関係の低迷の打開に向けて、具体的な施策、実施事業の計画はあるのか、また、既に実行、あるいは継続されている事業は何かあるのかをお尋ねいたします。

本市は、吉井市長のときに、国のエコタウン認定を受けてから、これまで積極的な取り組みが効果を上げまして、数社の企業誘致に成功しました。その結果、市民の雇用の場の確保ができました。しかしながら、まだまだ雇用の場を求める市民が多くいるのも現実であります。

そういうことからしましても、これからも企業の誘致は進めなくてはなりません。

そこで2番目の質問になりますが、企業誘致を取り組む上での本市の問題点と課題は何か。現在進行している企業はあるのかをお尋ねします。

3番目の質問になります。

チッソの社員の方が長年住んでこられた八幡社宅が解体され、大きな空き地ができました。

チッソ株式会社の所有地である八幡社宅跡地、それとチッソ吉野石豪跡地の今後の活用は、地元経済及び市民生活に大きな影響を及ぼすことになると考えております。

その跡地活用について、チッソ株式会社に打診されたことがあるのか。また、この跡地をチッソがどのように活用されるのかについて、市民は期待と不安を持っております。ぜひ、市としても市民の声を集約して、チッソに活用についての申し入れをしてほしいと思いますが、市長の見解をお尋ねします。

次に、市の遊休資産についてお尋ねします。

平成12年度に廃止されました旧水天荘は、その後どのようなになっているのか不明確であります。廃止後の経過と今後の計画についてお尋ねします。

2番目に、旧湯之児病院は廃院後の期間はそう長くなりませんが、このままの状態ですらいつまでも放置するということは決して好ましいことではありません。また処分の方法によっては、市の財政に影響を及ぼします。

そこで、質問になりますが、現在の状況のまま売却あるいは賃貸を検討しているのか、それとも解体などの、ほかの計画があるのかをお尋ねします。

3番目に、そのほかにも市所有の遊休地がありますが、火葬場跡地は競売を広報されましたが、成立したのでしょうか。

それと、今後売却予定の、競売を含みますが、物件は何件あるのか、詳細についてお尋ねします。

次に、父子家庭の支援についてお尋ねします。

さまざまな理由で両親が離婚したり、あるいはどちらかの親が不幸にも亡くなったりして、ひ

とり親家庭がふえております。ひとり親家庭には父子家庭と母子家庭がありますが、母子家庭については母子福祉法などで対策を講じられていることがありますので、今回は父子家庭に絞って質問をいたします。

まず、本市における父子家庭の数は把握しておられるのかお尋ねします。

2番目に母子家庭の支援につきましては、市の支援施策もありますが、父子家庭については私の勉強不足かもしれませんが、支援している施策、事業をよくつかんでおりません。もしあれば何があるのか、また、今後、父子家庭にとって支援となる事業を計画される予定はないのかをお尋ねします。

次に、ひばりヶ丘グラウンド及びエコパーク内の施設について質問に入ります。

ひばりヶ丘グラウンドは、野球を初め、サッカーや陸上競技などの多くの競技の施設としてこれまで利用されてきました。

総面積約2万2,000平方メートルのうち、6,500平方メートルを熊本県に売却され、現在、グラウンド内の樹木の伐採、フェンスの撤去、照明施設の移設などの工事が始まっております。

そこで残った約1万5,500平米について、今後どのような利用ができるのか、また、今後の計画はどうなっているのかをお尋ねします。

2番目の、野球場建設につきましては、これまで私のほか、多くの議員からも一般質問をしていただきまして、早期実現をお願いしてまいりました。ようやくその願いが実現しそうであります。その野球場が、現在エコパーク内に整備が進められております。その進捗状況と供用開始までの予定をお尋ねします。

また、そのほか、エコパークには、野球場のほか、幾つかの競技施設の整備も進められております。その整備状況は順調に推移しているのか、また、それぞれの供用開始の時期はいつになるのか、供用開始のときに多くの市民に施設を披露し、活発な利用を促すため、イベントなどを行う考えはないかをお尋ねします。

最後の質問になりますが、道路の問題について質問いたします。

本市の道路状況は決してよいとは言えません。悪いと言った方がいいかもしれません。

そのような現状からして、担当課には各地区から要望や陳情などが相次いでいると聞いております。その中で、2つの道路についてお尋ねします。

1番目は、県道の四つ角から江南橋までの区間があります。この区間は県の工事で県道水俣出水線の改良工事となっていると思いますが、江南橋から湯出までの区間はかなり拡張整備が進みまして、通行にするのにはよくなっております。しかしながら、四つ角から江南橋までは、全く工事がなされておらず、今までのとおり道幅も狭く、通行の不便はもとより、交通事故の危険性も感じております。

これまでも一般質問で取り上げ、工事の早期着工を何度かお願いしてまいりましたが、なかなか実現は厳しいと思っております。

そこで、一つの方法として対策をとられたのが、通行の不便さだけでも解消しようということでありました。

それというのは、道路の両方にある電柱を片方に移設するということでしたが、ところが、これも平成13年の途中で中断しております。この工事は中止になったのかをお尋ねします。

2番目は、今度は、四つ角から六つ角までの道路についてですが、実はこの道路につきましては、一般質問をしようと考えたときに、かなりの損傷がありまして、全く手つかずの状態でしたので、そのまま質問を投げかけようと思っていたのですが、念のために通告の日に確認をしようと思ひまして通りましたら、応急措置がしてありました。そういうことで、急遽質問の一部を変えることになりましたが、その質問は、確かに応急措置はしてありますが、バイクなどの転倒による事故防止には効果はあるもの、あの道路は大園、大黒町商店街のメインの道路です。このまま継ぎはぎの道路では放置できないと思います。全面的な改修はしないのかお尋ねします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 田中議員の御質問に順次お答えします。

まず、経済活性化については私から、遊休資産については総務企画部長から、父子家庭支援については福祉環境部長から、ひばりヶ丘グラウンド及びエコパーク内の施設については教育長から、道路問題については産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

経済活性化について、順次お答えします。

まず、地場産業、特に商業、工業、観光の低迷打開に向けて、具体的な施策や実施事業の計画をしているのか。また、既に実行または継続している事業は何かについてお答えします。

商業振興につきましては、近隣市町への大型店舗の進出、経営者の高齢化等の影響で、事業所数、商品販売額等が年々減少しており、依然として厳しい状況が続いております。

市といたしましては、このような状況を打開していくため、平成15年度に、平成17年度まで3年間の期限つきで、水俣市生き生き商店街づくり事業等支援補助金制度を創設し、空き店舗対策事業など、各商店会がみずから考え、新たな企画に取り組むことを支援してまいりました。その結果、市内の各商店が7店舗で空き店舗対策事業にチャレンジされたほか、みずからできることから行動しようといった前向きな機運が芽生えるなど、一応の成果が得られたものと考えております。

商店会におきましても大変好評であり、継続を求める要望がっておりますので、引き続き地域密着型で魅力ある商店街づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、地元中小企業の支援策といたしまして、毎年度、市融資制度の貸付・運用を行っておりますが、本年度新たに市融資制度の一つであります経営安定資金につきまして、資金借入者が負担すべき熊本県信用保証料の一部を補助する制度を創設し、中小企業の経営安定と健全な発展に寄与してまいりたいと考えております。

工業振興につきましては、今年度、水俣商工会議所や市内大手地場企業と連携する中で、みなまたエコタウン協議会や水俣市異業種交流プラザなど、市内に既存するさまざまな工業関係団体と協議し、地場企業支援のための本市産業界一体となった支援基盤となり得るとともに、工業振興に直結できるような協議体制を構築するための横断的組織を設立したいと考えております。

また、実効性及び機動性の高い組織とするため、技術開発や事業マッチング、資源共有や廃棄物対策、現行支援策の見直しなど、さまざまな事案にあわせてワーキンググループを実務者レベルで設置し、課題の解決に向けて検討できる場を提供してまいりたいと考えております。

さらに、みなまた環境テクノセンターとの連携を図ることによって、具体的な企業情報の把握や学識経験者等との情報交換が行える体制を整え、事業マッチング等の検討組織としての役割も兼ね備えるものとしたいと考えております。

なお、現行の具体的支援策としましては、企業力向上につながる技術及び商品開発を支援する水俣市産業技術開発・ものづくり補助金制度及び企業マッチングの場を提供する企業展示会等出展補助事業があり、さらに、企業のスキルアップに直結できるような企業セミナー等への参加費用補助事業についての制度化を検討しているところであります。

観光振興につきましては、観光客の志向変化や国内外を含めた競争の激化等の影響で、観光入込客のうち、宿泊客が年々減少するなど、厳しい状況が続いております。

市といたしましては、今後の新幹線の全線開業を見据え、関係団体と連携を密にしながら、観光客の受け入れ体制の強化とおもてなしの向上に努めてまいります。

また、本市が進めている村丸ごと生活博物館等との連携を図りながら、個性ある魅力的な観光地づくりを進めていくほか、水俣病を教訓とした環境学習エコタウン視察など、環境を切り口とした観光素材は本市の強みでもあり、これらの既存の観光資源や地域資源を磨き上げるとともに、新たな観光素材の創出を図ることで、観光客の減少に歯どめをかけるよう努めてまいりたいと考えております。

具体的な支援策につきましては、これまでは観光物産協会エコみなまたが実施するイベント等への支援を初め、水俣芦北地域観光推進協議会や県の各種の補助事業を活用しながら、湯の鶴温泉湯治村づくり、環境学習プログラムの創出、みなまたブランド新商品開発等を進めてまいりま

した。

今後は、これらに加えまして、本市の観光の柱でもある湯の児地域の活性化のため、湯の児多目的フィールド創出事業に取り組み、本年度は重点的に湯の児地域の魅力創造を進めるとともに、地域間交流の促進を図るために設置した環境学習情報交流センターの機能拡充と観光物産協会エコみなまたの強化につなげていくため、水俣芦北環境フィールドミュージアム事業に取り組み、広域地域情報の受発信体制の整備を行う予定にしております。

また、映画、テレビ番組、CM等のロケーション撮影を誘致するために立ち上げたみなまたフィルムコミッションにつきましては、全国から心にいつまでも残る恋の話を募集し、水俣をロケ地として短編映画を製作する恋路ショートストーリープロジェクトを実施するほか、全国区のアーティストたちが集うRKK熊本放送が主催するみなまた未来コンサート（海恋物語）を支援しながら、市民に元気を与え、新しい水俣を全国に紹介し、地域イメージの向上と本市の観光振興につなげてまいりたいと考えております。

次に、企業誘致に取り組む上での本市の問題点と課題は何か、現在進行している誘致企業はあるのかとの御質問にお答えします。

まず、本市の課題は、高速道路整備のおくれから、交通アクセスが不十分であるということ、誘致に際してのあっせん可能な用地が不足していること、平成18年度から国のエコタウン事業ハード補助金が廃止され、工場建設等に係る企業のメリットが失われたことなどが挙げられます。

なお、リサイクル関連企業の進出については、平成13年度に5件、平成14年度に1件、平成15年度に1件の進出となっておりますが、平成16年度以降についてはあっておりません。

現在の状況としましては、リサイクル関連企業数社からのお問い合わせはいただいておりますが、具体的なお話まで進行している案件はございません。

次に、チッソの所有地である八幡社宅跡地、チッソ吉野石豪跡地についてお答えします。

まず、跡地活用について打診されたのかという御質問についてお答えします。

八幡社宅跡地は第1種住居地域にあり、広さは約4万9,000平方メートルで、また、チッソ吉野石豪跡地は工業地域にあり、その広さは1万4,000平方メートルで、どちらも空き地となっております。先月、チッソにお聞きした時点では、現在のところ、その活用については考えていないとのお答えでした。

さらに、本質問の通告後も再度お尋ねをいたしましたが、同様のお答えをいただきました。

次に、活用については市民の声を集約して、チッソに申し入れをしてはいかがかと思うが、市長の見解をお尋ねするという質問についてお答えします。

2つの跡地は、議員御指摘のとおり、その活用によっては、地元経済及び市民生活に大きな影響がある場所であり、できれば地域振興に役立つような活用をしていただければと、時期を見て

お願いをしてみたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 田中功議員。

（田中功君登壇）

○田中 功君 大変詳しく説明をしていただきました。そして、多くの事業と成果があることわかりました。余りにも多かったもんですから、少し聞き漏らしたことがあるんですけど、それについては、後で議事録で確認したいというふうに思っております。

各業界に対する具体的な支援事業、あるいは施策は当然今後も引き続き行ってもらいたいと思いますし、その事業を定期的に検証し、そしてその成果あるいは効果も見きわめていただきたいというふうに考えます。

その中で、当然成果、効果が上がってないものについては、即座に廃止を検討していただきたいと思いますし、新たな施策に切り換えていくということも考える必要があるかと思えます。

それから、これは要望となりますが、それぞれの業界の実情を知るには、その業界との会合や協議の場を多く持つということが大変必要じゃないかというふうに思えます。それによって、その業界の実情に沿った政策も立てられるんじゃないかというふうに思っております。

経済界の活性化はイコール水俣市の活性化になります。市長のこれまで以上の取り組みに期待したいというふうに思えます。

次に、企業誘致に関する質問ですが、問題点として、地理的、地域的な問題に加え、18年度からエコタウン、国のエコタウン事業のハード補助金も廃止になるということを今お聞きしました。そうなれば、なお誘致は難しい問題となります。しかしながら、水俣の活性化を図る上では進めていかなければならない重要な施策であることには変わりありません。これからは商工観光課内の企業対策室を中心に、情報収集に努め、どんどん水俣市のセールスに努めていただきたいというふうに思えます。

それから企業誘致といいますと、A S Bエコウッド株式会社がありました。3月3日の全員協議会の中での説明で、環づくり交付金18億円の債務保証を拒否したこともありまして、今後は推移を見守りたいという発言がありました。その後について、何か動きがありましたら、答弁をお願いしたいと思います。

また、チッソの八幡跡地、それから吉野石豪跡地については、水俣市の中心地の広大な空き地となりましたので、市民の方からもどうなるんだろうかということをよく尋ねられることがあります。そういうことで、質問として取り上げましたが、今のところチッソは跡地活用は白紙であるというような答えのようですが、これには当然企業秘密もあるでしょうし、ぜひ水俣市としては、地域活性化のために活用されることを、今後ともチッソに継続的に打診していただきたいというふうに要望したいと思います。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） A S Bエコウッド株式会社の件につきましてお答えをさせていただきたい
と思います。

さきの3月議会でも御説明させていただきましたけれども、この事業は、国のバイオマス環
づくり交付金制度は、本市が事業主体で、本市の責任によって補助金を交付するというような形に
なっておりまして、通常の企業誘致とは若干異なっております。

この補助金は、計画どおり事業が進まない場合は、補助金の返還等が求められる場合がある
ということでございます。ちなみに事業計画の予定総額は75億4,300万円で、市の予算を通して貸
し付ける額が環づくり交付金が18億円、それからふるさと融資が8億円、合計で26億円になる
ということでございます。

また、自己資金が5億5,000万円で、自己資金比率が7%と、極端に少ないということござ
います。総投資額に対する設立会社自体の財政的な能力でございますが、資本金が3,000万とい
うことで、出資企業の財務状況からして、もし不測の事態が発生した場合に、補てんが非常に不
可能であると。進出企業の将来性の判断材料といたしまして、金融機関の融資の確約をとるこ
とを補助金申請の条件としておりましたけれども、期限までに確約がとれませんでしたし、また、
私も市長就任間もなくでありましたし、十分な調査もできないということもございまして、本
市の財政状況等々勘案いたしまして、考えられます金銭的なリスクについて解消されないままでは
交付金の申請は行えないと、判断を私がいたしまして、平成18年度の申請は行わなかったところ
でございます。このことを企業に伝えさせていただきまして、今後の進め方について、企業に検
討をお願いいたしましたけれども、先般、A S Bエコウッドの方から、水俣への工場の建設事業
を撤回したいという旨の御連絡が、申し入れがございました。

以上のような経緯でございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 次に、遊休資産について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、遊休資産について、旧水天荘廃止後のこれまでの経過と今
後の経過についてお答えします。

水天荘が平成12年3月に廃止後、平成13年度から、みなまた環境テクノセンターの水天山分室
として活用しております。

建物自体は、市の所有で、株式会社みなまた環境テクノセンターに管理を委託している状況で

あります。

現在の水天山分室の使用については、環境テクノセンター事業で、平成15年7月から有限会社服部エスエスティがすっぽんの製品加工研究事業を行うとともに、平成17年6月から毛髪水銀調査の研究で使用している状況であります。

なお、業者からの問い合わせもあり、平成17年10月、水天荘跡地については、市有地売り払いについて、水俣市ホームページと市広報紙に掲載しておりますが、現時点では売却まで至っておりません。

今後の計画につきましては、予定しておりませんが、現在の使用者に引き続き管理をお願いしながら、売却を進めてまいりたいと考えております。

旧湯之児病院の現在の状況及び今後の計画等についてお答えします。

旧湯之児病院につきましては、平成17年3月31日に業務が廃止され、9月28日に普通財産に移管し、売却を行うため、10月に水俣市のホームページ及び市報等により、公売公告を行いました。その結果、東京都及び市内の業者から問い合わせや現地確認をされた方が2件ほどございましたけれども、現時点では売却まで至っておりません。

市としての計画はございませんので、今後とも売却できるように努めてまいります。

市有地の火葬場跡地などの競売は成立したのか、その他、今後の売却予定地の物件は何件あるのかについてお答えします。

火葬場跡地につきましては、平成16年11月に市外の業者から払い下げ申請が1件提出されましたので、競売の公告後、一般競争入札を行いました。入札者がなく、現在に至っております。

また、その他の遊休地についてですが、既に平成16年度は塩釜神社横、久木野駐在所跡地等10件の土地、平成17年度には湯の児海岸道路沿いの土地等18件を売り払いました。

今後は、旧採石場跡地、母子寮跡地等8件の外、現在貸付を行っている土地で売却の可能性のある旧袋中学校跡地、旧水天荘用地等4件についても売却できないか、検討していきたいと考えております。

このほか、白浜の福祉公園用地については、購入時の福祉目的使用条件が外れましたので、市の利用も含めて、今後の活用を検討していきたいと考えております。

また、平成19年2月に法務局が撤退することが決定しておりますので、それに伴い法務局に貸している陣内の土地についても検討をしていきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 田中功議員。

○田中 功君 旧水天荘の跡、それから湯之児病院の跡、火葬場の跡、ほかにもかなりの遊休地があるんだなということがわかりました。

水俣市では、ホームページや市の広報で公募をしているということでございましたが、なかな

か売却に至っていないということの答弁がありました。

その原因は何なのか、その要因は何なのかということを考えられたことがあるのか。このままの状態では、当然まだ維持管理もかさみますし、私としては、例えば売却予定価格を下げるとかしたら、当然売れる物件も出てくるんじゃないかというふうに考えたりもします。早い売却は、市の財政の厳しい中で、有効な予算活用につながりますので、どうか早期売却への手段として考えておられることがあれば、その点について、ひとつ答弁をいただきまして、この質問は終わります。

○議長（緒方誠也君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 不動産の売却につきましては、なかなかスムーズにいかないということもございまして、特に、例えば火葬場の跡で引き合いがありましたけれども、結局入札をやると思っても至らなかったという実は経緯もございまして、今、田中議員が御指摘のとおり、業者と我々が不動産鑑定入れた価格に対して、相当の乖離があるということですよ。ですから、例えば火葬場跡地につきましては普通財産として評価入れても、宅地として、以前火葬場だったという特殊性というのを余り加味していないという。実はこれはこういうことも今考えていく中でわかってきたことなんですけども。やはりそういう、なるだけ早く売却して、かえって固定資産税を払っていただいた方がずっと土地を有効活用してもらおうという意味からもいいわけですので、今後はやはりそういう特殊な場所、あるいは地形、あるいは形ですね、そういうのも含めて、不動産鑑定士の専門家のももちろん意見も聞きながら、そういう指標とか、考え方をちょっと整理して、再度入札、公正な価格でのもちろん入札なんですけども、できるようにちょっと検討を重ねていきたいというふうに思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、父子家庭支援について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、父子家庭支援についての御質問にお答えします。

まず、父子家庭数は把握されているかというお尋ねにお答えします。

父子家庭数につきましては、平成12年度の国勢調査によりますと、21世帯となっております。父子家庭の現状につきましては、父子家庭からの相談件数も年間1ないし2件と少ないことや、児童扶養手当あるいは医療といった制度的な支援も、現在のところ余りございませんので、その実態を把握することはなかなか難しいものがあります。

平成17年度で取り扱った離婚件数は64件であります。前年度に比べ2件ほどふえておりますし、現在の父子家庭数は、平成12年度より増加しているのではないかと考えております。

今後は、地域で福祉行政を支えていただいている民生委員や社会福祉協議会の御協力を得なが

ら実態把握に努めていきたいと思ひます。

次に、父子家庭に支援している事業についてお答えします。

父子家庭への支援につきましては、一般的な家庭への支援策であります乳幼児医療費の助成、児童手当の支給などのほか、母子家庭・父子家庭等を含む一人親家庭の自立支援のために、水俣市母子家庭等日常生活支援事業を実施しております。

事業の内容は、病気などにより一時的な生活援助、子育て支援が必要な場合などに、家庭生活支援員を派遣し、家事援助、保育サービスなどを提供するものです。

また、父子家庭からの相談につきましても引き続き行っていきたいと考えております。

母子家庭への支援と比較しまして、支援内容が少ない状況にありますが、父子家庭数とその実態把握に努め、今後においてもどのようなサービスが提供できるのか検討してまいりたいと思ひます。

○議長（緒方誠也君） 田中功議員。

○田中 功君 数から考えますと、そんなに多くないんですね。また、幾つかの支援事業があることもわかりました。しかし、やはり母子家庭に比べましたら、その支援内容は薄く、少ないことには変わりはないと思ひます。

ここで、幾つかの自治体を実施している制度などを紹介してみたいと思ひますが、小学校・中学校、高校入学時に祝い金を支給しているところ、それから義務教育修了まで毎年一時金を支給しているところ、税金の一部を免除しているところなどがありました。もっと調べればほかにもあるかもしれません。

また、経済的な支援のみにかかわらず、ほかにも支援できることがあることも考えなくてはならないというふうに思ひます。

今回、初めてこの件について質問しましたが、すぐに結論が見出されるものではないというふうにも思ひます。その中で部長の答弁は前向きな姿勢というふうに受けとめました。これからも福祉を大切にす水俣市として、お互い協議をしながら、一歩でも二歩でも前に進むことを確認しまして、また、引き続きこの質問をすることを申し添えまして、終わりたいと思ひます。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 次に、ひばりヶ丘グラウンド及びエコパーク内の施設について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、ひばりヶ丘グラウンドの一部売却後の残った用地の今後の利用とその他の計画についてお答えいたします。

ひばりヶ丘グラウンドについては、御承知のように、昨年12月に全体面積の約3分の1に当たる6,500平方メートルを熊本県警に売却し、残りの部分につきましては、これまでどおり市の体育施設として位置づけております。

広さの問題もありますが、残された部分で陸上や野球及びソフトボール等の正式な試合を行うのは難しい状況で、現在は主に水俣一中の野球部と陸上部が部活動に利用している状況です。

また、夜間の利用につきましては、照明設備も部分的に残されておりますので、利用の希望があれば、利用者がみずから照明の電源を入れることを条件に利用いただいております。

しかし、体育施設として利用していただくためには、やはり広さ及び形状においての問題が残りますので、将来的には、南九州西回り自動車道の整備計画等も踏まえ、そのときの状況に即した対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、エコパーク野球場の進捗状況と供用開始までの予定についてお答えいたします。

エコパークに野球場を整備する計画につきましては、ことし3月に水俣市と熊本県の間で取り交わした水俣湾緑地運営に関する協定書及び水俣湾埋立地における野球場設置に関する覚書に基づき準備を進めているところでございます。

現在、6月末を期限に実施設計を委託しているところで、設計について県の下承が得られれば、7月か8月には工事を発注し、来年4月からの供用開始に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、予定地であるエコパーク水俣潮騒の広場は、埋立地であり地盤が軟弱であること、また、基本的に多目的公園であることなど、整備に際して構造物の制限などの制約がありますが、水俣市軟式野球連盟の意見も十分に伺いながら、県と調整を進めてまいりたいと思います。

次に、エコパークのその他の施設の整備状況はどうか、また、供用開始の時期と、それに付随するイベントを行う考えはないかとの御質問についてお答えいたします。

エコパークの広域公園内の施設につきましては、既に山のゾーン、里のゾーンの整備が完了し、街のゾーンの整備を残すだけになっておりましたが、ことし4月にテニスコート8面、この6月にはグラウンドゴルフコースが供用開始となりました。また、来年4月には400メートルトラックの陸上競技場が供用開始の予定であると伺っております。これをもちまして、街のゾーンの整備も完了し、埋立地内の広域公園整備事業はすべて完了することになります。

開設に伴うイベントにつきましては、平成17年12月定例市議会の真野議員の一般質問でもお答えしましたように、エコパーク水俣が県の施設であることから、県と十分協議を重ねるとともに、各種目協会が中心となって記念大会等が開催できないか、市体育協会等の意見も十分に伺いながら、前向きに検討してまいります。

○議長（緒方誠也君） 田中功議員。

○田中 功君 まず、ひばりヶ丘グラウンドについてですけど、西回り高速道の整備計画が進むまでと、そしてそれに伴うまで体育施設として利用することができると、また、正式な試合や競技は行うのは無理だろうとありました。そうなりますと、今、教育長がおっしゃったように、一中の野球部と、それから陸上部の主な練習場としか使えないような気がしております。

そこで、お尋ねしますが、近いうちに当然、建物の新築を伴う工事が始まると思いますが、工事期間中は生徒たちの事故防止と練習をどうするかということを考えなければならないというふうに思います。その点について、何か対策を考えておられるかお尋ねをしたいと思います。

それから、野球場につきましては、私の任期中に供用が開始できるということで、一つの責任が果たされたのかなということで、少しの安堵感が生まれております。これも市長を初めとしまして、野球場建設に理解を示し、そして携わってこられた多くの職員の皆様のおかげと、感謝を申し上げたいと思います。

また、設計の段階では、以前私が質問したときに約束していただいたように、野球連盟との協議の場を設けていただきまして、より使いやすい球場になるようにと、担当の職員の方には今も努力と御苦勞をかけておりますが、これからは熊本県との間の最後の詰めの交渉になるわけですので、ぜひとも粘り強い交渉を重ねていただきまして、私たちの望む野球場が完成するようにお願いをしまして、この件については終わりたいと思います。

それから、ほかの施設についてですけど、答弁でありましたように、ほとんどの施設が来年の3月には完成し、何年もかかったその埋立地内の整備事業は終了するわけですが、市民待望の公園でもありまして、スポーツ施設でもあります。そうであれば、先ほども申しましたように、また、前回、真野議員もおっしゃったように、こけら落としの目的も含めて、多くの市民の人に会場に来てもらって、施設を披露したらいいというふうに思います。そのためのイベントは絶対に必要じゃないかというふうに私は思っております。そんなに多くの予算を使わなくても、関係協議団体の皆さんにも問いかけて、お互いの知恵とアイデアを出し合えば実現できるというふうにも思います。その結果、多くの市民の方に親しみのある施設にもなるでしょうし、その活用も広まるはずだというふうにも思います。そして、その結果、目的の一つでありますスポーツ振興につながるということになるというふうに考えております。

このようなことから、ぜひ実現に向けて検討されることを要望をして終わりたいと思います。

質問は一つだけです。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） ひばりヶ丘グラウンドのところに建物ができたら不自由があるんじゃないかと、そういうふうな御質問ではなかったかと思うわけですがけれども、御指摘のとおり、あそこに建物ができました折には、ホームベースから考えまして、その距離あたりが少しかなり短く

なりますので、現在のホームベースのまま野球をするということは、少し困難になるんじゃないかと、そういうふうに思っております。

そこで、対策としまして考えられますのは、そのホームベースの位置を変えることによって、移動させると、その距離もかなり遠くなりますので、そこあたりもまた検討の範囲として考える必要があるんじゃないかと、そういうふうに思います。

いずれにしても、建物ができたところで、そのグラウンドの状況を見まして、そしてまた、実際の競技の練習あたりの状況を見まして、そして最も使いやすいような形というのを考えていきたい、そういうふうに考えているところでございます。

なお、潮騒広場の野球場につきまして、先ほど話がありましたように、私たちも関係機関と精いっぱい話し合いをさせていただきました。これから先、水俣市民の方に親しんでいただくような、そういうふうなことを考えておりますので、皆さんの御協力、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 田中功議員。

○田中 功君 私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、ひばりヶ丘グラウンドについては、完成の前に、その前に工事があるというふうに思うんですね。その工事になりますと、大型車両が入ったり、あるいは重機が入ったりということで、練習中の危険性を感じるんじゃないかと、また起こるんじゃないかということで、質問したつもりなんですけれども。

完成した後のことはよくわかりました。

いずれにしても、野球部にしろ、陸上競技部にしろ、生徒たちに事故がないことと、クラブ活動に対する情熱が冷めないように配慮をしていただきたいというふうにお願ひします。

以上で終わります。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 私が受け取り方、大変まずかったようで、大変御迷惑かけました。

先ほど話がありましたように、やはり状況を見ながら、事故等ないように私たちも十分配慮していきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（緒方誠也君） 次に、道路問題について答弁を求めます。

吉海産業建設部長。

（産業建設部長 吉海安丈君登壇）

○産業建設部長（吉海安丈君） 次に、道路問題についての御質問で、県道の四つ角から江南橋までの区間の電柱は一部移設されたが、その後進んでいないけれども、移設工事は中止になったのかとの御質問にお答えいたします。

御質問にあります県道水俣出水線は、幅員が狭い上に、交通量が多いため、電柱移設につきま

して、平成12年5月に道路管理者であります熊本県に対して、電柱移設に関する要望書を提出しております。その後、平町踏切付近の前後区間につきましては、平成13年から14年にかけて電柱の整理統合がなされ、以前に比べれば交通の流れがよくなっていると思われま

す。当初は、四つ角から江南橋までの全区間の電柱を対象に計画がなされておりましたので、残りの区間の計画につきまして、熊本県にお尋ねしましたところ、県の計画では、電柱は道路の区域外へ移設することにしておりますので、県道に隣接する住民の方々の御協力が得られ、民地への移設が可能であるならば、今後、計画を進めてまいりたいとのことをご

ざいました。次に、四つ角から六つ角までの道路補修についてのお尋ねにお答えいたします。

本区間につきましては、石レンガの損傷が著しい一部について、交通安全の面から、応急措置としてアスファルトで処置をいたしておりますが、全面的な改修は本年度中に実施してまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 田中功議員。

○田中 功君 一つだけ質問をいたします。四つ角から江南橋の県道についてですけど、答弁にちょっと疑問がありましたので、また、質問したいと思います。

当初全区間での電柱が対象になっていたとありましたが、一部はもう既にしてあるわけですね。なぜその残りの部分ができなかったのか、そこら辺が私よくわからないんですけど、その中断した理由というのを、それが隣接住民の協力が得られなかったということなのか、あるいはそのほかにも原因があるのか、再度質問をしたいと思

います。それから、四つ角から六つ角までの道路については、本年度中に実施するという

ことですので、よろしく願いいたします。

以上です。○議長（緒方誠也君） 吉海産業建設部長。

○産業建設部長（吉海安丈君） 電柱の移設については、途中で中断いたしておりますが、これにつきましては、民地への移設というところについての協力といいますか、そういったところにつきまして、まだ十分でなかったということでございますので、今後そういったものを含めまして、県の振興局の方では進めてまいりたいということでございますので、地元の皆様方の御協力をいただきながら、進めてまいりたいということ

でございます。○議長（緒方誠也君） 田中功議員。

○田中 功君 この道路につきましては、日ごろの通行量も多く、融合するとき大変不便と危険性を感じている人も多くおります。道路の拡幅が困難であるならば、電柱の移設が一日でも早くできますように、これからも県との交渉を進めていただくことを強く要望したいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 以上で、田中功議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後 3 時26分 休憩

午後 3 時36分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中村幸治議員に許します。

（中村幸治君登壇）

○中村幸治君 皆さん、こんにちは。

4月に新しい会派「せいうん」として新たなスタートを切りました中村幸治です。

きょうの最後ですので、どうぞよろしく願いいたします。

宮本市長が誕生してから約4カ月がたちました。国の三位一体改革の方向性がなかなか見えず、市政運営に当たっての予算編成が難しい中、産業廃棄物建設阻止のための予算を組み込まれたことに対して心より敬意を表します。

私は、最初からこの問題については反対の立場で運動をしてまいりました。これからも行政・市民とともに反対運動に携わっていきたいと思っています。

私の今回の質問は、水俣の将来を左右する第4次水俣市総合計画を中心に質問をいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。

まず1番目は、第4次水俣市総合計画についてです。

この計画は、前市長のとき、第3次水俣市総合計画があと1年残っていましたが、前倒しをして平成17年度から平成21年度の5年間として作成されました。基本構想と実施計画のもとに、平成17年度が終了し、現在は2年目がスタートしたことになります。

そこで、質問をいたします。

捧、平成17年度の実績について。

、平成17年度から平成18年度までの実施計画を立てられましたが、昨年度の進捗状況はどうなっていますか。

次に、 の質問です。

実施計画によりますと、事業計画の中で、平成17年度の予算計上で完了事業は水俣市地域省エネルギービジョン策定事業だけです。

そこで、質問をいたします。

、平成17年度事業の中で、水俣市地域省エネルギービジョンを作成されましたが、これを今

後どのように進められるのかお尋ねします。

次に、 の質問です。

平成17年度の進捗状況により、今年度実施計画を見直された事業があるのか、あるとしたらどのような事業なのか質問をいたします。

次は、大きい2番の人口問題についてです。

この問題は、水俣市だけの問題ではありません。

5月7日の朝日新聞に、大都市と地方の格差についての記事が掲載されていました。経済産業省が全国269地域ごとに2030年の経済規模、これは地域内総生産額のことです。それと人口を試算された結果が出ていました。それによりますと、2000年に比べると人口は都道府県でふえるだけで、それ以外の268地域で減少すると予測されています。しかし、人口がほぼ横ばいの大都市は勝ち組みで、人口が大きく減る地方は負け組みという、そんな簡単ではないと言われています。それは高齢化の問題です。高齢率については地方の方が深刻ですが、高齢者数の変化については都会の方が深刻な問題です。団塊の世代が70歳代後半になる2020年代後半、都会では病院・福祉施設など、何もかもが足りなくなり、大量の福祉難民が発生する可能性があるの記事には書かれていました。

そこで、質問いたします。

- 、当市の昨年1年間の人口移動についてどのように分析をされていますか。
- 、当市の人口は確実に減少していますが、どのような要因が考えられますか。
- 、第4次総合計画の基本構想の中で、将来人口を2万9,500人と目標を掲げられていますが、見通しはどうでしょうか質問をいたします。

次に、防災についてです。

平成15年7月、忘れもしません。水俣全市民が悲しみに包まれた豪雨災害から丸3年がたとうとしています。ここ数年、幸いに水俣では大きな被害もなく、ほっとしておりますが、本年も梅雨に入り本格的な災害の起きやすい季節がやってきました。

そこで、質問をいたします。

捧、自主防災組織について。

、自主防災組織設立は、水俣市全体で93.5%と、市長の所信表明でお聞きしましたが、未設置地域への今後の対応はどのようにされるのか。

- 、自主防災組織設立のための補助金は総額どれくらいですか。
- 、設立された地域は、昨年度どのような活動をされたのですか。

以上、質問いたします。

次に、放、防災無線について。

、防災無線が聞こえにくい地域がありますが、詳細は把握されていますか。

、聞こえにくい地域への対応はどのように考えていますか。

の防災ラジオ、これについては先ほどの野中議員の質問で答弁されたので省きたいと思いません。

次に、教育について質問いたします。

私の子どもが第二小学校にお世話になっていたときに、このようなことがありました。そのころ私は一応PTA役員をしていましたので、学校へ足を運ぶ機会が多々ありました。そのときの校長先生が二小のグラウンドの草取りをされていました。そのとき校長先生が、中村さん、子どもは体が一番ばい、体ができとらんと勉強もでけんと言われ、そのときの言葉が今でも頭から離れません。現在、子どもたちの体力はある一面では低下をしているのが現状です。

そこで、質問をいたします。

、県教育委員会が今年の3月に2005年度の県児童・生徒の体力・運動能力調査報告書を提出されましたが、当市の児童・生徒のデータは把握されていますか。

、教育は、知育・徳育・体育がありますが、教育長は体育についてどのような考えをお持ちでしょうか。

、熊本県は報告書の中で、現在の児童・生徒の体力は全般的に投げる力や瞬発力が落ちていると分析をしています。県は体力向上に向けた取り組みとして、光る肥後っ子パワーアッププランを掲げていますが、当市の教育委員会として、この取り組みについてどのような考えをお持ちでしょうか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 中村議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、第4次水俣市総合計画につきましては私から、人口問題につきましては助役から、防災については総務企画部長から、教育については教育長から、それぞれお答えをいたします。

まず、第4次水俣市総合計画について、平成17年度から平成19年度までの実施計画を立てているが、昨年度の進捗状況はどうなっているかという質問にお答えします。

第4次水俣市総合計画につきましては、基本理念、将来の都市像、基本方向、施策の大綱等からなる基本構想と重点戦略、部門別計画等からなる実施計画で構成をしております。

昨年度の実施計画の進捗状況につきましては、重点戦略に挙げられた事業のうち、完了した事業が2件、継続中の事業が29件、未実施は3件でしたが、それも今年度実施する予定で、実施計

画は着実に実施されています。

今後は、所信表明でも申し上げましたとおり、総合計画はこれを尊重し、総合計画の中の実施計画と、選挙公約でもあるローカルマニフェストとの整合性を図りながら、市民にもわかりやすく、事業の確実性を重視した政策事業プランを策定いたします。

また、これに政策評価と、管理システムを加えた政策事業評価システムを導入することにより、政策事業プランの進捗状況と成果が市民にもわかりやすく、把握できるものになると考えております。

現在、作業を進めているところであり、早急なシステム導入を図ってまいります。

次に、平成17年度に作成された水俣市地域省エネルギービジョンを今後どのように進められるかについての御質問にお答えします。

本市の環境ISOにおける水俣市役所環境方針では、地球温暖化防止に向け、省エネルギーを推進するために、庁舎及び公共施設におけるエネルギーの使用を削減し、率先して二酸化炭素の排出を削減し、地球温暖化防止に貢献することとしています。

このことから、水俣市地域省エネルギービジョン策定は、市民や民間企業を含めた具体的な行動計画を作成し、行動を実践することで、みずからの環境負荷を減らすことはもとより、環境モデル都市の実現に向けた取り組みの強化を図り、地域及び地球環境の保全・再生等に関する自治体の役割を積極的に担っていくことを目指しております。

水俣市地域省エネルギービジョンは、平成17年度のNEDO技術開発機構の100%補助を活用し、策定いたしました。

策定委員会は、委員長に熊本県立大学の中村教授を、委員にごみ減量女性連絡会議、水俣青年会議所、家電リサイクル企業、社会福祉法人、水俣市教育委員会、九州電力、省エネルギーセンター等の9人と、アドバイザーとして九州経済産業局エネルギー対策担当、NEDO技術開発機構に参加いただき設置をいたしました。

また、策定庁内委員会を財政課、企画課、都市政策課、環境対策課、商工観光課、教育総務課、総合医療センターの係長クラスで設置いたしました。

ビジョン策定の基礎調査及び省エネルギー意識の向上のための広報的な役割を果たす目的で、アンケートを市民992人、市内小学5年生全員319人、事業所255カ所に実施しました。

回答いただきました省エネに対する市民の行動・意見では、太陽熱温水器などの太陽熱利用機器や断熱建材などの使用で省エネにつなげているなど、市民の環境意識の高さが改めて認識できる結果でありました。

また、冷暖房温度の設定、風通し、節水、食材と調理、アイドリングストップに意識が高く、公共交通機関の利用、冷蔵庫内の季節に合わせた温度設定、マイバックの利用などが低いこと、

省エネルギーの方法に対する情報提供を求めておられることなどわかりました。

民間企業におきましては、経営の中で省エネタイプ機器の費用と運用コストを勘案しながら、機器更新にあわせて実施、検討されておられます。

小学5年生の行動は、学校版ISOの普及効果から、節電、節水、ごみの減量など、非常に意識が高い半面、省エネルギー関連のキーワードである化石燃料、温室効果ガス、京都議定書という言葉は初めて聞いたという結果が5割を超えておりました。キーワードにつきましては、わかりやすい言葉で開設したチラシを作成し、市内小学5年生全員に学校の先生を通して手渡していただきました。

策定委員会、庁内委員会を開催する中、ごみ減量女性連絡会議の皆さんに対するヒアリングや庁内女性職員との会議などで、省エネに関する意見を伺い、アンケート調査の結果をもとに、地域省エネルギービジョンの方向性、省エネルギーの目標値、行動を策定いたしました。

本ビジョンでは、省エネ型ライフスタイルとして、自然への畏敬、物を大切にす、資源をむだにしない「もったいない」という精神が広く市民に浸透し、無理に苦勞して省エネルギー行動するのではなく、気持ちよく、楽しく省エネ行動に取り組むことを目指し、もったいないを広め、伝え、実現するまちなまを基本理念としております。

省エネルギー推進のための具体的な行動は、基本施策として整理し、5つの重点プロジェクトを設定しておりますが、これらの中から、行動の可能性が高いもの、必要性の高いものを優先して実施してまいります。

省エネルギーの目標値は、今後10年間に7.7%の削減としております。今回、本ビジョン策定におきまして、平成15年度の水俣市全体における最終エネルギー消費量を算定しておりますので、次年度以降のエネルギー消費量についても、今後発表される統計データなどから把握し、エネルギー削減行動の成果を確認してまいります。

新エネルギーは、自然エネルギーを電気エネルギーに変換するもので、環境への負荷を直接軽減する重要な取り組みですが、設備投資がかさみ、費用の100%回収が難しいことが現状です。

一方、省エネルギーは、節約したり、消費効率が高い機器を利用して環境負荷を減らすことを目的としているため、購入費用と、その後の使用コストを勘案し、光熱水費を削減できる範囲で行動することができます。

二酸化炭素の排出を削減し、地球温暖化の防止に貢献するためには、どちらの取り組みも重要であり、必要なことでありますが、水俣市の体力に合った取り組みを今後も進めてまいります。

次に、平成17年度の進捗状況により、今年度実施計画を見直された事業はあるのか、あるとしたらどのような事業なのかという質問にお答えします。

実施計画の進捗状況によって見直された事業はありませんでしたが、今年度はローカルマニフ

エストから、産廃処分場対策事業やみなまた子ども読書推進計画策定事業を元気づくり事業として、第14回世界地方都市十字路口会議開催事業、恋路ショートストーリープロジェクト事業、デポジット派遣事業、エコシティ水俣コンサート応援事業等を追加し、新たな事業として展開してまいります。

今後は、先ほども申しましたとおり、政策事業評価システムを導入し、市政の効果的な推進と効率的な事業実施のために、議員御指摘の見直しも図ってまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に入ります。

まず、水俣市の第4次総合計画、これは本当に水俣にとって重要な施策ということで、これに向かって、今後4年間は進んでいくというような格好になると思います。それで、昨年度の実績に基づいて、計画等の見直しはありませんということで、追加した事業はありますよということをお伺いしたのですが、今の答弁の中でちょっと伺ったんですけど、この実施計画は、2005年から2007年の3年間、これについて実施計画はされてます。その中で、若干今の答弁でちょっと私自身がわからなかった部分がありますので、お聞きをしたいんですけど、この中身で、豊かで風格ある元気村づくり、農林水産業の振興という中で、不知火海の再生と活用、海藻の森づくり、これについては、市長も所信表明の中でこれも事業としてやっていきますよというようなことを言われてます。ところが、私気になったのが、これが海藻の森モデル事業ということで事業名になってますけど、海藻に関する養殖体制整備、また販売ルート確立、どんがばちょ号海藻に関する事業ということで、今年度のこの予算というのが計上してあるのかどうか、そここのところをひとつお聞きしたい。

それと同じ予算計上の中で、水俣型観光の振興と交流の推進というところで、新たな観光商品の開発、この中で、これも重要な施策ということで、ブルーツーリズム推進による湯の児再生事業という事業があります。これは湯の児温泉における海藻の森構想、これも海藻の森構想と同じということなんですけど、これと連携した環境体験学習の受け入れ、海洋性レクリエーションの充実等に関する事業というところで、これの分の予算計上、これが見直されてないということですので、どのようになっているのか、ここのところひとつお聞きをしたいと思っております。

それから、水俣市地域省エネルギービジョン、これについてなんですけど、これは水俣にとって大変重要なことだということで、私も認識をしております。特に、このビジョンをつくられたということで評価をしております。しかし、先ほどの説明の中で、ちょっと私が聞き漏らしたかどうかわかりませんが、このビジョンの中で、これの推進、進め方、この中でいろんな見直しとか改善、要するにPDCAをサイクルを回しながらこれやっていきますよということをお伺いしております。その中でプラン、計画・立案、本ビジョンの基本政策や重点プロジェクトをもとに、具体的な計画、実施計画を立案すると。そしてこの実施計画は3年を1期として定め、毎

年ローリングによる見直しを行いますよということになってます。この実施計画をもう立てられているのか、もし立てられていなければ、いつごろこの実施計画を立てられるのか、そこをひとつお聞きをしたいと思います。

それと、市長の答弁にもありましたとおり、これは数値目標を定めてあります。数値目標が削減目標として、平成15年から平成27年、これの目標がエネルギーとしては7.7%削減をしますよと。それと二酸化炭素については6.5%削減をしますよということになってます。この削減の部門、これを見てもみますと、家庭、これが一番大きいんですね。家庭と業務、それと産業、運輸という格好で、各部門で削減をするようになってますけど、家庭の方がエネルギーは24%、それと二酸化炭素は23%という目標値を立てられています。それ以外のところは全部1けた台の目標値ということなんです。それでこの、これを守るために重点プロジェクトとして、先ほども若干市長述べられたんですけど、この中身として家庭版の環境ISOの普及拡大プロジェクト、それともったいない行動、もったいない精神育成プロジェクトということで、これを市民の方で主体的にやっていただきたいというようなことに基本施策はなっているんじゃないかなと思います。

それで家庭版の環境ISO、これについて、このビジョンの中で言われてるのが、平成17年9月1日現在だったと思うんですけど、そのときの世帯数が1万2,447世帯、その中で現在85世帯が取り組んでおられますよということで、これ約0.7%しかないんですね。ということは、27%ですかね、相当な目標値を掲げられているわけですから、この家庭版環境ISO、これを重点項目ということでされておるんであるならば、水俣市世帯の何%ぐらいを平成27年度までに目標にされているのか、そのところをひとつお聞きをしたいと思います。

それともう一点が、今も言ったように、現在は85世帯という格好でこの資料には載ってますけど、私も実はまだ実施してないという現状なんです。それでふと思ったのは、市役所の職員も一応家庭に帰れば当然一般市民ですよ。ということは、市の職員の方が、この家庭版の環境ISO、これの実施をどれほどの方がされているのか、それをお聞きしたいというところで質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 順次お答えしていきたいと思いますが、まず、総合計画の実施計画の中で、海藻の森構想推進プロジェクトと、それからブルーツーリズムの推進による湯の児再生事業について予算化がされていないが、どうかというのが、まず第1番目だと思いますけれども、出ているけれども予算化されていない。

この海藻の森構想推進プロジェクトにつきましては、もともとは水俣の海に豊かな海藻をふやして昔のような豊かな漁場をつくろうという目的で出されているわけですが、これは漁業組合の方が中心になってやってこられた事業でございます。18年度にかけましては漁業組合の方

が、その養殖中の海藻を観察したいというようなことでございましたので、予算化をしていないというのが一つです。

それから、もう一つのブルーツーリズム推進による湯の児の再生事業、これも予算化なされていないということでございますけれども、これは観光物産協会エコみなまたがブルーツーリズムにかかわる観光素材調査とか、そういったものを今年度は水俣・芦北地域振興財団の補助を受けてやられるということでございますので予算化をしていないということでございます。

この2つにつきましても、もちろん全然タッチしないということではございませんで、人的な支援とか、そういったことについては積極的に行っていきたいということでございます。

それから、省エネルギービジョンの実施計画は策定されているのかどうかということでございますけれども、現在のところ具体的に策定はしておりません。ただ、庁内の省エネルギー等につきましては、ISOの取り組みの中で行っておったり、あるいは家庭や民間の事業につきましては、市民版ISOで今進めているというところがございます。今後、もしそういう形で具体的に必要な政策等が出てきた場合には、総合計画の中で、実施計画の施策のローリングに沿って追加していかなければならないんじゃないかなと思っております。そのように考えております。

それからあと、平成27年度までに何世帯を目標にしているのかということでございますけれども、これは具体的な、今、数的な目標は掲げておりません。ただ省エネに対して各家庭がそれぞれ確実に対応できるような意識とか、行動力とか、それができるようにするために、年次を追って順次目標を立てながら進めていかなければならないと思っております。

それから、もう一つは、85世帯中に市の職員が何名かということでございますけれども、申しわけありませんが、現在、正確に把握しておりません。ただ、いずれにしましても、市職員が積極的に取り組んでいかなければならないと、率先していかなければならないということは承知しております。

以上でございます。よろしゅうございますかね。

○議長（緒方誠也君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは第3の質問です。

今、予算化の分については、ある程度理解はできました。特に海藻の森、これは水俣にとって大変重要な事業だということを私も認識をしております。だから予算化が今年度はないということなんですけど、これについては、たしかテレビが何かで放映をされたという記憶があるんですけど、あのテレビの中で水俣の結果的には再生という格好で、県民の皆様にもよき印象をひとつ与えたのかなと、水俣がこういうことをやっていますよというところで、いい印象を与えたのかなということをおもっております。

ただ一点だけ、ちょっと気になっているんですけど、今後これはやっていかれるというところ

なんですけど、これについては、養殖体制整備と販売ルートの確立というところの事業展開をやっているということで、当然食用ということで考えられるのかなと思っております。ということであるならば、これの安全性というのが、どのようなものになっているのか、そういう調査をされるのかどうか、そこのところ一点お聞きをしたいと。

それから省エネルギービジョン、これについては、今からこれについてはぜひ取り組んでいってもらいたいと。特に、私が先ほど目標値申し上げたんですけど、この本にちょっと書いてあるんですけど、昨年度温室効果ガスの削減目標などを定めた京都議定書が発行したと、この中で、日本温室効果ガスを90年比、要するに90年にさかのぼると、それが6%ですよということを世界に約束してるんです。ところが、これ見てみますと、先月の25日環境省が発表した4年度の温室効果ガスの総排出量は90年比で8%ふえてますよということになってますから、目標値がまだ上がるというような格好になってしまうところなんです。だからぜひ、この家庭がその目標値に向かって、ぜひ頑張っていたかなければいけないというところが、一番大事なかなと。各家庭には、この地域省エネルギービジョン、これの概要版、こちらの方を多分お配りをされたと。それともう一つは、私が総合病院に行ったときに、総合病院の初診者の受付のところですか、あそこにもこれを置かれていたという、そういう部分の動きは見えます。しかし、これは先ほども言ったように、国との約束、国の約束なんですよ。ということは、水俣は環境モデル都市水俣ということですので、ぜひ目標に向かってこれに取り組んでいただきたいと。

そこで、一番大事なものは、これについていろんな市民の方々がこれを知らなければいけないということなんですね。ということは、ここにもエネルギーの施策の推進体制ということで、ここに仮称省エネルギー推進ネットワークというような格好で出てます。こういうことも大事。しかし、一番大事なものは、市民にいかに知らせるかということなんですね。だから市の職員、出向いていっていただき、いろんなところでこれについて説明、そういうことを今後されるのかどうか、そこのところお聞きをしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 水俣湾の海藻を販売するに当たって、安全はどうかというような御質問でございますけれども、これはたしか平成9年度だったと思いますが、県の方が安全宣言をいたしておりますので、私どもは安全であると、そのように思っているところでございます。

今後も県が実施していられる調査等には十分今後も配慮していかなければならないと、そのようには思っております。

それからもう一点、推進体制の中で市職員が出ていって、いろいろ説明したりするのはどうかということでございますけれども、当然積極的に出ていって説明をさせていただきたい、あるいは支援をさせていただきたいと、そのように思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、人口問題について答弁を求めます。

森助役。

（助役 森近君登壇）

○助役（森 近君） 次に、人口問題について。

当市の昨年1年間の人口移動についてどのように分析をされていますかという質問にお答えします。

本市の人口については、昭和31年の5万461人をピークに、ほぼ毎年減少しており、平成18年5月末現在の住民基本台帳人口で2万9,501人と、1年前と比較すると306人減少しております。特に、15歳から29歳の若年者年齢の減少が131人と著しくなっております。

また、月別の人口の推移では、平成18年3月末に前月比240人の減、4月に前月比43人の増となっており、就学、就職による人口の移動が見られます。

次に、当市の人口は確実に減少していますが、どのような要因が考えられますかという質問にお答えします。

水俣市の人口が減少する要因として、死亡による自然減と転出等の社会減が挙げられます。

まず、水俣市の平成16年の高齢化率は27.8%と、全国の19.5%や、熊本県の23.2%と比べ高くなっております。

また、水俣市の平成16年の合計特殊出生率は1.58と、全国の1.29や、熊本県の1.47と比較し、高いものの、平成15年の1.69、平成14年の1.72と比べて、年々減少しています。

昨年の6月から今年5月までの死亡者数は352人、出生者数は214人と、差し引き138人の減となっております。

この人口の自然減とあわせて、社会的要因による人口流出が挙げられます。これは先ほど申し上げましたとおり、進学、就職などの理由によって、15歳から29歳の若年者が市外へ流出しているためであります。

次に、第4次総合計画の基本構想の中で将来人口を2万9,500人と目標を掲げていますが、見通しはどうかという質問にお答えします。

先ほども申しましたとおり、水俣市の人口は、今年5月末現在で2万9,501人となっております。自然減や社会減を抑制し、少しでも人口増加に転じ、平成21年の目標将来人口を達成するためにあらゆる施策を展開してまいります。

人口の自然減を抑制させるために、医療・福祉政策の展開等により、高齢者が元気で長生きできる環境づくり、豪雨災害の教訓を生かす防災のまちづくり、子育て支援の充実、学校教育における児童・生徒の学習指導の充実、安全な学校づくりのため、地域を挙げてのパトロール実施など、安心安全で住みやすいまちづくりに取り組み、子どもを産み、育てやすい環境整備等を積極

的に進めてまいりたいと考えております。

また、経済振興による定住人口の増加を図るため、環境関連企業の誘致や、地場企業の活性化に取り組み、雇用の機会拡大を図ります。

また、人口流出を抑制するため、若年世代にも安価で優良な住宅提供、環境と共生する市営住宅の計画的建設・建てかえ等、住環境の整備を進めます。

さらに、これとあわせて、とりわけ団塊世代を初めとするU・J・Iターンを希望される方に対して、住宅情報など、必要な情報を市のホームページ等を通じて発信し、定住促進につなげたいと考えております。そのためには、よそに負けない水俣の魅力を生かした住みよいまちづくりが必要となりますので、市民の皆さんの協力をいただきながら、力を合わせて推進してまいりたいと思います。

このように、人口流出を抑制しつつ、人口流入を増加させることにより、平成21年の目標将来人口の達成を目指したいと考えているところでございます。

○議長（緒方誠也君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 人口問題というのは、これは本当になかなか難しい問題ということで、私なりに、私も分析をやってみました。というのは、昨年1年間の移動がどうなのか。要するに、平成17年4月に生まれた人は、平成18年4月は1歳という格好になりますよね。それで18年度から17年度、これを比較してみますと、一応人数がふえたのは1歳とか2歳、3歳、または27歳、31歳、40歳、43歳、47歳、これは1けた台ですね。それくらいでふえてます。あとはほとんど人口が減っていると。特に、大きく減ったのが18歳が80人減っているんです。それと29歳が29人、21歳が24人というところで、若い人たちはそれで減ってるんですけど、お年寄りの方は、77歳から95歳まで、この方がほとんどの年齢の中では減ってるというような格好になっています。これを、10歳単位で見してみますと、一番減っているのは、先ほどもあったんですけど、11歳から20歳、これが約135名減っていると。それと21歳から30歳、これが54人減っていると。あとは71歳から80歳、これが73名。それから81歳から90歳、これが約127名、それから91歳から100歳、73名というような格好で、1年間を見ても減っているというところです。それで昨年度1年間で減った数は約550、それでふえているのが、先ほど言った数と生まれた方たちが約200人、だから約350人減っているんですよということになります。先ほど言いましたように、18歳が80人減っているところを自分なりに何でかなと思って、水俣高校と水俣工業高校に資料提出をしてもらいました。そこで、水俣・芦北地域以外に、平成17年度の就職者数を見してみますと、水俣高校が38名、工業高校が42名ということで80名減ってるんですね。というような格好で、このデータから見ますと、就職でこれだけ減っていますよと。それともう一つは、実際の人口がまだ水俣は減っているということなんですね。というのは、先ほど助役の答弁にもあったんですけど、高校から大学

へ行く人たち、この数がありますよと。しかし、これについては多分水俣市の方に戸籍をそのまま置いているというような格好になると思います。これですね、4年制大学の4年間、それと専門学校とか、短大、これの2年間、これを水俣高校と水俣工業高校を見てみると、その4年間プラス2年間の数は大体508人というところで、1年間にこの方たちが帰ってこなければ、100名減るといような格好になると思います。だから、水俣の現状としては、助役も述べられたとおり、お年寄りの自然減少、これが一番大きいんですよというところが一つあります。それと若者の流出、若い人たちが外に出るといことは、当然子どもを産める方たちが少なくなっているといことで、子どもの生まれる数も少なくなっている。今はこういうことで、ある程度350人ぐらいという部分の中での減りぐあいかなと思うんですけど。というのは、今のお年寄りの数はだんだんふえているような格好になるんですね。というのは、今の若い人たちがお年寄りになるわけですから、今の私たちの年代は数が多いから、その分だけ年寄りになっていくんですよといいますが、私たちの後から、今度は若い人たちの数が少なくなっていくんですね。といことは、それだけお年寄りも減りますよと。といことは水俣の人口はそれだけ減に向かって加速していくんですよといようなことが見えてくるのかなと。将来人口、5年後の2万9,500、これについては考えていかなければいけないといことを言われて、いろんな施策を言われました、これはほとんど今まででやられてきていることなんですよ。ところが人口減はとまってない。特に、政府あたりも、少子化の中で、エンゼルプラン関係等も含めて、いろんな施策をやられてます。しかし、なかなかこれはとまらないといところで、これは水俣の将来にとって、本当にこの人口問題といのは大変なことになってくるといところじゃないかなと思います。

それで、今、助役の答弁の中で、いろんな施策を言われたんですけど、実際この人口問題について、この水俣市役所のどこの部署で、そして何名ぐらいの方で、この2万9,500を維持しようとい格好のことを考えて言っておられるのか、そこのところをひとつお聞きをしたいと思ます。

○議長（緒方誠也君） 森助役。

○助役（森 近君） 人口問題の中で、2万9,500を維持するために、どのぐらいの職員が部署でやっているかといことの御質問ですけども、特別にこの人口問題をどうするかという形で職員を配置はしてありません。先ほど申し上げましたように、福祉から教育、産業、そういったものをトータルとしてまちづくりをどうするかといことで、この人口問題を考えていかないと、単にその一つのこと、その人口が定着できるといことはなかなか難しいのかなと。ただ、今、御指摘ありましたように、大変な問題であるといことは認識をしておりますので、この問題については市の一番大きな課題といことで、今後も考えながら、市の庁議だったり、部長会あたりでも逐次取り上げながら、その課題がある部分については、担当課に指示をしていくといった

ことを今考えているところであります。

○議長（緒方誠也君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 多分そういう答えが返ってくるのかなという気がしてました。しかし、本当にこれについてはどこの自治体も同じ悩みだと思います。ただ、今言ったいたように、水俣の将来、これを考えれば大変な問題ということで、今までも何人も議員がこれについては質問されてます。

特に私の方も前回は質問をしたんですけど、どうしてもこう現状を打破できない部分、確かに私自身も何をすればいいか、なかなか答えが出てこないという現状であります。ということであるならば、それはいろんな部署で確かにやられてます。やられてるんですけど、それが実際、功を奏しているということが見えないですね。ということであるならば、もう少し前向きな考え方が必要なのかなと。特に、一つのこれが例になるのかどうか知りませんが、宮本市長が誕生されてから、産業廃棄物最終処分場、これは水俣の一番大きな問題ということで、これについては部署を設けられて、本当に市職員が一丸となってこれに取り組んでいきますよという意気込みを見せられた。ということであるならば、今助役も言われたとおり、これは水俣の一番大切な問題ということであるならば、この人口問題を本当に専門的に取り組む、そういう部署が必要ではないのかなという気がします。

あえてもう一回お聞きをします。この人口問題を専門的に取り組むという、そういう部署、そういうところを今後考えられていくことは思っておられないのかどうか、そこを質問したいと思います。

○議長（緒方誠也君） 森助役。

○助役（森 近君） 部署を設ける考えはないかということですけども、産廃対策等につきましては、特定の部分がありまして、絞り込んで検討してまいる部署として必要性はあると思いますけども、人口問題といえますと、本当に多岐にわたってくると。確かにそういった部分を掌握する部署を設けることも、今後考える必要があるかもしれませんが、今現在の職員数、いろんな形考えていきますと、なかなかそこに今特化した部署を設置するというのは今の現状ではちょっと難しいのかな。ただ今後そういった形のことも含めまして、ただ団塊の世代あたりがちょうど60歳定年を迎えるというようなことで、今も企画課の方の元気づくりの方でいろんな調査もやりますので、そういった形で、この時期にいろんな形の人たちを水俣に引き込むといったようなことについては、そういった部署を通じながら、具体的な行動として何ができるか、どういった形の成果が出てきたかということが示されるような形のことを今後考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 次に、防災について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、防災についてお答えします。

自主防災組織につきましては、これまで組織率は10%に満たない状況でございましたけれども、平成15年の豪雨災害の検証と反省を踏まえ、市内全域に設置することを目標に、平成16年度と平成17年度を強化期間とし、各地域で約40回の説明会を開き組織率の拡大を図ってまいりました。

その結果、市民の皆様方の御理解と御協力をいただき、世帯ベースで93.5%まで組織することができました。

残念ながら、市内で6.5%の世帯につきましては、いまだ組織されていませんので、当該地域につきましても各自治会組織の構成の中の一つに防災組織を設置していただきますようお願いしてまいりたいと考えております。

設立補助金の総額につきましては、平成16年度で51組織149万6,780円、平成17年度で160組織480万円、合計211組織に629万6,780円を設立補助金として支出しております。

設立されました地域での活動といたしましては、一部の組織ではありますが、消火器を使った初期消火訓練や連絡網を使っての情報伝達訓練、土のう積み訓練等が行われております。

また、最近、6月8日でございますけれども、実施されました久木野地区での県主催の土砂災害に対する防災訓練の際に、地元の自主防災組織の皆さんにより避難誘導や伝達訓練が実施されております。

しかし、全市的には活発な活動が行われているとはいいがたい状況にあり、今後は地域の防災リーダーの育成を目的として、自主防災組織のリーダーを対象とした研修や自主防災組織の訓練の支援等を行っていきたいと考えております。

次に、防災無線についてお答えします。

聞こえにくい地域の詳細な把握につきましては、豪雨災害後の検証や反省をもとに、平成16年度、すべての屋外拡声子局の聞き取り調査を行いました。

100メートル、200メートル、300メートルの円状に1拡声子局に12人前後の人員を配置し、市内全域で合計928カ所について聞こえ調査を実施しましたけれども、100メートルでは98%問題なく聞こえております。200メートルになりますと90%、300メートルになりますと67%となり、距離が長くなると十分聞き取りにくいという調査結果が出ております。

聞こえにくい地域への対応としましては、防災行政無線の電波を受信することができる防災ラジオを販売したところでございます。

また、そのほか、防災無線が聞き取れなかった場合の対応といたしましては、62の6222に電話

をしていただければ、電話で同じ内容が聞くことができる自動応答装置を整備し、機会あるごとに市報に掲載するなど周知に努めております。

また、避難勧告や避難指示の伝達方法につきましては、より広範囲に周知するためにサイレン吹鳴を行い、放送するよう変更しております。

なお、万全な体制づくりには、ハード整備だけでは限界がありますので、先ほど御質問いただきました自主防災組織のお力もおかりしなければならないと思っております、その方法等につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 自主防災組織、これについては職員の方が努力をされて、93.5%という組織率というところで、大変御苦労があったということを私も思います。

特に、この組織というのがつけられているんですけど、これが機能して初めて防災に大きな効果ができるというようなことになるのかなと思っております。

市長が所信表明の中で、今後この地域防災、地域の防災リーダーの育成を目的として、自主防災組織リーダーを対象とした研修開催をするということも言われております。これも大変重要なことだと思います。

野中議員も先ほどの質問の中で、この件についてちょっと言われてました。特に、この自主防災組織をつくられたときに、各地域に職員の方がお願いをされたのは、連絡網をぜひつくってほしいと、これが一番大切なんですよというようなことを多分言われて、この連絡網が各自主防災組織の中ではでき上がっていると思います。

ハード的な部分の中ではいろいろこうやられてるんですけど、今言ったように、この連絡網、これが一番大事なのかなと。特にこの防災というのは一人一人の住民の意識、これがやっぱり大変重要な部分だということを私も思います。それで、今言ったように、連絡網ができておることであるならば、年に1回、この連絡網を使って訓練等、もしよければされたらどうかと。先ほどの野中議員への答弁の中でも、そのような話があったかと思っておりますので、私もぜひこれは住民一人一人の意識を高めるためにも必要だということですので、前向きに行っていただければというふうに思っております。

質問は、1点だけ、防災無線についてなんですけど、実は私の家にも戸別の受信機が置いてあるんです。議員としていただいたし、それと去年は行政協力員だったもんですからですね。戸別受信機は私の家にも1つあります。ところが、うちは3号線沿いなんですよ。それで3号線から5メートルぐらい離れた部屋の中では、うちは聞こえないんです、実際のところ。それで3号線、道路側の部屋に行くと聞こえるというような、このようになっています。だから電波というのは、本当になかなか難しい。どこで聞こえてどこで聞こえないのか。いろんな問題が生じてく

と思います。特に私のところは外部スピーカー、これが第二小学校に設置してあるということで、先ほどの500メートルの部分に入るのかなと。そこまで離れているのかどうかわかりませんが、そういう状態と。これは要するに今の設備が中尾山からの送信、これを戸別受信機が受けるというような格好になっているのかなと。というところで、聞き取りにくい、聞こえにくい場所が結構あるのかなと。もし私の認識不足であるならば、ちょっとあれですけど。私はそのように理解をしています。それであるならば、今の技術で、これを増幅する技術というのがあるのかなという気がするんですね。だから外部スピーカー、これがある設置箇所の部分、この付近あたりにそういう増幅する機械等、そういうのが設置できないのか、そこをひとつ、また、技術的にそれができるのかどうか、そこをひとつお聞きをしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 今、中村議員の御質問で、キー局の外部スピーカーですよ、増幅といいますか、出力アップといいますか、ができないのかというのが御質問の趣旨だと思いますけども。先ほど調査をしましたということで言いましたけれども、本当に聞こえないとかというのが、聞き取れないというところが、大体15%弱ぐらい調査の結果ははっきりしておりますけども。そういうところの聞こえないところに対して増幅がどういう効果があるかというようなことなんですけども、総務省が定めている、その防災無線の技術支援というのが実はありまして、もともと10ワットでもうつくってあると、だから10ワットのやつをこうはめ込んであるということで、これは多分全国どこでも一緒だろうというふうに思っておりますけれども。ただ、その管理局が許認可を持っているということで、一部聞こえないから増幅してくれというのが、非常に電波管理上、なかなか難しいというのが、ちょっとお尋ねしたところ、そういうことがあったということがわかっております。ただ絶対できないかということ、そういうことでもないとは思いますが、もう一度その辺は確認してみたいというふうに思っております。

○議長（緒方誠也君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 自主防災組織、また防災無線、本当にこう大変重要なことだと思います。だから、ぜひ今後、運用がうまくいくように、今後とも努力をされることを望みまして、この質問は終わりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、教育について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵 洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、県教育委員会が2005年度の県児童・生徒の体力・運動能力調査報告書を出されたが、データの把握はどうしているかということについてお答えいたします。

児童・生徒の体力・運動能力調査は、本県の児童・生徒の体力・運動能力調査の実態を把握し、

児童・生徒の体力向上に資するとともに、学校体育の充実を図ることを目的に、毎年実施している調査でございます。そのデータは、県内全学校の調査結果をもとにしておりますので、市内全小・中学校で調査をしております。

したがって、本市における児童・生徒のデータにつきましては、各学校からの報告をもとに把握をしているところでございます。

本市の児童・生徒のデータから見ますと、投げる力や握力に課題があるという傾向を示しております。

次に、体育についてどのような考えをお持ちなのかについてお答えします。

文部科学省から出されている学習指導要領総則の中では、特に、知育の面では、教育課程の適切な編成で基礎基本の定着を図ること、徳育では、道徳を通じて豊かな心をはぐくむこと、体育については体育・健康の指導について述べられています。つまり、知育・徳育・体育のバランスのとれた教育活動を展開することが大切であります。

本市の小・中学校におきましても、この基本的な概念を踏まえまして、すべての学校において、知育・徳育・体育の3つを柱として教育活動を行っているところでございます。

そこで、体育についてどのように考えているかというお尋ねでございますが、水俣市学校教育実践構想にも掲げておりますように、たくましい身体に支えられた確かな学力をはぐくむ学習指導の充実と、豊かな心をはぐくむ教育活動の充実という基本的な考えのもと、教育活動に取り組んでいるところでございます。

つまり、確かな学力や豊かな心をはぐくむ基盤として、たくましい身体をはぐくむことが重要であると考えております。

しかし、近年、児童・生徒の体力低下が叫ばれています。このようなことから、水俣市内各小・中学校では、体力テストからの課題を明らかにし、1年間の体育指導の計画を立てて実施することにしていきます。また、小・中学校とも体育授業の充実を初め、業間体育、部活動で体力向上を図っているところです。例えば、業間体育として、長縄跳びや長距離走を初め、小体連・中体連における水泳大会や陸上記録会を初め、サッカー、野球、バスケットボール、ソフト、テニス、バレーボールなど、多くのスポーツなどに子どもたちは年間を通して、体力向上に取り組んでおります。

したがって、市教育委員会としましては、体育は知育・徳育を支える基盤として、とても重要なものとしてとらえ、推進していかなければならないと考えております。

次に、県の光る肥後っ子パワーアッププランに対する市教育委員会の考えについてお答えいたします。

児童・生徒がたくましく生きるための体力の向上を図るために、学校における体育授業の充実

はもとより、家庭・地域での取り組みについても積極的に推進することを目的に、体力向上支援事業として光る肥後っ子パワーアッププランが策定されました。

このプランの中に、児童・生徒の体力向上プログラムがあります。このプログラムは、児童・生徒が手軽にできる体力向上プログラムであり、これまでの運動の枠にとらわれず、一人で、あるいは友達と一緒に楽しみながら行えるものになっております。

特に、昨年度から小学生を対象にした家族みんなで運動ができるように、家庭版プログラムもできております。

市教育委員会としましては、県が進める光る肥後っ子パワーアッププランについての概要や活用方法を各学校に周知しているところです。市内の小学校体育研究会でもその活用等について研究し、各学校でも体育の時間の準備運動などに活用され始めております。

また、ある小学校ではパワーアッププログラムを活用し、子どもたちに自分自身の体力に関心を持たせ、課題である握力や投げる力などの体力要素への積極的な取り組みがなされております。

また、このプランの中には、定期的に体力向上の伸びを確認できる自己診断テスト --- パワーアップナビや家庭版パワーアッププログラムも含まれておりますので、学校・家庭でさらに活用されるよう進めていきたいと、そのように考えています。

そして、御指摘のように、低下した力を向上させるための手だてとして活用を図り、子どもたちに生きる基礎を培うことができるよう、体育の充実・振興に努めたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 教育長の体育についての考え方というのはわかりました。私も大体、教育、学習面とか、いろんな部分の中では、やっぱり体が基本ですよというようなことを一番大事なかなということをおもっております。

それで、今、光る肥後っ子パワーアッププランというところを、その中身も若干説明をいただいたんですけど、これについては、私、熊本県の担当の方にも電話をしてみました。ところが、なかなか市町村で積極的に取り組まれているという現状ではないというようなことを伺いました。この中身で、学校で取り組みの充実という部分が一つあるんですけど、この中に余裕教室の活用とか、それと健康体力手帳の取り組みとか、そういう具体的な施策というのをうたってあるんですね。だから、ほかの市町村でどれだけ取り組まれているのかわかりませんが、水俣としては、もしよければ、そういうのを積極的に水俣市が一番にやるんですよというような、そういう意気込みの中で、今言ったようなこと、関係等含めて、今後この肥後っ子パワーアッププラン、これに取り組んでいくということをお考えられているのかどうか、1点だけ質問したいと思います。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 子どもたちの体力の状況につきましては、学校だけでなく、最近のや

はり家庭とか、外での遊びとか、そういうような機会も少なくなっていると、そういうようなことも無関係でないように思うわけですが、今学校の状況を見てみましたときに、先ほど言いましたほかに、筋力とか柔軟性とか、いろんな課題があるわけですが、教育委員会としては、不足している部分については、それぞれの学校で調べてもらって取り組んでもらうと。例えば、投げる力であればドッジボールを多くするとか、あるいはまた、瞬発力であればダッシュとか、具体的なものがあるかと思います。

それで、先ほどお尋ねでございますが、大切なことは場所を選ばずに活用できるようなこと、そういうグラウンド、教室でもいつでも行えるような、そういうふうな取り組みは私も大事と思っておりますので、先ほど中村議員言われましたこと、各学校に周知をして積極的に取り組んでまいりたいと、そういうようなことを考えております。

以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 以上で、中村幸治議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明14日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、明日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後4時46分 散会

平成18年6月14日

平成18年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

平成 18 年 6 月第 2 回水俣市議会定例会会議録（第 3 号）

平成18年6月14日（水曜日）

午前 9 時30分 開議

午後 5 時 3 分 散会

（出席議員） 22人

緒方誠也君	西田弘志君	福田 齊君
藤本寿子君	吉田正和君	中村幸治君
大川末長君	真野頼隆君	淵上道昭君
牧下恭之君	田中 功君	谷口真次君
野中重男君	清水晶夫君	本井道弘君
大川久洋君	竹下武義君	岩阪雅文君
松本和幸君	千々岩 巧君	松本満良君
中山 徹君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（牛迫秀基君）	次 長（田畑純一君）
議事係 長（栄永尚子君）	書 記（赤司和弘君）
書 記（岩坂正輝君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（宮本勝彬君）	助 役（森 近君）
総務企画部長（葦浦博行君）	産業建設部長（吉海安丈君）
福祉環境部長（吉本哲裕君）	総合医療センター事務部長（濱崎昭博君）
総務企画部次長（仁木徳子君）	産業建設部次長（桑畑達美君）
福祉環境部次長（中田和哉君）	水道局長（山田敏博君）
教 育 長（大淵 洋君）	教 育 次 長（森田幸治君）
監 査 委 員（永野正剛君）	総務企画部総務課長（田上和俊君）
総務企画部財政課長（本山祐二君）	

議事日程 第3号

平成18年6月14日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | | | |
|---|---------|---|-------------------------------------|
| 1 | 福田 斉 君 | 1 | 環境行政について |
| | | 2 | 企業誘致への取り組みについて |
| | | 3 | 青少年の健全育成について |
| | | 4 | 防災について |
| | | 5 | 河川の景観整備について |
| 2 | 西田 弘志 君 | 1 | 中尾山について |
| | | 2 | 教育問題について |
| | | 3 | ごみ問題について |
| | | 4 | 芦北町の立ち枯れ問題について |
| | | 5 | 産廃最終処分場問題について |
| | | 6 | 環境首都のまちづくりについて |
| 3 | 藤本 寿子 君 | 1 | 「水俣市男女共同参画まちづくり条例」制定以後の水俣市の取り組みについて |
| | | 2 | 水俣市の「子育て支援対策」について |
| | | 3 | 水俣市における携帯電話中継基地局建設について |
| 4 | 吉田 正和 君 | 1 | 産廃問題について |
| | | 2 | 水俣湾埋立地・八幡残渣プール・カーバイト残渣問題について |
| | | 3 | ダイオキシン最終処分場問題について |
| | | 4 | 陣内・古城地区雨水対策について |
| 5 | 千々岩 巧 君 | 1 | 里道の払い下げ価格の見直しについて |
| | | 2 | 丸島水路における旧水俣化学工業所の公害防止事業費事業者負担金について |
| | | 3 | 指定管理者制度について |
| | | 4 | 産廃阻止！水俣市民会議について |
| | | 5 | 宝川内川上流の水質調査について |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（緒方誠也君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（緒方誠也君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、永野監査委員の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（緒方誠也君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、福田斉議員に許します。

（福田斉君登壇）

○福田 斉君 おはようございます。

新政同友クラブの福田です。

一般質問2日目、本日の一番手として、すがすがしい気分で臨みたいと思います。

まず、さきの市長選挙において、多くの市民の期待を集め、初当選されました宮本市長に対しまして、遅くなりましたが、改めて心よりお祝い申し上げます。

大変多くの問題を抱える本市であることから、よその首長以上の激務を強いられると思います。どうか健康に留意され、市民の幸せのためにしっかりと腰の据わった市政運営を期待いたします。頑張ってください。

それでは、大いに私見を交え、早速通告に従って、質問と提言を行ってまいりたいと思います。執行部の明快なる答弁をお願いします。

まず、環境行政についてであります。

水俣市はことし水俣病公式確認から50年の節目を迎えました。

これまで直接被害に遭われた方々のみならず、すべての市民にとっても深く記憶に残る半世紀となりました。重く貴重な経験をしたことにより、まちづくりの柱を、環境にこだわり、行政と一緒に取り組む水俣市民の姿は、よそから多くの関心と称賛を集めるまでになっています。

環境首都コンテストにおいては、2年連続で総合1位を獲得するなど、すばらしい水俣になりつつあることを実感いたします。吉井元市長の著書に書いてありました。気がついたらトップランナー、まさに市民みずからそのことを、今実感しつつあるのではないかと思います。

宮本市長も、議会初日の施政方針に、環境行政への取り組みの決意を述べられておられました。そこで、環境首都への今後の取り組みについてお尋ねします。

評価された多くの具体的な施策の中で、エコショップ認定制度、あるいは環境マイスター認定制度があり、実際多くの個人、事業所が認定されております。まさに環境にこだわったものづくり、あるいは運営に取り組んでおられる方々の意識の高さには頭が下がります。

そこで、エコショップ認定制度及び環境マイスター認定制度の推進について改めてお尋ねします。

次に、企業誘致の取り組みについてであります。

エコタウン事業において、昨年12月議会でA S Bエコウッド株式会社の進出計画が正式に紹介されました。雇用人員が100名ほど発生するというので、今も市民から非常に期待されています。ことし3月議会では、その計画そのものを断念せざるを得ない状況になりつつあるとの前回の説明がありました。この件につきまして、昨日の田中議員の質問と重複しましたが、通告のとおり再度お尋ねしたいと思います。

進出計画は最終的にどうなったのか、企業誘致の現状についてお尋ねします。

産業団地の土地については、現在すべて売却または賃貸になっております。今後、企業誘致を画策していく上で、そういった土地の問題とか極めて現実的な問題が出てくるわけですが、いかにして企業の立地促進に取り組んでいかれるのか。

そこで、今後の取り組みについてお尋ねします。

次に、青少年の健全育成についてであります。

国道268号線の京渡校区交差点付近に、「子どもは地域の宝」と書いた、いつ見てもすばらしい文言の看板が立っております。取り組みの熱意の違いで子どもたちの地域環境がよくも悪くもなることを思えば、今こそ全市を挙げて力を入れていかなければならないと思います。

熊本県警による県内の17年度の青少年非行の状況が発表されておりますが、全国の平均を大幅に上回り、非常に憂慮すべき状況であると報告されております。

そこで、本市における青少年の非行の現状についてお尋ねします。

一昨年、市公民館において暴力団進出阻止の大会がありました。警察当局や当時の市長もあいさつの中で並々ならぬ阻止決意の言葉を述べておられました。社会の敵であり、ダニとも言える暴力団の進出がその後あったのか。非行青少年たちのバックという形のつながりがもしあるとすれば、非常に危険な状況であると危惧します。

そこで、暴力団の進出の現状をお尋ねします。

非行を防止し、健全育成に力を注ぐことは、家庭・地域・行政の大きな責務であります。三者それぞれの立場でどのような取り組みが必要であるか認識をお尋ねします。

近年、他人に対する思いやりの欠如や、自己中心的で、協調性に欠ける若者が多いと言われます。若者に限ったことではないと思いますが、この水俣市においても少なからずその傾向があるのではと、最近感じております。真の人材育成の場が少なくなってしまったように感じています。時代が違ふし、環境も変わったと言えればそれまでですが、この議場には私の大先輩である元水俣市青年団体連絡協議会会長を務められた岩阪雅文議員もおられます。

青年団組織等が存在したころの水俣の青年たちが非常に頑張っていて、文化活動、スポーツ、奉仕活動などに大いに力を入れ、それが人材育成にもつながっていたように記憶しております。横に座っておられる森助役には、若いころ、水俣なんて興味ない、どうでもよいと思っていた私に、そういった活動を通じて、すばらしい影響を与えていただきました。その後、勝手に私は森学校卒業生を自負しながら、後輩に接していたころを思い出します。

さて、それで人材育成の観点から、、健全な社会への適応性をはぐくむためにも青年団組織等の復活を望む声も聞かれます。そういった青年団体についての認識をお尋ねします。

次に、防災についてお尋ねします。

平成15年7月20日未明、水俣を襲った土石流災害によってとうとい19名の犠牲者と甚大な被害をもたらしました。あれから3年、災害は忘れたころにやってくるといいます。被害を受けた水俣市民は今も決して忘れることはありませんが、気の緩みのないよう、今後も防災に努めなければなりません。

そこで、、教訓がどのように生かされているのかお尋ねします。

次に、ハザードマップによる危険個所の点検、河川の監視機器の再点検、消防組織を含めた広報、机上想定訓練の計画、あるいは実施など、当然対応されているとは思いますが、改めてお聞きします。

、本格的な梅雨時期を前にした防災準備態勢が整っているかについてお尋ねします。

次に、防災の面の救命活動に欠くことのできないA E D（自動体外式除細動器）の配備についてです。

このことについては、12月議会の一般質問で公共施設へのA E Dの導入を提言させていただきました。

昨日の真野議員も、その重要性について取り上げておられました。

救急現場でのA E Dの重要性は市としても十分認識されていると、昨年の答弁でお聞きしました。現在、世の中にこれだけA E D設置の関心が高まる中、市民の命を守るためにも、本来なら市内全域に設置を図るべきと考えますが、そこで、お尋ねします。

、公共の場所への設置について、その後どのように検討されたのか結果をお聞かせください。

次に、河川の景観整備についてであります。

少し長くなりますが、目指すビジョンを含め質問いたします。

愛する郷土水俣は、他県から来られた方々に事前の想像と大きく違った景観のすばらしさを見せてくれます。3号線北の玄関からいきなり広がる中心街への展望、南の玄関からは整備されたエコパークの公園を望むことができます。今も変わらぬ不知火海の夕日に照らし出される恋路島や歴史ある湯の児のたたずまいが旅の疲れをいやしてくれます。山間部では住民の方々の新たな取り組みで落ちつきのあるおもてなしが来訪者を迎えます。

過去、花火大会、物産展など、さまざまな催し物でにぎわった総合体育館の堤防側に立つと、中尾山を背景にしておれんじ鉄道、遊歩道、そして整備された小崎親水公園のそばには、今も変わらぬ美しい川が流れ、やがて2つの川筋も一つとなって、水俣の市名の由来となっている小崎のたたずまいが静かに広がります。他県から来られた方々が一応に絶賛されるその原風景は、市民の誇りとするところでもあります。昨年、県の事業によって着手した河川敷も自然に溶け込んだづくりとなって、すばらしい景観を見せています。湯の児の桜並木から中尾山のコスモス園までの中間に位置するその重要性に注目します。

今、このエリアを生かして少しずつでも水俣の元気につなげる新たな取り組みを模索しております。

整備された県の河川敷を利用した、仮称小崎フラワーガーデンづくり、年間を通じての市民の川遊びやボート遊びなども含めた憩いの場づくりが実現できないか、仲間と検討を進めております。

昨年、網走市の取り組みでアドプト制度を取り入れた花園づくりが成功し、市民に憩いの場づくりと観光客の誘致につながる成功例を視察してまいりました。

市民の手づくりによる成功事例をもとに、ぜひ河川敷周辺の景観整備への取り組みをやってみたいものです。しかし、まだ河川敷の部分には現在もロープが張られ、芝の部分には雑草も多く目立ち始めております。完成したのかどうか、完成であれば何とか市民にその部分を憩いの場づくり用地として、自由に開放していただきたいと県に対して思います。

そこで、質問です。

、市名の由来となっている小崎周辺の景観を生かした今後の取り組みについてお尋ねします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 福田議員の御質問に順次お答えします。

まず、環境行政及び企業誘致への取り組みについては私から、青少年の健全育成については教

育長から、防災については総務企画部部長から、河川の景観整備については産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

まず、環境行政についてお答えします。

環境首都への取り組みについての御質問にお答えをします。

本市は、本年3月30日に、第4回に続き、2005年第5回日本の環境首都コンテスト総合第1位の表彰を受けました。これは、市民の取り組みが認められた結果であり、この栄誉をエールとして受けとめ、今後も環境モデル都市を目指していこうと誓ったところでございます。

日本の環境首都コンテストは、NPO環境市民を中心とした環境首都コンテスト全国ネットワークが主催し、2001年から実施しております。2005年は、市町村合併が進む中、前年と同様の環境に意識の高い自治体75団体が応募しております。

1992年、ブラジルのリオサミットで宣言されたアジェンダ21の持続可能な社会づくりの主役が世界の自治体であるとの経緯から、同コンテストの趣旨は、住民の主体的な参画のもとに、自治体は地域の特色を生かし、創造的かつ多種多様な施策・事業を戦略的に展開する必要があり、持続可能な社会を地域から創造していく自治体の取り組みを支持・支援し、加速化させることとしていきます。

コンテストの目的は、自治体の環境施策の総合的な推進を加速化し、日本のフライブルクと呼ぶことができるような自治体を創出する、そして国内に具体的な目標となる自治体が出現することにより、全国の自治体に波及的な環境自治体創出効果を生み出すとしておられます。

これまで本市は、平成4年に環境モデル都市づくり宣言を行い、平成7年からの第3次水俣市総合計画でも、この宣言の趣旨に沿って住民協働で環境モデル都市づくりを実践してまいりました。

環境モデル都市づくりの具体的な行動として、ごみの分別収集とリサイクル、環境ISO自己宣言とオリジナルISOの創設、普及、地区環境協定、村丸ごと生活博物館、エコショップ認定制度、環境マイスター認定制度、環境に関する全国規模の会議の開催、JICAの研修の受け入れなど、市民と一体となった多くの行動を実施しており、市民の皆さんの御理解、御協力があればこそその行動ばかりです。

このように、行政の施策と市民の主体的な参画の取り組みが、環境首都コンテストでの高い評価につながっています。

事実、同コンテストでの16項目の回答のうち、本市は、環境マネジメントシステム、環境学習、自然環境保全と回復の3項目で最高得点を取り、健全な水循環など、5項目で前回より得点を伸ばしており、また、環境ISO自己宣言と市民監査への切りかえ、環境マイスター、村丸ごと生活博物館などの環境施策を継続・発展させていることが評価を受けています。

同コンテストで総合第1位を受けたということは、本市が取り組んでいます環境モデル都市づくりと、市民の主体的な参画によるパートナーシップでは、全国の最先端であると言っても過言ではないと思っております。

しかしながら、16項目のうち、13項目について、最高点ではないということは、項目によってその自治体に劣っているわけですから、これからも、今回の表彰におごることなく、環境モデル都市づくりと市民の主体的な参画によるパートナーシップを進めてまいります。

日本の環境首都の称号の取得につきましては、先日、所信表明でも申し上げましたように、水俣病の教訓をもとに、環境の保全と循環型社会の構築のため、環境モデル都市づくり宣言の理念のもと、市民の生活やまちづくりのあらゆる場面で環境にこだわった政策を進めていく市政運営の中で、重点施策として位置づけてまいります。

次に、エコショップ認定制度及び環境マイスター認定制度の推進についてお答えします。

まず、エコショップについてお答えします。

平成11年4月に最初の認定を行って以来、これまで7年間で、市内16店舗を環境にいい店づくりをしているエコショップとして認定しております。

認定に当たっては、ごみ減量女性連絡会議による実態調査等を踏まえた審査を受ける必要がありますが、認定された店舗には、有効期間を3年間とする認定証のほかに、ステッカーとポスターを配付しており、この間、年1回の定期審査が行われます。

審査基準は大きく分類すると、省資源、省エネルギーの推進、環境にいい商品の販売及びリサイクルの推進などがあり、当初は食料品店における食品トレイの削減などを大きな柱として、審査基準を定めてまいりましたが、ここ数年は、食料品以外を販売をする店舗の認定もふえつつあることから、今後さらなる拡充を進めていくためにも、より多くの店舗に対応できるような審査基準に改めるなど、さらなる見直しを進めてまいりたいと考えております。

次に、環境マイスターについてお答えします。

水俣市では、平成10年度から水俣病の経験を生かし、環境モデル都市づくりの取り組みをものづくりから支えていくために、安心安全で環境にこだわったものづくりをしている職人を環境マイスターとして認定しております。

現在、和紙、お茶、ミカン、野菜づくりなど、26名のマイスターが認定されておりますが、原料、生産、加工、販売など、どの行程においても、自信をもって環境にこだわったものづくりを進められております。

資格審査の基準といたしましては、環境や健康に配慮したものづくりを5年以上行っていることや、地域環境の保全に関する活動や環境問題、水俣病などの知識を有していることなども求められます。

エコショップと同様、環境マイスター制度につきましても、今後さらなる拡充を目指して、水俣ブランドを確立し、ホームページ等の手段を通して、全国に紹介していきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 福田斉議員。

○福田 斉君 御答弁ありがとうございました。

冒頭述べましたように、行政と一緒に取り組む市民の姿が、よそから多くの関心と称賛を集めております。そのことは、年々ふえ続ける他自治体からの視察者の数にもあらわれております。外部からよい評価を受けることで、市民の誇りと自信につながっております。やってきたことが間違っていないという確信の連鎖といいますか、まさに環境モデル都市づくりを進めていく上での官民協働行為の原動力になっていると感じております。

そこで、2回目の質問ですけれども、今回の環境首都コンテストにおいて、水俣の取り組みが評価されている点について、もう少し具体的にお聞かせください。これが1点。

エコショップの認定が平成11年から、環境マイスター認定制度が平成10年からということですので、それぞれ長く続けているわけです。この間、行政としても、認定者、あるいは認定事業所のPRと申しますか、紹介事業等に力を注がれていると思いますが、エコショップや環境マイスターとして認定されることによる具体的なメリットはどういうことが挙げられるのかをお尋ねします。

以上、この2点についてお聞かせください。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点の、今回の環境首都コンテストにおいて、水俣の取り組みが評価されている点をお聞かせくださいということでございます。

幾つか挙げられると思いますが、その中で、まず、この取り組みが環境関連部局の環境対策課にとどまらずに、企画課でありますとか、商工観光課、あるいは教育委員会など、ほかの部局との積極的な連携によって、いわゆる多面的な取り組みが一つは評価されております。

それからまた、継続的な取り組みといいますか、継続的に取り組まれ、非常にその取り組みが深化してきているというような部分でございます。例えば、ごみ分別などはそれに当たるのではないかなと思っております。

さらに、一番大切な部分だと思っておりますが、行政の職員、あるいは市民グループ、また、地元企業からの協力を得ながら、一つにまとまった取り組みがなされているというのが評価をされているのではないかなと、そういうぐあいにとらえております。ごみ減量女性連絡会議、そういったものもその一つではないかなと思っております。

いずれにいたしましても、市民、あるいは民間業者、そして行政の協力の積み重ねが今回の評

価の一番のポイントになっているのではないかなと、そのようにとらえております。

それから、もう1点、エコショップや環境マイスターとして認定される、その具体的なメリットは何かということでございます。

この点は、今、議員が御指摘になりましたけれども、十分ここは力を入れていかなければならない部分ではないかなという受けとめ方をさせていただいているところでございます。現在のところでは、更新の審査、あるいは新規認定時などに広報紙あたりで紹介をしていくと、その程度にとどまっているということでございますので、この部分についてはさらに進めていかなければならないのではないかな。今後は、また市のホームページでありますとか、そういったところでどんどん紹介をしていかなければならないと思っております。

また、環境マイスターにつきましては、既に市のホームページでも紹介しておりますので、生産品についての通信販売等も出てきているというような状況でございますので、さらにこれも深めていかなければならないと、そのように思っているところでございます。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 福田斉議員。

○福田 斉君 御答弁ありがとうございました。

少し認定制度のメリットの部分について、再度質問させていただきたいと思えます。

環境モデル都市づくりを進めていく上で、一つの制度として、両方の制度が10年近く取り組んできた結果が環境首都コンテストでの高い評価の要因にもなっているということを考えれば、エコショップやマイスター制度の認定のメリットの第一は、この自治体水俣市にあったと思えます。それはそれでよいと思えます。なぜこういうことを言うかと申しますと、マンネリ化ですか、認定された、そういった方々へのバックアップというものが少し足りないように、最近ちょっと感じております。ですから、あえて述べたいと思えますが、私は、商店街で買い物をするとき、エコショップ認定の店だから、あの店で買おうなどと、正直意識したことはありません。

また、環境マイスター認定者の店だから仕事をお願いしようかと考えたことがなかったのです。結果的に商売につながらないようでは、せっかくの制度も当事者にとって、例えば悪いですけど、絵にかいたもちのように感じております。これまで認定された方とか、これから認定を受けようとしておられる方々が、一様に、商売じゃないと、環境モデル都市づくりの理念に従ってやっていくんだというのであれば、私は、今の発言、きついおしかりを受けるかもしれませんが、しかし、最近、環境で飯が食える状況になりつつある水俣でございます。何とか売り上げにつながるような消費者へのインパクトのある周知方法も必要ではないかというふうに考えております。せっかく、よい制度ですので、そういった部分も今後改善すべきかどうか、検討の余地はないのかというふうに思うのですが、それについて最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、議員から御指摘がございましたけれども、その御指摘のとおり、私もそのように感じております。今後、その今の御意見を受けながら、今後具体的に取り組んでいかなければならないと、今思っているところでございます。

例えば、エコショップと、あるいは環境マイスターを連携させるための話し合いの場を設けて、お互いのメリットが何なのかというようなことを出し合いながら、それをまた構築しながら、またメリットにつなげていければいいかと、まず、とりあえずそういったところから取り組んでいきたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、企業誘致への取り組みについて答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、企業誘致の現状についての御質問にお答えします。

以前から誘致についての検討を重ねておりましたA S Bエコウッド株式会社の誘致につきましては、昨日の田中議員の質問にお答えしましたとおり、水俣市への工場建設事業を撤回したいとの申し出がっております。

ほかに、現在は当市の企業立地にかかわる優遇措置等への問い合わせ等、数件っておりますが、特定の企業との話し合いには至っておりません。

次に、企業誘致の今後の取り組みについてお答えいたします。

まず、当市の企業誘致に関係する現在の課題といたしましては、産業団地の土地が賃貸借も含め、すべて完売状態となっていること、高速道路から距離があり、トラック輸送が主流となっている中、立地には不利な場所であることなどが挙げられます。

したがって、用地に係る対策としまして、産業団地に隣接しております民有地や、産業団地内で、いまだ事業所建設に至っていない部分等、将来的に企業進出の可能性が浮上した場合に、土地の購入、または賃貸借のあっせんが可能かどうかを情報として整備しておく必要があると考えております。

また、昨年度、九州経済産業局と連携を図り、環境負荷低減型の産業集積地の構築のための調査を実施した結果、企業間の協力態勢を整えることにより、未利用資源の活用など、新たな企業誘致に関する優位性も見込まれるとの報告がなされました。

市としましては、今後も、国、県及び企業との連携を図りながら、新たな要望に対して対応が可能となるような態勢を整え、エコタウン事業の推進とリンクさせながら、環境リサイクル産業を含む、多様な企業の立地促進に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 福田斉議員。

○福田 斉君 御答弁ありがとうございました。

エコウッド株式会社から正式に進出撤回の申し入れがあったとのことで、大変なショックを覚えます。100名の全員地元採用に対する大きな期待感や、本市への大きな経済効果を考えると断腸の思いです。工場完成後の就職を期待していた人たちにとっても大きな失望感を与えてしまうことを、今さらながら心配いたします。

前回の議会答弁にもありました、バイオマス輪づくり交付金制度活用が水俣市に大きなリスクを抱え込むことや、金融機関の融資決定が期限までに確定できなかった等々で、結果的に今回の企業の最終判断につながったことかと思いますが、本当に残念な結果です。

そこで、2回目の質問をいたします。

市長の答弁に、ただいまの答弁に、水俣市への工場建設事業を撤回したいと申し出があったということですが、新たに、どこにエコウッド工場を立地、業者が、企業の方が立地計画するつもりか、企業からもし聞いておられればお聞かせいただきたい。これが1点。

人口減少の歯どめ、まちの活性化のためには、企業誘致、地場企業の支援という形での雇用促進への取り組みしか考えられません。企業誘致に関しては、前市長のトップセールスというスタイルは、ぜひ宮本市長も継承されながら頑張っていたきたいと。我々議員も一緒に協力しながら、雇用促進に向けて頑張るべきと思いますので、この市長のお考えについてお聞きします。

以上、2点お尋ねします。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） エコウッドにつきましては、昨日、田中議員にお答えしましたとおりでございます。残念でございますけれども、そういう結果ということでございます。

今の御質問に企業から聞いているかということでございますけれども、企業からは新たな場所での立地計画等、そういったお話は聞いておりません。

それから、次のトップセールス、前市長のトップセールスというスタイルをぜひ継承されながら頑張ってくださいという御質問でございます。

前市長の、市長としてのトップセールスに努められた行動力、あるいは成果というものに対しては、私も高く評価をしておりますし、ぜひ、それを継承していかなければならないと、そのように今思っているところでございます。幸い、現在少しずつ多くの方々との出会いがありまして、その中から、いろんな形で情報もいただいているところでございます。

今後も、もしそういうお話があれば、もう飛んでいって頑張るように、企業誘致に向けて努力をさせていただきますし、今後もぜひそういうお話等がございましたならば、また、情報も提供していただければありがたいと思います。いずれにいたしましても、全力で取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、青少年の健全育成について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、青少年の健全育成についての御質問に順次お答えします。

まず、本市の非行の現状についてお答えいたします。

水俣警察署にお伺いしましたところ、平成17年の刑法犯少年検挙人数は36人で、前年比12人減のマイナス25%となっております。全刑法犯に占める少年の割合は45.6%であり、県全体44.4%より高い水準であります。前年に比べると約20%減となっております。

刑法犯の検挙人数が今年の6月を境に、前年に比べて減少しておりますが、これは昨年6月から、一中、二中、三中のPTAが中心でありますワン・ツー・スリーネットワークが実施した夜間パトロール活動の成果であると考えております。

喫煙や深夜徘徊などの不良行為少年については、平成17年の総数は294人で、前年比37人ふえて、14.4%増となり、そのほとんどが高校生や無職少年が占めている状況であります。

さらに、シンナーなどの毒劇物法に触れる例が昨年からふえる傾向にあります。

次に、暴力団の進出による現状についての御質問にお答えします。

水俣警察署に伺いましたところ、暴力団については、正式には進出していないと聞いております。

ただ、今後も進出については、注意深く見守っていきたいということでありました。

また、昨年、暴力団関係者が中学生を恐喝するということが起きていると聞いておりますので、少なからず青少年への影響はあると考えております。

次に、非行を防止し、健全育成に力を注ぐことは、家庭、地域、行政の責務であり、それぞれの立場では、どのような取り組みが今必要とされているのかとの質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、家庭、地域、行政には、子どもの非行防止と、健全育成を図る責務があり、今、子どもの育ち方については深刻な状況であると考えております。

例えば、高校生になっても、自分で起床ができない子どもがいたり、幼いときから発達段階に応じた家庭での手伝い体験、外遊び体験などの不足があり、また、慢性的な睡眠不足などにより、食欲不振、イライラ、慢性的な疲労感、無力感など、さまざまな問題が起きていると言われております。

そのような中、家庭におきましては、子どもにとっての生活リズムをきちんと身につけさせることであると、そういうふうと考えております。

まさに、文部科学省が提唱しております「早寝・早起き・朝御飯」であります。子どもだけの食事を少なくし、家族と一緒に食事をとり、基本的な生活習慣が身につくように働きかけをして

まいりたいと思います。

地域におきましては、子どもは地域の宝であり、「地域の子どもは地域で育てる」を合い言葉に、厳しくとも温かく見守り、励まし、語りかけてもらえればと思うわけです。そのためには、まず、地域でのあいさつを大切にする必要があります。教育委員会では、あいさつ運動の上り旗をつくり、市内各小・中学校に立ててもらったり、毎月11日の日を、「いい朝、いいあいさつの日運動」として定め、学校とともに取り組んでいるところです。

さらに、学校だけでなく、地域へもあいさつの輪が広がっていくように努めたいと思います。

また、一中、二中、三中校区の地域におきましては、ワン・ツー・スリーネットワークが、昨年6月から毎週2回、夜間パトロールを実施され、非行の抑制効果につながっており、ことしもぜひ続けていただければと考えております。

さらに、本年4月から自治会制度がスタートし、ほとんどの自治会で青少年の健全育成を活動目標に掲げていただいております。幾つかの自治会では、既に部会等を設けて活動を行う予定であると聞いておりますので、今後は、市内全自治会で取り組みがなされていくよう、働きかけをしてまいりたいと考えております。

次に、行政につきましては、現在、水俣市青少年育成市民会議を結成し、学校いつでも参観や地域子ども教室推進事業、あいさつ運動の実施など、さまざまな取り組みを行いながら、学校と地域との連携、子どもと地域との交流を図ってきております。

今後は、さらに青少年育成市民会議のネットワークの充実を図るとともに、幼・保・小・中の連携を図り、教育委員会のみならず、健康推進課や福祉課などとも連携を密にしていく必要があると考えております。

水俣で育ってよかったと思える子どもを育てていくために、地域教育力や家庭教育力の充実も図っていく必要があると考えております。

次に、健全な社会への適応性をはぐくむために、青年団組織の復活を望む声があり、そういった団体への認識についてお答えをします。

青年団組織については、議員御承知のとおり、以前、本市にもありましたが、組織としてなくなって久しくなります。全国的にも青年団組織の減少が続いているところであり、県内で熊本県青年団協議会に加入しておりますのは、球磨地域、八代地域、天草地域のみであり、2市3郡2町、約750名となっております。

しかも、その地域でも入団率は低下していると聞いております。

水俣市内におきましては、現在、青年団組織はないものの、それにかわるものとしまして、現在、寄る会みなまた、ボーイスカウト熊本県連盟水俣第一団、水俣市P T A連絡協議会など、約10の主な社会教育団体が活動しておられます。それぞれの団体におきまして、生涯学習、文化の

振興、そして体育やレクリエーション活動など、多岐にわたり社会教育活動に取り組んでおられ、本市の社会教育の推進、特に、青少年の健全育成という立場からも、多大な貢献を果たしておられます。

水俣の未来を担う若者を育てていくために、同年代の者同士や異年齢の者同士が集い、交流することで、人間的に鍛えられ、水俣の次代を担う人材が育成されていくと考えております。

青年団という形は難しいと思いますが、若者の趣味や興味等を踏まえながら、水俣の若者の人材育成につながるような方策を探っていかなければならないと考えております。

○議長（緒方誠也君） 福田斉議員。

○福田 斉君 御答弁ありがとうございました。

一中、二中、三中のPTAで組織されたワン・ツー・スリーネットワークでの取り組みは、検拳人員の減少につながってるということは、私も芦北の警察関係の方からお聞きしました。大いに評価されております。反面、喫煙や深夜徘徊などの不良行為が1年間に14.4%も増加していると、大変な数字だと思います。深夜に私もコンビニなどでよく若者を見かけますけれども、都会型になってきているのかなというふうに感じております。当然、そういった少年たちを狙った暴力団の予備軍も含めて存在しつつあるのかなと心配しております。

暴力団組織については、どうか今後も警察と情報交換しながら、適切な対応をお願いしたいというふうに思います。これは要望といたします。

地域とのかかわりという面で、毎年、この時期感じておるんですけども、ことし31回目を迎えます競り舟大会、数年前から高校生の参加を認めております。非常によいことだなというふうに思っております。できれば中学生の参加も促したらどうかなというふうに思っております。

中学生というのは多感な世代ですので、なかなか自分の方から、あるいは誘われても参加するとは言いませんでしょうけれども、地域の人たちが、どうか、舟に乗ってみらんかいというような、普通の会話ができるというふうに思っております。声をかけるきっかけになるというふうに、大いになると思いますので、ちょっといいかなというふうに思っているんですけども。地域づくりは人づくりということで、先ほど言いました、最後に森助役にお尋ねします。

あのころの若者のまちづくり、まちおこしに対するぎらぎらした目の輝きは、何がきっかけで生まれたのでしょうかね。最近、自分も含めて行動が伴わない、水俣で言えばあごたくりんばかりがふえたように思えます。

まずは、森学校の同窓会、あるいは復活でも結構ですし、水俣の青年のために新たな風を吹かす思いはないか、行動する助役、行政トップの補佐役として、中枢に座られたあなたの思いを最後にお聞かせください。

○議長（緒方誠也君） 森助役。

○助役（森 近君） 御指名ですので、お答えさせていただきます。

確かに30年前、そういった形で私たち一緒に活動してまいりました。そのときも、今と余り変わらないのかなと。水俣病問題が結審して、なかなか先が見えない、また混乱した時代だったのかなと思います。

そういった中で、若い人たちがどうしてまちを変えていくのか、どうすればいいのかといったようなことをみんなで語りながら活動してきたと思っております。そういった中で、自分たちの郷土は自分たちでつくらなければ、だれもつくってくれないと、自分たちがどうするかということが課題になりました。

若者の力で何ができるかということで、そのころありました青年団、若い仲間会、フォークダンス、それに青年会議所、そういったものが一緒になって、いろんなこと、イベント等も起こしてきました。そのとき始めたのが青年祭であったり、競り舟であったり、水俣川のこいのぼり、子ども祭り、ナイトハイク、そういった行事はまだ残ってますけども、なかなかそういったのを引き継ぐ世代というのは、我々がまた後継者を育成できなかったことの反省も持っております。

そういった中で、昔と違うのは、あのころはもう公害のまちということで、すべて水俣病があるからということで、すべて人のせいにしておりました。その中から自分たちで何かを考えなきゃならないのかなというのがありましたけども、今は、公害のまちから環境のまちという、今話がありましたように、イメージも変わってきてます。そういった意味で、動くことに対するいろんな障壁は少なくなってきたのかなと。ただ、若い人が確かに減ってきているというのは、実感としてあります。

これからどうするかということですが、地域を変えていく原動力は若者の行動力である。確かに若者が少なくはなっておりますけれども、全然ないわけではありませんので、特に市の職員を中心に、何かまちづくり、地域おこしの行動を始めなければならないという考えを持っております。そういった中で私たちのこれまでの経験を後輩の若者に話をしながら、そういったことができないか、きっかけづくりをしていきたいなと思っております。自分たちのまちを愛し、このままではだめだ、どうにかしたいという思いを持ち、仲間を集め行動を起こしていくことが大切であると思っております。

環境モデル都市を目指す水俣にあっては、当面、環境をよくするために、月に1回でもいいですから、環境のために行動するような若者が出てくることができないか、みんなと話をしながら、これからそういった組織とか、いろんな集まりをつくれればなと思っておりますので、私もそういった意味で、微力ではありますが、皆さんと一緒に、水俣が元気を取り戻していくためには、やはり若い人たちの行動力以外にないと思っておりますので、一緒にまた考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、防災について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、防災についてお答えします。

まず、平成15年7月の災害後の教訓は、現在どのように生かされているかについてお答えします。

昨日、野中議員の答弁の中でもお答えしましたとおり、災害発生当日は職員の招集がおくれ、初動体制の確立がおくれたことがありました。このため、職員の配備体制を早め、住民へより早く情報が提供できる体制づくりに努めております。

また、行政の力だけで災害に対応することはできないという教訓から、地域体制の強化として、自主防災組織の積極的な設立をお願いしてまいりました。その結果、93.5%という高い組織率を達成することができました。

今後は、自主防災組織の育成に努め、いざというときに実働できる組織づくりを進めるため支援を行ってまいります。

次に、防災準備体制についてお答えします。

梅雨入りを前に、市の設置しております雨量計、防災行政無線等の総点検を行っております。

また、市職員の連絡体制を確認するため、情報伝達訓練を実施し、職員の招集体制について確認を行いました。

このほか、23区自主防災組織を中心に、先日行われました防災訓練にあわせ、振興局、警察署、消防署との情報伝達訓練を実施し、連携強化を図っております。

また、重要水防箇所について、芦北地域振興局土木部と連携して点検を行っております。

次に、A E Dの設置について、どのような検討がなされたのかとの御質問にお答えします。

昨日、真野議員の御質問にもお答えをしましたように、県下14市におけるA E Dの設置状況は7市が設置済みで、このほか本年度設置予定が1市、設置に向けて検討中の市が3市あります。

本市におきましては、振興公社が今年度総合体育館に設置すると伺っておりますが、その他は未設置の状況ですので、今後の設置につきましては、調査を行いまして、検討してまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 福田斉議員。

○福田 斉君 御答弁ありがとうございました。

3年前の豪雨災害においては、初動体制のおくれ、避難勧告のおくれ、県との連絡体制の不備など多くの問題点も指摘されました。

その後、懸命な努力によって現在の防災体制を整えられたということをお聞きして、敬意を表し

たいと思います。

これからの時期、特に防災危機管理室の皆さんは大変だと思いますけれども、市の防災体制のかなめの部分ですので、今後も職務の習熟度を高められて、市民の安全のために頑張っていただきたいというふうに思っております。

ここで、A E Dの件についてだけ再質問したいと思います。

ただいまの答弁を聞いて正直がっかりしました。私が12月の一般質問でA E Dの必要性を提言してから半年、宮本市長がいつも言われる、命と、救命にかかわる大切な問題を、ただ、今言われたように、他市の状況を調べただけの報告で終わっているような気がいたしてなりません。真剣に検討がなされたのか、大いに疑問です。

私は、前回の一般質問で、消防署にあるはしご車の話をいたしました。二十数年前の購入時の値段で1億円以上、オーバーホールだけでも1回につき800万から1,000万もすると。でも、そのはしご車の出動によって、一人の命が助かれば安いと、そういった担当者のお話もこの場で紹介いたしました。あれから半年、何も変わってないように感じております。同じ命にかかわることでございます。

A E Dの必要性は十分わかっていながら、市の財政状況を考えると、私の調べたところでも1台三十数万円と、そういうことがネックになるということで、まだ同じ県下でも設置されていない部分が残ってるというのは大いに理解できます。

しかし、たった今、きょうから導入に向けて真剣に検討してほしいと、そしてA E Dについてもっと勉強してほしいというふうに私は思います。

ここで、新たに提案しますけれども、現在、宝くじ助成金制度の中に、自主防災組織助成事業というのがありまして、その中に救出救護用としてのA E D購入の100%補助というのがあります。区分は自主防災組織育成事業ということで、区分は情報連絡用というのは無線関係ですね。無線機購入とかメガホンとか、消火用はヘルメット、水バケツ、防火服とか、あるいは消防団が持っているびぐちとかホース、水防用として救命ボート、ショベル、ロープ、救命胴着、そして給水給食用で水タンクとか避難所、リヤカー、トイレ、そしてその中に救出救護用の中に、エンジンカッター、チェーンソーと含まって、毛布とか一緒にA E Dというのが含まれております。

この4月から各自治会制度、昨日の答弁で九十何%ですか、制度ができ上がりつつあるということで、この制度を利用すると、各地区への設置が可能じゃなからうかと思えます。

金額として30万から100万までの補助ということになっておりますので、防災組織に対してきちっと当てはまるというふうに私は考えております。

これと並行しながら、もしこれが採用されれば、では市としては何もしなくてもいいのかなということではなくて、そこはそこで、やはり前回言いましたように、公共の場所に、総合体育館、

あるいは武道館、いろんなところに公共の場所がございます。市役所の1階の玄関ホールでも結構かと思えますけれども、そういったところへ設置されるように努力をしてほしいというふうに思います。

今の宝くじの制度の利用については、まさに渡りに船の制度だというふうに思いますので、どうか検討していただきたいというふうに思いますので、それについて最後質問したいと思います。

○議長（緒方誠也君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 今、福田議員から取り組みが弱いということでおしかりを受けましたけれども、私ども、宝くじのコミュニティ助成事業の中に、そういう自主防災組織に対する育成の助成事業があるということはもう十分承知をしております。

今、出ましたその救護用品の関係でAEDというのは、将来というか、近い将来だと思いますけれども、今、AEDについては急速にこう普及をしているという、水俣市の場合でも、例えば医療センターでは、もちろん装備しておりますし、そのために非常に実は毎年訓練をやらなくちゃならないというぐらい、実はソフト面でも非常に手間のかかることなものですから、当然、AEDというものは公共施設にぜひ配置をしていきたいというふうには思っておりますけれども、一緒にそういう教育もやっていく必要があるということで、ちょっと検討、他市の状況というのもありますけれども、十分検討していきたいと、必要性は十分感じております。

それともう一つ、この宝くじの趣旨というのが、自主防災組織の育成事業ということで、購入したものを公共施設に配置をするというのは、非常に趣旨から言っても可能性としてどうかという、宝くじの使い方ですね、そういう面もございますので、その辺は十分また検討する必要があるのかなというふうに思っておりますけれども、いずれにいたしましても、その必要性というのは十分認識しておりますので、十分また検討してまいりたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 福田斉議員。

○福田 斉君 3回目をするつもりはなかったですけども、予定外に今の答弁に対して。

私が提案しましたのは、助成事業を利用して公共施設への配備ということじゃなくて、自主防災組織、当然そこにはトップの方がおられるわけですが、その方の個人の家に置いてもいいんじゃないかなというように私は理解しております。それを利用して、公共の場所に置くとか、例えば金額的なものもありますので、例えば公民館とか、あるいは消防小屋の方に置いた場合、特に消防小屋あたりはかぎをかけませんので、盗まれるという非常に心配があります。

ですから、例えばその自主防災組織の会長さんとか、その方が申し送りできちっと管理すると。一たん何かあればそこから持ち込むというようなことで、自主防災組織の普及を図ればどうかというように思います。

公共の施設に関しては、先ほど教育がどうのこうのと言われましたけれども、私、もうずっと

野外スポーツをやっている関係で、救命救急に関しては講習をずっと受け続けております。今回は議会の関連もあって行けなかったですけども、その中に昨年からAEDの取り扱いも入っております。非常に簡単です。きのう真野議員も言われましたように、ガイダンスが流れますので、言われたとおりにやれば、一人の命が助かると。単純明快と。消防署の方に聞きましたら、心マッサージ、あるいは人口呼吸する前にAEDがあれば、それをやりさえすればいいという、至って簡単なものでございますので、そこら辺も含めて職員の方、あるいは導入を図る上で、いろんな検討される方々がもう少し勉強をしていただきたいというふうをお願いしまして、これについては終わりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、河川の景観整備について答弁を求めます。

吉海産業建設部長。

（産業建設部長 吉海安丈君登壇）

○産業建設部長（吉海安丈君） 次に、河川の景観整備について市名の由来となっている小崎水辺の景観を生かした取り組みについての御質問にお答えします。

水俣川と湯出川が合流する箇所にあります小崎親水公園は、これまで、ふるさとの川整備構想に基づき整備をされ、多くの市民に親しまれております。また、水俣の地名発祥の地とも言われ、水俣の原風景を残している場所でもあります。

全体的な整備につきましては、市で整備を行いました小崎親水公園は、平成8年度に完了し、既に供用開始をしておりますが、県で整備を行っております河川敷部分につきましては、現在の状況をお聞きしましたところ、施設の整備につきましては完了しているとのことでした。

今後、市民手づくりによる公園化やアドプトを取り入れた河川敷の管理等の要望があり、継続的に管理を行ってもらえる体制ができれば、河川敷への植栽や、市民手づくりによる公園化などについても県としては協力してまいりたいとの回答でございました。

また、河川敷箇所の利用につきましては、現在、管理上の問題から、車が入らないように、一部にトラロープで規制してありますが、将来的には外す方向で検討してまいりたいとのことでした。

いずれにいたしましても、この小崎地区は、水と緑と水鳥と人がマッチングした自然景観に恵まれたポイントでございまして、これから水俣のシンボリックな場所になっていくことが考えられますので、市といたしましても、利用者の意見や要望につきましては、県の方へお願いをしてまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 福田斉議員。

○福田 斉君 御答弁ありがとうございました。

網走市の取り組みで、民間企業とか、市民グループや個人などに呼びかけて、花畑を管理運営

しております。先ほどのアドプト制度です。

まさに、市民手づくりの花園が多くの人々の感動を呼んでいるわけですが、北海道の花壇の面積に比べれば、はるかに狭い小崎の場所でもあります。

今後はそういった市民とか、事業所等に呼びかけて、花壇づくり、例えばこういう部分がありますよと、こういう区画でいきますと、そういうところにアドプト制を取り入れたところで、市民参加の花づくりという形を呼びかけて実現してみてもどうかというように思いますので、それについて再度質問いたします。

○議長（緒方誠也君） 吉海産業建設部長。

○産業建設部長（吉海安丈君） 先ほどお答え申し上げましたけれども、アドプトを取り入れた市民手づくりの公園化につきましては、継続的に管理していただける団体が組織できるようにございますれば、県としては協力していきたいというようなことではございましたので、市といたしましても、そのような組織ができるようであれば、県への要望とか、市の広報での呼びかけとか、そういったような形で協力をしていきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 福田斉議員。

○福田 斉君 わかりました。

最後ですけれども、産廃処分場建設によって危惧される湯出川の汚れ、現在流れているあの美しい水に親しむということは、子どもたちにとっても、今ある自然の大切さを教えてくれる生きた教育の場というふうに私は考えております。

水俣が掲げるその環境ということで、環境に負荷をかけない遊び、例えば自転車、ジョギング、散歩、釣り、カヌーというようなものが提唱されておりますけれども、まさにそういった遊びの条件の整った場所が、先ほどから言います、水俣で言えば、小崎の河川敷周辺というふうに私は思っております。周辺の学校や体育施設、そういったところと有機的に結びつけることができれば、本当に水俣の元気につながる大変なにぎわいが将来的にも期待できるというふうに私は思っております。

私も関係する野外活動グループというのは、カヌーをやっているんですけれども、これまでの5年間、小崎の水辺で子ども会とか、施設の子どもたち、あるいはクラス行事の親子、一般の大人、あるいは今度9月にも来ますけれども、神奈川の方からも来ますけれども、修学旅行生など、そういった子どもたちとか大人を対象にして、川遊びとか、カヌー体験など続けております。小崎の汐留のすぐ上の方ですね。一度に50人も100人も子どもたちが大いに楽しむ姿というのを、土手を散歩される方、市民の方も見られた方が多いのではなからうかというふうに思っております。

沸き上がる子どもたちの歓声に私たちも元気をもっております。しかし、現状をお伝えしま

すけれども、近年、その汐留の上の方の小崎の水位が大変浅くなっております。カヌーが底をこすって乗れないと、浅いところでは二、三十センチしかないというような状況になりつつあります。

そういうことで、ここで最後の質問ですけれども、県に対して、あの場所のしゅんせつの働きかけができないかというふうにお尋ねして終わりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 吉海産業建設部長。

○産業建設部長（吉海安丈君） 議員御指摘のとおり、当該地は親水公園ということで、水に親しむ公園の一角ということでございますが、河川につきましては、県が管理しておりますので、これにつきましては、道路とか河川についてのいろんな要望を取りまとめる機会がございますので、その中でしゅんせつ等につきましても、要望をさせていただきたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 以上で福田斉議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時51分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西田弘志議員に許します。

（西田弘志君登壇）

○西田弘志君 皆さん、おはようございます。

朝日会、西田でございます。

先日の新聞発表によりますと、2005年の出生率は1.25、過去最低を記録し、日本もいよいよ人口減少社会に入りました。昭和42年に1億人を突破し、昨年は1億2,800万人、これまで増加の一途をたどっていた人口も、少子化により、このまま進みますと、100年後は6,400万人まで半減するという予測もされております。

少子化による人口減少は、超高齢化社会をもたらし、経済成長の鈍化、労働力不足、税や社会保障における負担増など、地域社会の活力の低下につながります。

日本全体がこういう人口減少に入った時代だからこそ、今ある資源を見直し、大事にすることが必要ではないでしょうか。

宮本市長の所信表明の中にありました地域づくりにいろんな手法を使い、地域に自信と誇りを持ち、子どもからお年寄りまで、市民が元気よく、安心して暮らせる環境づくりを目指す、そして、それがローカルマニフェストで掲げました、小さくてもほっと安心できる、ぬくもりのあるまちにつながる、そのように言われたように思います。まさに、こういう考え方に頭を切りかえ

ていくことがもう必要ではないでしょうか。

今からの時代、何でも拡大、成長だけを目指した社会とは異なり、今あるものにスポットをあて、有効に使っていくことが大事に求められる時代になったというふうに認識をしております。

会社を起こすときに、ボーリングのピンに例えてよく話がありますが、ボーリングはどんなにうまい人が投げて、どんなに早い玉を投げて、1番ピンに当たらないとストライクは出ません。1番ピンに当たると必ず七、八本倒れます。これは企業を起こすときに、起業するときに、本質を必ず見抜く、そこだけは外さないようにするということがよく言われます。

レストラン、食堂では、どんなにきれいな店でも、どんなに安くても、おいしくなかったらやりません。やっぱりレストラン、食堂は味だと思います。

病院は、どんなに大きくても、看護師さんがやさしくても、ベッドの数がたくさんあっても、病気が治らなければ運営はしていけません。病院、医療は技術力だというふうに思います。

きのうから医療センターの話が議論されておりますけど、医療センターの医師確保の話がありましたですが、ここはもう何をしても手を打っていかないと、将来生き残りはできないように思います。

介護を考えると、やっぱり快適性ではないでしょうか。気持ちよく介護を受けたい、それは当たり前の気持ちであります。介護を受けて嫌な気持ちをしたくない、それはもうみんなそのように考えると思いますので、介護はやっぱり快適性だと思います。

まちづくりにそれを置いたときに、やはり1番ピンに当たるものがあるというふうに思います。

水俣市は、当然環境でしょう。環境といいますと、幅が広過ぎて、ちょっとぼやけた感じになりますが、私たちは将来の子どもにきれいな水俣を残す義務があります。それは、私たちがやっていることが、地球に優しいかどうかということにつながるというふうに思います。市の施策の中で、将来の子どもたちのためになるか、地球に優しい施策かを認識しながら、計画、行動することが大事だというふうに思っております。

先日、産業建設委員会で京セラ本社を視察に行きました。太陽光発電、それについてだったんですけど、これは大気汚染、自然破壊による地球環境に負荷をかけず、持続的なエネルギー源として太陽光を利用していこうという理念で開発されたそうです。

きのうは松本議員の質問の中で、バイオマス発電の提言がありましたが、こういった自然エネルギーの活用なども、施策立案の中でいろんな取り組みを模索することが、今求められているというふうに思います。

景気が悪くなると、目先の利益に惑わされてしまい、本質から外れてしまうということが多々あると思います。

きのうもきょうもエコウッドの話が出ましたですけど、企業を誘致するのに、最初はやっぱり

いい話ばかりどうしても聞こえると思います。何人雇う、雇用は何人、100人雇う、いいことばかりあると思うんですけど、その中で私もことしになって聞いたんですけど、債務保証の部分がある。やっぱりいろんなところでそういうところまで考えて、そういう部分もしていかなくてもいけないと思いますし、私は民間の人間ですけど、普通、企業、貸し店舗、店舗を運営するときに、出てくる業者が、おたくの奥さんを、息子さんを、親戚をみんな雇います。そのかわり設備投資にする何億円かを連帯保証してくれませんかと言われたときに、民間の会社はまずしないです。ですから、やはりそういうちゃんとした本質を見抜くということも大事だと思いますし、30年後、50年後を見据えた水俣のまちづくりというものを宮本市長に望んでやまないところでございます。

本日は、こういう考え方をもとに一般質問をしていきたいというふうに思っておりますので、順次、通告に従い質問をいたします。

執行部の建設的な答弁をよろしくお願いをいたします。

1、中尾山についてです。

先ほど言いましたですが、今あるものにスポットをあて、有効に使っていくことが重要だという観点から、以下、2点質問をいたします。

、昨年、秋に開催した市民団体によるコスモス祭りが盛況であったと聞きます。観光資源の少ない本市において、シンボリック的存在である中尾山を見直すことは、市の活性化につながりますが、中尾山について、どういう考えをお持ちかお尋ねをいたします。

、中尾山に上がるまでの道路整備が不十分に感じます。今後、離合場所確保等について計画の予定はないかお尋ねをいたします。

2、教育問題について。

多様化社会の中で育った子どもたちは、多種多様な考えを持っております。先生たちは、その子を理解し、指導することは、本当に大変だというふうに思います。それには、先生と親をつなぐ家庭訪問は、重要なものだというふうに感じ、質問をしたいというふうに思います。

もう一つの学校統廃合につきましては、保護者の中で、今非常に高い関心事ということで質問をします。

、本市小学校において、学校週5日制の実施や祝日の増加等で、家庭訪問の時間確保が難しく、実施できない学校が出てきております。保護者間では家庭訪問がないことに不安を感じる声があります。家庭訪問が実施されないことについてどう思われるかお尋ねをいたします。

、学校統廃合について、ここ数年かなり議論され、内容が固まってきたと聞きます。新しい教育長の学校統廃合についてのお考えをお尋ねします。

3、ごみ問題について。

前回はこれは取り上げさせていただきましたが、引き続き取り上げましたのは、ごみ問題は、地球に優しいまちづくりを考えたときに、本当にもう逃げられない問題だというふうに思っています。

新年度になって、データの的にはそうまだ集まっていないというふうに思いますが、2点ほど質問をさせていただきたいと思います。

、18年度から新しいごみ収集の方法となりましたが、混乱はないかお尋ねします。

、4月、5月の燃えるごみの量をお尋ねします。

新しい収集方法は、燃やすごみの減量につながっているかお尋ねします。

4、芦北町の立ち枯れ問題について。

私たちは、燃えるごみの削減、生ごみの肥料化、こういうのはひいてはCO₂の排出の削減、地球に優しい施策、そう思って生ごみの堆肥化に協力しております。しかし、地球環境によいと思ってやることが、委託先であります、自然破壊である立ち枯れの原因ではないかと、疑いが今かかっています。これ非常に残念だというふうに思っておりますので、質問をしたいというふうに思います。

、最近、頻繁に芦北の国有林、私有林の立ち枯れ問題が報道されています。現地には、水俣の業者であり、そこでは本市の生ごみも処理されていると聞きます。市は今回の問題をどう考えるかお尋ねをいたします。

5、産廃処分場問題について。

宮本市長の公約どおり、産廃最終処分場阻止に向けた施策が次々に打たれていることを私はうれしく思っております。今回、業者から準備書が出た場合、大きく産廃最終処分場問題が動き出します。その歯どめになる意見書は極めて重要だという認識から質問をいたします。

、IWD東亜熊本より、環境影響評価準備書が出たときに意見書を市民が出すことができます。水俣の命と水を守る市民の会で説明会等を開いておりますが、市として意見書の重要性を周知、集約など考えられないかお尋ねをいたします。

6、環境首都のまちづくりについて。

この部分は、先ほどの福田議員と重複いたしますが、このままやらせていただきます。

この環境首都を取得することは、水俣にとって必要不可欠、何としてでも他のまちに先駆けて認証を受けていただきたい、そういう思いで私はいっぱいありますので、質問をさせていただきたいと思います。

、所信表明の中で、環境保全と循環型社会の構築のため、環境首都の称号を取れるようにしたいとあります。環境首都コンテストにおいて2年連続総合1位の本市において、環境首都を取るには、どういったところを変え、また力を入れ、取り組むべきとお考えかお尋ねをいたします。

、環境首都を目指すまちづくりをテーマに、世界地方都市十字路口会議を開催予定と聞きます。18年度は水俣病公式確認され50年の節目の年であり、世界会議の開催に意義を感じます。本会議は水俣にとってどういった会議になるかお尋ねをいたします。

本壇からの質問は以上です。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 西田議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、中尾山については産業建設部長から、教育問題については教育長から、ごみ問題及び芦北町の立ち枯れの問題については福祉環境部長から、産廃最終処分場問題及び環境首都まちづくりについては私から、それぞれお答えをいたします。

○議長（緒方誠也君） まず、中尾山について答弁を求めます。

吉海産業建設部長。

（産業建設部長 吉海安丈君登壇）

○産業建設部長（吉海安丈君） 中尾山についての御質問にお答えいたします。

まず、観光資源の少ない本市において、中尾山を見直すことは市の活性化につながると思うが、中尾山についてどういう考えをお持ちかとの御質問にお答えします。

中尾山は市街地から3キロメートルと近く、水俣川と湯出川の間にある標高300メートルのなだらかな景勝地であり、里山として市民の格好な散策地となっております。以前から梅1万本運動による梅園づくりが行われ、平成2年には都市公園として供用開始されております。

中尾山公園の一角には、昭和59年から市民ボランティアによるコスモス園づくりが行われてきましたが、平成17年には市民有志の人たちで組織されました中尾山コスモス会が中心になって、コスモス園の管理を行い、秋にはコスモス祭りも開催され、市内外から約1,500人の方々が訪れ、コスモスの中での音楽祭や出店等で終日にぎわいました。

本年度も中尾山コスモス会が中心になって、コスモス園づくりや、コスモス祭りを行うことになっております。また、園の一角には新たな花畑づくりも行われており、秋にはコスモス園と並ぶいやしの場が整備されることになっております。

このように、中尾山公園は、市民ボランティアによる管理が比較的進んでいる公園でありますので、市といたしましても、本年度は、花の名所づくりとして、園路や休憩施設の整備を行うことにいたしております。

当公園は日ごろから福祉施設等の人々も訓練を兼ねて訪れているところでもあり、今後は高齢者や障害者の方々にも気軽に利用できるような市民の憩いの場として、市民ボランティアと一体

となって、持続的に公園づくりを進めていくことにいたしております。

次に、中尾山に上がるまでの道路整備についての御質問にお答えします。

水俣高校横から中尾山公園までは、約4キロメートルの道のりでございます。

その行程中、中腹から中尾山公園までの約2.6キロメートルは、道路改良工事がおおむね終わっており、自動車が支障なく通行できますが、その手前の起点から約1.4キロメートル区間は、道路の幅員が狭く、自動車が容易に離合できないような箇所も多々ございます。

この区間につきましては、現在のところは道路改良や離合箇所の設置等の整備計画がございませんが、現在、中尾山公園は、市民ボランティアによる管理が行われており、市としても持続的な公園づくりを進めることとしておりますので、道路整備も一体として考える必要があると思います。

道路を全面的に改良するとなると、用地の確保を含め財政的にも難しいところがございますが、離合箇所を設置することにより、利便性はかなり向上いたしますし、費用の面からも現実性がございますので、今後検討させていただきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 中尾山に何とか目を向けてもらいたいという思いで質問しております。

先ほどは、小崎に目を向けていただきたいというふうなお話があったというふうに思いますが、やはり観光資源の少ない水俣には、今あるもの、本当に見直していくのが大事だというふうに思います。

ここに観光統計、観光入り込み数というデータがありますが、湯の児、平成7年から16年、ちょうど10年間ですが、平成7年度13万6,069人、平成16年度6万4,211人、47%の規模になっております。湯の鶴に関しましては、平成7年度は1万9,037人、平成16年度6,253人、32%、宿泊全体、水俣市全体で考えたときに、平成7年度が21万3,449人、16年度は11万3,082人、大体52%、もう半分です。全体で見たときに半分。日帰り客も50万4,196人、平成7年度。平成16年度は35万5,113人、約70%、3割減。やっぱり水俣を活力のあるまちにするには、やっぱり流動人口をふやすのが一番だと思います。人口はなかなかふえていかない。子どもはそんなにふえていかない。そういうときに考えたときに、やはりそういうところにいるんな施策を打っていくのが必要だと思います。

答弁の中では、中尾山を市民の憩いの場として位置づける、ボランティアと一体となって公園づくりを進めていくとありましたですね。今までは管理は行政がやる、使うのは市民、そういう考え方が多かったですけど、先ほども出ておりましたけど、アドプト的な、そういった考え方を市民にもっと理解してもらうことが必要だと思います。

この財政難の時代に、市民に満足のいける、満足を得られるサービスを提供していくには、市

民と行政と一緒にやっていく、よく言われますけど協働です。協働でつくり上げていくまちづくり、これは非常に重要だと思いますので、中尾山は今、コスモス会というのが非常に昨年から一生懸命やっていらっしゃると思いますので、そういうところと行政と一緒にあって、中尾山をまず成功例としてやっていただきたいなというふうな思いがあります。それがどんどん波及して、小崎でもいいでしょうし、湯の児の桜でもいいでしょうし、湯の鶴でもいいでしょうし、そういった形で、まず成功例をぜひつくっていただきたいというふうに思います。

中尾山を整備するのに、3つほど提言をしたいんですが、中尾山を考えると、山であり、公園という2つの側面がありまして、都市政策課、農林水産課、そういう管轄にまたがっているというふうに思います。

憩いの場、観光地という部分も考えながらいくのであれば、もう公園として管理をしていただきたい。公園として、よそのお客さん、よその人にも来てもらいたい。そういう考えをしますと、商工観光課も携わっていいと思いますし、市民団体と連携した本当にそういう横のつながりをよくした中長期的なビジョンを持って運営していただきたい。

2つ目は、山に登って気持ちいいのは、景観だと思います。今登っていきますと、上の展望台まで登りますと、非常にこう見晴らしがいいんですけど、周りの木が伸びておりますので、上がったときに、前ほど、昔はもっと眺めがよかったと思うんですけど、眺めが悪くなっております。ですから、ぜひそういうところは保安林というところは十分あるというふうにも聞いておりますし、そういうところの調整とか、地権者と色々な関係があると思いますので、そういうところと調整していただいて、もう大きい木はなるべく切っていただいて、見晴らしよくしていただきたい、というふうに思います。

3つ目は、私も全然知りませんが、もう30年ぐらい前に、南福寺から桜野上场までは何かチェリーラインとして桜の木をずっと植えたということを聞きました。これは助役あたりにちょっと聞いたら、そうだったというふうなことも聞いておりますけど、私たちは何も知らないんですけど、手が入ってませんので、昔ここを開発しよう、よくしようという考えがあったことすら、全然私たちにはわかりません。ですから、やはりそのときだけの施策になっている。本当はもう30年前手がけておれば、もっと桜の木はずっときれいになっていけば、また違ったかもしれません。ですから、ぜひそういうことも、今市民団体がいろんな形で携わっていかれるということを知っていますので、ボランティアを募って、中尾山と、先ほども道の整備も言われましたですが、一緒にそういう整備もしていただきたいなというふうな、この3つを提言しますし、ほかにもいろいろあるんですけども、とりあえずこの3つを提言したいと思います。

2つ目の質問をしたいんですけど、中尾山は、先ほど福祉施設、高齢者、障害者もいろんな方が使われている、いろんな側面があっていいと思います。中尾山を、逆に今度は健康づくりの山

と考えると、車で上がるのも一つの手でしょうけど、歩いて登るのも一つの楽しみ方だと思います。

昔は歩いて登る道が山の中にあったというふうにもちょっとお聞きもしましたが、私ももう大分前、高校生ぐらいのとき上がった記憶があるんですけど、先日、ちょっと途中、中尾山の途中に神社がありますね。あそこまではコンクリートが打って、寄る会できれいにしてあるんですけど、もうそこから先は全然だと思います。実際、その道がどうつながっているか、私にはよくわかりませんが、そういった健康づくりの山とか、そういうふうな観点から考えたときに、そういう歩道、登山道、そういう部分の整備をしたらどうかというふうな思いがありますので、それをちょっと質問したいと思います。

そういう中尾山を歩いて登る必要性、整備についてどういった、しておられるかどうかちょっとわかりませんが、そういうものについてどういったお考えをお持ちか、これを2つ目の質問にしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 吉海産業建設部長。

○産業建設部長（吉海安丈君） 登山道の歩道という形で整備したらどうかというような御質問ですが、地元の方に聞いてみたら、以前は南福寺の住宅地の方から中尾山公園のところまで歩いて登る道があったということでございます。

ただ、現在、地籍調査は済んでおるわけですが、地籍図とか、字図とか、そういった地図と照らし合わせて見ますと、その道が里道であったりとか、個人の山林を通っておったりとか、そういうふうになっていたようでございます。

ただ、現状といたしましては、道路ののり面の崩壊があったりとか、木や草が茂っていたりとか、途中が開発されたりしまして、途中でなくなってしまうというところがあるというふうに聞いております。

そして、当時の道を復元するにいたしましても、そのような機能の道を新しくつくるにいたしましても、これは用地の取得とか、そういった問題で大変難しいところがあると思います。

議員のおっしゃいますとおり、健康づくりという面からは、確かに中尾山も3キロ程度の距離でございますので、大変歩いて登るという楽しみ方につきましても、健康づくりの面からは大変意義があることと思っております。

そういうことで、車道と別に歩いて登る道を新しくつくれということにつきましては、大変難しいと思いますので、歩いて登られるようなことにつきましては、私たちも大変いいことじゃないかと思っておりますので、申しわけございませんが、その登っていく歩道としての整備は現在のところ難しいということでございますので、御了解いただきたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 なかなか難しい面があるということでもありますので、いろんなどころでもうちょっと調べていただきたいという思いがありますので、私もそういう部分をもう少しあの辺を見ていきたいと思っておりますので、これはもう終わります。

中尾山をよくするのに、何でも私はお金かけて整備してほしいと言ってる気持ちは全然ありません。最低限の離合場所をつくるとか、そういう最低限の部分をやって、そして中尾山は中尾山で今一生懸命やっていらっしゃるわけですから、それについて手伝いができる部分は、行政としてやっていくのが必要だと思います。それがどんどん広がって、輪が広がって、中尾山が、水俣市民が、やっぱりあそこはシンボリックな山であり、公園としていこうと盛り上がってきたら、また次の整備をやっていけばいいと思っておりますので、何でもお金をかけてほしいということはありません。ですから、ぜひ市民と、一番問題は、市民と協働でやっていくことが重要だと思いますので、ぜひそういう成功例としていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 次に、教育問題について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、教育問題について順次お答えいたします。

まず、家庭訪問が実施されないことをどう思うかについてお答えいたします。

子どもたちを健全に育てるためには、学校と家庭との連携や信頼関係を深めることが大切であります。

そのために、家庭訪問は各クラスの担任が各家庭を訪問することで、子どもたちの家庭での様子を知り、児童をより深く理解する一助にしたり、各家庭の教育方針や学校教育への期待を把握したり、より効果的な指導の参考とすることなどを目的に、学校における年度当初の大きな行事の一つとして、どの学校でも実施されてきました。

御指摘のように、学校週5日制の施行以来、授業時数の確保については、これまで以上に努力を要する面がありますが、本市の小・中学校におきましては、学習指導要領に定められた時数を下回ったことはありません。

それぞれの学校で、さまざまに工夫改善を図りながら、時数の確保に努めていただき、学校・学級の運営や学力保障に取り組んでもらっているところです。

本年度、水俣第一小学校におきましては、授業時数をこれまで以上にふやして、学力の充実や、円滑な経営を進めること、新1年生を除き、従来からの家庭訪問にかえて、よりよい効果の上がる形態を考えること等を目指して、新しい試みを始めておられます。

特に、家庭との交流の機会をふやす手だてとして、家庭訪問の意義内容を踏まえながら、教育

相談の実施や学級懇談会、学級行事、PTA行事を通して、保護者との交流の機会をふやしておられます。

また、心配される子どもの登下校中の安全確保のための通学路点検につきましては、放課後や一斉下校のときなどを利用して実施され、既に安全マップも作成をしておられます。本年度は、特に、パトロール強化などの安全対策にも力を入れておられるということです。

なお、今後、学習活動を進める中で、一部には家庭訪問の必要が生じることもあると思われますので、その都度訪問したり、夏季休業中を利用して行うことになっています。

教育委員会としましては、保護者の間に不安感が生じることがないように、本年度の取り組みの結果を見て、問題点をよく把握しながら、今後のあり方について、適切に指導・助言をしてみたいと考えております。

次に、学校再編成についてお答えします。

この学校再編成の問題は、昨日の真野議員にもお答えしましたとおり、平成20年4月の実施に向けて検討を重ねてきたところであります。

できる限り早く具体的な案をまとめたいと考えておりますが、児童・生徒や保護者の視点に立った再編成を検討していく中で、地域における学校の重要性や、市の関係各課との連絡調整の必要から、より広い観点から慎重に議論している次第です。

いずれにしても、水俣の将来を担う子どもたちの問題でありますので、市当局はもちろん、議員の皆さん方にも御意見をいただき、よりよい教育環境の実現に向けて努力をしていく所存でありますので、皆様方の御理解、御協力を重ねてお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 まず、家庭訪問からですけど、平成10年度と18年度の時間、指導可能な授業時間数というのがここにあるんですけど、平成10年度で1,106時間、授業時間があつた。平成18年度は1,050時間になっている。マイナスの56時間になった。どんどん授業、学校週5日制が始まったり、さっきから言っているように、休日もふえたり、授業時間がどんどん少なくなっている。

文科省が最低限必要な標準授業時間というのは1,038時間だそうです。本年度1,050時間から1,038時間引きますと、12時間の予備時間ですね。もういっぱいいっぱいやっているというのは、本当に私もよくわかります。私も子どももおりますし、先生からもよくそういうところはよく聞いてわかるんです。その12時間を、大きい学校、小さい学校はあれですけど、大きい学校は、1週間ぐらい家庭訪問かかりますから、昼から2時間ずつ削って、6日すると12時間、予備日はもうそれでペアになってしまう。そのときにもういっぱいいっぱいやったときに、もし何か台風云々あつたときに、時間が取れなくて学校は大変だというのは、本当によく私もわかっております。

でも、そういう時間がない。いろんなことも考えられたと思うんですけど、何でも時間がなくなったから、切ってしまうという考えでありますと、本当最終的には、何もなくなってしまう。何か保護者と先生と子どもと、何かそういった交わりの時間がどんどん削られていくような気がしてならないんです。一回やめてしまうと、なかなかまた返すのが難しいんじゃないかなというふうな思いがあって、ちょっと今度質問させていただいたんですけど、やり方としては先生方はいろんな考え方を持ってらっしゃるけど、私たちが普通に考えると、始業式、終業式があるわけですから、2時間ぐらいだったら、その日に授業をして、昼からそういう始業式や終業式をやったって時間は取れるだろうし、逆に夏休みに家庭訪問、今まで大体家庭訪問というと、何か祭りの時期というふうなイメージがあるんですけど、別に夏休みに行ってもらってもいいんじゃないかなというふうに、素人目にそういうふうに思うもんですから、こういうふうに取り上げさせていただいております。

家庭訪問がなくなったからけしからんということじゃないんですけど、ぜひそういう、もうちょっと工夫できないかなというふうな思いがあります。

保護者にも2通りやっぱりあるんです、考え方が。心配する声は、やっぱり子どもを指導するときに、その子どもを理解するとき、やっぱり親を見らんとわからないんじゃないかな、家庭を見ること、親と話すことは本当に必要じゃないのという意見です。親を見れば子どもは全部わかるとは思いません。でも、重要な要素の一つにはなるというふうに思います。それと、今子どもの児童虐待、そういう部分も全国見ますと出てきますので、そういう部分もやっぱり実際会って話すというのが必要だというふうに思います。

学校はいつでも相談事があったら来てください、出て行きますよというふうに、先ほども言われたように、そういうふうなスタンスだと思うんですけど、親の方は学校に出ていくとか、電話して先生と会うというのは、敷居が高い感じがするんですよね、親としては。ですからやっぱりそういう部分は、先生たちがある程度出向くというのにも必要かなというふうに思っております。

逆の考え方で、保護者の中では、もう授業時間が少ないんだから、それは授業を優先たい、授業を削るわけにはいかない。学校はもう出てくればいつでも話せるし、親が先生と会って、その子がどんだけわかるか、自分がどんだけわかるかわからないから、そう必要はないんじゃないかという意見も実際あるんです。

両方あると思います。でも、それはどっちがいいというわけじゃないんですけど、さっきも言いましたように、もう何でもこう窮屈になった、時間がなくなったからなくすということより、今のこの子どもたちを指導する、教育する上で、先生たちに何が本当に必要かというところはぜひ考えていただきたいというふうに思います。

これはもう、家庭訪問はこれで結構です。

統廃合につきましては、きのうも聞きましたし、なぜ統廃合が必要かという、最初の一步を間違えるとうまくいかないというふうに思います。財政難だから統廃合をやるのじゃないと思います。統廃合をやったから、市にそんなにメリットがあるというふうにも思いません。水俣の子どもにどういう環境で教育を受けさせてやるかが必要であると思います。小さい学校、大きい学校ありますけど、小さい学校は小さい学校なりにいいところもあるし、悪いところもある。複式学級で学んで、先生からきめ細かに見てもらう、そういうのもいいと思う方もいらっしゃいますし、逆に体育や部活は個人競技ばかりになってしまう。そういうネックもある。逆に、今度高校ぐらいになったときに大きい学校に行ったときに、人との交わりで苦労する子が出てくるというもあるというふうにも聞いたことがあります。逆に大きい学校では、人数が多いとなかなか先生にきめ細やかに対応してもらえないとか、余り人がいっぱいいるので、人間関係ではじかれる子どもが出てくるとか、多いがゆえのメリット、デメリット、小さいがゆえのメリット、デメリットというものはあると思いますけど、基本的には、子どものために統廃合をやるという、そういう観点からぜひ統廃合を考えていただきたいというふうに思います。

学校は、田舎の方に行きますと、本当に地域のシンボリックな存在であります。地域の人、保護者、いろんな角度から意見を集約していただいて、実際統廃合、やり方はいろいろあるんでしょうけど、やれるところから先にやるというのも一つでしょうし、校区を見直してみるというのも一つでしょうし、そういうのはいろんな議論されていると思いますけど、ぜひ子どもたちにいい環境で勉強できる、そういった統廃合案をまとめていただきたいというふうに思っております。

これで終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、ごみ問題について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） ごみ問題についてお答えをいたします。

まず、新しいごみ収集の方法となったが、混乱はないかとの御質問にお答えします。

資源ごみの収集につきましては、4月から紙類の月2回収集を、廃プラスチック類は週1回水曜日の収集を開始したところでございます。

実施に当たっては、これは3月時点でございますが、各区長及び各地区のリサイクル代表推進員の方々に構成する水俣市リサイクル推進委員会の承認を得るとともに、広報紙、各戸配布のチラシ等によって周知を図っております。

また、自治会によっては、独自に回覧等を使って周知を図られたところも多々あったと聞いております。また、4月24日から5日間にわたって、リサイクル推進員全員を対象としたごみの分け方・出し方に関する研修会を環境クリーンセンターにおいて実施し、その中でも説明を行って

きたところでございます。

しかしながら、実施直後は、収集日や時間に関する問い合わせ、変更そのものを知らなかった、あるいは廃プラのコンテナの数が足りない、コンテナの管理を地域で行うことになったことを知らなかったなど、問い合わせや苦情が収集日の前後に集中してありました。2カ月ほどたった現在では、これらの問い合わせはほとんどなくなっているところであり、おおむね順調に進んでおります。

次に、4月、5月の燃えるごみの量のお尋ねと、新しい収集方法が、燃やすごみの減量につながっているのかとの御質問にお答えします。

燃えるごみの収集量につきましては、4月が約299トン、5月が約354トンであり、前年と比較すると2カ月間トータルで約2%程度減少しています。

可燃ごみの収集量は、わずかながら減少化の傾向を示していますが、ごみの排出量は天候等に左右されることもあり、また、ごみを出す際の混乱もあっているようですので、現時点で減量の効果を判断することは厳しいものがあると思われまので、いましばらく収集実績の推移を見ていきたいと考えています。

また、分別による減量効果を上げていくためには、広報等による啓発を頻繁に行うことも必要と考えていますので、さらに広報活動等に力を入れていきたいと思えます。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 まず、 の混乱はないか、大体落ちついてきたということでもありますね。いろんな形で地域差もあるとは思いますが、私は、きょうも朝やっぱり廃プラを捨てに行ったら、五、六人集まっていっちゃって、そこに段ボールが出ているわけです。これは、何か間違えとらすと、紙は月に2回に今なって、どっかで紙が出ておるのをその方は見られて、廃プラのときにいいんじゃないかと、もしかしたら間違えて出されているのかもしれないし、きょうの人たちも、やっぱり年寄りにはなかなかわかりづらい。今、変わったばかりで、なかなかそれをどうのこうのということはないんですよ。やってほしいのは、もっとわかりやすく説明をやった方がいいんじゃないかなというふうな思いがあります。

役所の方には、大体うまくいっているのかなというふうな雰囲気があるかもしれませんが、末端のところでは、混乱しているところも多々あるというふうに、私は思います。ですからもう少しいろんなところで話を聞いていただいて、周知の方法を考えていただきたい。基本はやっぱり燃えるごみを減らすというのが、市にメリット、いつも言いますが、市にメリットがあるというのを、どんどん広めていくというのが、行政の仕事だと思うんです。今、収集のときに行きますと、廃プラとか紙がいっぱい入っております。前のデータで半分ぐらいは、そういうふうな紙とか廃プラでリサイクルできるんじゃないかというふうなのがありましたですけど、やっぱり

それをどんどん伝えて、もっとやると財政的にもメリットがあって、水俣にいいんですよというのをやっぱり何度も伝えていく、年配の方、年寄りの方には難しい部分があると思いますが、そういうのを根気よく伝えていっていただきたいというふうに思います。

それと一つは、よく話は聞いていらっしゃると思いますけど、家庭での出し方の部分で、全品目というので、廃プラは水曜日なので、実際は全品目じゃないという部分も多分意見が来てると思うんです。全品目の分別のときに廃プラを持ってきて、そのまま置いていかれる方もいらっしゃるでしょうし、その辺は、実際これとは違うわけですから、そういう違う部分は、もう少しきめ細やかに教えていただきたいというふうに、周知をしていただきたいというふうに思います。実際はこれは見やすいか見やすすくないか、よくわかりませんが、実際は細かく書いてあるので、私たちはわかるんですけど、やっぱり年配の方にももっとサービスをよくしていただきたいなというふうな思いがあります。やっぱり足りないのは、私たち、自分たちはホームページとか見るんですけど、こういうので見るよりは、実際ホームページで、こういうアール瓶はこういうの、生き瓶はこういうのと、写真で見るとやっぱりわかりやすいので、そういったサービスもこうやっていただければなというふうに思うんです。ホームページは、見る見ないはもう人それぞれですけど、見た人が見てない人に教えてやれるというメリットもあると思いますので、ぜひそういうところを検討をしていただきたいと思います。

ですから、2つ目の質問は、こういう紙以外で、市のホームページ、ウェブ上でそういうリサイクルコーナー、そういうったものをつくって、いろんな情報を発信していただけないかというのを、できないかというのを2つ目の質問にしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） ごみの収集について、新しいシステムが4月から始まったわけですが、現状で、これは必ずしも十分という認識はいたしておりません。水俣市にとりまして、環境モデル都市を目指す、そういった中で、ごみの減量につながるような施策を展開していくと、そのためには、やっぱり市民の理解、あるいは協力、そういったものが欠かせないわけでございまして、そういった意味でも、今、議員から幾つか細やかな情報提供とか、そういったことはできぬのかというようなことをございしますが、ごみ収集に関する細やかな情報、あるいは分別の仕方、今のところ、通常一般にこういうことをやっていますというホームページしか出していませんけれども、もうちょっとこんなことをやったら減量化につながるよといった、減量につながるような施策について現状を分析しながら、市民にわかりやすい情報というのを提供していきたいと、そのように思っております。

これはホームページだけじゃなくて、市報とか、またほかの方法がございましたら、そういったことも含めて努力していきたいと思っておりますし、やっぱりごみの問題につきましては、これはも

う永続的な努力、それが欠かせませんので、これで十分であるということではなくて、さらに一歩徹底していくための施策、そういったものについても検討、研究を重ねていきたいと、そういうぐあいに思っております。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 ぜひ、そういうふうなことを早目にやっていただきたいというふうに思います。

いろんな形で周知する、紙、言葉で、ウェブ上で、いろんな形でどんどん発信することは、やっぱりごみの分別、ごみを減らすということにつながっていくと思います。

よくホームページとかやったらと言うと、そんな見ないですもんねという話もいろいろあると思うんですけど、見る見ないはまた別問題で、見れる人が見て、それを教えていけば、全然構わないと思います。

その中で、そういう情報提供の中にいろんなごみのやり方で、ごみの裏わざみみたいなものをきっと持っていらっしゃる方はいっぱいいらっしゃると思います。生ごみにしろ、分別にしろ、そういったうまくやっていらっしゃる方を紹介していくというのも一つの方法だと思います。それはもうウェブ上だと、もうすぐでも、その日に入れた情報はその日でもできるわけですから、そういったものをどんどん紹介して行って、減量化につなげて行っていただきたいというふうに思います。ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 次に、芦北町の立ち枯れ問題について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、芦北町の立ち枯れ問題についてお答えをいたします。

芦北町の事業者は、鶏ふん、それと木の皮 --- パークでございますが --- を初め、水俣市、芦北町、津奈木町から排出される生ごみ及び食品会社の食品残渣や下水道汚泥等を混合して、堆肥の製造を行っています。

昨日、松本議員に御答弁いたしましたように、熊本県が3月に行った大気調査結果の報告では、因果関係は特定できない。しかしアンモニアの影響は否定できないので、事業者に対して自主的に対策を取るのであれば、やみくもに行うのではなく、改善計画を出してから行うようにと伝えてあり、事業者も、疑わしいものには対処していきたいと、県と相談しながら改善したいと、そのように回答してございます。

市といたしましては、委託業務自体はきちんと遂行されておりますが、周辺環境に悪影響を与えている施設に対して委託するということが問題があるかと思っておりますので、今後、さらに

調査を続けると言われる熊本県の調査を見守って、県や事業者、地元の芦北町及び生ごみ処理を委託している津奈木町とも密に連絡をとり、適切に対応していきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 その施設では、鶏ふん、木の皮、食品会社の残渣、生ごみ、下水道汚泥、いろんなものをやっていらっしゃるということ。何かこう水俣市民でちょっと違うように認識されているのは、あそこは生ごみを、私たちの生ごみの処理しているんじゃないか、生ごみだけを処理しているんじゃないかというふうな考えで、私たちの生ごみイコールそういった枯れ葉、立ち枯れの原因になっているんじゃないかというふうに、間違ったような認識をされている方もいらっしゃる。原因ははっきりしてないというのはわかります。別にその業者から出ているものと、はっきりしていないというのは、県の方も言うておりますし、アンモンニアが疑わしいとのというのは新聞でも何か大きく出ておりました。私も見ました。ですから、はっきりさせたいのは、民間の業者ですから、当然、それは利益を上げるために、いろんなものをそこで処理するのはもう当然だと思います。ですから、生ごみ以外にもそういうことをやって、一緒にやっているということ、私たちの生ごみだけを処理しているんじゃないということ、今で私もわかりました。

自然環境、地球に優しい施策云々と私らも言うておりますけど、やっぱり水俣の人たちは、やっぱり環境のためにいいことをやりたいというふうに思っていると思います。生ごみの分別をしているのは、やっぱり環境にいいから、堆肥化をしているのは、そういう地球に優しいからというふうにやっていらっしゃると思うんですけど、その出している先が、そういうたまたま周りに迷惑をかけている、疑いがあるということだと、私たちの生ごみのやっている、堆肥化している意味が薄らいでしまうような気がしておりますので、今回こういうふうに質問しております。

ひとつ聞きたいのは、県の廃棄物対策課では、アンモンニアが立ち枯れの原因では特定できないが、原因である可能性が否定できないというふうに言っているということですね。私たち普通考えるときに、生ごみからアンモンニアというのは出るのかなというのが、すごく疑問に感じられます。

実際、今聞きますと、鶏ふんとか、ほかの食品残渣という部分が入っているというふうにも、今聞きましたですけど、実際、専門的でよくわからないと思うんですけど、自分で普通に思うと、何かアンモンニアというと、やっぱり鶏ふんかなというふうな、今感じがするんですが、生ごみからアンモンニアのようなものが発生するというふうに、何かそういうことが考えられるかどうか、何かわかりますか。

それを質問したいと思います。

○議長（緒方誠也君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 生ごみからアンモニアが発生すると考えられるかということでの質問でございますけれども、生ごみからアンモニアがもう発生しないと、そのようには断定的には言えないのかなと思っております。

先ほどの答弁でもいたしましたように、中間処理施設が生ごみだけを取り扱っているということではございませんで、全体量に対しまして生ごみは2割程度ということをお聞きしております。ほとんどが、そのほかの木くずであったり、鶏ふんであったり、あるいは下水道汚泥であったりということをお聞かせておりますし、全体量からすると、生ごみの量というのは少ないのかなというぐあいな認識を持っております。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 そういう専門的なことはなかなか解明は難しいと思いますけど、基本的にはやっぱり私たちは生ごみ分別を一生懸命やっているわけですから、そういう処理委託している業者がそういう疑いがあるということだったら、やっぱりいろんな形で行政の方も、それは水俣、津奈木もでしょうけど、大気汚染だったり、もう排水、全部ひっくるめたところでぜひ関心を持っていただきたいというふうな思いがあります。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 次に、産廃最終処分場問題について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、産廃最終処分場問題についてお答え申し上げます。

水俣の命と水を守る市民の会で、4月中旬から5月末まで、市内各地域26会場を回り、住民意見書について説明会を開催されたことにつきましては、私も承知いたしております。

水の会の皆様が、産廃最終処分場阻止のための活動を精力的に進めておられることに対し、心から敬意を表しますとともに、大変心強く感じております。

この説明会には、4月に庁内に設置しました産業廃棄物対策室の職員もオブザーバーとして参加し、市の今後の取り組み予定を説明するとともに、産廃処分場問題に対する市民の思いや、意見を直接聞かせていただくよい機会となりました。私も職員の報告を受けて、この問題に取り組む気持ちを新たに強く認識しているところでございます。

お尋ねの、市としての意見書の重要性の周知と集約についてですが、意見書の重要性につきましては、法的な手続の中で、住民が直接意見を表明することのできる数少ない機会として、大変重要であると理解しております。また、先月参加しました全国産廃問題市町村連絡会の総会の折にも、参加自治体の方々から住民意見書の重要性について、さまざまなアドバイスをいただいていたところですので。

したがいまして、本市としましても、先日発足しました産廃阻止！水俣市民会議と密接に連携をしながら、市報や説明会の開催などを通じ、意見書の重要性について周知を図るとともに、市民の意見書の集約も行っていきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 ここに環境アセスメント、熊本県環境影響評価条例のあらましというのがあるんですが、大きく方法書、準備書、評価書、大きく3つに分かれております。ここに住民等という欄があって、これを横軸で見ますと、2回だけ意見を業者に言えるときがあると書いてあります。

1回は、住民等の意見、これは方法書が出たときに同じように意見を言える。以前、方法書が出たときには、ほとんど水俣の人は、何を、どういったものを計画されているかよくわからないという状況で出てましたので、それも市報にこういうのが出ました、意見がある方というふうなものだったと思います。たしか1通か2通だったというふうに思ってますけど、そういう意見書が出たのはですね。でもそれはもうあつという間に過ぎて、もう準備書の段階、この真ん中の段階に入りまして、今度もし準備書が出たら本当にもう進み出してしまうわけです。このときに住民意見、もう最後になりますけど、会社に言える、こういう意見を言えるところがあります。ぜひ最後の、非常に水俣の市民の意見をぶつけるのはやっぱり大事だというふうに私は実際思います。皆さん思って活動されておられるわけです。水の会でも説明会をずっとされて、私も参加をしておりますけど、産廃場は危ない、あそこにつくるのは危険だ、つくらん方がいいという意見もいっぱい出てくるんです。でも、実際意見書をみんな書いてくださいと言うと、実際意見書を書いて、それに判こを押して出すというので、やっぱりなかなかハードルが高くなって難しくなっていくというふうに思います。やっぱりそれを克服するには、意見書の重要性を根気よく説明していくことがやっぱり大事だと思いますし、書きやすい、出しやすい環境をつくっていくことが、やはり大事だというふうに思います。

今、市民団体、水の会でこういうふうになっておりますし、また先ほど言われた市民会議、今度立ち上がりますけど、そういったところも一緒に、行政と市民会議で連携して、二重、三重でやっていっていいと思うんですね。そしていっぱいの水俣市の意見を集約して、会社にぶつけていく、それを県知事、県の方にも見ていただくというのがやっぱり重要だと思いますので、ぜひ今からいろんな施策が宮本市長の方から打たれると思いますけど、そういうところを、意見書の部分も、まず力を入れていただきたいと思います。

市長は公約どおりに産廃阻止に向けて、行政が率先していく阻止運動をやっていると思います。ぜひこのまま力強く、水俣市民を引っ張っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 次に、環境首都のまちづくりについて答弁を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長(宮本勝彬君) 次に、環境首都のまちづくりについてお答えします。

まず、環境首都を取るにはどういったところを変え、また、力を入れ取り組むべきかについての御質問についてお答えします。

日本の環境首都の条件は、日本の環境首都コンテストを主催している環境首都コンテスト全国ネットワークが4つ示しており、総合で第1位であること、総合点が満点の70%以上であること、16項目中3項目以上が満点の90%以上の点数を得ていること、16項目中満点の50%以下の点数が2項目以下であることとしております。

水俣市の第5回コンテストの結果報告を見ますと、部門別表彰の地球温暖化防止部門、住民参加部門の人口規模別で各1位であり、総合順位でも第1位ではありませんが、総合点が満点の70%以上であることについては、総合点1,020点の70%の714点に対して、参加自治体の最高得点の606点となっており、なお108点が不足しています。

16項目中3項目以上が満点の90%以上については、環境マネジメントシステムと自然環境の保全と回復の2項目であり、1項目不足しております。

16項目中満点の50%以下の点数が2項目以下については、率先行動・エコオフィス、それから2、職員の資質、施策能力向上、環境行政の総合化・予算化、3、エコロジカルな交通政策、4、地球温暖化防止・エネルギー政策、5、ごみ減量化の5項目であり、3項目減らす必要があります。

また、満点の70%以上については、住民のエンパワーメントとパートナーシップと健全な水循環の2項目があり、これらの点から、この2項目の内容を伸ばし、50%以下の5項目の内容を充実していくことで、項目条件はクリアでき、総合点はおのずと上乘せされます。

日本の環境首都の称号の取得につきましては、福田議員にも申し上げましたように、水俣市の教訓をもとに、環境の保全と循環型社会の構築のため、環境モデル都市づくり宣言の理念のもと、市民の生活やまちづくりのあらゆる場面で環境にこだわった政策を進めていく市政運営の中で重点施策として位置づけてまいります。

次に、第14回世界地方都市十字路口会議についてお答えします。

本会議は、同じテーマでまちづくりを行っている国内外の地方都市が知恵と経験を出し合い、意見交換を行うことにより、それぞれの地域の活性化に役立てることを目的として、国土交通省、地元県・市が主催となり、これまで国内13カ所で開催されてきました。

14回目となる水俣市での会議では、環境をテーマとしたものにしたいと考えております。来月行われる十字路口会議の実行委員会では、本市の環境モデル都市づくりの目標であります環境首都

を目指すまちづくりをテーマにした会議を、来年2月10日、11日に開催することを御提案する予定にしております。

十字路会議には、ドイツの環境首都や環境の先進都市、民間団体を国内外から招き、意見交換していただくことで、水俣の環境モデル都市づくりを飛躍させ、環境首都の称号に大きく手の届く会議としたいと考えております。

さらに、会議では、公害の原点水俣病を教訓とした環境に配慮したまちづくりを伝えながら、これまでの環境モデル都市づくりを検証するとともに、水俣市が真の環境都市となる礎を築く会議にしたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 環境首都につきましては、何かいろんな取るにはどういったものが必要かというのが出てるみたいで、90点以上が3項目、それには1項目今足りない。点数が低い部分は、2項目以下でなければいけないのに5項目ぐらいあるというふうに言われたというふうに思います。ですから悪いところはわかっているんでしたら、ぜひそういったところをどんどん集中的に、行政の方、そして市民も同じような認識で、この環境首都をとっていくというふうなところは、もっと周知して頑張っていたきたいと思います。

十字路会議につきましては、非常に大きな会議で期待もしたいと思います。

でも、まだ7月に提案されるということで、中身は今からだと思いますので、そういう部分につきましては、また順次取り上げたいと思います。

一つ言いたいのが、経営コンサルタントの船井社長さんが、会社が傾いたときに伸ばすときには、悪いところに集中して投資したりするよりはいいところをやっぱり伸ばした方がいい。悪い会社のいいところを見つけて、そこに投資していくことが全体の会社をよくすることだろうと。水俣はやっぱりこういったところをどんどん集中してやっていくことが雇用とか、教育とか、景気とか、そういうものを一緒に引っ張っていってくれるというふうに思いますので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 以上で西田弘志議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

午後0時5分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本寿子議員に許します。

(藤本寿子君登壇)

○藤本寿子君 皆さん、こんにちは。

昼一番からで、大変睡魔が襲ってくると思いますけれども、目は閉じて、耳と心を開いて、どうぞ質問を聞いていただきたいと思います。

いのち・みらい・みなまたの藤本寿子です。

先日、市内の建設業に従事する友人から、仕事がなかったいね、このままではうちの会社は倒産ばいと言われ、胸がふさがりました。土地があるけん、百姓でもしようかなと思うとということでしたが、果たして食べていけるのか、水俣に建設業から農業などにシフトをして、食べていける施策が必要ではないかと思います。休耕田や畑地を活用して何かもっと都会に発信できないか、とにかく早い対応が必要ではないでしょうか。田舎に住みたいが職がないということを決済するためには、本人の努力とともに、招き入れる自治体の積極的な施策が必要だと思います。

また、あるとき、農協婦人部の部長さんだった方からお話を伺ったことがあります。若いときは、農作物をつくっては、子どもの教育費のためにと女同士が集まって花を出したり、ミカンの苗も植えつけたと、たくましい活躍ぶりを聞き、まだまだ私たちにもできることがある、女性の起業家をもっとあらわれるはずだと、そんな水俣の自然を生かした、そんな土台を持った施策をつくり上げていかねばならないと思う日々です。

さて、以下、女性が、男性が生き生きと水俣で活躍できることを願って質問に入ります。

1、水俣市男女共同参画まちづくり条例制定以後の水俣市の取り組みについてお尋ねします。

御存じのとおり、去年は水俣市の女性にとって、また男性にとりましても、歴史的な意味を持つ1年であったと思います。この土台となったのは、平成14年の市民意識調査の実施、平成15年の市民意識調査報告書作成、この結果、水俣市の見解としては、意識の上では男女平等についての理解はできているものの、実際には、固定的役割分担の意識も根強く、男女平等感が得られず、男性優位の社会であると、多くの市民が感じており、これは男性の方が多く答えられていました。

また、政策決定の場や地域役員など、女性の姿が少なく、女性自身の参画意識も低いという実態が見えたとの市の見解でした。そこで、市民とともに男女共同参画社会推進懇話会を立ち上げ、市民の皆さんの御努力下、懇話会から市へ提言書が提出されました。それからの歩みは、水俣市男女共同参画推進計画を昨年3月に策定され、さらに11月には男女共同都市宣言、12月には男女共同参画まちづくり条例と、すばらしい勢いで進んでいます。

特に評価できることは、条例をつくったことで推進計画の法的根拠を持ったということ、実効性を高める土台となっていると思っています。

そこで、条例制定以後半年がたちました。この間の取り組みについてお尋ねをしたいと思います。

、水俣市男女共同参画審議会を置くとなりましたが、会議は持たれているのかどうかお尋ねします。

番目に、条例制定以後の水俣市の具体的な取り組みについてお尋ねします。

また、これは、教育現場の先生方からのお声が挙がっておりますので、改めて質問をさせていただきましたが、教育現場での男女混合名簿実施について、進捗状況をお尋ねしたいと思います。

次に、大きな2番に入ります。

水俣市の子育て支援対策についてお尋ねしたいと思います。

私事で大変恐縮なんですけれども、5月26日に私の娘が出産をいたしました。病院での出産で立ち会ったの出産をいたしました、いろいろなことを学びました。改めて命の誕生するとうとさを深く感じる事ができたこと、また、母として、娘の頑張りに成長した我が子の姿も感じました。

娘はあと1月でまた県外の居住地に戻りますが、その地の子育て支援はどうなっているのか、それも気がかりです。そして、同じように水俣にも県外からやってきた多くの若いママたちが日々奮闘をしています。水俣の子育て支援を自分に引き寄せて、真剣に取り組まねばと改めて思っています。また、経済的な支援ばかりでなく、メンタルな部分までの親と子の支援の強化がさらに望まれると実感しています。

そこで、質問をいたします。

、水俣市教育委員会生涯学習課、のびのび子育て推進会議において、のびのび子育て支援アンケートを取っておられますが、この目的についてお尋ねします。

、アンケートの結果を見て、顕著な事例などがあればお尋ねしたいと思います。

番、のびのび子育てアンケートをむだにしないため、今後取り組みたいことがあれば、あわせてお尋ねしたいと思います。

これは本当に課がまたがりまして、私の質問が悪かったと思うんですけれども、できましたら皆さん考えていただいて、質問に答えていただければと思います。

次に、大きな3に入ります。

水俣市における携帯電話中継基地建設についてです。

携帯電話の中継塔の建設問題では、既に4回目の質問になります。

この間、18区月の浦のN T Tの携帯電話中継塔の問題があり、業者への要望などを続けてまいりましたが、既に建ってしまったという事実から、何らの改善がされないまま、毎日無力感にさいなまれてきました。いつか必ず撤去するぞという思いはありますが、なかなか改善されないまま、本当にくやしい思いをしています。御存じのとおり、去年は毎日新聞などでは、この問題を一面トップで扱ったり、社会問題化をしている感がありました。

そのNTTの携帯電話中継塔の後、このままではまた多くの業者が18区の方に入り込んでくるのではないかということをご予想しましたので、私はある議員と一緒に条例案を市の方に提示できないかということを持ちかけ、一緒に形をつくってみました。弁護士にも見ていただいたという経緯がありましたが、折からの長崎・木臼野に建設予定の産業廃棄物建設反対運動など、重要事項があって、私自身の気持ちが整わなくなり、本当に無責任な状態で終わってしまっていたことを反省しています。

ところが、そんなふうに考えていたところ、18区の坂口地区で、また中継基地の建設計画が持ち上がってきました。正直言って、しまったと思いました。企業活動のすさまじさを予想できていたにもかかわらず、手を打ってこなかった責任は自分にもあると思いますが、以下、水俣市の方でもこの問題に真剣に取り組んでいただけないかと思ひまして質問をいたします。

、水俣市内での建設において、住民とのトラブルが多くあるが、把握しているかお尋ねをしたいと思ひます。

番目に、各業者の水俣市への建設計画予定を知っているかお尋ねしたいと思ひます。

これについては、私もすべてが把握はできていなくて申しわけないんですけども、質問をいたします。

番目に、各地で環境基本計画、景観条例、さらに中高層建築物の住環境の保全に関する条例などで、携帯電話中継基地局建設を規制する動きがありますけれども、水俣市の姿勢についてお尋ねをしたいと思ひます。

私の質問は以上です。

よろしくお願ひをいたします。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 藤本議員の御質問に順次お答えします。

まず、男女共同参画まちづくり条例制定後の水俣市の取り組みについては私及び教育長から、水俣市の子育て支援対策については教育長から、水俣市における携帯電話中継基地局建設については総務企画部長から、それぞれお答えします。

まず、水俣市男女共同参画審議会を置くところがあるが、会議が持たれているのかの御質問にお答えします。

市では、市民一人一人が活力に満ち、豊かで安心して暮らすことのできる地域を目指し、水俣市男女共同参画まちづくり条例を昨年9月定例議会において制定し、本条例第20条で男女共同参画社会の形成に向け、重要事項を調査審議するため、水俣市男女共同参画審議会を置くとしてお

ります。

そこで、本年3月、学識経験者や事業所代表、女性団体、福祉、労働、教育など、さまざまな分野の委員10名で構成する審議会を発足させ、第1回目の会議を開催いたしました。なお、委員の構成は男性5名、女性5名といたしました。

本年度は、3回程度の開催を予定しており、各施策の推進に当たっては、審議会委員の皆様の御意見もいただきながら、施策の効果的な推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、条例策定以後の水俣市の具体的な取り組みについてのお尋ねにお答えします。

市では本条例第10条に基づく男女共同参画推進計画に沿って、各種施策を推進しておりますが、昨年9月には、市民及び事業所等の有志で組織する水俣市男女共同参画推進会議を立ち上げるとともに、今年3月には、先ほどの質問でお答えしました条例上の審議会も発足させるなど、男女共同参画社会づくりを推進する上での官民協働の体制も整ったところでございます。

また、女性の人材活用を促進し、社会参画の推進を図るために、新たに女性人材バンクの登録制度を設け、関係部署に積極的に働きかけた結果、昨年4月段階で16.9%であった各種委員会や審議会への女性の登用率が、本年4月には19.2%と、2.3%向上いたしました。目標である30%を達成するため、引き続き女性人材バンクの登録の充実を図るとともに、今年度も女性の能力開発を図るためのキャリアアップ講座の開催や、地域リーダー国内研修派遣を行い、政策や方針決定の場への女性の参画をさらに推進してまいりたいと考えております。

また、今年11月には、条例第18条に基づき、男女共同参画週間を中心とした啓発活動を計画してまいります。この男女共同参画週間では、記念講演やシネマ上映会、標語・ポスターの募集、作品の展示等、多彩な事業を行う予定にしており、多くの市民の方に男女共同参画社会実現の必要性について御理解を深めていただきたいと考えております。

さらに、男女でともに支える環境づくりを進めるため、本年度は雇用者10人以上の市内の事業所を対象に意識調査を実施し、事業所の現状を把握するとともに、仕事と家庭の両立支援施策の推進に活用していきたいと考えています。

このほか、女性の人権を踏みにじるDVやセクハラなどの問題解決のため、女性弁護士による相談事業も引き続き実施してまいります。

男女共同参画社会の実現は、市、市民、事業者の連携、協力がなくては実現できないものであり、今後、各方面へ御理解と御協力をお願いしながら、各施策の推進に努めてまいります。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、教育現場での男女混合名簿実施の進捗状況についてお答えします。

混合名簿の実施に当たりましては、平成13年3月に熊本県が出しました男女共同参画計画「八

「モニープラン熊本21」において、県教育委員会が混合名簿の活用を掲げており、水俣市教育委員会としましても、各学校への混合名簿の導入を進めてきたところです。

平成15年には、小学校において9校中1校がすべての表簿類で実施し、ほかの8校は1部で実施しております。中学校では7校中1校が一部の表簿類で実施していました。

今年度の実施状況を見てみますと、小学校で男女混合名簿を作成している学校が9校中7校、中学校で7校中1校、検討中が2校となっております。

男女共同参画社会の実現のために、取り組みの一つとして、小学校を中心に、少しずつではございますが、定着し、その意識は高まっています。

しかし、学校現場におきましては、身体の発育発達状況やプライバシー保護の観点から、男女一緒に活動できない場面が多々あります。そのような場面に、混合名簿にしておくのと、作業や事務処理に煩雑さが生じます。このような理由等で中学校での男女混合名簿の作成は低い傾向にあると考えられます。

今後、男女共同参画社会の実現に向けて、男女の相互理解や男女平等の推進という観点から、さらに理解を深めてまいりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に入ります。

まず、男女共同参画の混合名簿についてなんですけれども、学校の中におられる先生の中から、異動があったりされるからだと思うんですけれども、自分が前いた学校と今いる学校では混合名簿であったりなかったりするというので、これは自分が努力すればいいんですけれども、どういうふうに受けとめていいのかということで悩んでいますということをお聞きしまして、やはりできているところもあるわけですので、そのところは、ぜひ教育長の方から勧めただけないかと。やはり、これはなぜかと申しますと、やはり小さいときから、男と女がどちらが上でもなく下でもなく、一緒に交わって生活していくんだという一つのあらわれだと思いますので、ぜひこれは勧めただけないかということで、お願いをしたいと思います。

それから、ここで2番目の質問にさせていただきたいのは、いろいろと審議会も立ち上げていただいていますし、さまざまな数値的な目標も置いていただきまして、本当にこんなにありがたいことはないというふうに思っているんですけれども、やはり、私、女性の立場から言いますと、本当に困っている人にとって実効性のあるものなのかどうかということが、ちょっと気になることだと思います。

例えば、これはのびのび子育て支援アンケートと、次に質問しましたアンケートとも関連してきますけれども、市民意識調査の中で、DVの被害とかが非常に水俣市も多くて、これには婦人相談員が設置されて、弁護士さんも来ていただいているということで、県下でも本当に充実した

施策をされているということで、敬意を表したいというふうに思っているんですが、アンケートの結果などを見ますと、やはり、ひょっとしたらこれ虐待に結びつくかもしれないなと思うような、お母さんたちの悲鳴が、やっぱり私は聞こえてきたというところがありまして、虐待につながるからなければいいけどなということもあつたりいたします。やはり、こどもセンターの方にも行かせていただきましたけれども、なかなか相談を持ち込んでくださる方というのは、少ないというふうにお聞きをいたしまして、こどもセンターの方もいろんな形でさまざまな施策をしていただいておりますと、療育の方まで入っていただいているので、素晴らしいとは思いますが、私が気になりますのは、やはり子どもたちまでいかないためには、親の今の悩みというものをぜひ受けとめてほしいと。それともう一つは、会社の中で働いているときの苦情ですね。これはもう本当に自分が雇われているという身でありますと、なかなか言いにくい。上司の人にも言いにくいという点があると思うんですけれども、こういったことは、やはりだれかがその中に入って、苦情を処理しない限りは、前に進んでいかないのではないかとこのように思いまして、具体的なこととしましては、他の自治体ではこんなふうに行われているらしいんですけれども、自治体のやはり女性センターの専門職員の方だとか、どうしてもこういった問題は、民間グループでDVの被害などを扱って、きちっと支援をしていく方たち、そういう方たちがそのお母さんたちにも、それから業者内での苦情とかなんかも含めて、悩みを聞いておられるという自治体がございます。水俣市も、こういったことが、今後考えていけないかと。この苦情処理の中では、今言いました自治体の女性センターの方たちもいますけれども、例えば今審議会を立ち上げていただいているんですけれども、その審議会のメンバーがなさっていると、やはりとてもこの問題に対して興味と、それから解決しようという意欲がある方ですね。そういう方たちがこの女性の本当に悲鳴を何とかして助けて上げようということで行われているということ、そういう事例を見まして、ぜひ水俣市もそんなことを考えていただけないかということの一つ提案と質問にします。

そして、あと、これはもうちょっと進んできてからですので、きょう質問しようかどうかと思ったんですが、ある自治体で、どんなふうに進めたらいいかという本をちょっと読みましたんですけれども、例えば企業の中で、女性の管理職の登用やセクハラ防止や育児休暇制度の整備を、もしも怠っている事業者があった場合には、仮に水俣市が何か仕事を、まあ入札とかがあるときには、一般競争入札のときに入札価格が同じならなんなんですけれども、きちんと男女共同参画の方に取り組んでいる人たちの方に落札するというような、そういった自治体があるそうです。これは、ただ単純にその何というんですか、突出したところがやっているというのではなくて、ヨーロッパでは割と当たり前にこの入札とかのときには人権を重んじるところにどんどんそちらの方に落札していくというようなことがあるようです。

これも、ちょっと今答えにくいかもしれないんですけれども、質問の一つにさせていただきます。

それと、もう一つは、先日テレビを見ておりましたら、本当に少子化問題が大変だということで、会社で子育てのために1人子どもを産んだら100万円やるというような会社もありましたし、それから、いつでも、例えば時間帯ごとに子どもが病気したときなんかは、それぞれの課同士でワークシェアリングができるように、そういうことをしてるという会社があったんですけども、本当に素晴らしい会社がございました。もう、1回何かそういう講演会をされたかもしれないんですけども、できましたら業者の方たちや、審議会のメンバーを含めて、こういった先進的な事例を行っていらっしゃるような会社をお呼びして、講演を聞いたりとか、ノウハウを聞いたりとかするようなことがあれば、現実的に進んでいくのかなと思います。

以上3つ、2番目の質問にさせていただきます。

○議長（緒方誠也君） 藤本議員、質問項目をきちっとしてもらわないと、ちょっとわかりにくいと思いますから。

○藤本寿子君（続） 一つずつ押さえながら言ったつもりですけど。

もう一回言いましょうか。

苦情処理、現実的な苦情処理の受け皿を、例えば、するようなところですね。今、こどもセンターの方に少ないので、その苦情処理をするところが今後考えられないか。

それから、これはちょっともう進み過ぎていると思うんですけども、事業所などに、例えば入札とかがある場合は、落札を、そういうふうにきちんとこういう参画問題に取り組んでいるところに落札するというような考え方もあるけれども、そういうことはどうなのかということですね。

それから、もう一つは、成功している会社などを呼んで、講演会などをされるつもりはないかの3つです。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 的確な答弁ができるかちょっと不安でございますけれども。

いずれにしても、議員がおっしゃっているように、水俣市が周りから尊敬されるまちになるためには、やはり一人一人の個性と能力を発揮されると、そんなまちを目指さなければならない。したがって、当然男女共同参画の社会もそれに従って推進していかなければならない、そういうぐあいに思っております。

まず第一に、苦情処理ということでございますけれども、これは先ほど申し上げましたように、意識調査を実施するということを予定しております。事業所の意識調査をすることによりまして、そういったものも含めて、いろいろ調査の中に含めて検討してはどうなのかと、今ちょっと思ったところでございます。その中から、いろいろその実態を調べながら、必要であれば、例えば審

議会でそれが、メンバーでできるかどうかというのは、まだはっきりわかりませんが、そういったものを含めて対応させていただければなと思っていますところでございます。

それから、2つ目は、入札等で人権を重んじる会社を優遇すればどうかということでございますけれども、現時点ではちょっと難しいのではないかなと、そんな思いがしております。

それから、3つ目で、成功している会社あたりの講演会をしたらどうかということでございますけれども、これは可能ではないかなと思いますので、適宜、必要であると判断をしたときには、ぜひそういうのも紹介させていただければと思います。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 答弁をいただきましたので、質問の最後ですけれども、今、市長の答弁いただきまして、本当にうれしいなという面もありましたけれども。これですね、企業内でいろいろと工夫をなさっているところは、単純にお金がかかったり、それからいろいろ面倒がふえるということではなく、実際に本当にその会社が人と人との関係、労働力としての女性でなくて、人と人との関係で、とてもその会社の中がうまくいっているという事例がたくさんございますので、ぜひともそういう先進の企業なり、会社なりを呼んでいただいて、話を伺っていただけないかなというふうに思います。

それと、もう一つなんですけれども、きょう執行部の方から答弁が出てくるかなと思いましたが、私、係の方にお聞きしましたら、女性議会をこれから先やりたいということで、先進地域に視察に行くというふうなことをお聞きしていたんですけれども、そのことでちょっと言いたいことがあったんですが、それは漏れていたのではないかなと思っています。

それで、女性議会なんですけれども、大変よいことだというふうに思っていて、ただ、子ども議会などとは違って、本来はなれ親しむようなことではないと私は思うんです。当然、女性がこの議会の中にたくさんいていいことだから、なれ親しんで子どもがここに来てちょっとやってみるということではなく、女性がここにいて当然だというふうに私は思っていて、ちょっと意見を述べさせていただきたいんですけれども、例えばヨーロッパなんかでは、議会には女性議員が大変多いです。その原因というのが、いろいろ書物をひもとくまして勉強してみましたら、やはりクォーター制の採用にあるというふうに伺ってまして、日本とヨーロッパとの違いということで言うと、地方議会の方も政党制と比例代表が主流になっておりまして、政党内での女性議員候補の割合を決めているらしいんです。だから1番で当選した人は女、2番で当選した人は男というふうに、単純にその地域だけじゃなくて、男女の比みたいなことで決めているらしいんですね。だから、例えばノルウェーなんかだったら、今46.6%ぐらいが女性が議員をしているわけなんですけれども、そこで、まあ我が水俣市にかえったときに、提言をしたいんですけれども、できま

したら市の執行部から、どうしてもその比例代表みたいになってませんので、議会の派閥といい
ますか、派があるんですけれども、そこの方たちに少なくとも、まあ今一人会派が多いんですけ
れども、各派から女性をできるだけ出すように、そういった働きかけをしていただけないかなと
いうふうに思っていて、そのことを質問いたします。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 私が言う話かどうかちょっとわかりませんが、しっかり検討させて
いただきたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、水俣市の子育て支援対策について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、水俣市の子育て支援対策について順次お答えします。

まず、水俣市教育委員会生涯学習課で昨年度実施しましたのびのび子育て推進会議において、
のびのび子育て支援アンケートを実施した目的についてお答えします。

当アンケートは、国が実施しております人権教育推進のための調査研究事業の一環として行っ
たものであります。その趣旨としましては、子どもや女性の人権についての啓発とともに、子ど
もの成長にとって、安心安全な環境を整え、健やかな成長を促すために、行政で行っている子育
て支援策に対する保護者の認知度や、具体的な要望などを把握し、今後の施策に役立てるために
実施したものです。

このアンケートは、市内の小学校の低学年、幼稚園、保育園及び乳幼児健診の保護者を対象に
配付し、1,572人のうち1,122人の方から回答をいただきました。

今回のアンケートの設問が、子育てに関する悩みや、子どもの人権啓発も含め、保護者がみず
からの行動への振り返りを促すものとなっており、また育児不安等の具体的な解決を図るための
要望等について記入していただいたものであります。

次に、アンケートの結果を見て、顕著な事例などがあればとの御質問にお答えします。

アンケートの結果の中で、子育て支援に関する事例についてお答えします。

家事・仕事の負担と育児が重なり、子育てが辛いと感じる保護者が約5割となっており、子
育て支援への要望がより強く、多様になってきていることがアンケートの結果としてわかりまし
た。

主なものとしては、病中・病後児保育の実施や、子どもの居場所づくり、相談機関や交流
の場の設置、子育て情報の提供であります。

次に、のびのび子育て支援アンケートをむだにしないため、今後取り組みたい点はないかとの

御質問にお答えします。

子どもは、水俣の宝であり、家庭だけでなく、学校、地域、行政が一体となって子育てを行っていく必要があります。

核家族化が進み、地域とのつながりが希薄になっている現状では、本市でも細やかな支援が必要だと考えております。

昨年3月に策定しました水俣市次世代育成支援行動計画の中にも、病後児保育を初め、今回アンケートでの要望内容が含まれており、確実に実施していくことが、本市の子育て支援につながるものと考えております。

また、子育て支援策についての情報の周知不足を感じましたので、市のホームページや市報での子育て情報の提供を初め、さまざまな形での情報提供を徹底していきたいと考えております。

また、現在実施しております支援策につきましても、学童保育を初め、こどもセンターで実施しておりますつどいの広場など、一定の成果が上がってきておりますが、今後は、さらに、市民の皆さんのニーズに答えられるよう、内容の充実を図っていきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 答弁をいただきましたので、のびのび子育てアンケートというのを隅から隅まで一応読んで、アンケートの結果を読ませていただきまして、本当に胸がいっぱいになりました。

単に数の調査ではなく、また、マル・バツ式とかという回答ではなくて、お母さんたちの生の声がたくさん押し寄せてくるという感じで、多くのことを本当考えさせられました。

私は本当、親の人権とか子どもの人権、すべてがやっぱりつながっているんで、もう本当にすべてのことに施策が必要だとは思いますが、今、答弁にありましたように、一つずつしか進んでいけないというふうに思いますので、ぜひここでたくさん上がっていたことで、もう一度質問の形になって恐縮なんですけれども、上がってありましたのは、学童保育を全地域に拡充してほしいということが一つあったと思います。

それから、病後児保育の早急な取り組みですね。そして、もう一つは、地域1カ所ぐらいに欲しいと書いてあったんですけども、一時保育所の拡張です。今、初野保育園と清香保育園が一時保育をしてくださってるということで、初野保育園の場合は60人ぐらいが登録なさってて、先生たちが大変ですねと聞きましたら、まあそんなでもないですよということで、もう心強く思ったんですけども、本当に一時保育所というの、一つ大きな仕事になるかなと思いますので、できれば拡張の方向にいけないかなと思います。

それと母子家庭のお母さんたちがやっぱり、早い話がお金がない、それから子どもを一人で見なきゃいけない。大変だなというふうに思っていて、やはりこの実態のきちとした調査と具体的なサポートというのが必要なのかなというふうに思いました。あとはその前にもう言いました

のであれですが、大体この大ききは4つです。これをやっぱりできましたら、施策としているんな悩みとか、もちろん悩みの相談というのがあると思うんですけども、市ができる、市が進めていただくということであるならば、まずはこのことを具体的に進めていただけないかなということ質問をさせていただきたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 今、幾つかの施策が出てまいりましたけれども、少子化対策、基本的には教育委員会、あるいは福祉サイド、それから健康推進というか、いろんなセクションで、これは連携して、市の重点施策という位置づけでやっぱり取り組んでいくべきかなと思ってます。

そういった意味で、福祉の立場からいたしますと、先ほど教育長の答弁の中にもありましたように、平成17年3月に水俣市の次世代育成支援行動計画というのを策定いたしております。

その中で、今、藤本議員の御提案のありました学童保育の充実であるとか、一時保育、あるいは母子家庭支援の問題等幾つかございます。そういった次世代育成支援行動計画に基づいて、各事業計画を計画的にローリングしながら、できるところから実施に移していきたいと、そのように考えております。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 大変御理解のある答弁ありがとうございました。

これ、卵が先か鶏が先かという議論になるかもしれないんですけども、のびのび子育てアンケートを見ていましたら、これは人権のことでとられておられるわけなんですけども、やはりもう何回も私ここで意見を述べさせていただいてるんですが、やはり、鶏の方が先かなという感じで、親の人権をきちっと守ってあげれば、子どもの方にもいい結果が出るのかなというふうに、もちろん学校教育だとか、いろんなところでも子どもにも愛情をいただけてますけれども、やはり親を、今は、私の娘なんかを見てましても、これは親を見なきゃいけないと、今本当に思うんです。励ましながら、励ましながらやってるところがあるんですけども、私も学童クラブにちょっとかかわってまして、夏休みの反省会とかに、それとか1日、2日おつき合いさせていただくぐらいなんですけど、指導員の先生方とか、親御さんたちが皆さんずっと日々一緒にやっておられて、反省会の中でいろんなこと言われるんですけど、もう一生懸命なんですよ、どっちもですね。先生の方も一生懸命だし、かなり厳しいことも先生方も言われるし、もう本当にお互い泣きながらという感じですね。やっぱり、本当にそういう中で子どもが育てばすばらしいことだなというふうに思って、決して生ぬるい中ではなくて、お互いにつくり上げていくんだと、学童保育にしても何にしてもお互いにつくり上げていくんだということだと思うんですけども、一生懸命やることを、私たちも一生懸命お手伝いできないかなというふうに、行くたびにそんなふうに思っています。

このアンケートなんですけれども、またいつかとっていただくことがあれば、子育てはきついけども、仕事もきついけど、やっぱり子育て、子どもと一緒にいるのは楽しいねというようなアンケートの結果が出てくるくらいまで、私たち、水俣市民としてお手伝いを一緒にさせてもらえないかなというふうに、何か質問ではなく、要望なんですけれども、一緒にやっていけないかなというふうに思いますので、ぜひ前へ前へと進めていただくようお願いいたします。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 次に、水俣市における携帯電話中継基地局建設について答弁を求めます。
葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、水俣市における携帯電話中継基地局建設についてお答えいたします。

まず、建設においての住民とのトラブルは把握しているかとのお尋ねでございますけれども、平成13年に桜野上場地区に携帯電話中継塔が建設されたとき、それと平成15年に月浦地区のおれんじ館横に建設されたときにトラブルがあったというふうにお聞きしております。

その他の地域につきましては、住民の方からの申し出等も特段にございませんでしたので、把握はしておりません。

次に、各業者の水俣市への建設予定計画を知っているかとのお尋ねでございますが、建設に当たっての建築基準法上の手続につきましては熊本県へ、電波法上、無線局を開設する場合、総務大臣の免許を受ける必要があり、国に免許申請をしなければなりません。

事務手続上、水俣市を経由することがありませんので、建設計画については把握できていないのが現状でございます。

次に、各地で、環境基本法、景観条例、中高層建築物の住環境の保全に関する条例などで、携帯電話中継基地局建設を規制する動きがあるが、本市の姿勢はとのお尋ねについてお答えします。

環境基本計画につきましては、現在、電磁波に関するさまざまな見解がございますので、今回の計画に盛り込むことは困難ではないかというふうに考えております。

それから景観条例の制定につきましては、熊本県におきまして景観条例が制定されており、その中で景観形成地域として、水俣・芦北地域が指定されております。

県におきまして、広域的な景観形成が図られているため、本市におきましては、現在のところ景観条例を制定する考えはございません。

また、中高層建築物の住環境の保全に関する条例の制定につきましては、条例を制定いたしましても、建築確認がおりないわけではございませんので、条例の実効性の面で疑問があります。

しかし、司法の場等、あるいは公において、電磁波による健康被害に対する予防原則が認めら

れた場合には、本市においても何らかの対応策をとらねばならないというふうを考えております。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 答弁をいただきましたので、2番目の質問に入ります。

私がこの問題で住民とのトラブルとして、直接聞いていますのは、これは議事録に、千々岩議員が質問をされまして、議事録に残っておりますけれど、薄原の桜野上場、それと月浦のおれんじ館横、そして汐見町、汐見町の場合は、野中議員が相談を受けられまして、住民の皆さんが署名を集められて、そしてそれを地権者、土地の売買をする予定だった方のところへ持っていかれて、ここには建てさせないでくれというふうをお願いをされましたら、それを聞き入れられて建設がストップになったというのがあります。

今回、坂口の場合なんですけれども、その坂口に薄原の方からお茶をつくりに来られている方がおられまして、その方の園を通らないと、資材が運べなかったもんですから、どうしようかなと、自分が反対するという、反対しなかったんですけども、反対するということもあれだったので、地域の住民の方に聞いてもらえませんかということだったらしくて、会社はa uだったんですけれども、そのa uの施設をする方たち、基盤整備、そういうのをされる方が私のところへ来られまして、こうこうこういう計画を持ってますけれどもということで、説明をされました。すぐにその建設予定のところに行きまして、その現場を確かめまして、計画書も見たんなんですけれども、その計画書を見たところ、陣原団地までが200メートルから300メートルの間ぐらいということだったんです。私が何回も一般質問の中でも申し上げていますが、この300メートル以内ぐらいというのが、中継塔の場合は、大変一番電磁波の被害があるという地域になっていきます。一番近いところよりも、実は150メートルから300メートルぐらいということが電磁波の被害があるので、どうしましょうかということで、地域の生活環境委員会というのがございまして、そこで論議してくださいというふうに言いました。その生活環境委員会の中で論議をなさいまして、反対しようと、その反対の理由は、まず18区という地域の中に中継塔が2つもできるということ自体がもう絶対に許せないということが一つ。

それから、月浦のときだったんですけれども、いろいろな病気を持たれている方の問題もありましたけれども、これ実際にあった話なんですけども、中継塔の近くには住みたくないといって、出水の方に新しく家を建てたという方なんかもおられまして、やはり居住地域にやっぱり灰色のもの、危ないものがあるということは、地域の住民としては許すことができないという結論になりまして、その生活環境委員会が、私も間に入ったんですけれども、業者の方に言いまして、私たちの場合は説明会をしてくれというふうに言いました。自治会長を初め、40名ぐらいが、おれんじ館に集まりまして、a uの方たち4名ぐらいだったんですけれども、2時間半ぐらいにわたって話をずっとしまして、初めはもう絶対にここから譲れないということだったんですが、もうい

るんなことを言いまして、とにかく私たちは嫌なんだということを言って、結局じゃここには建てませんと、建てないので、ただ、計画をちょっと遠いところにするかもしれないので、その遠いところを自治会長の方にお知らせをしますから、そういうことで、きょうは終わらせてくださいということで、一応坂口には建てないということになりました。

この事例を一つ取ったときに、私が本当に感じましたのは、計画がもう早くわかれば、地域住民が一体となれば、この問題は何とか解決できるんだなということですね。もちろん解決できない場合もありますけれども、きちんと業者の方たちに話を、auは割と理解がある方だということなんですけど、まだ最終的には決着はついてませんけれども、それでも、早くとにかく地権者にも契約をきちんと結ばない前に計画がわかるということが、建設をとめられる大きなあれじゃないかなというふうに、ことではないかと。住民とのトラブルということを防げるものではないかなというふうに思うんです。

それで、先ほど中高層建築ということで、それを規制する条例を、そのことについてどういう見解をお持ちですかというふうに、今伺いをしましたけれども、そういったお答えが返ってくるかなというふうに思ったんですが、例えばいろんな自治体がありまして、これは盛岡市の盛岡市中高層建築物等の建築などに係る住環境の保全に関する条例ということで、盛岡にも1回電話をして聞いたことがあったんですけれども、ここにちょっと、これは執行部の方にも差し上げましたけれども、業者を呼んで、うちにはこういう条例があるので、中継塔を建てるときには、事前に連絡をしてくれとかいうことを条例のあれでおっしゃったということなんですけれども、それでも、やっぱり15メートルとかというふうになっていけば、中高層ビルの高さが10メートルということであれば、やっぱり10メートル以下の場合はどうなるのかとかという問題があったりしたとか、それから、例えば長野県の場合は、携帯電話の中継基地局で奇形の植物が出たりとか、本当に明らかに体調不良があって、引っ越したら治ったという一家があったんですけれども、その方が、長野県知事の田中康夫さんに言われて、対策をとってほしいということで、長野県が対策をとりまして、必ず業者に対して事前の説明会を開くようにということをお願いしたというのとかがありまして、これはまあ今でも割と有効だということがあるようです。

確かに言われるとおりに、その条例をつくったことですべてがうまくいくということではないと思うんですね。ただ、東京の国立市の場合なんかですと、周辺の反対に、周辺住民に対して条例があるよということを周知させる、要するに住民の方から市に対して、何というんですか、こういう計画があるということを知らせるために、そういったことなんかでも使えるということで、ぜひ何らかの有効な手段みたいなのをとっていただけないかなというふうに思いまして、これを2番目の質問にしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 条例みたいなやつをつくりなさいということが質問だと理解してよろしいでしょうか。

これまで、藤本議員、4回目ということで、本当に電磁波の問題を熱心にされているんだなというのを実感として。実は私たちもいろんな苦情を、今度の坂口の問題も実は藤本議員から教えていただいて、びっくりしたというのが実情でございまして、本当に市に入ってくる情報というのは非常に少のうございます。ですから、条例がある程度有効かなと思わないでもないんですけども、先ほど申しましたように、上位法をどうしても無視できないというのが、我々行政を執行する立場の人間としては、そこがクリアできていないということで、当面、いろんなそういう情報をなるべく早く我々にも教えていただいて、我々は何ができるかというのは今後の課題としても、一緒に知るということが、まず大事じゃないかなと。規制とかは、非常に行政の立場としては難しい問題がございましてけれども、いろんな相談に乗るとか、一緒に考えるとかというのは、まずできることじゃないかなというふうに思いますので、まず、その辺のところから入っていったらなというふうに思いますので、その辺のところ御理解いただきたいというふうに思ってます。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 最後の質問ですけれども、調査したところによりますと、先ほどちょっと私の質問を誤解されていたかなと思ったんですが、これから先、どれぐらいの会社が、どれぐらい水俣に携帯基地局を持ってくるかということについて、その動向を知ってらっしゃるかというのが一番初めの質問だったんです。私も調べ切れてないので、無責任な質問だったのかなと思って、あれだったんですけども、ただ気になることがいっぱいあります。例えば携帯電話メーカーというのが30社以上ぐらいに上るらしいんですけども、それが全部ここに来るわけじゃないですけども。一番、今御存じのとおり、ボーダフォン社というのを買収して孫正義さんが社長になりましたですね。第三世代の基地局増強を、もうやるぞということで明言されているんですけども、私もびっくりしてしまっただけですが、年度内に、年度内にですよ、4万6,000局増強すると。よりしっかりしたカバー率を実現したいということを出しておられて、まあ彼の性格ならば本当にするのかというふうに思うんですけども、もうはっきり言って電波の垂れ流しですよ。それはa uの方にも言ったんですけど、あなたたちはこの土地が一番それはいいでしょうと、でも私たち住んでいる住民から言えば迷惑なところもありますと。で、どれぐらいの人が、例えばa uの携帯電話、第三世代のを使っているんですかと言ったら、把握できてないわけなんです。苦情があったんですかと言ったら、苦情は一、二はありましたみたいな感じなんですね。だからやっぱり自分たちの企業理念というか、自分たちのもうけでずっと入り込んでくるわけですから、はっきり言って、便利にもなるという一面もあるかもしれないんですけども、やはりどうしてもそれに対する防御策というのは、今後私は必要になってくるんじゃないかというふうに思っ

います。こういう大きな盛岡だとか、仙台だとか、大きいところで、なぜこういった、何かの対策があつてると言えば、トラブルが物すごい多かったからだと思うんですね。私はやっぱり、今後、水俣市民というのが、ああ気がついたらもう中継塔が30メートル先に建つたということにならないためには、何らかの手だてが必要なんじゃないかなというふうに思います。

条例のことは、また総務企画部長さん、これから先もずっとおつき合いしていただきたいと思うんですけども、一つ最後をお願いといいますか、質問ですけども、できましたら、水俣市民の方に、こういう何というんですか、土地を本当ははっきり言って売らなければ何とかなるということでもありますので、できましたら、計画が持ち上がったときに、市の方にその周知といいますか、その計画を知らせてくれるようなことを、市民の皆さんに周知していただけないかということをお願いといいますか、質問して終わりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 今、市民への周知ということでございましたけれども、計画が持ち上がるのがわかっていれば、周知ができるのかなと思つたら、そう簡単なものじゃないんじゃないかなというふうなのが、ちょっと危惧をしています。というのは、企業が進出してきますよというのを防御的にそれをお知らせするというのは、非常に難しいことかなというふうには思つてます。ただ、市の方で計画を把握するというのは、非常に困難ですので、例えば県は、建築確認申請が出ますけども、県の方の情報公開とかあつてののかどうなのか、その辺のところをまずちょっと調べてみたいなというふうに思つてます。まず、そこから始めたいなということで御了解いただきたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 以上で藤本寿子議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後2時34分 休憩

午後2時44分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、吉田正和議員に許します。

（吉田正和君登壇）

○吉田正和君 こんにちは。

吉田正和でございます。

産廃最終処分場建設問題は、水俣病を経験した水俣のアイデンティティーにかかわる問題なので、この問題が解決するか、もしくは私が議員でなくなってしまう日まで、しつこく質問してまいりますので、どうぞ御理解いただきたく存じます。

それでは、本論に入ります。

産廃問題が表面化してから2年以上が経過しました。産廃問題の第一義は、あくまで建設を阻止することです。当たり前のことですが、これは常に確認し続けていなければなりません。反対することそれ自体は目的ではなく、目的はどこまでいっても建設阻止であります。

ところで、市長は反対運動の先頭に立ち、絶対に阻止するとおっしゃっておられます。そのこと自体は大変に結構なことですが、反対の基本方針をどう考えておられるかお尋ねします。

次に、水道水源保全条例についてお尋ねします。

これについては、前市長のときにもさんざん質問させていただきました。

私がこの条例の制定を主張し続ける趣旨は、次に述べるとおりです。

欧米先進諸国では、水道水源に悪影響を及ぼし得る場所における水道水源に悪影響を及ぼし得る施設の建設は、国法レベルで一般に禁止されています。そのこと自体は至極当たり前のことと思われまふ。しかしながら、我が日本国には、その水道水源保全法が整備されておりません。要するに、あるべき法律がないのであります。これは一体なぜでしょうか。もし、この法律が制定されると、我が国の国土の大半は山間地であり、そして山間地は一般に水源地と考えられることから、どこにも産廃最終処分場等がつかれなくなってしまう。それでは困るので、水道水源保全法は制定されていないわけでありまふ。このようなことですので、産廃問題がなくとも、各自治体は、水道水源保全条例を制定すべきであります。国法の不在・欠缺を条例で補うわけでありまふ。環境モデル都市を標榜する水俣であればなおさらです。

ところで、この水道水源保全条例によって、産廃関連施設の建設を阻止したケースが幾つもありますが、この条例を制定するつもりがあるかお尋ねします。

3番目に、騒音防止条例についてお尋ねします。

廃棄物搬入車両の過度の騒音が予測されたために、県知事により設置不許可になったケースがあります。県知事の判断や騒音規制法よりも厳しい基準を有する我が市独自の条例を制定すべきと思慮しますが、そのつもりはないかお尋ねします。

4番目に、大気汚染防止条例についてお尋ねします。

この条例の制定は県レベルでは可能ですが、もし市町村レベルでも可能であるならば制定するつもりがあるかお尋ねします。

5番目に、県に対して条例制定を要請するつもりかお尋ねします。

先ほど来、申し上げている種々の関連保全型条例を県レベルでも制定するならば、建設阻止に向けて、より実効的なものになると考えられるので、これを県に要請するつもりがあるかお尋ねします。

6番目は、5番目の質問を前提にしますが、市長の公約でもあった住民投票を行えば、より県

に対して要請をしやすくなるものと思われるが、実行するつもりがあるかお尋ねします。

7番目に、建設阻止に1%以上の可能性を有する条例は、ほかに新たに制定できないかお尋ねします。

8番目に、野川地区で道路の拡幅工事が行われていますが、処分場が建設された場合に搬入道路として使用される可能性が否定できない以上、少なくとも建設が阻止されるまでは工事を凍結すべきと考えますが、そのつもりがあるかお尋ねします。

9番目に、建設阻止のため、既存の法律で活用できるものはないかお尋ねします。

10番目に、これはまさに科学で建設阻止するために必要不可欠なことです。建設予定地の危険性についての地質・水質等の調査を行うつもりがあるかお尋ねします。

次に、水俣湾埋立地・八幡残渣プール・カーバイド残渣問題についてお尋ねします

これらについては、従来より危険性が指摘されていますが、厳密な調査をするつもりかお尋ねします。

次に、ダイオキシン最終処分場建設問題についてお尋ねします。

かねてより江添川と水俣港に高濃度のダイオキシンを含む土砂が堆積していますが、ダイオキシンが一般に有害物質として認められているため、特に高濃度の急性毒性は至上最悪ともしばしば言われていますが、これは当然に除去されなければなりません。ところで、この問題については、費用負担、しゅんせつ範囲など、いろいろな問題がありますが、今回は除去された土砂の処分を一体どうするのかという側面に絞ってお尋ねします。

私は、従来、産廃最終処分場問題については、外から水俣に持ち込むごみのための産廃最終処分場の建設は、その規模・場所・事業主体等を問わず一切反対すべしという立場に立ってまいりました。この立場に立ちますと、このたびのダイオキシンは水俣で生じたごみなので、水俣で処分すべきということになります。

しかしながら、水俣で処分すべきものであっても、いかに処分すべきかは、別途議論のあるところです。端的に言えば、市内でもっとも安全な場所はどこか、どのような形態の処分場であればいいのか、これらはしっかりと議論されなければなりません。もっと言えば、ダイオキシンについては無害化の研究が相当に進んでおり、低コストで無害化できる技術も開発された旨仄聞しますので、そうしたものも含めて議論の必要があると思われまます。

ところで、このダイオキシン除去作業は県の公害防止事業として行われますが、その危険性たるや遮断型の処分場を建設して対応することからも理解は可能ですが、そのような危険な処分場の建設を果たして県任せにしておいてもよいものでしょうか。建設予定地は水俣市内であり、その危険は我々水俣市民が負担しなければならないのです。県の事業であっても、危険負担だけは我々水俣市民に転嫁されるのであります。

そこで、お尋ねします。

県の態度がどのようなものであれ、環境モデル都市の市長として、水俣市民の生命・健康を守る立場から、県に積極的に話し合いを求めていくつもりはないかお尋ねします。

最後に、陣内・古城地区の雨水対策についてお尋ねします。

大雨時に、同地区において、しばしば浸水被害が生じていますが、具体的な対策を抜本的に講じていくつもりがあるかお尋ねします。

本壇からの質問は以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 吉田議員の御質問に順次お答えします。

まず、産廃問題については私から、水俣湾埋立地・八幡残渣プール・カーバイド残渣問題及びダイオキシン最終処分問題については福祉環境部長から、陣内・古城地区雨水対策については産業建設部長から、それぞれお答えします。

産廃問題についてお答えします。

最初に、基本方針についてお答えします。

今議会の冒頭、施政方針でも述べましたとおり、産廃最終処分場建設を阻止することは、水俣市民の強い願いであり、私に課せられた命題です。

市民の先頭に立ち、建設阻止のためのあらゆる方策を検討し、少しでも阻止できる可能性のあることを、できることから実行に移していくというのが私の基本方針です。

阻止のための方策は、大きく分ければ、手続の中での対抗策や条例制定などの法的なアプローチ、技術論や立地条件などを検証する科学的なアプローチ、住民の力を結集する市民運動的なアプローチの3つの側面があると思います。

市役所と市民の皆様一人一人の力を結集し、また専門家や水俣を支援して下さる多くの方々の知恵と力をおかりしながら、この3つの側面から十分な検討を行い、産廃建設阻止に向け全力で取り組んでいく覚悟です。

次に、水道水源保護条例の制定についてお答えします。

全国の自治体で、水道水源保護条例や、これに類する要綱等を制定している団体は100を超えております。この条例の目的は、水道法第2条で定める住民の日常生活に直結し、健康を守るために欠くことのできない水道水源を保護するために必要な施策を講じようとするものです。

もとより産廃最終処分場のみを標的にして規制するものではありませんが、産廃最終処分場の建設阻止や規制を直接の契機として制定された事例も全国には少なくはありません。また、事業

者との間で訴訟に発展した場合も、裁判の勝敗結果が分かれるなど、必ずしもこの条例だけで阻止できるものではないことも十分承知しております。

しかし、専門家など、関係者の意見をお聞きしますと、1、水源保護に関する市の姿勢を対外的に明確にできる。2、手続条例として事業者に対し一定の抑止効果があること等の理由から、水道水源保護条例を制定することは、ある程度有効な施策の一つであると思います。

したがって、本市環境基本条例などの関係法規との整合性も図りながら、庁内対策委員会で十分な検討を行い、条例制定に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

市独自の騒音防止条例につきましては、騒音規制法、県条例等、他の条例で規制されている施設を除き設定することは可能で、どういう施設について制定することができるのか、また、効果的であるのか、今後、施設計画が明らかになれば、制定の可能性の判断ができるのではないかと考えています。

また、自動車騒音については、自動車騒音、環境基準等が決められており、独自の規制基準を制定することは困難であると考えています。

次に、大気汚染防止条例につきましては、大気汚染関係につきましては、県の所掌事務であり、訓示的なものを除き、罰則を折り込む独自の条例を制定することはできないのではないかと考えております。県で制定する場合も、法で規制されていない施設に対して、制定は可能と思われますが、これも騒音関係と同様、施設計画が具体的になる中で、その可能性が検討できるのではと考えております。

次に、県に対して条例制定を要請しないのかとのお尋ねにお答えします。

御質問の条例の趣旨は、水俣を水俣病という未曾有の公害が発生した特別な地域として指定して、この地域内には産廃最終処分場のような施設は設置することができないという内容の条例ではないかと思えます。

私も心情的には、そのような条例を県が制定していただけるのなら、まことにありがたいことであると思います。しかしながら、現行の廃棄物処理法では特別な地域を全く想定しておらず、県がこのような条例を制定することは極めて難しいと思います。

したがって、本市も加入しました全国産廃問題市町村連絡会による廃棄物処理法改正に関する国への提言や、水俣病問題に関する水俣芦北地域振興に関する国への要望活動など、別の方法や機会を利用して、産廃最終処分場の建設阻止ができるような方策を探っていきたいと考えており、現在のところ県に対して条例の制定を要請する考えはございません。

次に、住民投票についてお答えします。

産廃最終処分場問題に関する住民投票につきましては、本年3月の定例会で、吉田議員の御質問に対しお答えしましたとおり、今回の市長選挙の大きな争点が産廃問題でありましたので、この

選挙自体が住民投票的な性格を持っていたと受けとめております。

住民投票が住民の意思を確認するために非常に有効な手段であることは私もよく理解しております。そして、住民の意思という点では、もう十分に明確になっていると思います。また、住民投票の法的効果や多額の費用がかかることなど課題や問題点もあります。

このようなことから考えますと、今、早急に住民投票を実施する時期にはないと考えておりません。

しかしながら、将来必要な時期が来て、これがより有効な手段となり得るならば、実施を検討することは、当然であるとも考えております。

次に、ほかの新たな条例の制定についてお答えします。

さきにお尋ねと御提言がありました水道水源保護条例、騒音防止条例及び大気汚染防止条例など、現時点で産廃最終処分場を阻止するために考えられる条例については、制定の可能性や効果、問題点など、それぞれ検討を進めていきたいと考えておりますが、その他の条例の制定については、今のところ考えておりません。

次に、道路拡幅工事を凍結しないのかについてお答えいたします。

議員よりお尋ねがありました野川集落付近の工事箇所は、市道八ノ窪・湯出線道路改良工事の区間であります。

市道八ノ窪・湯出線は、八ノ窪町を起点として長崎地区を経て湯の鶴温泉へ通じる幹線道路で、総延長1万5,820メートルであります。

しかし、現道は幅員も狭く、屈曲部も多いため、交通量の増加及び車両の大型化による通行に支障を来し、地域住民の生活及び産業・観光の振興に大きな支障となっておりました。

このことから、小田代地区の小田代農免農道を起点として、野川、長崎集落を経て、茂川集落間、約5,400メートルを計画し、これまで平成元年から平成15年まで、4,130メートルの整備を行ってまいりました。

現在は最終工区であります小田代地区と長崎・野川地区を結ぶ計画区間1,275メートルの整備を平成16年度から5カ年計画で工事を実施し、平成20年度の完了を目指して取り組んでいるところであります。

本路線の改良計画は、地域住民の強い要望を受け実施した経緯もあり、これまで用地買収や家屋移転に御協力いただいた地域住民も、一日も早い事業の完了を望まれているものと思っております。

なお、今後は事業用地が確保できたところから事業を継続し、実施してまいりたいと考えております。

次に、既存の法律で活用できるものはないかとのお尋ねにお答えいたします。

現在のところ、具体的に活用できそうな法律について、十分調査をしているわけではありません。

したがって、今後、産業廃棄物対策室や庁内対策委員会において、さまざまな方策を検討していく中で、既存の法律についても活用できるものがないか探っていきたいと思います。

次に、建設予定地の危険性に関する地質・水質等の調査についてお答えします。

今議会に提案しております補正予算の中で、この調査に要する経費も計上しており、予算可決後、なるべく速やかに調査を実施したいと考えております。

調査の内容は、建設予定地周辺の地形・地質を地表踏査により調査するとともに、数カ所で深さの異なるボーリングをして、地質構造、地層の透水性、地下水の流れの向きと速さなどを把握いたします。また、付近の河川・湧水及び集落の水利用の実態調査と水質試験を実施する予定です。

なお、調査実施のタイミングについては、専門家の意見も十分お聞きした上で判断していきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 吉田正和議員。

○吉田正和君 答弁ありがとうございました。

再質問に入らせていただきます。

まず、最初の産廃の反対の基本方針についてというところなんですけれども、いろいろな反対の手法が考えられると思いますが、せんだって市長と議長がIWDに陳情に行かれた際に、ここにそのときの新聞記事がございますけれども、これ池田町ですね、すいません、このときに御嵩町のあの有名な柳川町長がこのような発言をしております。業者は情に訴えても通用しないと。法律と科学で理論武装し、基準を満たしていないことを証明してとめるしかない、しかないという言葉を使っていますので、もうこれに限定したような考えかと思うんですけれども。それを受けて、市長が反対と騒ぐだけではだめだという指針をもらい云々とあります。

私もかねてより主張しておりますが、業者はもちろん、お金もうけで進出してくるわけですから、なかなか情に訴えても通らないだろうというのは承知しておりますし、特に今回のIWDは既に幾つか処分場を建設した実績もありますので、もしかしたら、その中で反対運動をクリアするすべも知っているだろうと思われまますので、なかなかその反対と騒ぐタイプの運動ではとまりにくいというふうに私も思っております。

また、「ごんずい」というある団体の機関紙がありますけれども、直近のやつ、私も拝見させていただきましたけれども、その中にも市長のインタビューがございました。そちらを読みましてすけれども、なかなか、以前、市長が業者に陳情に行かれた際に、話は聞いてもらえない雰囲気であると、とてもじゃないけど、撤退してもらえよう雰囲気は業者は持っていないというこ

とでございましたので、そういうこともかみ合わせますと、お願いするタイプの反対運動ではなかなかやっぱりとまりにくいのかなというふうに私も感じております。

そこで、前から私一般質問でも前市長時代からも申し上げておりますが、さっき、柳川町長の発言にもありましたけれども、もっと法律とか科学に重きを置いた阻止手法、そっちの方に可能であれば移行して行っていただきたいなど。もちろん住民運動型のものも否定するわけではございませんけれども、重きを法律、科学の方にやはり置き直していただきたいという気持ちを持っております。ただ、先ほど建設予定地の科学的な調査をするというお話でございましたので、その点、少しは安心はいたしておりますけれども、今後、そうした方向に運動の性質を変えていくつもりが、重きを変えていくつもりがあるのかお尋ねいたします。

これにつきましては、本市とかかわりの深い馬奈木弁護士、以前議会の方でお話しいただきましたときに、そのときの議事録がございますけれども、その17ページに、反対運動について、やはり反対運動というのは氣勢を上げることではないと。中身の正しさが重要だというふうにおっしゃっております。ここで言う中身の正しさというのは、恐らく法律とか科学とか、そういうものに寄った方がいいんじゃないかというふうに言ってるというふうに私は推測いたしております。

ですから、そういう方向にかなり重きを置いていただきたいんですけども、そういうおつもりがあるかということです。

続きまして、水道水源保全条例ですが、先ほど、ある程度有効と思われるので、制定する方向で検討したいというお話でございましたので、安心いたしましたけれども、少々その流れで補足いたしますと、平成18年6月6日付の水道局長の本市の報告がございます。この中にも産廃処分場建設阻止の目的で、同条例を制定して阻止できたというのが7団体というふうにも書いてございますので、阻止の定義もよく考えると非常に難しい部分がありますけれども、単に工事がとまっている場合もあれば、もう全面撤退という部分もありますので、ただ、一応ペーパー上はそういうふうになっております。

また、以前馬奈木弁護士の方から、水道水源保全条例については、いろいろなお話ございましたけれども、水道水源保全条例といいましても、細かに見てまいりますと、有害な施設を阻止する目的でつくるのか、もしくは本当の水道水源を保護する形でつくるのか、また、その中身も水源を保護するのか、地域を保護するのか、それとも全体を保護するのか、また別の角度から直接規制でいくのか、それとも手続条例という形でいくのか、随分違うということで、ですから施設を直接つくってはならないという形では違憲になる可能性が高いけれども、手続条例という形をつくった場合は、非常に望ましいというようなことも、この議事録の中でも述べておられます。

そういうこともございますので、憲法違反にならない形では、規制をなるべく強度にする方向で検討していただきたいと、そのおつもりがあるかということをお尋ねいたします。

続きまして、騒音規制条例についてですが、もちろん、その国法の騒音規制法というのがありますけれども、福井県、こちらでやはり産廃最終処分場の建設がございまして、ここでは、結果的に不許可になりましたけれども、その理由が、これは環境対策課が平成17年3月17日に出された資料ですけれども、それに書いてあるところを読みますと、建設事業計画地に向かう道路は、町道の位置づけであり、集落を通る道が狭く、大型車両通行による騒音が予測されることから、住居系の環境基準が適用されている場所ではなかったが、住居系の基準を超えると予測されたために不許可となったと。これは非常に我々水俣市にとっては、まあ有利な材料になるかと思いません。

実際にこういうふうに過度の騒音が予測されたために、県知事が不許可にしたという事例がございまして。ただ、県知事の許可を待たずとも、市独自の上乘せ条例をつくれれば、なおさらよいのではないかと、そういうおつもりがあるのかということです。

先ほどは可能性という程度にとどまっておられたので、もっと積極的な形でこうつくるおつもりがないのかということです。

実際、騒音規制法の中に、条例でつくっていいですよと、上乘せでやって構わないですよという条文が実際入っております。公害規制法には割とこういう条文が入っているものが多いんですけども、その中で県レベルでもつくって構いませんよと。市町村レベルでも、また別にどうぞというところまで明文で書いてございますので、これは非常に我々にとってやりやすい状況かなと思っておりますので、ぜひそういう方向で検討していただけるかどうかお尋ねいたします。

次、大気汚染防止条例ですが、先ほど県の所掌事務というお話がございましたけれども、こちらにも条文の方を見ますと、県が条例をつくるのは御自由にやってくださいという条文がございましてけれども、ただ、基本的に法律に抵触しない限りでは、各自治体は条例は自由につくれるわけですから、今は最高裁判例の中で、目的効果基準という考えがとられていまして、なるべくその条例と法律の抵触というのは、緩やかに解そうと、なるべくぶつからないように解そうということになっておりますので。ですから、この場合、明文でもって市町村でも条例つくれますよということはお入っておりませんが、そもそも原理的につくれるはずでございますので、ここもできれば前向きに検討していただきたいと。

もしかしたら、その大気汚染防止法につきましては、条例との関係についての解釈通知とか、もしくは判例がある可能性もございまして、そこも検討された上で、前向きに検討していただいて、制定するおつもりがないか、そっちの方で検討していくつもりがないかお尋ねいたします。

ちょっと飛びますけれども、その他の新たな条例をつくれぬかというところですよ。

ここににつきましては、先ほどは今のところ考えてないという話がありましたけれども、今後、そうした条例を制定する方向で努力していただきたいという思いのもとに、これはたしか市の庁内

対策委員会ですかね、そこで配られた、多分、資料だと思うんですけども、NPO法人水俣フォーラム副代表、青山さんが書かれたものですね。こちらの方を拝見しますと、水俣市として条例などの制定を考えた方がいいということなんでしょうけれども、いろいろ書いてございます。ちょっと読み上げます。

水俣市命と自然の水保全条例、水俣市地崩れ地域条例、水俣市水道水源保全条例、地下水保全条例、水源地域水源涵養林育成条例、また水俣市循環社会形成推進条例、こうしたものも多分、失礼ですけど、ブレインストーミング的に言われたものもあるかもしれませんけれども、こうしたものもぜひ視野に入れて、1%以上の阻止可能性があるんであるならば、ぜひ制定の方向で検討していただきたいと、そのおつもりがあるか、これもお尋ねいたします。

次に、道路を拡幅の件なんですけど、先ほど答弁ちょうだいいただきましたけど、ちょっとわかりにくかったものですから、もうちょっと明確に答弁していただければというふうに思うんですけども。

それにつきまして、IWD東亜の産廃問題で、以前、方法書というものが出ましたけれども、それに対する水俣市長の意見、ここに持って来ておりますけれども、江口市長時代のものですが、ここで、このような内容の意見があります。搬入車両の往来において、道路騒音振動の発生が予想されるので、十分な拡幅が必要であると。ですから、こういうことですので、十分な拡幅がなければ非常に業者にとっては都合が悪いということが、ここから読めるかと思っておりますので、そういうことも踏まえた上で、道路拡幅ストップについては明確に、いま一度答弁をちょうだいできればというふうに思います。

あと、既存の法律で何か活用できるものはないかということですが、これについても今後探るといってお話でございましたが、もちろん鋭意探っていただきたいと思いますが、これも、先ほど来出ております馬奈木弁護士が議会で言われた議事録にも関連箇所がございまして、その32ページですけども、森林法、農地法、どこでも当然それは使えるわけですよという発言がございまして。私も以前、その都市計画法さえも使ってとめた事例があるということを御紹介したかと思っております。ここには、さらに書いてございまして、使える法律は何でも使うと、自治体の権限で使える法律というものは随分たくさんあると、で、有効に使いますということまで書いてございますので、ぜひ、そういうものでございますので、ここも前向きに検討、検討といいますが、活用できる法規がないか、探していくおつもりがあるかどうか再度お尋ねいたします。

最後、建設予定地の危険性についての地質・水質の調査ということですが、これはもう実施するというので、予算が今回上がってきているということですが、多分、議会は全会一致で反対しておりますので、通るかと思っておりますけども、ただ、この調査の方法といいますが、程度、恐らくその地表踏査とボーリングというやり方でやるかと思っておりますけれども、ボーリングも打つ数

によって全然その調査の精度が変わってきますので、予算が許す範囲で、なるべくたくさんボーリングを打っていただきたいと、そういうふうを考えておりますので、予算が許す限りで、より精密な厳しい調査をされるおつもりがあるかどうか、そこもお尋ねいたします。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 議員の質問に順次お答えさせていただきますが、漏れていることがあります。また後で御指摘いただければと思います。

まず、議員の一生懸命に取り組んでいただく姿に、まず感謝と敬意を表したいと思います。

私もいつも申し上げておりますとおり、議員と全く同じでございます。ほんの少しでも阻止へ向けての効果があればやってみるべきでしょうし、議員がいつも言われます1%の確立でもあれば、取り組んでいきたいと、そのように思っております。

やはり、よく聞く言葉でございますけれども、国は法にかなう、情にかなう、そして道理にかなう、そんな国でなくてはならないというような言葉を聞いております。そういった形になれば一番いいと思うんですけど、私もさっき御質問の中にございましたように、東京のIWDの会社に行ってまいりました。正直申し上げまして、話は全く、この前申し上げましたように、平行線をたどりました。水俣病に関して、もう随分そのことについても申し上げたんですけども、やはり非常に強い温度差がございました。水俣病というのが、ほんの一地方で起きた出来事ではないかというような、そういうとらえ方ではないかなと思うぐらい温度差があったところでございます。

したがって、この水俣病に絡めても、やっぱり全国的な動きとして運動していかなければならない、情に訴える部分も確かに必要ではないかなというのを感じたところでございました。

その後、先ほど言いましたように、池田町に参りまして、お話をいろいろお聞きする中で、さきの柳川町長がおっしゃったのは、今、議員がおっしゃったとおりでございます。情だけではだめですと、もっともっと法的にクリアできるように、一生懸命に理論武装をしていかなければ、とてもじゃないけどこの問題は解決できないんだというようなお話もいただいたところでございます。

私もそのことを聞きながら、これは私としては、できるだけ両方の線から精いっぱい攻めていきたいと思っておりますし、また、議員が御指摘になりましたように、理論の構築をし、法での対決につきましては、十分これも勉強しながら、こちらの方からも強いプッシュをかけていかなければならないと、今そのように思っているところでございます。

第1番目の、そういった科学的な根拠に基づいて重きを置いてほしいということでございましたので、私も当然その方向も強くしていきたいと思っております。

その次に、いろいろな法が、水道水源保護条例とか、あるいは騒音規制法、それから大気汚染防止条例、その他の新たな条例を駆使して、対決していかなければならないというような、今御指導いただいたところでございますけれども、盛り込む内容が法律に抵触しないことなど、顧問となられる弁護士の先生方のアドバイスも受けながら、積極的につくっていかなければならないと、今そのように思っているところでございます。

それから、あと条例関係その他につきましては、今のお答えで答弁にさせていただきたいと思っております。

それから、道路につきましては、先ほど答弁の中で道路について申し上げましたけれども、基本的には、そのような方向で進めさせていただきたいと思っているんですけれども、道路を現在、産廃建設を阻止するためには何があるのか、道路問題を含めまして、いろんな角度から協議をさせていただいているところでございますけれども、この道路につきましても、慎重に見詰めながら、これから進めさせていただきたいと思っております。この道路によって、もし、産廃の処分場を阻止することができる、そういう判断がされるならば、事業の凍結、あるいは中止、そこに向かって考えていかなければならないと、そのように思っております。

それから、最後の既存の法で探ることはできないかというようなことでございましたし、地質調査等の方法も専門家に、こういったものにつきましても、専門家の先生をお願いをしながら、鋭意、何が一番いい方法なのか、何が一番強力な方法なのかということ、今後しっかり探りながら対応していきたいと、そのように思っております。

以上でよろしゅうございますか。

○議長（緒方誠也君） 吉田正和議員。

○吉田正和君 2回目の答弁ありがとうございました。

2点、再々質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、反対の基本方針についてなんですが、先ほどちょっと忘れておりましたけれども、もちろん、水俣というところは、今まで水俣病で本当さんざん苦しみ抜いてきたまちでありますので、情の側面で申し上げれば、それこそ地元で出るごみでさえも引き受けたくないというのが、私は正直なところだと思っております。

ただ、阻止するに当たって、実効性の問題から考えた場合は、やっぱりちょっと弱い部分がございますので、法律や科学に、そこは割り切って、重きを、100%とは申しておりません。重きを置いていくべきではないかという趣旨で申し上げた次第です。

それに絡んでですけども、ここに厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課産業廃棄物対策室長と、随分こう長いタイトルですけども、ここから各都道府県政令市産業廃棄物行政主管部長殿にあてた、要するに産廃処理業の設置にまつわる許可事務の取り扱いについての、いわゆる

解釈通知があります。これを見ますと、ここに書いてあることをそのまま文言を読み上げますと、申請者が技術上の基準に適合する施設及び能力を有し、かつ欠格要件に該当しない場合には、必ず許可をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお、都道府県知事に対して許可を与えるか否かについての裁量権は与えられているものではないことという文言がございます。これはもうかなり明確に書いてあるんですね。ですから、いわゆる、撤退してくださいというようなタイプの反対運動で行った場合に、業者が自主撤退してもらえない限りは、もう原則これに従ってやっぱり手続が済んでしまうということですから、それを考えますと、やはり、そういう意味でも法律や科学に基づいた阻止手法というのは私は重要になってくるのではないかというふうに考えております。それについて、まだ、市長の方で意見がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

もう一点は、さっきの道路の拡幅の件なんですけれども、ちょっと私の理解能力の問題かもしれないんですけれども、ちょっとわかりにくかったものですから、やっぱり、この道路が問題になっております。やはり搬入道路として使われる可能性というのは否定はやっぱりできないんですね。それ逆に言えば、そこをストップさせれば、それこそ1%以上の阻止可能性が出てくるということになるわけですから。ですから、もちろんこの道路工事をストップさせることによって、もちろんデメリットもあるのは存じております。地元住民からの長い歴史を持った要請もありましたでしょうし、もしくは補助をもらってやっている事業ですから、これをストップすることによって、補助を幾ら戻すとか、もしかその先には、またこの道路をつくりたいとかと言っても、もう国からそうしたお金は来ないようになるんじゃないとか、いろんな懸念があるのは存じておりますけれども、ただ、やっぱり産廃建設とのはかりにかけて、ここは考えるべきであって、実際問題、方法書の方を見ますと3ルート書いてあるんですね。2つは予備ルートなんですけれども、そのメインのルートは、まさにやっぱりここを通っているようにたしか書いてあったと思うんですね。そういうこともございますので、ここはもうずっとつくるなという意味ではなくて、産廃がとまるまでは、もしくはもう、ちょっとでもいいから延ばしていただいて、そのうちまたいろんな手を考えていただくとか、そういう方向で検討していただけないかということをお尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 第1点の法、科学、そういったものに重きを置いて、さらに阻止に向けて頑張ってもらいたいということでございますので、当然、その方向で頑張っていきたいと思っております。

それから、道路につきましては、少し慎重にこれに対応していきたいと思っておりますので、

現時点では、先ほど申し上げましたような方法で考えているということでございます。

慎重に対応させていただきたいと思いを。

○議長（緒方誠也君） 次に、水俣湾埋立地、八幡残渣プール、カーバイト残渣問題について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、水俣湾埋立地・八幡残渣プール・カーバイト残渣問題についてお答えいたします。

まず、水俣湾埋立地については、平成14年3月策定の水俣湾埋立地管理補修マニュアルに基づき、中長期的視点に立って、同湾の環境状況を把握するとともに、埋立地の適正な維持管理がされていると、熊本県からお聞きしています。しかし、護岸が建設されて20年ほど経過しており、その耐用年数を考えると、新たな護岸の手当を計画することも必要ではないかと考え、昨年から国・県に対して要望をいたしているところでございます。

八幡プールにつきましては、一部、有害物が埋め立てられているということで、有害物の漏れがないかについて、以前から埋立地内の観測用井戸、周辺水等の調査を県、市、各事業所で行っていますが、水素イオン濃度が一部高いことを除けば、現在まで問題は生じておりません。

最近、新聞等で問題になりました水俣川への流出につきましては、熊本県が、その水質の調査を4月に行っています。その結果、重金属等の化学物質は、水質汚濁防止法の排水基準に適合しているが、水素イオン濃度が基準を超えていることから、定期検査箇所に加えたり、海の定点監視の観測頻度を多くするなどの対策を行うと伺っています。

なお、水俣川護岸の白い付着物質につきましては、市で5月にその成分分析を行いました。その結果、主成分は炭酸カルシウムであり、有害物質は検出されておりません。

○議長（緒方誠也君） 吉田正和議員。

○吉田正和君 答弁ありがとうございました。

では、再質問に入らせていただきます。

まず、水俣湾埋立地についてですけれども、先ほど、昨年より県・国に要望されているというお話がございましたので、非常に心強く感じました。

ただ、ちょっとやっぱり心配いたしておりますのは、埋立地の、特に親水護岸あたりの構造ですね。もちろん水俣湾埋立地というのは、いわば産廃最終処分場のきわみの一つだろうとは思いますが、いわずも、鋼矢板、あれを円筒状にして親水護岸を形成しているんですけれども、私も余り詳しいことはわかりませんが、鋼矢板というのは、聞くところによりますと、一番平たく言えば、鉄板、鉄であるということですので、そうしますと、やはり素人考えにも、

海水にいつもさらされていれば、鉄であるからさびて腐食するというふうに考えられるわけですね。これがつくられた当初は、マックスで50年はもつだろうということが言われていたらしいです。その根拠と申しますか、根拠はどういうふうに計算されたかということについては、私もつまびらかではないんですけども、ただマックスで50年ということですから、既にもう20年ぐらいたってるんですかね。ですから、事が起きてからでは、もう遅いんです。当たり前のことなんですけれども、手おくれにならない唯一の方策というのは、結局、早目早目に手を打つと、事が起きない前に手を打つということだろうと思うんです。ですから、目に見えて問題になっていない今こそ、徹底した調査をして、漏れていなければ、それにこしたことはないし、漏れていれば、早急に手を打つと、それだけの私はシンプルな話かと思っております。

ここもやっぱりしっかり調査をする必要があるんですが、もちろん予算の問題もありますので、国・県がやってくれば、それにこしたことはないんですけども、ただ、国・県が悠長にしてるから、それを傍観してるというわけにもまいりませんので、国・県の動きが遅い場合には、やっぱり市が独自に、事がある場合は結局被害をこうむるのは、我々水俣市民でございますので、そこで、市長の方には、個人的に何回かお話し申し上げたことがあるかと思っておりますけれども、公害防止条例ですね、当市でございます。これの16条のたしか1項か2項だったかと思うんですけども、市長の権限で、公害が起きてる、もしくは起きそうな場所に対して、強制的に立ち入って調査できるという条文がございますので、ぜひこんなケースにこそ有効活用していただきたいと思っておりますが、そのおつもりがあるかどうかお尋ねいたします。

次の、八幡残渣プールも全く同じ、私にとっては問題意識でとらえているんですけども、先ほど、こちらも一部有害物が入っているという答弁ございましたんですけども、八幡残渣プールといいましても、私も以前はつまびらかではなかったんですけども、いろいろ勉強するような機会がございまして。これは水俣工場新聞という新聞です。発行年月日が昭和30年11月5日、発行所は新日本チッソ肥料株式会社水俣工場庶務課となっております。この記事なんですけれども、水俣が過去に大埋立地と、護岸工事近く完成と。これは水俣川河口ですから、恐らく八幡残渣プールのことを指していると思われましても、ここにこういう記事がございます。カーバイト残渣が工場から排出される、これを海に流すと魚が死んでしまうので云々という記事があるんですね。どうして魚が死んでしまうのか、どういう趣旨でこれを書かれたのかは、よく調べてみないと、もちろんわかりませんが、ただ、一般人の感覚で判断するに、何か危ないんじゃないかというのを、十分にここから伝わってくるわけなんですね。

もう一つは、これは、熊本学園大学水俣学研究センターの編著になってまして、熊日が出版している水俣学ブックレットというやつですね。私も最近これを購入したんですけども、これの23ページにもカーバイトの残渣だけでなく、水銀を含んだ酢酸排水や硫酸排水、燐酸排水なども

流し込んだ。もともと八幡残渣プールは、埋立目的で水分が抜けやすいように設計されていたためにとかという記述があるんですね。こういうのを見ますと、やはり素人の私は余り詳しい知識がないもんですから、やっぱりひやっとするわけですね、恐ろしいなと、もしそれが本当だったらという気がするもんですから。ですから、こうしたこともございますので、こちらのプールの方も、先ほど申し上げたように、公害防止条例16条を有効に活用して、今までも県からの調査もあっておりますけども、水俣川河口の護岸から白く漏れ出しているものだけの調査に限定されておりますので、八幡残渣プールは、私は以前は1つのプールなんだなというふうに勝手に思ってたんですけども、資料見ますと、実はプールの中が細かなプールにたくさん分かれておまして、甲区プール、乙区プール、北八幡プール、入江プール、塩田プール、八幡沖第2期プールとか、亀首プールとか、新日本化学プールとか、いろいろあるんですね。この細かなプールによって、その埋め立てられた時期も違えば、流れていたといいますが、その中に入ってるものも違ったらしいです、いろいろな資料を見ますと。そう考えますと、やっぱり護岸のところにも漏れてたものだけに限定せずに、それぞれのプールについて、しっかりやっぱり精査していくような調査が必要なんではないかというふうに感じておりますので、これもそうされるおつもりがあるかどうかお尋ねいたします。

カーバイト残渣につきましては、一説によれば市街地の4割に埋まってるとかという話もございまして、せんだって私いろいろ見て回りましたが、汐見町の方でも随分やっぱり漏れ出しております。あと、桜ヶ丘の市営団地なんかも、やっぱりもう随分前から漏れ出しているというような話もございまして、見に行きましたけれども、底が本当白い物で埋まっていると。もちろん白い物はカーバイトだろうと思うんですけども、もちろんカーバイトであれば、恐らくそのカルシウムですから、そんな問題はないかと思うんですけども、先ほど申し上げたような事情もありますので、やはりきちっと精査された方がいいのかと。例えば学校も、そのカーバイト残渣の上に建っているようなところもございまして、子どもたちの健康との関連もございまして、ここはやはり少々お金がかかってもしっかりやっぱり調査していただきたいというふうに思いますが、そのおつもりがあるかどうかお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 水俣市の都市基盤といいますが、形成のされ方は、まさしく我が国の工業化の縮図としてとらえられるんじゃないかなと思っております。その過程で都市基盤が形成されてきたわけですが、その段階、段階で幾つかのリスクを抱え込んで、まちの骨格が形成されてきたのかなと思っております。その八幡プール、あるいは今水俣湾の埋立地、まさにそういう御指摘ができるんじゃないかなと思っておりますけれども、そういった都市基盤におけるそのリス

クが、いわゆる私たちの生命を脅かすような事件、事故等にもならないように、市独自で調査をするということはなかなか困難なものもありますけれども、必要なものについては、これまでもやってきております。今後において、十分市も、県も一緒になって、知見を集めて、そういった管理をし、監視を続けていかなければならないのではないかなど、そのように思っております。

また、必要なことにつきましては、国に対しても要望をやっぱり重ねていくべきではないかなど、そのように考えております。

○議長（緒方誠也君） 次に、ダイオキシン最終処分場問題について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、ダイオキシン最終処分場問題についてお答えをします。

この事業は水俣湾百間船だまり、百間排水路及び百間雨水幹線に堆積している低質の環境基準を超えるダイオキシン類を含む土砂、約1万1,000立方メートルのしゅんせつを行う計画で、しゅんせつ土砂は陸上処分される予定です。陸上処分地は遮水シートの敷設や、雨水の進入を防ぐための上面のアスファルト舗装も行うと伺っております。

これらの事業計画策定に当たっては、県に任せるという姿勢ではなく、これまで同様、県と綿密に協議を行い、検討を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 吉田正和議員。

○吉田正和君 答弁ありがとうございました。

再質問に移させていただきます。

ダイオキシンと申しますのは、やはり一般的には猛毒というふうに考えられております。先ほど申し上げましたように、高濃度での急性毒性というのは、史上最悪と言われているとおりですね。ただ、低濃度の慢性毒性については、まだ研究段階にあるという言い方が一般のみたいでございます。ただ、どんなに微量であっても、いいはずはないので、ですから、特に環境モデル都市であるならば、こうした問題には、非常に敏感にやっぱり対応していかないといけないというふうに思いますけども、そこで、今部長の方から、県と綿密に打ち合わせをしていきたいという答弁ございましたですけども、欲を申し上げれば、基本的にこれは県の事業でございますので、やはり県がリードしながら、議論は進んでいくとは思んですけども、例えば事があった場合には、やはり被害をこうむるのは、県ではなくて水俣市民でございますので、先ほど申し上げたような、例えばダイオキシンについては無害化の技術というのは、相当今進んでいるんですね。せんだってインターネットで検索してありましたら、かなり低コストで無害化する技術が開発されて、あとはもうその実用化できるかどうかというレベルにまで入っていると。そうしたことが結構インターネット上にも散見されたものですから、ですから、今の県の姿勢ですと、もう結局

遮断型の最終処分場に入れ込んでいただけということになりますので、そうした無害化するような提案も市の方から積極的に、もちろん県の方はおもしろくないかとは思いますが、ここはもう市長のやっぱり政策判断でもって、そうしたものも申し上げていくべきではないかというふうに思いますが、そのおつもりがあるかどうかお尋ねいたします。

○議長（緒方誠也君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） ダイオキシンの無害化について、ひとつ水俣の議会においてもそういう御意見が出されたということで承って、県の方にもそのように協議の場で幾つか御提案させていただければというぐあいに思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、陣内・古城地区雨水対策について答弁を求めます。

吉海産業建設部長。

（産業建設部長 吉海安丈君登壇）

○産業建設部長（吉海安丈君） 次に、陣内・古城地区の雨水対策についての御質問にお答えします。

本市の市街地は全体的な傾向として、宅地の地盤高さが海水面と比較して低いこともあり、雨水排水路の改良とともに、雨水ポンプ場により強制的に排水を行っているところでございます。

陣内・古城地区の雨水対策につきましては、都市下水道事業において、陣内都市下水道及び古城都市下水道を整備するとともに、平成15年の豪雨災害時に鶴田橋の崩壊による水俣川の越水が原因で浸水した事例を除き、特に浸水の発生頻度の高かった田平地区においては、平成14年度から平成15年度にかけて公共下水道として、陣内雨水幹線の断面不足箇所の改良工事を行い、排水能力を向上させ、浸水防除の対策を講じてまいりました。

また、平成15年度から陣内地区の公共下水道事業による汚水整備に着手しておりますが、陣内2丁目の汚水整備の際、改良必要な雨水排水路も同時に整備をしている状況であります。

今後も、改良が必要な雨水排水路を整備していく計画であります。汚水整備とあわせて、地域の要望を踏まえながら雨水対策を行ってまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 以上で吉田正和議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後3時48分 休憩

午後3時58分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、千々岩巧議員に許します。

（千々岩巧君登壇）

○千々岩 巧君 こんにちは。

いよいよ最後になりましたが、久しぶりに一般質問をする機会を与えていただき、夕べはうれしいうら、そして原稿がまとまらずになかなか眠れませんでした。

新政会の千々岩巧です。

ただいま議長から発言の許可を得ましたので、私見を交えながら、さきの通告に従い、素朴な住民の目線で質問をしたいと思います。

今、水俣はまさに受難のときであり、冬の時代だと思えます。近年さまざまな難問題が降りかかり、中でも50年たった今でも全面解決に至っていない水俣病問題を初め、3年前の集中豪雨による大規模な土石流災害、そして突然降ってわきました産廃問題に、一方、内政に目を転じれば、低迷する地場産業に、昨日から議論されました人口減の問題、加えて少子・高齢化、さらには危機的な財政状況、こうして見ますと、何一つ希望の持てるものはないような気がしてなりません。

確かに水俣だけの問題じゃないかもしれませんが、これからよほどの覚悟と、前向きな姿勢を維持しなければという気持ちを新たにしているところであります。

幸い、今定例会の所信表明を拝聴して、水俣市長としての覚悟と決意が力強く感じられ、さらにさらに一緒に汗をかこうという気持ちが一段とわいてまいりました。

どうにかして住民の幸せをかなえたい、どうにかして水俣の元気を取り戻したいという意気込みが自分の言葉として語られており、感銘を受けたものであります。

受難は復活につながると言われます。市長おっしゃるように、今こそお互いの立場の違いを乗り越え、市民一丸となって一步一步前進することだと確信するものであります。

それでは、本市が当面する課題についてお尋ねをいたします。

まず初めに、里道の払い下げ価格の見直しについて、4点お尋ねをいたします。

まず初めに、里道については、平成17年から国から無償移譲なされたとなっておりますが、どれくらいあったのかお尋ねをいたします。

、里道の払い下げ価格は安いと聞いておりましたが、最近かなり高くなっていると、近所で聞きます。無償移譲をされる前と、その後の価格差は市街中心部と、中山間部とでは平米当たりどれくらい違うのかお尋ねをいたします。

、本市の払い下げ価格の算定は、何を基準にしているのかお尋ねをいたします。

、払い下げ価格を見直す考えはないのかお尋ねをいたします。

次に、丸島水路における旧水俣化学工業所の公害防止事業費事業者負担金について、2点お尋ねをいたします。

このことにつきましては、昭和61年3月定例会から、今日まで4人の議員、そして7回の質問がなされております。

そこで、最近のことを調べますと、2年半前の平成15年の9月議会で質問がなされております。質問は、その後、本市立てかえ分の返済はどうなっているのか、入金状況と残高状況並びに交渉状況についてお尋ねをいたします。

、本市監査委員の認識についてお尋ねをいたします。

次に、指定管理者制度について、3点尋ねをいたします。

まず、これまで民間からの応募はどれくらいあったのかお尋ねをします。

、一番のポイントは、経費の節減と思いますが、見通しはどうかお尋ねをいたします。

、候補者の指定を行ったときは告示するとなっておりますが、選定基準による指定のときは、選定内容を公表するのかお尋ねをします。

次に、産廃阻止！水俣市民会議について、2点お尋ねをいたしますが、先ほどの西田議員への答弁で、については了解をいたしましたので、省略をしたいと思います。

、6月6日付の新聞では52団体の参加が報道されておりますが、今現在、どれぐらいの団体数になっているのかお尋ねをいたします。

最後に、宝川内川上流の水質調査についてお尋ねをいたします。

、最近、1月20日から5月28日までのことですが、芦北町古石地区における国有林の立ち枯れ原因について、近くにある産廃中間処理施設との因果関係も含めた新聞報道がなされております。水俣市からも生ごみを出している以上、また地形的に見ても降った雨が宝川内川に流れ込む以上、無関心ではられません。定期的に宝川内川上流の水質調査をすべきと思いますが、いかがかお尋ねをいたします。

また、今、本市から出している生ごみの量はどれくらいかお尋ねをいたします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 千々岩議員の御質問に順次お答えします。

まず、里道の払い下げ価格の見直しについては総務企画部長から、丸島水路における旧水俣化学工業所の公害防止事業費事業者負担金については私及び代表監査委員から、指定管理者制度については総務企画部長から、産廃阻止！水俣市民会議については私から、宝川内川上流の水質検査については福祉環境部長から、それぞれお答えいたします。

○議長（緒方誠也君） まず、里道の払い下げ価格の見直しについて答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 里道の払い下げ価格の見直しについて順次お答えします。

まず、国からの譲渡件数については、平成17年4月1日付で、3,110本の里道が無償譲渡されています。

次に、里道の払い下げ価格差についてお答えします。

無償譲渡される前と、その後の価格差についての御質問ですが、17年度に国から譲渡を受けてから払い下げを6件行っており、その土地について、譲渡前の価格を九州財務局にお尋ねしたところ、個人情報のため、払い下げ価格は教えることはできないとのことでございます。具体的な金額の比較はできない状況でございます。

次に、本市の払い下げ価格の算定方法についてであります。固定資産評価額を基準に、実勢価格になるように7割を割り戻して積算をいたしております。

なお、国における譲渡の算定方法につきましては、相続税評価額に時価倍率を掛けまして、狭くて細長い地形であるため、残価率50%で算定していたとのことでもあります。

次に、払い下げ価格を見直す考えはないかについてお答えします。

譲渡前の国の算定方法と譲渡後市の算定方法に差異があり、市の査定額が高目に出ていますので、今後、他市の算定方法、土地の形状等による補正の必要性など、慎重に検討していきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 千々岩巧議員。

○千々岩 巧君 答弁をいただきました。

この問題を取り上げましたのは、近くの住民の方からの相談もあって、それ以前に私も自分の土地の地籍調査の立ち会いの折に経験したことを踏まえながら、質問という形でまとめたわけですが、パソコンで調べてみますと、とにかく17年度に国からの無償移譲であったということですね。とにかく国から無償でもらった。しかし、現実には所有権は市にはありますけど、その付近の住民の方がその里道というのは、ほとんどが管理をされております。そういったことを踏まえて、住民の目線で見ますと、非常に今度相談があられた方の家を建てる用地のそばの里道が高い価格で市の方から示されたということがございます。

里道というのは、昔からの国道みたいな感じで、イノシシの道を通れば、そういったけもの道みたいなまで含めて、さらに多くの道がありますが、それで今、答弁をいただきましたので、それについて順次、また質問をいたしますが、平成17年度で国からの無償移譲に3,110本の無償移譲があったということなんですが、本数で言ってもびんときませんですけど、これは市内各地にありとあらゆるところに網のように走っていると思いますが、大まかに市街地の部分と、それから我々が住んでおります中山間地域の部分には、おおよそどれくらいの割合でそういった里道が存在しているのか、これを第一点お伺いをしたいと思います。

それから、その価格差なんですけど、先ほど、払い下げをされてから、それぞれ払い下げを水俣の住民に行ったのが6件ほどある。ただし、その単価については九州財務局も個人情報なるものがあって公表できないということで、比較できないのがいかんともしがたいことなんですけど、この質問に当たって、私も知り合いの土地家屋調査士並びに不動産屋さんにもその旨、それをお聞きしてまいったところではありますが、その方たちの話によりますと、以前はなるほど安かったと、固定資産評価額の2分の1以下だったような気がするぞということをおっしゃいました。今の現実に行われている市の払い下げ価格は、確かに高いようであります。簡単に比較できないのが残念ではありますが、今回の質問の趣旨というのは、私はせっかく国から無償でもらったものを、確かに高価で、水俣の市民に払い下げするというのはわからんでもないわけですが、現に市民が、付近住民が管理しておる里道のことですから、家を建てる場合でも、あるいはそこを通行する場合でも、市民の有益に図ることができれば、私は以前の国の基準みたいに安く払い下げをされて、そして、これまでどおり住民の方がその土地を有効活用されて、そしてあともって水俣市は固定資産税として徴収をしたらということをおっしゃいます。これをぜひとも実現したいという気持ちでありましたけど、先ほど慎重に検討をしたいということでありました。

さらに第2質問では、私からの提言として、固定資産税として徴収して、長期的に見て水俣の得になるのではないかとということ再度提言としてお聞きをしたいと思っております。

それから、そもそも国から無償移譲するときの国の基準というのは、非常に安かったという、これは想像しかできないわけなんですけど、現に今の単価にしますと、かなり高いような気がしております。思うのは、昨年、国から移譲を受けたときに、そのまま国の基準で払い下げをすることができなかったのか、この点についてもう一点お伺いをいたします。

あわせて、今現在、熊本県にある他市の価格の状況はどうか、これもお尋ねをしたいと思っております。

それから、簡単に見直しと言いますが、なかなかできない部分もあるかと思っております。しかし、慎重に検討するということをおっしゃいましたけど、もし万一、払い下げの見直しが困難ならば、どうしても払い下げをしていただかないと、家が増築できない、あるいは通行もできないという住民は多いと思っております。その方たちは、必要とする住民は、高価な土地代に加えて、測量費、あるいは登記代というものがなかなか大変であります。

そこで、提言ではありますけど、そこでせめて市民がそろえなければならない書類などを、市がそろえてやって、そして手続も市です、こういうことはできないのか。これも提言をかねてお尋ねをしたいと思っております。

何回でも言いますが、とにかく国からの無償移譲であったということと、現に住民が管理をしているということがございますので、その状況を踏まえて、第2の質問をし、答弁を待ちたいと

思います。

○議長（緒方誠也君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 千々岩議員の第2の御質問でございますけれども、まず最初に、国からの無償譲渡の3,110本のうち、市街地はいかほどかということだったと思いますが、市街地がおおよそ3,110本のうち2割で、中山間地の部分が8割ということになっております。

それから、御提言の中で、安く売却して固定資産税として徴収した方が、長期的に見て市のためじゃないかということだったというふうに理解しておりますが、市の方といたしましても、なるだけ住民に御利用いただくということは、もちろん前提としてございます。ちょっと高いんじゃないかということでもございましたけど、実際に価格を比較してみますと、2倍以上の差があります。ですから、なるだけたくさん早く払い下げて、固定資産税をいただいた方がいいというのは全く同感でございますので、先ほど申しましたように、もう少し何か検討できれば、ちょっと検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、昨年、国から移譲されたときのその価格では何でできなかったかということだったと思いますが、払い下げ価格につきましては、国においても助言とか、あるいは指導とかは一切あってないということでもございまして、この里道等の払い下げは、三位一体改革の一つということで、その財産移管ということでございまして、その運用については各自治体に任せて、口は挟まないという方針だったというふうに伺っております。

それから、他市の状況でございますけれども、熊本市のみが一応実買価格を基礎として出しております。かなり高いということだと思いますけれども、熊本市を除く13市が固定資産評価額を基礎でやっています。

それと、水俣と同様に固定資産評価額を0.7で割り戻して、実勢価格にするというやり方をとっているのは玉名市と天草市でございます。それから八代、人吉、山鹿、荒尾、菊池、合志市の6市は固定資産評価額をそのまま払い下げ価格というふうにしておりますので、ここは水俣市より少し安いということになってます。おおむね2倍、国の算定の2倍以上にはなるんじゃないかというふうに思っております。

それから、手続の問題でございましたけれども、今のところ手続は申請者の皆様方にやっていただいているということ、非常に御不便をおかけしているなというふうには実は思って、心苦しく思っております。市の方で、いろんな廃止手続にかかる書類の作成等がございます。その辺で何かお手伝いすることはないのかということで、再度ちょっと検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（緒方誠也君） 千々岩巧議員。

○千々岩 巧君 見直しについては慎重に検討したいと、私の提言を酌んでいただきましたけど、

ぜひそうしてもらいたいというふうに思います。ただ、今聞きますと、国と2倍以上の差があるということで、まだかなり高いというふうに思います。ですから、住民の方に安く払い下げをして、有効に使っていただくということを、まずきちんと考えていただきたいと思います。

ほかに他市との状況がございましたが、八代あたりの価格とは、ちょっと若干水俣がまだ高いようでございますので、少なくとも八代あたりの価格まで引き下げる見直しをされたらどうかというふうに思います。

それともう一点お伺いしたいのは、この里道なんですけど、先ほどの報告でも中山間部の方に8割もあるということでございます。この里道のつけかえというのは簡単にできるものなのか、こういった条件が整えば、里道ができるのか、そのことによって、一つの土地がきれいになる。あるいは便利に使うことができるということも考えられますので、最後に、里道のつけかえはできるのか、これについてお尋ねをいたします。

○議長（緒方誠也君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 里道のつけかえでございますけれども、現にその里道を使っておられる利用者の方、あるいは隣接等の同意があれば原則可能というふうになっております。

○議長（緒方誠也君） 次に、丸島水路における旧水俣化学工業所の公害防止事業費事業者負担金について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、丸島水路における旧水俣化学工業所の公害防止事業費事業者負担金についてお答えします。

まず、本市立てかえ分の入金状況、残高状況についてお答えします。

公害防止事業費事業者負担金につきましては、丸島水路及び百間水路に堆積する水銀を含む汚泥のしゅんせつ事業費用負担のことでありますが、その額は両水路の総事業費用から公共事業の目的で実施する事業費を除いた額としており、費用を負担させる事業者を公害防止事業費事業者負担法、いわゆるPPPの趣旨にのっとり、チッソ水俣工場と水俣化学工業所としました。

水俣化学工業所の負担額は1億545万3,000円でしたが、当社の申し出により、市が立てかえ、昭和63年度から平成29年度までに分割償還されるよう償還表を作成しています。この償還表により返済を行った場合、元金1億545万3,000円、利子9,842万6,915円、元利償還額は2億387万9,915円となり、年間償還額は718万5,029円となっています。

これまでの償還金は、平成6年3月、平成7年3月、平成8年3月に、それぞれ30万円、計90万円が返済され、また無限責任社員個人の銀行口座より、平成14年11月に3円、平成17年12月には53円を差し押さえ、現在の入金額は90万56円となっております。

また、返済未済額は、平成18年3月31日現在、償還計画にのっとった請求額1億1,765万9,567円に対し、入金額は90万56円であり、1億1,675万9,511円であります。

次に、交渉状況についてお答えします。

合資会社水俣化学工業所は、平成元年8月に合資会社エム・ティ・エル・ファインに社名変更しましたが、平成9年2月に借入金等多額で会社が解散し、資産等もなく、会社からの負担金は回収不可能になりました。連帯債務者である無限責任社員は御本人の資産等はほとんどなく、また所得調査しましても、収入は年金が主であります。毎年4月初旬ごろに納入通知書を持参し、納入についてお願いしていますが、連帯債務者である無限責任社員は納入通知書を受け取るものの、入金はなされていない状況にあり遺憾に思います。

また、納付期限までに納付がないので、公害防止事業費事業者負担法第12条の規定に基づき、督促したり、無限責任社員の預貯金調査を定期的に行い、国税滞納処分の例による強制徴収等の措置をとるとともに、今後も引き続き支払っていただくよう、無限責任社員と話し合っております。

○議長（緒方誠也君） 永野監査委員。

（監査委員 永野正剛君登壇）

○監査委員（永野正剛君） 次に、丸島水路における旧水俣化学工業所の公害防止事業費事業者負担金についての本市監査委員の認識についてお答えいたします。

まず、結論から申し上げますと、まことに困難な問題で遺憾なことと思っております。昭和63年7月から始まった償還が、いまだ平成8年に90万円の納入と、平成14年11月に差し押さえた3円、平成17年12月に差し押さえた53円の3回の納入しかあっておらず、現在1億1,675万9,511円の未納になっているわけであり、まことに憂慮すべきことであります。

私ども監査の立場で、定期監査、決算審査のたびに指導をいたし、意見を述べておりますが、監査には監査の限界がございます。

監査は、一般的には、既に執行されたものについて、その合法性、または妥当性について監査することを本質としているので、事業の実施計画の策定に関与し、または収支命令発出の際に、これらを審査する等の、いわゆる事前監査は法の予定するところではなく、できないものであります。もっとも監査の結果に基づいて、地方自治法第199条第1項の規定により、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、必要な意見を提出することは可能であります。

いわゆる、市長に対し強制権はありません。したがって、今後とも行政の執行におかれましては、今まで以上に積極的に回収に努力されるよう、十分関心を持って監査業務に努めていきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 千々岩 巧議員。

○千々岩 巧君 監査委員の方には、大変御苦労さまでありました。

議員を拜命してから、今回で3回目の問題提起となります。

毎年の決算委員会で収入未済額として報告されておりました。その金額が年々膨れ上がってくることを非常に心配して、一生懸命調査をした記憶が今鮮明によみがえってきております。

今、市長から、そして監査委員の方から、それぞれ報告がありましたが、依然として変化がない状態であります。まさに、水俣の負の遺産になりはしないかというふうに思っております。

昨夜も、どういった経過でこうなったのかというのを議事録をひもといてみました。その中で、一番最初にこれが議会の場に出されたのが、昭和61年3月議会において大先輩議員がなされております。市が丸かぶりするのではないかという発言が出てきます。不測の事態を心配された、その心情が痛いほどわかるものであります。それに答えて、当時の市長が、見切り発車をしなければならなかった。二者択一の苦渋の選択であった。そして、万が一の場合は、国・県に願います、あるいは特別交付金を探してみるということになされております。

水俣病に絡んだ水銀の処理の問題で、ここにもまだ引きずっている大きな問題が解決しないということは、水俣病問題とあわせて大変な水俣の暗い部分ではなからうかというふうに思います。

ここに至っては、国・県の救済策ももう見当たらない、そして一方ではなかなか納入をしてもらえない、実現がない、じゃどうするのか、ますます行き詰まったところではありますが、まずこの状態をどう考えられるのか、この認識をまず市長にお伺いをしたいと思います。

これまでのいきさつの中で、先輩議員の足取りをたどってみますと、私も含めて4名の議員が7回の一般質問の登壇をしております。それぞれが心配をして、不測の事態を予測しながら、どうかそういうふうにならないように、負の遺産として残らないようにということを申し上げてまいりましたが、今の結果でございます。

市の当局も、担当部署もそれなりに一生懸命交渉されておりますが、なかなかはかどっていない。もうここに来ては、やはりきちんとした対応が求められるのではないだろうか。いわゆる、出るところに出ればという表現もございますけど、前回したときにも、前の市長は、不納欠損は絶対したくないと、あくまでも取り立てをするんだということをおっしゃっておられました。担当部署もそれなりに苦労はされておるとは思いますが、当然、弁護士あたりにも相談はされているのかというふうに思います。もしされているのであれば、弁護士あたりの見解というのはどういったものか、それを聞かせていただければというふうに思います。

そして、先ほど答弁の中に出てきました、年金が受給されるということでもあります。年金というのは差し押さえが可能なのか、このこともあわせてお尋ねをいたします。

それから、この契約は、償還金の借入期日というのは、昭和61年8月1日になって、最終納期が平成28年7月31日、いわゆる30年間の支払いの計画でございます。もう既に20年を経過して、

残すところあと10年でございます。このことを見ますと、果たしてこの時効というのは無効にならないのか、このこともあわせてお尋ねをいたします。

第2質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 私も御本人とは、まだ申しわけないんですが、お会いしていないという状況でございます。ぜひ、きょうお聞きいたしましたので、ぜひ御本人とお会いして、そして私どもの気持ちも十分伝えながら、粘り強くお願いをしてまいりたいと、そのように思っております。

それから、年金の差し押さえはできないのかということでございますけれども、私も勉強不足で詳しいことはわかりませんが、一般的にはできないと、そのように認識しております。

それから、負担金の時効は大丈夫かということでございますが、納期限の翌日から5年を経過すると時効になるということでございますけれども、毎年納付通知書をお出しして、お願いをしておりますので、時効の中断の効力があるのではないかと、そのように受けとめております。

弁護士さんとは相談をしているそうでございますので、私の方からも確認させていただいて、いろんな方法等についても御相談を申し上げたいと思っております

以上です。

○議長（緒方誠也君） 千々岩巧議員。

○千々岩 巧君 弁護士あたりにも相談をしておられるということで安心しましたけど、あと10年でございます。その間、相手の方がきちんと払われたなら、それで結構なんです。どうも振り返ってみますと、前に、平成15年の、これ12月議会ですねか、中山議員が質問をされておりますが、そのときの議事録を読みかえしてみますと、どうも払われる意思がないような表現のくだりが出てきます。もしそうであるならば、なおさら今市長おっしゃいましたように、本人と会われて、そして担当者同士、必要であれば弁護士あたりも含めてきちんとがっぷり右四つに組んで話されることをお願いをいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、指定管理者制度について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、指定管理者制度についてお答えいたします。

まず、これまで民間からの応募はどれくらいあったのかとお尋ねについてお答えします。

本年4月から12施設が指定管理者制度へ移行し、7月1日から14施設が指定管理者制度へ移行予定であり、その26施設に対しまして、延べ29団体からの応募があり、市の外郭団体を除く民間からの応募は、グリーンスポーツみなまた、水俣市立総合体育館等、水俣市厚生会館、水俣市湯の鶴温泉保健センター、水俣市久木野ふるさとセンター、水俣市東部センター、水俣市はぜのき

館及び湯の児フィッシングパークにおきまして9団体でございます。

次に、経費節減の見通しについてお答えします。

経費の節減については、これまで本市の厳しい財政状況にかんがみまして、水俣市第3次行政改革大綱及び水俣市財政健全化計画に基づき、施設の管理委託料自体の見直しを随時行ってきたところであります。

今回の指定管理者制度への移行は、公募した2施設を除き、原則的には、これまで施設の管理委託をしていた市の外郭団体をそのまま継続して指定管理者とすることとしております。

したがって、既に指定管理者制度へ移行している施設及び今議会で指定管理者の指定の議案を提出しております施設につきまして、移行に伴う大幅な経費節減は見込めないものと考えております。

今後、経費節減の効果を発揮していくためには、市直営の公の施設の指定管理者制度への移行、外郭団体の見直し等を検討する必要があると考えております。

しかし、指定管理者制度の目的の一つに、住民サービスの向上がありますので、住民サービスの向上と費用対効果との兼ね合いを図りながら、指定管理者制度の導入を図ってまいりたいと考えております。

次に、選定内容の公表についてお答えします。

選定基準による指定のときの選定内容の公表は行っておりません。しかし、昨年11月に策定しております水俣市公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の中で、選定後は指定管理者候補者の項目ごとの得点及びその他の応募者の総得点はホームページに掲載するなど、積極的に公開する情報として位置づけております。したがって、住民の方が指定管理者候補の項目ごとの得点及びその他の応募者の総得点を知りたいとの要望が施設所管課にあった場合、任意に提供できる情報であると考えております。

今回の公募の際には、ホームページに掲載するという事はしていませんでしたが、民間からの参入を促進する上からも、次回の公募時からさらにホームページにも掲載しまして、積極的に公表をしていきたいというふうに考えております。

○議長（緒方誠也君） 千々岩巧議員。

○千々岩 巧君 この指定管理者制度については、さきの3月議会、そしてこの6月議会でも議案として、かなり多く上がってきております。

今、答弁をいただきましたが、ちょっと聞き漏れのところもありましたので、再度2点、3点、お伺いをいたします。

まず、9団体の民間の応募があったと言われましたが、もう一回、9団体の名前をお願いしたいと思います。

それから、そもそもこの指定管理者制度というものは、いわゆる官から民へというのが現在の流れの一環ではなかろうかというふうに思うわけなんですけど、実際、3月定例議会で可決されたものを見ても、そしてまた今度の議案を見ても、そのほとんどが振興公社並びに社協、あるいはシルバー人材センターという、ちょっと見れば官官というような感じを受けるわけですが、その点について、どう思っておられるのかを2点目にお伺いをしたいと思います。

それから、指定管理者制度の条例を点検してみますと、損害賠償の15条というところで、施設及び設備の棄損、または滅失したもののという云々が書いてございます。いわゆる、その施設の設備が壊れたりとか、あるいはまたなくなったときには、その賠償をその指定管理業者がしなさいということであると思いますが、私がもう一点言いたいのは、お伺いしたいのは、その施設に外部から来訪者が来て、遊びに来られて、その施設の中の設備によってけがをされた、こういうときのケアといいますか、法的なこと、あるいは賠償のことはどうなっているのか、これを3点目にお尋ねをいたします。

それから、経費節減の見通しについては、大幅な経費節減は見込めないものの、市の直営するものについては、可能性がある云々ということが答弁にありましたが、市の直営というものは、今後どういったものが想定されるのか、これをお尋ねをいたします。

それから、選定基準の公表については、次回の公募からホームページあたりで情報を公開していくということでありましたので、ぜひそうしていただきたいと思います。

以上で第2の質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） まず最初に、9団体の応募があったと言われたが、どういう団体なのかということなんですけれども、まず、水俣市遺族会、それから水俣市の15区の自治会、それから久木野地域振興会、それから東部地域振興協議会、はげ振興会、それから水俣市漁協、水俣自然学校の7つの団体が、一応指定管理者になっております。

それから、落ちましたと言ったら悪いんですけど、落選となったのが市の体育協会と、1件、建設会社が入っております。

それから、2番目が、指定管理者というのは官から民へという流れだということなんですけれども、官から官にいつているような気がするということなんですけれども、受託団体というのが今回、指定管理者に移行する初期の段階ということで、受託団体の設立の経緯とか、あるいは出資団体の存続というのがありまして、そういうのを考慮して、3年間の経過措置ということで指定管理者に指定したという経緯がございます。

しかしながら、3年後なんですけれども、それは1年、あるいは3年で指定をしておりますので、3年後、あるいはそれ以降は、水俣市の例えば武道館、あるいは蘇峰・蘆花生家、あるいは

蘇峰記念館、市の文化会館、勤労青少年ホーム等につきましては、公募で選考を行うというふうにしておりまして、今後、いろんな直営の部分につきましても、指定管理者へ移行する場合は、原則もう公募で選考を行っていくというのを考えております。

従前の施設管理者、今言われたその振興公社、社協、シルバーとかありますけれども、そういった外郭団体等についても見直しを行うということで、その存在自体がまず薄れたり、あるいは存在意義がないということになれば、当然その施設の管理者は公募でやっていきますので、十分考えていかざるを得ないということでございます。

それから3番目、損害賠償だったと思えますけれども、まず、指定管理者と市との間に協定を締結します。その協定の中に、当然リスク分担をやっていくわけなんですけれども、例えば指定管理者としての注意義務を怠ったことによって第三者に損害を与えた場合には指定管理者がリスクを負うと、その他の理由により第三者に損害を与えた場合は市が負うというふうに協定の中で取り決めております。個々の事例によって、どちらが責任を負うかという判断が非常に議論になった場合には、基本的には市が責任を負うということで考えております。

それから、市の直営ということもございますけれども、今、外にありますけれども、外にある施設を想定していただければいいと思えますけれども、図書館、公民館もございますし、水俣病資料館もございますし、あるいは給食センターというのもありますし、そういうものを一応想定しております。

○議長（緒方誠也君） 次に、産廃阻止！水俣市民会議について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、産廃阻止！水俣市民会議について、6月6日付の新聞では、52団体の参加が報道されているが、現在どのくらいの団体数になっているのかとの御質問にお答えします。

議員御承知のとおり、産廃阻止！水俣市民会議は、事業者が計画している産廃最終処分場の建設に反対し、とめさせるための活動を市民一丸となって進めるため、去る6月5日、市議会を初め、市内各種団体の御加入を得て発足した全市的な組織であります。

5日の設立総会では、会則を定めるとともに、役員を選出、今後の事業計画などについて審議をし、早速6月25日に市民会議主催で産廃阻止の市民総決起大会を開くことなどを決定いたしました。

お尋ねの市民会議加入団体数については、現在の加入団体は当初と変わらず、加入予定も含めて52団体であります。なお、さらに大きな市民運動のうねりをつくるため、今後も機会あるたびに組織への加入を呼びかけてまいります。

今回、私は、この市民会議の会長という重責を担うことになりましたが、誠心誠意、建設阻止へ向けて取り組むつもりでありますので、皆様方の御協力を何とぞよろしくお願いをいたします。

○議長（緒方誠也君） 千々岩巧議員。

○千々岩 巧君 市長におかれましては、公約とはいえ、速やかに産廃対策室を設置をされて、そして引き続き市民会議を立ち上げる、さらには6月25日に総決起大会まで持っていくと、素晴らしいスピードであります。まさに、その強い取り組みが大方の市民に力強い安心感を与えたものと想像ができます。それで、いよいよ建設阻止のスタートラインに立ったなという感じがいたします。私自身、今回の取り組みに当たっては、頭をかすめるのは、水俣病の教訓の一つであります、そのときに声を上げなかった、そのときに行動をしなかったということがあります。市長おっしゃるように、今こそ市民一丸となって水俣の底力を発揮する、そういうことになってきたというふうに思います。

ところで、加入団体の一覧表をいただきました。まだ6月5日に市民会議が立ち上がってからそう期間ありませんけど、既に52団体が加入をされておる、非常に喜ばしいことではあります。私はこれについて1点お伺いをしたいんですが、さらにこれに加えて、チッソ並びにチッソの関連の企業の方々、そしてやはり一番湯出川に直結する水俣川漁協の方、それから山に係する新栄合板、それから風評被害をもろに受けるであろうと言われるような水俣市の観光協会、ここらあたりにもぜひ足を運んで、加入の打診をされたらどうかというふうに思います。そのことによって、さらにこの産廃阻止の輪が広がるものと確信するものがありますが、その点についてひとつお伺いをいたします。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 御指摘のとおり、今申し上げられたところが、団体に入って加入されていないという状況でございます。今後、市民の方々も含めまして、まだ参加されていないところにつきましては、私の方からでも積極的にお呼びかけをして、できるだけ多くの方々が入っていただいて、大きなうねりとなるように努力してまいりたいと、そのように思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、宝川内川上流の水質調査について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、宝川内川上流の水質調査についてお答えをいたします。

芦北町古石地区のこの事業所は、午前中に西田議員にも御答弁申し上げましたとおり、鶏ふん、木の皮を初め、水俣市、芦北町、津奈木町から排出される生ごみ及び食品会社の食品残渣や下水道汚泥等を混合して堆肥の製造を行っています。

新聞報道されましたヒノキの立ち枯れ問題につきましては、昨日から答弁しておりますように、

熊本県が3月に行った大気調査結果報告では、因果関係は特定できないと、また、熊本南部森林管理署からも結論を得るのは難しいとの報告がなされておりますが、いずれも国有林の立ち枯れと、施設から発生するガスに関係するものであり、この施設からの排水に関しての報告はありません。

施設内の水は浄化槽を通った後も、施設内で循環して使用され、基本的に外に漏れることはないとのこと。施設内の浄化槽に入らなかった雨水等や事務所の手洗い水等は施設につながった道路側溝を経由して宝川内川を通り、最終的には水俣川に流れることとなります。

この水域の水質調査につきましては、下流の水俣川の桜野橋付近で定期的な水質調査を行っておりますが、これまで異常な結果は報告されておられません。

しかし、住民の皆様が宝川内川上流の水質を心配されているとのことですので、その心配を解消するためにも、上流域での水質調査の実施について検討をしてみたいと考えております。

また、水俣市の生ごみの排出量は、平成16年度1,574トン、平成17年度で1,493トンとなっております。

○議長（緒方誠也君） 千々岩巧議員。

○千々岩 巧君 宝川内川の水質調査について、2回目の質問をいたしたいと思いますが、一連の新聞報道で、私の住んでいる宝川内地区、あるいは市渡瀬地区、これはもう宝川内川に面しているわけなんです、その住民の方たちが、だんだん関心を持ってこられました。その大方の話を聞いてみますと、宝川内川の水は大丈夫かいという大きな不安なんです。これがやっぱり住民の目線だというふうに私は思っております。そうであるならば、自治体の基本というのは、住民の幸せを願うことが第一義でありまして、そのためには住民の不安を取り除くのも、また第一義ではなかろうかというふうに思います。

最近よく古石地区の区長さんから自宅に電話がかかってまいります。あした、また県の立ち入り調査があるから、ぜひおまえも来て見てほしいと。これまで正式に呼ばれまして、2回ほどその立ち会いの調査を外から腕を組んで眺めておりました。もちろん中に入ってどうこうする気持ちありませんでしたけど。しかし、その折に印象的なことを言われましたし、いろんな励みもいただきましたけど、確かに芦北地区の古石地区の中の出来事ではあります、向こうの区長さんがおっしゃるのは、千々岩、この地形をよく見てくれと、確かにヒノキの700本の立ち枯れなんです。降った雨とか、あるいは側溝の水は水俣川の支流である宝川内川に流れていくんだらうと。そうですと、そうであるならば、もっともっと水俣の人に関心を持ってほしいということが、切実に訴えられました。そうでなくとも私たちは以前、生ごみをここに委託するかどうかの議論で、この議会がにぎわったこともありますけど、その折も含めて私個人としては数十回あそこに足を運んでおります。

ですから、今回の立ち会いのときでも、枯れた700本のヒノキを植えた本人が施設の周りの地形とか、あるいは谷川まで案内をしていただきました。なるほど、やはり降った雨、あるいはそこにたまった水は水俣川の上流である宝川内川に流れ込むようになっております。

私は先ほど答弁を聞いておりますと、施設からの排水に関する報告はありませんということがありました。そして、施設の水は云々があって、基本的には外に漏れることはないというようなことありましたけど、私は今回の質問では、国有林の立ち枯れが排水が原因じゃないかということはもちろん聞いておりませんでした。私が言いたかったのは、水というのは施設内の水だけじゃなくて、雨もあるということなんですね。そうなんです。5月24日と5月26日の熊日新聞の報道なんですけど、その記事をちょっと読んでみますと、隣接する産廃処理施設の大気や土壌の表層から高濃度のアンモニアを検出したとあります。そうなんです。その降った雨の強弱によって、土壌の表層を洗い流すということは十分考えられるわけです。今でこそアンモニアだけの突出した数値が検出をされておりますが、当然ながらほかにもまだありはしないかという、この疑問を持つわけです。そしてその水は雨によって宝川内川へ流れ込む。この一連を見てみますと、先ほど答弁にもありましたけど、住民はそれを心配しているんですね。ヒノキの立ち枯れというのは、中屋敷まではかなりの距離があります。しかし、水というのは目の前に来ている水であって、それで米をつくったり、いろんな利用をしている。またずっと下ってきますと、水俣市民の水道の水として貴重な命の水となっている。そこなんですね、言いたいのは。

市当局も、先ほど答弁の中にありましたが、住民の心配を考えるならば、水質調査というのは検討してみたいという言葉じゃなくて、定期的に必ずやるということでどうでしょうか。この1点をまた再度お尋ねをしたいと思います。

それから、2点目につきましては、一連の報道がかなりの数で新聞で報道されました。市民はもちろんです、あそこに事業を展開されている業者の方も御存じだというふうに思います。

そこでお伺いしたいのは、本市もごみを出している以上、決して無関係の様相をとりつくりつつあるわけにはいきません。

そこで、お尋ねなんですけど、一連の新聞報道なんかで業者の方も知っておられるわけですが、その産廃処理業者の方が、本市に対して何らかの説明に来られたことがあるのか、これもお伺いをしたいと思います。

それから3点目に、これも5月26日の新聞報道なんですけど、施設を運営する民間会社に改善を要請したとなっております。この改善の内容については、市当局はどういった改善の内容を県が要請したのか、その内容を知っておられるならば報告をしていただきたいと思います。

以上、3点を第2の質問といたします。

○議長（緒方誠也君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） ただいま第2の質問ございましたが、よくよく私たちの暮らしを考えてみますならば、こういった水の輪廻と申しますか、循環する中でやっぱり暮らしが成り立っていると、基本的に私、そのように強く思っております。したがって、そういった意味におきまして、今回、宝川内川の水の問題について、地域の方、住民が不安を訴えているということであれば、水質の調査なり行ってみないと、そのように考えております。

それから、私もそのあと直接この福祉環境の担当になりまして、現地に数回となく足を運ばさせていただきました。現地を見まして、やはり事業者の方も当然お越しいたきて、説明なり、そういったことをお聞きしたわけですが、事業者の方もみずからの手で改善をしていきたいというようなことでございますし、そのことに非常に期待を強めていると。ただ、午前中からもお答えしてますように、やみくもにするということじゃなくて、ちゃんとした改善計画を出されて、県の方にも相談されて改善を行っていただきたいと、そのようなことも申し伝えておりますので、今後、具体的にはどういう計画内容になるのか、まだ承知いたしておりませんが、例えばアンモニアが発生しているとすれば、そういったものを集じん機で集めて、再度水処理するとか、そういったことも考えられるのかなというぐあいには思っております。具体的にはまだこれからされるということでありまして、事業所の方も緊急にいろんな改善をなさっていらっしゃるということもお聞きしております。

○議長（緒方誠也君） 千々岩巧議員。

○千々岩 巧君 答弁漏れがあったような気がいたしますが、確認をしたいと思えます。

水質調査はなるべく実施したいということでありましたので、ぜひそういう点でお願いをしたいと思えます。

業者の方が市に来られて、今までの経過なり、説明されたのかなというのには、まだ答弁はいただいておりますが。

それと、県が要請を出したということで、その要請内容は何も聞いておられないんですね、改善内容については。

○議長（緒方誠也君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 直接、事業者の方も市の方に来られておりますし、また県の機関、例えば保健所とか、そういうところでも事業者の方からいろんなお話を伺うと、そういう中で、改善について要望を行っているということでございます。ましてや、事業者の方から、みずから改善計画を出してやりたいということもございますが、具体的にはまだその内容を県の方からもお伺いしていないということもございます。

○議長（緒方誠也君） 以上で、千々岩巧議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明15日に開き、一般質問並びに提出議案に対する質疑を行います。

なお、議事の都合により、明日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後5時3分 散会

平成18年6月15日

平成18年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

平成 18 年 6 月第 2 回水俣市議会定例会会議録（第 4 号）

平成18年6月15日（木曜日）

午前 9 時30分 開議

午後 3 時40分 散会

（出席議員） 22人

緒方 誠也 君	西田 弘志 君	福田 齊 君
藤本 寿子 君	吉田 正和 君	中村 幸治 君
大川 末長 君	真野 頼隆 君	淵上 道昭 君
牧下 恭之 君	田中 功 君	谷口 真次 君
野中 重男 君	清水 晶夫 君	本井 道弘 君
大川 久洋 君	竹下 武義 君	岩阪 雅文 君
松本 和幸 君	千々岩 巧 君	松本 満良 君
中山 徹 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（牛迫 秀基 君）	次 長（田畑 純一 君）
議事係 長（栄永 尚子 君）	書 記（赤司 和弘 君）
書 記（岩坂 正輝 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮本 勝彬 君）	助 役（森 近 君）
総務企画部長（葦浦 博行 君）	産業建設部長（吉海 安文 君）
福祉環境部長（吉本 哲裕 君）	総合医療センター事務部長（濱崎 昭博 君）
総務企画部次長（仁木 徳子 君）	産業建設部次長（桑畑 達美 君）
福祉環境部次長（中田 和哉 君）	水道局長（山田 敏博 君）
教 育 長（大淵 洋 君）	教 育 次 長（森田 幸治 君）
総務企画部総務課長（田上 和俊 君）	総務企画部財政課長（本山 祐二 君）

議事日程 第4号

平成18年6月15日 午前9時30分開議

- 1 中山 徹 君
 - 1 政策事業プラン策定・政策事業評価システム・市民参加型市政について
捧 所信表明について
放 遊休公有地・資産活用と土地開発公社に係る問題について
方 文化の薫るまちづくりについて
朋 保健医療福祉総合委員会（仮称）の設置について
 - 2 産廃最終処分場問題について
捧 準備書提出後の市の対応について
放 IWDの現状について
 - 3 南九州西回り自動車道の袋インターについて
捧 袋インター返上について
 - 4 学校再編と学校給食問題について
捧 学校編成についての進捗状況について
放 編成の基本方針について
方 学校給食施設について
- 2 岩 阪 雅 文 君
 - 1 行財政改革「集中改革プラン」の策定、公表への取り組みについて
 - 2 教育問題について
 - 3 給食センターについて
- 3 清 水 晶 夫 君
 - 1 障害者自立支援法について
 - 2 子どもの学力向上について
 - 3 水俣市営住宅白浜団地の2期工事について
- 4 竹 下 武 義 君
 - 1 市長の政治姿勢について
 - 2 産廃について
 - 3 A S Bエコウッド株式会社企業誘致について

（付託委員会）

第2 議第66号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について （総務文教）

第3 議第67号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 第27 議第91号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぱっくり）（産業建設）
- 第28 議第92号 指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）（産業建設）
- 第29 議第93号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）（産業建設）
- 第30 議第94号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）（産業建設）
- 第31 議第95号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）（産業建設）
- 第32 議第96号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）（産業建設）
- 第33 議第97号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について（総務文教）
- 第34 議第98号 水俣市障害者基本計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について（厚生）
- 第35 議第99号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第3号）（総務文教・産業建設）

平成18年6月第2回水俣市議会定例会請願文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
請第1号	憲法の改悪に反対し、九条を守る意見書提出を求める請願について	水俣市平町 1 10 38 吉井貞夫	西藤中谷野清松 田本村口中水本山 弘寿幸真重晶満 志子治次男夫良徹	総務文教

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（緒方誠也君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（緒方誠也君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、条例案2件、補正予算1件の追加議案及び株式会社みなまたの経営状況報告1件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した請願1件は、議席に配付の請願文書表記載のとおり、総務文教委員会に付託します。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（緒方誠也君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、中山徹議員に許します。

（中山徹君登壇）

○中山 徹君 おはようございます。

日本共産党議員団の中山です。

宮本市長は、所信表明冒頭の市政運営の決意の中で、さきの選挙では産廃阻止を訴えてまいりました。産廃阻止は私に与えられた命題であり、まず、この産業廃棄物最終処分場建設を市民の皆さんとともに阻止する決意を新たにしていますという並々ならぬ強い決意を表明されました。

5つの重点施策の中でも、最初に産業廃棄物最終処分場建設阻止を掲げられました。また、所信表明の終わりでも、私に課せられた命題は産廃阻止であり、阻止に向けた強力な取り組みを市民一丸となって展開してまいりますと繰り返されました。

一般会計補正予算では、この厳しい財政事情の中で、産業廃棄物対策費として一般財源2,577万4,000円を計上されています。また、市長就任早々から準備を進めてこられて、今月5日に「産廃阻止！市民会議」が立ち上げられました。25日には決起集会が開催されるまでに至っています。市長の並々ならぬ決意に心から敬意を表するとともに、市民の皆さんの中で、市長の勇気と決断、行動力をもってすれば、必ず産廃処分場建設阻止ができる、実現するという確信が強まっていることを大変喜んでいるところであります。

しかし、株式会社IWD東亜熊本も、建設予定地の搬入路隣接地を昨年8月に新たに購入するなど、あくまで建設強行の姿勢は崩していないように見受けられますので、この先、苦労も多いと思いますが、私たちも市長を支えて、しっかり皆さんと力を合わせて産廃処分場建設阻止のために全力を尽くす決意を改めて表明しておきたいと思っております。

前置きはこれぐらいにして、以下、通告内容に従って質問いたします。

昨日までの質問と一部重複するところがありますが、通告どおり質問させていただきます。

最初に、政策事業プラン策定・政策事業評価システム・市民参加型市政についてであります。

市長が目指す水俣の将来像は、ローカルマニフェストでは、「小さくとも輝く、ほっと安心できるぬくもりのあるまちづくり」というふうになっています。

平成17年3月に策定をされた第4次総合計画は、「エコポリスみなまた～人・環境・経済がも

やい輝くまち～」というふうになっています。このこととも関係して、以下、お聞きします。

捧、所信表明について。

所信表明の中で触れられています政策事業プラン策定についてであります。

第4次水俣市総合計画とローカルマニフェストとの整合性を図りながら、年度ごとの政策事業プランを策定するというふうに言われていますけれども、この事業の対象はどこまでか、明らかにしていただきたいと思います。

番目に、政策事業評価システムについてであります。

政策の評価と管理システムを加えた政策事業評価システムを導入するというふうに言われていますけれども、このシステムを導入することによってどんな効果を期待されているのでしょうか、お考えをお聞かせください。

番目に、市民参加型市政についてであります。

パブリック・コメント手続で、さらに開かれた市民参加型の市政の実現というふうに言われていますけれども、具体的にはどんなことから始められるおつもりか、市民意識の把握も含めて考えておられるのかどうか明らかにしてください。

番目、推進体制についてであります。

こうした見直しを含めて、推進していく上で、体制の問題が非常に心配なわけですが、現在の組織機構は改革をしないで、現在の体制でやっていけるのかどうかお考えをお聞かせください。

放番目、これは所信表明と直接関係ない点ですけれども、この政策事業評価システム、その他関係がありますので取り上げました。

遊休公有地・資産活用と土地開発公社に係る問題についてであります。

遊休公有地・資産の活用については、昨日でしたか、田中議員への答弁もありましたが、現状はどうなっているのか。民間業者、ここで言う民間業者は、具体的には宅建業協会のことを私は指しているつもりですけれども、この民間業者の協力を仰ぐことも検討したらどうかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

番目は、土地開発公社の解散についてであります。

現在のこの土地開発公社の必要性を感じないわけですけれども、思い切って解散をしたらどうかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

方番目は、文化の薫るまちづくりについてであります。

文化の薫るまちづくりというふうに言われてる割には中身が余りないなというような印象を持ちましたけれども、この点については、一つは文化推進委員・文化室、現在文化振興係というふうになっているようですが、これについて、教育委員会内の組織・機構整備を検討してみる気はないかお尋ねをいたします。

文化が見えるまちづくりについてですけれども、蘇峰・蘆花、薩摩街道、史跡・文化財を生かした文化が見えるまちづくりを進めるべきではないかというふうに思いますが、具体的には、ぜひそういうことを検討していただきたいと思うわけですが、進めていく上で、各分野の芸術・文化関係者の意見を酌み取って市政に反映させるための文化問題懇話会、仮称ですが、こういったものを設置したらどうかというふうに思うけれども、いかがでしょうか。

1 番目は、保健医療福祉総合委員会 --- これも仮称ですが --- の設置についてであります。

社会福祉協議会や社会福祉事業団、健康推進課、福祉課、民間、主にNPO法人などとの交流・連携を強めるネットワークをもっともっと強化していくという点で、総合的な委員会を設置したらどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

現在、福祉でまちづくり委員会というのがありまして、第一線で頑張っておられる皆さんのいろいろな創意工夫というか、努力が少しずつ少しずつ全体の住みやすいまちづくりに具体的な提言なんかもされてきているように思いますが、この福祉でまちづくり委員会の継続拡充を図ることも含めて、総合的な委員会を設置したらどうかという提言です。

2 番目は、産廃最終処分場問題についてであります。

準備書提出後の市の対応について。

準備書提出がまだなされないわけですが、この提出がされたら当然企業は説明会の開催をしなければいけないことになっていきますので、この準備書といってもなかなか中身が難しい、わかりにくいという点がありますので、説明回数を可能な限りふやして、ぜひやっていただきたいということと、一方通行の説明会にならないように手だてをとっていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

会社が説明会開催に応じない場合でも、市が独自にでも市民に対して説明会を開くということも含めて考えていただきたいというふうに思います。

また、意見書を書かないといけないわけですが、この意見書書きについては、きのうもちょっと出ましたが、専門的な中身もそうですけれども、市民の気持ちを率直にぶつけていくという、生活保全上のさまざまな問題がありますので、こういった問題をぶつけていくという点では、たくさん出していただくと。一人一人の思いをぶつけるということも大事なので、そういう点では市民団体とも協力して、特別な体制をとって意見書を出すというふうにしていただきたいと思っておりますけれども、特別体制をとっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうかという点です。

IWDの現状についてですけれども、インターネットなどで見ると、東亜道路の会社役員交代の動きがあるようですけれども、会社の市民への対応は変わりそうにないのか。どうも天下一の方が代表をなされるというような、経歴を見ると、そういうふうな内容になっているよう

ですが、この際ですので、ぜひまた再度、会社に対して中止申し入れをされたらどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから市民団体の方でも、この間、何回も意見交換会の開催を要求をしているわけですが、全く無視をされていますので、この開催要求についても、市長の方からもぜひ伝えていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

3番目は、南九州西回り自動車道の袋インターについてであります。

袋インター返上については、水俣インターから県境の間は今年中の都市計画決定に向けた手続中ということのようですけれども、まだ都市計画決定にまでは至っていないように思いますので、まだ間に合うんじゃないかと思えますので、この袋インターについては、ないよりもあった方がいいことはいいんですが、その全体の優先順位だとか、水俣の財政負担その他考えて、思い切って返上したらどうかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

4番目は、学校再編と学校給食問題についてであります。

学校編成についての進捗状況は、ことしの3月の洲上議員や今議会の一般質問で大体概要はつかめました。つかめましたけれども、平成20年のしりをくくって方針を決めていくという、実施をしていく、準備をしていくということだけは、何かこう強調されているようですけれども、このことについては後で意見を申し上げますが、この編成の基本方針について、どのように考えておられるのかを2番目にお尋ねをいたします。

5番目は、学校給食施設についてであります。

所信表明で、市長は、給食施設整備審議会において、学校給食センターの老朽化と衛生管理の問題を審議いただいておりますというふうに述べられました。ただ、学校給食の問題は、老朽化と衛生管理だけじゃないというふうに思うんですね。そういう点では、このことだけが強調されると思いますが、この給食センターをどういうふうな体制にするかというのは、当然、学校再編と無関係ではないというふうに思えますので、この老朽化と衛生管理の問題だけが強調され過ぎて先行すると、後で禍根を残すということになりはしないかということを心配しています。この点について、どういうふうにお考えかお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 中山議員の御質問に順次お答えします。

まず、政策事業プラン策定・政策事業評価システム・市民参加型市政については私、産業建設部長、教育長及び福祉環境部長から、産廃最終処分場問題及び南九州西回り自動車道の袋インタ

ーについては私から、学校再編と学校給食問題については教育長から、それぞれお答えをいたします。

まず、政策事業プラン策定について、総合計画とマニフェストの整合性を図りながら策定すると言うが、事業の対象はどこまでかという質問にお答えします。

政策事業プラン策定に当たっては、総合計画の基本理念と将来の都市像、基本方向を尊重し、ローカルマニフェストの整合性を図りながら、6つの重点戦略項目、環境首都への挑戦、元気なみなまたづくり、暮らしを支える社会基盤充実、健康で安心安全な暮らしづくり、子育て支援、学力向上・人づくり推進を対象に、実現可能なものを市民にもわかりやすく、事業の確実性を重視して策定してまいります。

次に、政策事業評価システムについて、政策評価と管理システムを加えた政策事業評価システム導入にどんな効果を期待されているかという質問にお答えします。

政策事業評価システムの導入の効果といたしましては、施策や事業の取り組みの成果を評価、検証し、見直しや継続的改善を行うことで、市の施策や事業がどこまで進んでいるか、効果的に実施されているかを市民が把握することができ、より市政の透明性が高まることで、市民の皆様への説明責任も果たすことになるのではないかと考えております。また、成果を評価していくことで、さらに、予算や人員という資源の効率的な配分に生かすことができ、厳しい財政状況の中でむだな経費を削減するとともに、成果重視型の市政を実現し、効率的な事業展開を図ることができると期待しております。

次に、市民参加型市政について、パブリック・コメント手続で、開かれた市民参加型市政の実現と言うが、具体的にはどんなことから始めるのが、市民意識の把握も含まれるのかという質問にお答えします。

パブリック・コメント手続とは、条例や行政計画等の重要な政策を立案する際に、案の段階で公表し、市民の多様な意見を求め、その意見を考慮し、意思決定を行う仕組みで、政策形成の一手法です。今年度は、環境基本計画、障害者福祉計画、災害時要援護者支援計画等の策定や政策事業評価システムの中で、パブリック・コメント手続を導入する予定です。市民意見の聴取方法として、市報、ホームページ等を活用し実施いたしますが、説明会の開催など、多くの市民の意見を聴取できる方法を検討し、開かれた市民参加型の市政の実現に努めてまいります。

なお、パブリック・コメントは、政策への建設的な御意見、御提案を市民に求めるものであり、アンケート調査のように、直接市民の意識の把握を目指すものではありません。

次に、組織機構改革はしないで、現在の体制でやっていけるのかについてお答えします。

政策事業プラン策定・政策事業評価システム、パブリック・コメント等につきましては、私が所信表明でも述べましたように、本年度から本格的に実施し、さらに開かれた市民参加型の市政

の実現に努めたいと考えております。

しかし、その作業は、時間と労力を要し、その事務量についても、かなり増加するものと考えておりましたので、本年4月の組織機構の改編におきまして、機動性のある組織として積極的に推進するため、企画課内に元気づくり推進室を設置いたしました。

当面は、現体制で実施したいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 吉海産業建設部長。

（産業建設部長 吉海安丈君登壇）

○産業建設部長（吉海安丈君） 次に、遊休公有地・資産活用と土地開発公社に係る御質問にお答えいたします。

遊休資産につきましては、田中議員の御質問にもお答えしましたが、採石場跡地などの利用していない土地のほか、現在貸し付けを行っている土地等についても処分の検討を進めたいと考えております。

また、売却を行う場合、市報やホームページ等で広告を行っておりますが、購入申込者がいない場合は、民間業者への委託等を含め検討し、売却を推進したいと考えております。

土地開発公社の現状につきましては、公社から報告を受けましたところ、うめど夕陽が丘団地につきましては、販売区画52区画のうち、残りが9区画となっているとのことであります。平成17年度からは、分譲地の効果的な販売促進を図るため、社団法人熊本県宅地建物取引業協会と、うめど夕陽が丘団地分譲宅地の売買の媒介に関する協定を締結しているとのことであります。

産業団地につきましては、全区画において、販売または賃貸が済んでいるとのことであります。

月浦台地につきましては、約8ヘクタールのうち、約3ヘクタールが現在までに活用されているとのことであります。

なお、今後は、市といたしましても、まちづくり交付金事業の中で、土地の活用に協力させていただきたいと思っております。

次に、土地開発公社の解散についてお答えいたします。

確かに、公社の主たる役割であります土地の先行取得事業については、土地価格の下落基調による必要性の問題や公共事業の減少の影響などによる事業量が減少している状況ではありますが、本市公社においては、先行取得事業以外にも、うめど夕陽が丘団地の販売並びに産業団地の販売及び賃貸、月浦台地福祉ニュータウン事業も行っておりますので、今後につきましては、十分に検討した上で、方向性を示していただきたいと思いますと思っております。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、文化の薫るまちづくりについての御質問に順次お答えします。

まず、文化推進委員・文化室の設置についてお答えします。

教育委員会は、現在、教育総務課と生涯学習課で組織され、生涯学習課の中に生涯学習係、文化振興係、図書館、公民館、それにスポーツ推進室が置かれています。

スポーツ推進室は、平成17年度までは、スポーツ振興課として総合体育館内にありましたが、機構改革によりまして、本年度から生涯学習課の中に統合されたばかりとなっています。

議員御指摘のとおり、文化推進委員・文化室を設置して、組織を拡大し、文化的な取り組みを推進できる体制を確立することによって、水俣の文化活動の活性化につながるものだと思っております。

しかしながら、人口の減少や財政難など、本市の現状を踏まえ、市勢に適合した組織・機構や行財政改革などと調整を図ることも必要ではないかと考えております。

文化の充実、振興の重要性につきましては、十分認識をしているつもりでございますが、文化推進委員・文化室の設置は、現在の組織で頑張っていきたいと考えております。

次に、文化が見えるまちづくりについて、蘇峰・蘆花、薩摩街道、史跡・文化財を生かした文化の見えるまちづくりを進めるべきではないかという御質問についてお答えします。

まず、現在の取り組みについて説明いたします。

蘇峰・蘆花については、記念館、生家を公開し、年間約4,000人の方にごらんいただいておりますが、本年度は、徳富蘇峰の50回忌を迎える節目の年に当たります。現在、市民による蘇峰会水俣支部を中心に教育委員会、振興公社で実行委員会を立ち上げ、徳富蘇峰回顧展を11月18日から11月20日にかけてもやい館を会場に実施する予定です。

また、薩摩街道につきましては、標柱を設置して道筋を案内しているところですが、ことしの8月に子どもたちを対象にした、薩摩街道を歩く「レッツ！参勤交代」事業を実施する予定にしております。

そのほかの史跡・文化財につきましては、国登録文化財1件、県指定文化財3件、水俣市文化財としては、現在28件を指定しております。

現在、1件1件の保存状態の調査、草刈り、野焼き等による維持管理に努めております。

以上のような事業を行っておりますが、議員御指摘のとおり、文化が見えるということに関しましては、これらの文化財の保存管理だけではなく、もう少し公開、活用する機会を設け、その魅力を知っていただくことも必要だと認識しておりますので、今後はできるところから取り組んでいきたいと考えております。

例えば、現在、歴史的な資料を保管している公民館の一室を資料展示室として整理し、公開に向けての作業を進めております。

次に、各分野の芸術・文化関係者の意見を酌み取り、市政に反映させるために、文化問題懇話

会を設置できないかという御質問につきましては、現在、教育委員会内に社会教育に関して教育委員会に助言する社会教育委員を設置しております。

文化財に関する重要な問題を調査、審議する文化財保護審議会委員、また、水俣の文化の振興に寄与することを目的とし、現在40の文化団体が加盟する文化協会もございますので、まずは、その委員や加盟団体の方々から本市の芸術・文化のあり方や取り組みなど、文化の薫るまちづくりについて御意見を伺うことを検討したいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 次に、保健医療福祉総合委員会の設置について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、保健医療福祉総合委員会（仮称）の設置についての御質問にお答えいたします。

昭和58年2月に老人保健法が制定され、地域を主体とした地域医療・地域保健活動が開始されました。一方、社会福祉事業法の一部改正等で、在宅福祉活動も活発となり、地域福祉活動の中核として社会福祉協議会の設置が義務づけられ、本格的な地域福祉活動の幕あけでもありました。このころから、高齢者や障害者等の要援護者に対し、サービス調整チーム会議を前身とした地域ケア会議を行い、関係機関が連携して少ないサービスを最大限に生かして対応してまいりました。

しかし、急激な少子・高齢化社会の到来、女性の社会進出等による介護力の低下、生活形態や価値観の変化等により、社会全体で要援護者を支援する考え方や、生活者主体の価値観に合わせてサービスを選択し契約して利用する考え方など、サービスの仕組みが変化してまいりました。

行政においては、仕組みの円滑な運営に追われ、また、サービスを提供する事業所は、個々の利用者に対するマネジメント業務にとどまり、連携の重要性は認識しながらも、関係機関の連携が希薄化しているのが実情となっております。

個々への処遇を通じた関係機関との連携はもちろんのこと、議員御提案の、保健医療福祉総合委員会のように、保健・医療・福祉分野における施策の共有化を図ることによって、各分野の役割や課題の明確化、効果的・効率的な事業展開等が図られることも十分認識し、重要と感じております。

現在、水俣市社会福祉協議会において、住民参加型の地域福祉活動の推進及び小地域ネットワークの展開を目的として、福祉でまちづくり推進委員会が設置されていますが、この委員会は、地域団体及び関係機関並びに一般参加者、さらに行政も参加して活発な意見交換を行ってきておりますし、保健・医療・福祉分野の施策の共有化という趣旨も十分兼ね備えた委員会であります。今後においては、さらに関係各課が積極的にかかわり、施策に反映できるよう本委員会の維持・継続と拡充を図ってまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 中山徹議員。

○中山 徹君 大体、私がお聞きしたいことは、ほぼ完璧に答えていただきましたので、少し補足的な質問になるかもしれませんが、お尋ねをいたします。

ローカルマニフェストと総合計画との調整を図っていくという点で、やっぱり何か水俣の将来像というのが、いろいろ言われてきましたけれども、人口6万の工業観光都市に始まって、環境・健康・福祉のまちづくり、いろいろ言われてきましたが、エコポリスになって、ほっと輝く、小さくてもという、いろいろなってきたんですが、施策の中身一つ一つは余り何か、ビジョンとやっていることと余り関係ないというか、ずっと前計画されてたのが、そのままずっと継続されて、あの事業は一体どうなったんだろか、どういう効果があったんだろかという、総括をしていく、評価していくというところがなくて、部分的に自分がそのときに興味を持つことについては非常に興味を示すけれども、今度の一般質問でもいろんな方がいろんなことに関して、いろいろ質問なさっているんですが、全体の大きな流れの中では、水俣らしさというか、水俣の将来はどうなるんだろかという、何かビジョンとの関係で、今やっている事業がどうなのかと。この財政が厳しい中で効果的にやられているのかどうか、有効に活用されているのかどうか、効率的に運用されているのだろうかという、そこのところを吟味しながら進めていくというのが、やっぱり何かちょっと弱いように思うんですね。だから、そういう点で、私、今度所信表明で一番よかったなと思ったのは、きょうお聞きした点で、その辺をきちっと今後やっていくということで、市長述べられましたので、ぜひやっていただきたいという思いから、今回お聞きをしているわけですが。

一時合併ムードで、合併、合併で大騒ぎしましたがけれども、合併したところは、こんなはずじゃなかったという問題があちこちでたくさん起きているわけですね。一方では、全国小さくても輝く自治体フォーラムというのが、第7回がまた今度あるんですが、合併しなくて頑張っているところで、非常に個性のあるまちづくりをしているところがたくさんあります。この九州で言えば綾町なんかもそうですし、それから沖縄の伊江村とかありますね。それから全国的に有名なのは福島県の矢祭町だとか、長野県の栄村だとか、白川村だとか、ユニークな、本当に全国的にも有名な個性のあるまちづくりをされているところがあるんですね。そういう点で、市長が、水俣はいろいろあるけれども、環境問題にももちろんこだわりながらですけども、小さくてもほっと安心できるぬくもりのあるまちづくりという点で、本当にそういった高齢者にとって優しい、高齢者がどんどん、水俣には非常に高齢者が住みやすいまちだから、水俣に老後は住もうかという、そういう個性のあるまちでもいいわけですし、環境問題にもこだわったまちづくりを今までどおり進めていく、そういったような、将来ビジョンというか、もう少し、もちろん市民と合意をつくりながらですけども、そういうふうな点をやっていく必要があるというふうに思うので、

思い切って、その将来ビジョンとの関係で、今の事業を、継続事業も含めて、継続してきたからやむを得ぬ、県の補助事業なので続けるとかということじゃなくて、それが今むだだと思えば、思い切って決断するところは決断するという、市長が決断するような状況をつくっていくためには、周りの幹部の皆さんがどんどん情報提供もするし、提言もするという、そういう市長と市の幹部との関係を、いい意味でいい関係をつくっていただいて、思い切ってやっていただきたいなという思いがするんですね。

そういう点で、今の答弁で、体制の問題では元気づくり推進室で当面やっていくということでした。私もお聞きしたら、それぞれの事業について、それぞれの課でそれぞれの事業を持っておられますので、それをこなすのに精いっぱい、公務員攻撃で、人も最小限に抑えられて、少ない人数でひいひい言いながら頑張っておられるわけですが、なかなか全体が見えないというところにあると思うので、そういう点では元気づくり推進室が、それぞれの各課と連携をとりながら、場合によってはプロジェクトチームみたいなものをつくりながら、現状の悩みも聞きながら進めていく。だからそういう点では、むだなものはむだなもので、もう先送りするとか、やめるとかということで、なかなか担当課では決断できないですね。だから、そういう点で元気づくり推進室で、当面はそれでいいと思いますけれども、状況については市長が時々把握されて、場合によっては政策審議室的な、どんどん政策的にビジョンとの関係でどうなのかという自己評価システムを取り入れてやりながら、決断をするところは決断をするということで作れるような部署も、今後必要になってくるんじゃないかと思しますので、その辺も視野に入れて、ぜひやっていただきたいというふうに思いますけれども、どうでしょうかというのが、市長の決意をお聞きしたいということです。

それから、もう一つ市長にお尋ねしたいのは、評価をしていく上で、なかなか役所の中だけではわかりにくいので、市民の満足度というか、市民意識調査みたいなアンケートをとるかどうかは別にしても、今おっしゃった説明会だとか、市報だとかをやりながらということですが、満足度、どういうことに市民の皆さんが関心を持っておられて、どういうことを考えておられてという、把握の仕方じゃなかなか難しいかもしれませんが、そういうことと、あと外部評価、外部的な評価も含めて、ぜひ見直しをしていく場合のシステムをつくる必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、これについては、もし考えておられることがあればお答えいただきたいし、なければいいんですが、そのことについて市長にはお尋ねをいたします。

それから、遊休公有地・資産活用と土地開発公社の問題ですけれども、きのう田中議員の質問の中で、いろいろ平成16年度に10件、17年度に18件、まだ残っているのが8件でという話でありましたし、19年の、来年の2月に法務局も撤退するというお話が出て、本当に水俣市内はあちこち、それこそあちこちというか、ちょっとオーバーな言い方ですが、市の公有財産、遊休

財産があちこちに点在しているという状況がだんだん目立ってきた。それがずっと処分されないまま、長年放置されてきているという、きのうは出ませんでしたけど、恋路島はどうするんだという話もありましたが、恋路島も前市長のときには売るんだという話も一時期話が出ましたが、恋路島の活用をどうするかということも含めて、本当にこの遊休公有地の資産活用をどうするかというのは、ずっと手がつかないまま来ているんですね。それで土地開発公社で言えば、もうそれこそ塩漬け土地で、問題になるところですけれども、まあここは市の普通財産として残ってますのであれですけれども。ただ、土地開発公社の報告書を見て思ったのは、今、市長も答弁でありましたけれども、うめど夕陽が丘団地の分譲地の効果的な販売促進のために、熊本県の宅建業協会と協定を結んで、これが非常によかったという成果も出てますし、民間業者の委託も含めて、今後検討を行うということでしたので、ぜひ進めていただきたいんですが。

御存じのように、この宅建業協会は、いろんなノウハウを持っておられますよね。出水なんかの大型店舗なんかもうほとんどそうですけれども、買うとなるとなかなか大変だけれども、長期間で借りるという方法もあるんですね。きのう、専門家の方に相談をして聞いたんですが、定期借地権というのがあって、例えば30年以上借りるとか、50年以上借る場合とかという、事業用借地として借りる場合にどうするんだという、公正証書をつくって活用するという方法とかもいろいろありますので、ただ売却だけでなく、賃貸借の関係で、そういうふうにと考えると、期限を切って借りるということ言えば、いろいろ借り手とか、使い道もあるんじゃないかなというようにあるので、そういうノウハウも含めて、熊本県宅建業協会の皆さんに委託をして、委託してというか、協定を結んでお願いをするという方法は非常に効果的じゃないかなというふうに思ったので、ぜひそのことを進めていただきたいというふうに思いますけれども、これは費用も、売れたり、賃貸借の契約を結んだ場合は、成功報酬で、例えば2%とか3%とかという、その程度の手数料を払わないといかんというのがありますけれども、しかし黙って寝かせておくよりも、そういうことで、少々出費はあるかもしれないけれども、生かされていくわけだし、そのことが活性化につながればいいわけですからね。そういった点をぜひ積極的に検討していただきたいと思いますけれども、その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

それから、土地開発公社の解散について、今、部長でしたか、答弁がありましたけど、夕陽が丘とか、産業団地があるのでできないという話でしたが、これは夕陽が丘はやっているわけですから、そういう協定を結んでやれば、今すぐじゃなくてもいいんですが、この土地開発公社についても、東京商工リサーチと、ホームページでいっぱい土地開発公社解散で検索するといっぱい出てくるんですが、全体的には、非常に問題になっているところがたくさんあるんですね。熊本市の土地開発公社でしたか、いろいろ解散は決めたけれども、いろいろ問題が、周りが、債権者からいろいろ苦情が出てという問題が起きてます。幸い水俣の土地開発公社については健全な状態

で、問題もないようですので、こういう時期に早く解散をしておいた方がスムーズにいくんじゃないかなという気もするんですね。全国的には非常に土地開発公社の解散はことしの10月の時点で前年比で約3倍ぐらいのテンポで解散する自治体がどんどんふえていってるんですね。もう先行取得をする必要ももうないような状況になっているわけですから、この際思い切って解散の方向で検討に入ったらどうかというふうに思いますので、ここは決意のほどをもう一回お答えいただきたいというふうに思います。

3番目の、文化の薫るまちづくりは、教育長の答弁はもうこれで了解いたしましたので、40団体加盟の文化協会で差し当たってはいろいろ検討してみたいということなので、ただその場合に、以前に出されました水俣の歴史文化環境薩摩街道と。非常にいい提言とか、調査もなされていますので、これも参考にして、ぜひ考えていただきたい。

それから、保健医療福祉総合委員会についても、今の部長の答弁は、非常に実態を深く認識された答弁で、そのとおりだと思いますので、答弁どおり実行されることをぜひ期待して、質問はしません。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） それでは第2の質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、第1の質問でございますけれども、今後の市長としての市政に取り組む基本的な姿勢みたいなものを問われたんではないかなと思っております。

基本的には私はやっぱり水俣そのものが個性を生かして力をつけていかなければならない、そんなときに来ているのではないかなという受けとめ方をさせていただいております。

議員御指摘のように、やはり本当にめり張りのあるといいますか、そういう市政を運営していかなければならないし、思い切って改革できるところは改革をしていかないと非常に厳しい状況に来ていると。ことしできることが来年はできないというような状況も今感じているところでございますので、そういう意味では思い切った改革をしていかなければならないと、そういうように思っております。

そのためには、まずは市の職員が知恵を出し、汗を出し、そして外に打って出る、そういう姿勢をしっかり持っていかなければならないんじゃないかなと思っております。

今後、私も職員の意見を集約させていただき、あるいは市民の皆様方の意見を聞かせていただきながら、実現可能な部分を精査し、あれもこれもということではなくて、できることを確実に実践していきたいと、そのように思っておりますので、御支援のほどをよろしくお願いをしたいと思っております。

それから、もう一点の市民の満足度の問題についてでございますけれども、当面はパブリック・コメントと同時に、市民、あるいは有識者で構成した第三者の評価委員会とか、そういうものも設置をして、客観的な評価を行っていきたいなと、そのように思っております。また、市民の御意見につきましては、あらゆる機会をとらえながら、いろいろ御意見をお聞かせいただき、反映させていければなと思っております。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 吉海産業建設部長。

○産業建設部長（吉海安丈君） 遊休地の活用についての2回目の質問でございますが、議員御提言のとおり、遊休地につきましては、長期貸付等の問題も含めまして、民間の宅地建物取引業協会とか、そういったところのノウハウを活用しながら、進めさせていただきたいと思っております。

それから、土地開発公社の解散についての問題でございますけれども、土地開発公社の整理とか、統合というのは全国的な流れというふうに、こちらの方も承知しておりますけれども、水俣市の場合は、夕陽が丘団地の残りの区画もございますし、そういった事業の整理とか、そういったものがございますので、それからまた月浦福祉ニュータウン関係、そういった問題等がございますので、これからもそういった整理をしながら検討させていただきたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、産廃最終処分場問題について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 環境影響評価準備書提出後の市の対応についてお答えします。

事業者は、環境影響評価準備書の提出後、法的に必ず最低1回は関係住民の説明会を実施する義務があります。そこで、議員の御提案のとおり、この説明会の開催回数をできる限りふやし、市民からの質問を受け付けるよう、事業者に対し強く働きかけていきたいと考えております。

また、環境影響評価準備書の内容を理解するためには、専門的知識が必要なため、事業者の説明会だけでは、市民が内容を十分把握できないことが予想されます。

そこで、事業者が行う説明会とは別に、市と、さきに設立しました産廃阻止！水俣市民会議で環境影響評価準備書の概要を説明し、これに対する意見書を書いていただくための説明会を市内複数力所で開催する必要があると考えております。

具体的方法は今後詰めていかなければなりません、いずれにしても、より数多くの住民の意見書を事業者に対して出していくために、何らかの体制をとる必要があると思っております。

次に、IWDの現状についてお答えします。

東亜道路工業の会社役員の交代の情報については承知しておりますが、このことで本市や市民

への対応が変わるかどうかはわかりません。

今月25日の総決起大会の後、東京に赴き、IWD東亜や東亜道路に対し決議文を手渡す予定でありますので、そのときに対応はおのずとわかると思います。

また、その際に再度の中止の申し入れや意見交換などの実施についても当然要求したいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 中山徹議員。

○中山 徹君 今の市長の答弁で了解をいたしました。

一つだけ、あと検討委員会のことで、その意見書を書く場合に、きのうもちょっと出ましたが、基準についてどうなのか、専門的な意見を出したとしても、会社はそれに対する対策は幾らでも机上の計画は出せるわけですから、向こうの土俵でいろいろやり合いしても、多分平行線だろうと思うのであれですけれども、ただそれにしても、しっかりした専門的な調査なり、必要だと思うので、そういったことも含めて、地質、水質の調査の予算が今度計上されているわけですけれども、廃棄物対策検討委員会の性格は、今までの前市長時代と比べると基本的に変わってくると思いますが、この辺の活動については、準備書前の開催も含めて、ぜひ積極的に活動を開始していただきたいというふうに思うんですが、その辺についてはどのように考えておられますでしょうか。

その点だけお尋ねいたします。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） ただいまの件につきましては、7月の下旬に予定しておりますので、そこらあたりでしっかり検討を重ねていきたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、南九州西回り自動車道袋インターについて答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、南九州西回り自動車道の袋インターの返上についてお答えします。

袋インターの整備につきましては、日奈久インターから田浦インター間の無料による供用開始により、国土交通省において田浦インター以南についても、無料の方向で整備計画が見直されていた中で、沿線の利便性をさらに図るため、地元の要望があればインターをふやす計画が進められていました。

本市においては、当初計画の水俣インターに追加し、南に位置する袋インターの整備計画があり、整備については本線及び袋インターは国土交通省にて整備し、袋インターから国道3号までの取り付け道路約650メートルについては、本市において整備できないか、国土交通省から打診がありました。

国土交通省による袋インターの整備は、市による国道3号取り付け道路の整備が前提となっており、平成18年5月までには、芦北出水道路の水俣インターから県境間の都市計画を決定したい意向もあり、取り付け道路についても、それ以前、遅くとも同時の都市計画決定が必須であるとのことであり、袋インター整備に伴う本市の取り付け道路整備に対する意見を明確にする必要がありました。

そこで、庁内関係課では是非について検討を重ね、整備については、南九州西回り自動車道を利用した鹿児島方面からの月浦福祉ニュータウンや市街地施設へのアクセスが容易となり、流動人口の増が見込まれるとともに、無料化に伴う利用者数の増加に対する水俣インター周辺の交通量の緩和、国道3号及び市街地の慢性的な交通渋滞が解消されるとともに、観光産業・商工業の発展、農林水産業の販路拡大、緊急医療時の搬送や国道3号のバイパスとしても大きな効果を発揮し、市民の日常生活の改善はもとより、地域経済活動の活性化が進むものと大いに期待されることから、北側の玄関口としての水俣インターとあわせ、南側の玄関口としての袋インターはぜひ必要であるとの結論となり、平成16年9月、袋インターから国道3号の取り付け道路については、本市にて整備することに決定いたしました。

その後、平成16年10月には、国土交通省により、水俣インターから県境間の設計見直し、袋インター追加整備等に伴う全市民を対象とした第2回地元説明会が開催され、平成17年3月には都市計画案・環境影響評価準備書の公告・縦覧が行われ、現在、今年中の都市計画決定に向け、熊本県より環境影響評価書が環境省・国土交通省に提出されており、近日中に環境大臣、国土交通大臣より回答があると聞いております。

このようなことから、今年中の都市計画決定の手續も着々と進んでおり、本市としても、将来のまちづくりを行う上からも、袋インターはぜひとも必要なことから、袋インター整備については返上する考えはございません。

仮に返上した場合の影響につきましては、国土交通省、熊本県において、関係図書の作成から地元説明会等、都市計画決定の手續のやり直しが必要であり、時間も要し、費用についてもさらに必要となり、その影響により、水俣インターから県境間の整備がおくれるとともに、本自動車道の事業全体の整備もおくれていくなど、多大な影響が出てくることも考えられます。

袋インターの整備を含め、南九州西回り自動車道の一日も早い全線開通に向け、議員の皆様方の御理解、御協力をお願いしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 中山徹議員。

○中山 徹君 返上したり、計画変更するとなおさら費用が重なって、今はとてもそういう状況じゃないというふうに言われると難しいんですが、最初の質問と関連しますけれども、確かに今、市長がおっしゃったような、流動人口をふやすとかということはありますけれども、果たして費

用対効果で、これは企画課からだろうと思いますが、いただいた資料で、地元負担で取りつけ道路の整備費が3億から5億かかると。これは補助の対象にはないということで、文字どおり一般財源から3億から5億、この費用を考えると、これだけの費用をつぎ込むならもっと使い道がほかにあるじゃないかというふうに思うんですが、つくらんよりもつくった方がいいかもしれないけども、ずっと通してみると、インターがそれこそ津奈木にできて、水俣に2カ所できて、出水にできてという、インターばかりで、大して時間の短縮も、いろいろ書いてありますけども、ここに書いているだけの理由で、そういう本当に緊急性ということから考えると、どうなのだろうかなという、そういう立場で本当に検討されたんだろうかなというふうに、ちょっと思うんですけれども、しかし今、市長がおっしゃったようなことで、もう今さらどうしようもないということであればどうしようもないので、これ以上言ってもむだなので、もう返上はできないということですね。できないということなのではないので、これはもうやめます。

ただ、このことを教訓にして、さっき言ったように、本当に見直すとか、行財政改革だと言いながら、実際はこういった大型プロジェクトとか、国や県のやることについては仕方がないということで、結局何か補助金に、国・県に誘導されたそういう計画がどんどん押しつけられて、結局首を絞めているということになっているわけですから、そういうことも含めて、見直しの場合には、やっぱり市民の目線で、市民の立場にしっかり立って、やっぱり国や県に対しても物を言うという立場でやらなければ、それは本当の意味での改革はできないというふうに思いますので、今後の教訓にさせていただきたいということを申し上げて、この質問は終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、学校再編成と学校給食問題について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、学校再編成と学校給食問題についてのうち、学校再編成の進捗状況についてお答えします。

この学校再編成の問題は、一昨日、真野議員の御質問にお答えしましたように、長年にいろいろな議論がなされており、その重要性について十分認識をしております。

現在の進捗状況につきましては、一昨日お答えしましたように、平成20年4月の実施に向けて検討を重ねてきているところであります。

しかしながら、学校に対する思いは人それぞれであり、地域的な問題など、多角的に検討すべきであると考えておりますので、柔軟に対応していきたいと考えております。

いずれにしましても、水俣の将来を担う子どもたちの問題でありますので、市当局はもちろん、議員の皆さん方にも御意見をいただき、よりよい教育環境の実現に向け、努力していく所存でありますので、どうか御協力、御理解をお願いしたいと思います。

次に、編成の基本方針についてお答えします。

学校教育法第29条及び第40条において、市町村はその区域内の学齢児童・生徒を就学させるのに必要な小・中学校を設置しなければならないとあり、最終的な学校の設置等については、市長に権限があると考えますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号には、教育委員会の職務権限として、学校及び教育機関の設置、管理及び廃止に関することと定められておりますので、教育委員会において、関係各課と連絡調整を行いながら、再編成を検討しているところであります。

私たち教育委員会では、目指す教育目標として、学びの心を持つ子ども、育ての心を持つ教師、はずむ心のある学校として、信頼される学校づくりを行っています。

今回の学校再編成につきまして、校区の見直しや学校のある地域の状況、そして目指す教育目標の実現に向けて、さまざまな角度から検討を重ね、慎重に検討すべき課題であると考えております。

したがって、先ほどもお話ししましたように、昨年校区ごとに再編成に関する意見聴取会を実施するとともに、これまで審議されてきた再編成に対する議論などを、さまざまな角度から検討を重ねているところでございます。

子どもたちの教育環境を守るため、また、将来に向けた学校づくりのためにも、学校再編成は必要であり、そのための案を策定しているところでありますので、その案をもとに、さらに、議会はもちろん、住民の方々と一緒に検討してまいりたいと思います。

次に、学校給食施設に関して、学校再編成と無関係ではないと思うが、老朽化と衛生管理の問題だけが先行すると、禍根を残すことになると思うが、いかがかとの質問にお答えいたします。

昨年7月に、学校給食の推進、充実を目的として、今後の学校給食の実施、施設整備方針等に関する調査審議を行うため、教育長の諮問機関として、水俣市学校給食施設整備等審議会を設置し、ことしの3月に答申をいただいたところです。

答申書のうち、学校給食施設の整備方式については、ブロック方式とセンター方式について、調理施設の規模、建設地、人員配置等について条件を付して答申をいただきました。

特に、給食施設の整備に関しては答申書をもとにして、施設面のみならず、学校給食の目標、食育基本法、食育推進基本計画とのかかわりを念頭に入れて、あらゆる角度から検討を行っているところです。

御承知のとおり、現在の給食センターは、昭和41年に建設され、ことしの4月で、既に40年を経過しており、そのため老朽化が顕著になっております。水俣・芦北広域行政事務組合消防本部からは、自動火災報知器設備、屋内消火栓設備の設置について、改善の指摘を受けております。また、水俣保健所からは6年前に、衛生管理の面で、十分な換気を行い、高温多湿を避けること、

シンクは用途別に相互汚染しないように設置すること等についての改善勧告が出されているところ
です。

もっと時間をかけて検討すべきではないかとの御指摘でございますが、現在の学校給食センター
の施設では、国が定めている衛生管理の基準に適応しておらず、しかも、空調設備不備の状況
の中で、夏場を中心として調理環境の悪化が見られ、調理場内は高温多湿になり、食中毒の危険
性を含んだ状況となります。給食は、児童・生徒への健康・生命にも直接かかわるものであり、
安全・安心な食の提供という点から、早急な給食施設の建てかえが必要であると考えております。

○議長（緒方誠也君） 中山徹議員。

○中山 徹君 今までの答弁は、平成20年度から実施できるように準備をしているということとし
たけど、今の話は、そうだけれども、学校に対する思いはそれぞれあるし、そのところは柔軟
に対応したいという言い方でしたけど、柔軟に対応したいという、そういうお話でしたが、とい
うことは、平成20年度をめどにというのはこだわらないということに理解していいんですか。そ
こが一つですね。

それともう一つ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条第1号を、教育長今言わ
れましたけれども、第2号はおっしゃらなかったんですが、第2号は、学校その他教育機関の用
に供する財産の管理に関することと、管理は教育委員会と書いてあるんですよ。それから、こ
の24条の3号には、教育財産を取得し、及び処分する、教育財産を取得したり処分したりするこ
とは、公共団体の長、市長の責任だと書いてあるんですよ。だから今までずっと言われたこと
からすると、学校は、ただ学校をつくるだけじゃなくて、地域の問題やいろんな問題とかかわり
がありますので、当然一教育委員会だけで決めていいということじゃなくて、市全体にかかわる
問題なので、当然市の基本構想だとか、考え方だとか、そういうことが基本にあって、それに基づ
いて教育委員会が具体化する。その施設についての管理の責任は教育委員会というふうに、こ
の地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、そういうふうに私は理解しているんですけど
も、1号だけしか言われなかったんで、その辺はどんなふうに理解すればいいですか。

それで、このことでちょっと、やっぱりこういう大事な問題が、確かにPTAの方や保護者の
方とか、そういうところには行って、その説明会だとか、校区ごとの説明会とかされているん
ですけども、何かどういうふうになっているのかが全然知らされていないというか、知らされて
いないと言うとちょっと語弊がありますが、どれだけ市民の皆さんが内容を御存じかという
と、私も、どういう意見が出て、どういうことが検討されているのかというのが、さっぱりわから
ないという状況の中で、何かとても大変なことがどっかで進められているという不安を持つん
ですよ。そういう点で、この編成方針の中で、もっと何というかな、確かに今僻地の方で複式学級
がふえているとか、子どもたちの数がどんどん減って行って、どうなるだろうかという不安も持

っておられるし、スポーツなんかも個人競技しかできないとかということが、部分的には聞こえてくるけれども、そういうことだけでいいのかなというふうに思うんですね。

私、さっきの矢祭町の、むしろここは開き直って、僻地の教育の、3つの教育に関する、僻地の3つの特性ということで挙げてあるんですが、僻地だからこそできる教育を、すばらしい環境を生かした理科・生活科、そして総合的な学習の時間の授業を展開するとか、2番目は、小規模だからこそできる教育を徹底した少人数指導、個別指導でやるんだと。それから複式だから進められる教育をやる。複式のよさもたくさんあるんだと。2個学年で編成する上学年と下の学年の学習や生活などの共同体験や温かい人間関係の育成、こういうことを通じて、豊かな心の育成をするし、確かな学力も育成するし、たくましい身体の育成するんだ、できるんだという、それぞれ何か狭い、何か否定的な現象だけじゃなくて、むしろその小規模で田舎の方だって立派な子どもたちもたくさん育ってるわけですし、大規模校で、何か競争原理だけがこう持ち込まれて、お互い切磋琢磨しなければいい子どもはできないなんていう考え方は時代おくれたというふうに思うんですが、そういったようなことを考えれば、もっとやっぱり時間をかけて、いろんな人の意見を聞くべきだというふうに思うんですよ。

そういう点で、何かもう余りにも結論を急ぎ過ぎで、20年、20年と、20年の4月にはもう何か方向を出さんといかんということだけが先にあるって、そしてそれにあわせてスケジュールを組んでやっていくというのは、どうしてもやっぱり民意を切り捨てていくということになりかねないと私は思うんですよ。

そういう点で、急ぐ必要はないので、もっとやっぱりいろんな角度で、各課、各課と言われましたけど、教育委員会が中心になって各課と連携をとってやっているというけど、じゃほかの各課とどういうふうな連携のとり方をやられているのか。庁内でさえ、この学校の編成の問題で、どの程度ほかの職員の皆さんが関心を持って真剣に考えているだろうかというふうに思うんですよ。だから、市民にとってなおさらのこと。だからぜひこれは市長にお尋ねをしたいんですが、この辺の、そういう立場で、どうも教育委員会の方は、20年、前教育長であれですけども、市長が進められてきたのかもしれないませんが、市長という立場で、今申し上げたような立場で、もっとやっぱり本当に、淵上議員の質問に対して答えられました、それこそ水俣にとって一大事な、この大変な事態がごく一部のところで検討をされているというのはどうもやっぱりいかんと思うんですね。だからそういう点で、もっとこの進め方も含めて、市長としてきちっと方針を示して、担当課、教育委員会のところに、正しい方向で学校編成の論議が進んでいくようにしていただきたいというふうに思いますけれども、その辺どうでしょうか。

その点を市長にお尋ねをいたします。

それからあと、学校給食センターの問題は、確かに保健所から言われる、消防署から言われる

ということで、建物が老朽化しているという気持ちはわかりますけれども、ただ改善できることがあれば改善しないと。学校編成も学校がどういう配置になるのかもわからないのに、給食センターがブロック方式、例えばブロック方式にするというようになった場合に、どういうブロックにすればいいのかというのは出てこないわけですから、無関係じゃないので、その辺は十分、どこまでが期限になるかわかりませんが、どこまで耐えられるのかわかりませんが、その辺との絡みで進めていくべきだと、これは要望にしておきます。そういうふうに考えていただきたいというふうに思います。

最後に、市長の答弁を聞いて終わりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 2回目の質問はすべて市長でいいんですね。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 私の見解ということでお答えさせていただきたいと思います。

これまでも、先ほどもございましたけれども、淵上議員あたりから非常に熱い思いでこの再編成に向けては頑張ってもらいたいというようなエールも送られながら、進めてきたところでございますけれども、なかなか市民あたりにもまだ徹底していないというようなこともございました。市民の皆さんに対しては市報とか、あるいは地区の説明会あたりでもやったところでございますが、まだ徹底していないというような御指摘もございましたので、この辺も含めて考えていかなければならないと思っておりますが、まずは、議員もおっしゃったように、この事業は本当に一大事だということをはっきりと受けとめさせていただいております。

すべての子どもたちや、あるいは保護者、地域の方々のすべてが納得いくということはまず不可能であろうと、そのように思っておりますし、かといって、じゃある程度のところで打ち切ってスタートしていいのかと、それもまた難しいんじゃないかなと。しかし20年ということも申し上げておりますので、それに向かっては着々と進めていかなければならないというようなところで、非常に厳しい状況の中で、教育長にも大変、今御迷惑をかけているところでございますけれども、教育長も私も基本的には考え方は全く同じでございますので、やっぱり子どもたちのために、そしてこのことが教育効果を上げるのに、必ず結びついていかなければならないという、そういう基本的な姿勢は全く同じだと思っております。

今おっしゃるように、この問題は全庁的な問題として取り上げていかなければならない、そういう時期に来ているということで、実は先日、部長会で教育長の方からこの話を提案させていただいて、さっきおっしゃったような財産の問題でありますとか、あるいは跡地の問題でありますとか、スクールバスの問題とか、そういったものを全庁的に今後取り扱っていかねばならないと、申し合わせをしたところございます。

また、その中で出た意見としましては、非常に大きな問題なので、できるところから編成を始

めたらどうなのかというような話も出てまいりました。順次進めていく、そういう方法もあるんじゃないかなと、また新しい意見も出てきていたところでございます。これまで何度ともなく会議を繰り返してまいりましたし、答申も受けているんでございますけれども、非常にやっぱりさつき申し上げましたように、一大事業でありますので、今後も急ぐべきところは急ぎ、そして慎重に考えていかなければならないところはしっかり立ちどまって議論しながら、当初の予定にできるだけ沿うような形で教育委員会ともしっかり力を合わせながら、今後は全庁的に取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

○議長（緒方誠也君） 以上で中山徹議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時57分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩阪雅文議員に許します。

（岩阪雅文君登壇）

○岩阪雅文君 自由民主党の岩阪でございます。

今回、市長選において、見事当選を果たされました宮本市長に対しまして、心からお祝いを申し上げます。市民の負託にこたえるべく、邁進していただきたいと思っております。

それでは先の通告に従い、質問に移りたいと思っております。

まず初めに、集中改革プランについてお尋ねします。

さて、我が国は少子・高齢化による人口減少時代を目前に控え、あわせて国、地方を通じた厳しい財政状況の中で、国に呼応して各自治体においても新しい視点に立って、さらに不断の行政改革が要求をされ、その体制を刷新していくことが求められております。

平成16年3月には、水俣市も平成16年から5カ年の第3次行財政改革大綱を策定、現在推進に向けた取り組みが行われています。

さきの議会では、おおむね順調である一方、計画年次よりおこなわれている項目、実施時期について再検討の必要性も出てきていると答弁をされています。

昨年3月29日付の総務省事務次官通達として、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針を参考として、より一層積極的な行政改革の推進に努めるよう指導助言を行っております。

今回市長に当選され、当然、市長執行者からの事務引き継ぎで十分認識されているはずであります。

このプランでは、平成17年度を起点として、おおむね21年度まで具体的な改革への取り組みを市民にわかりやすく明示した集中改革プランをつくって、市民に公表するよう指導しています。

プランには、1、事務事業の再編、整理、廃止統合、2番目に、民間委託等の推進、これには現在行われています指定管理者も含まれます。3番目に、定員管理の適正化、4番目に、給与の総点検を始めとする給与適正化等、5項目にわたってプランとすることとしております。

そこで、以下、3点について質問します。

、県を通じて本市にもなされている政府の指導・助言をどう受けとめ、担当課にどう指示しているか質問します。

、この集中改革プランの策定作業に、これまでどのように取り組み、市民に公表する時期、めどはどう立てているか質問します。

番目に、この集中改革プランは、可能な限り目標の数値や、市民にわかりやすい指標を用いることを強調していますが、どのようにする考えであるか質問します。

2番目、教育問題についてお尋ねします。

2005年に学校5日制がスタート、新指導要領であるゆとり教育の導入により、学習内容の削減による学力低下や、受け皿づくりが懸念されるなど、各自治体の対応が話題となりました。

しかし、今日では、このゆとり教育についても、見直しに向けた機運が高まっております。

私たち地域住民の生活と密着にかかわる教育は、自治体における最も重要な政策部分の一つであると思っております。

特に、今日の国による規制改革、構造改革の進展等によって、画一的な教育制度から各自治体が独創的な地域教育政策を展開するなど、さまざまな制度改革の導入は、各自治体の取り組みに変革をもたらし、教育委員会のあり方にも影響を及ぼすものと思われま。

先進的な例はいとまがありませんが、その取り組みいかんでは格差の広がることが懸念されます。

最近では、教育特区制度等は、自治体の独創的な地域教育制度をつくり出すものとして注目をされています。

そこで、以下について質問します。

、平成12年から導入をされた学校評議員制度については、本市においても取り組みがなされていますが、現在何校か。また、実施に当たって、どのように評価されているか。また、導入後の経過について質問します。

、平成16年運営協議会制度が新設されましたが、水俣市の取り組みについて質問します。

、市長はマニフェストにおいて、退職教員、地域ボランティアによる支援教員制度を導入し、授業の補助的役割を果たしてもらい、子どもたちの学力向上を目指しますとありますが、基本的

な考え方、具体的な取り組みについて質問します。

、地方分権の推進の視点から、学校管理規則の見直しが求められていますが、見直しの基本的な方向性はどのようなものか質問します。

、今日の教育委員会の役割、また、あり方について基本的な考え方を質問します。

大きな3番目の、給食センターについて。

この問題については、私は2回目になりますけれども、前回、平成16年9月定例議会での答弁では、建設から40年を経過しようとしており、建設の老朽化に加え、衛生管理面から早急な対応が必要として、改築のあり方についても、プロジェクトチームで検討、内容について全員協議会でも説明、二、三年をめどに開設を目指すと説明がなされています。

、さきの3月議会での答弁では、大川末長議員への答弁に、3月下旬の審議会の答申を踏まえ、建てかえの時期を含めた整備方針をまとめるとしていますが、答申内容について質問します。

重複いたしますが、答弁方よろしく願いをいたします。

これをもちまして、壇上からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 岩阪議員の御質問に順次お答えします。

行政改革集中改革プランの策定・公表への取り組みについては私から、教育問題について及び給食センターについては教育長から、お答えをいたします。

まず初めに、行政改革集中プランの策定・公表への取り組みについての御質問に順次お答えします。

まず、政府の指針の指導・助言及びプランの策定作業への取り組みと市民に公表する時期、めどについてであります。この指針においては、分権型社会システムへの転換、厳しい財政状況、市町村合併の推進、公共サービスの仕組みの変革など、社会情勢の変化に対応し、計画的な行政改革の推進と説明責任の確保のため、行政改革大綱の見直しと集中改革プラン策定・公表が掲げられたところであります。

また、集中改革プランの策定についての主な指導・助言の内容につきましては、事務・事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託等の推進、定員管理の適正化、給与の適正化、第三セクターの見直し、経費削減等の財政効果等があり、可能な限り目標の数値化や具体的かつ住民にわかりやすい指標を用いることとなっています。

前市長からは、平成16年3月に策定しました第3次行財政改革大綱及び水俣市財政健全化の計画に基づき、策定にはできるだけ目標の数値化を行い、市民にわかりやすいプランとするよう指

示を受けていたとお聞きしております。

私としても、国からの指導・助言を真摯に受けとめ、市として市民と一丸となって改革を進める計画となるよう指示をしていたところでございます。

策定作業につきましては、主に県の指導のもと、事務・事業の再編・整理、廃止・統合等の策定項目に沿って行い、平成18年3月末に水俣市のホームページに掲載したところであります。

次に、可能な限り目標の数値や市民にわかりやすい指標を用いることについて、どのようにする考えかにつきましては、職員数の削減に係る削減率及び人件費における効果額等、数値で出せるものは数値を掲載し、事業に関するものは、実施年度を掲載して、より具体的になるように策定したところであります。

なお、今回策定しました集中改革プランは、期間が平成17年度から平成21年度の5年間であり、さきに述べました第3次行財政改革大綱及び水俣市財政健全化計画の実施期間がほぼ同じ期間でありましたので、2つの計画を踏襲した計画とさせていただいております。

行財政改革の推進については、行政はもとより、市議会、市民が一体となり取り組む必要がありますので、議員の皆様のご理解、御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 今説明がございましたが、今回特に、集中プランにつきましては、抽象的に自治体内部の改革について、行政改革を加速をさせるようにというふうな要請だろうと思いますが、中身についても、抽象的な努力事項をうたうのではなくて、可能な限り目標の数値化や具体的に、かつ市民にわかりやすいように指標を用いると、こういうふうなうたっております。

それから、この定員管理について述べられましたけども、質問にも出ていましたように、5年間の退職者数は幾らかということにつきまして、それはわかるんですが、じゃそれに対する定員の採用、これなんか全く出てきていないと。ですからそこら辺のバランスをどうするのかという問題もございませう。

それから、計画から策定までの具体的な推進の成果の検証、これについてもちゃんとうたっております。例えば、行政改革の見直しの中で、全般についての計画の策定、それから実施、それから検証、見直し、P D C Aサイクルと言うそうですが、プラン・ドゥ・チェック・アクションだということなんですが、これを的確に、明確にすることが一つですね。それから数値目標をまず上げると、先ほどのようにですね。そして、今回ちょっと気づいたのが、議会においても、改革推進のために、その機能を十分に発揮することが重要であるというふうになっております。前回、議会においては定数4を減少したわけですけれども、その意味では果たしたのかなという印象はございます。

そういうことを考えますときに、やはり今後の見直しに当たって、あるいはまた進行していく

わけですけど、市民とか議会も加わった部分について検討する必要はないのかどうか、そういったものを感じたりしております。後でまた質問の項目はまとめますけれども、そういった部分でちょっと印象を持っております。

実は、これが5月29日の日本経済新聞なんですけれども、全国版の中に、自治体職員削減待たなしということで報道なされておりました。その中に熊本県の甲佐町、ここが純減率で21.4%ということで、県内最高なんですけれども、例にとってありました。それで、ここを読んでみますと、御船町との合併が不可能になったと。しかも2009年には財政再建団体に落ちるんじゃないかというふうな危機感のもとで、集中改革プランをさらに推し進めるんだということが載っておりますので、ホームページを拝見してみました。そしたら、16ページにわたって出てきました。それで、しかも集中改革プランについて、広報の中にもちゃんと載っているんですね。説明をされている。こうこうこういうことですので、確実に推進をします。そして中身を見ますと、その説明から、しかも数値をずっと挙げて、とても見やすくしてある。これを見ていただければわかりますけども、そういったことで、水俣市との違いはどうなのかということで、水俣市を出してみました。そしたら水俣市はホームページ9ページです。しかも文書だけをいっぱい羅列してあるんですね。文章でもう詰めてあるもんですから、もう読みたくもないと。ひょっとしたら出てくるかもしれませんが、こういったことで、全く違いがよくわかるなというのを一つ感じました。

それで、この1ページ目の下の方を見ますと、今後、行財政改革など推進していく上での基本的な考え方をまとめたものと、基本的な考え方だけが載っていると、9ページにわたってですね。でも、甲佐町の場合はもう既に21年度までのプランをすべて指標にしてあります。もう一目瞭然、見れば、物すごくわかりやすく、ああこれかなというふうな感銘を受けるわけなんですけど、その辺の違いを非常に感じたわけですね。ですから、この辺、確かに16年3月に策定はされて進められております。しかし、その姿が市民に見えない、あるいは議会に見えないという部分もございます。その部分を非常に強調していると思うんです、この集中改革プランは。ですから今後、やっぱりこの辺の取り組みについては相当考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

国の場合を見ますと、都道府県職員を6万人削減と、集中改革プランを10年度までに実施して、非公務員8,000人を上乘せするというふうなことも載ってます。

それから、熊本県の場合を見ますと、国の場合が4月15日の新聞報道ですね、熊本県が2月12日ですが、県は、11日現在、約2万3,000人の県職員を臨時職員を除くんですけど、2006年から4年間で1,000人程度減らすと。同時に地域振興局の統廃合が進む、組織のスリム化に着手する方針を固めた。こういうふうな集中改革プランに向けた決意なり、報道が実はなされております、国も県もですね。そして市にもこういう指示が来てるんだろうと思います。そういうことを考え

ますと、もうちょっと決意が足りないし、先ほど答弁でも、おくられている部分があるのであれば、これにあわせて進捗していく方法があるんだらうというふうを感じるわけです。

そこで、質問ですけれども、まず、さっき検証の部分を言いましたけれども、もう一つその前に申し上げておきます。

4月号の市報に、組織の統合・変更というのが載りました。つくられているから当然わかると思うんですが、そうしますと、この組織の統合・変更に伴う行政効果、財政効果、あるいは何がどう便利になったのかというのが、全然これでは見えてこないんですね、当然。ですからこの辺もこう変わりましたから、これがどういうふうになって、どういう便利になって削減をされました。そういう道筋を告げるべきだというのが、この集中改革プランの意味だと思うんですね。その意味においては、もう少し検討していただきたいというふうに思います。

そこで、5つほど質問します。

P D C A サイクルに基づく見直しに、さっき言いましたチェックのシステムですね、議会とか市民、市民参加を非常にうたわれてますので、お願いをしたいんですが、検証を行うべきその組織といたしますか、あるいはチェック機関といたしますか、そういうのを今後つくっていくべきではないのか、それはいかがでしょうか。

それから、2番目に、ホームページにも明らかにされていますように、甲佐町の方がやはり明確でわかりやすいと、ですから掲載方法についても参考にさせていただければわかりますけれども、変更する必要があるのではないかなと思いますが、その辺をお伺いします。

それから、改革の意義について、市報、ホームページで市民に周知する必要はないか、これは何でかといいますと、国も精いっぱい行政改革、県もやってる、こういう大変なんだということをも市民に周知していただいて、そして最終的には増税と、国の目指すものはそこなんですよけれども、今、基礎的財政収支の均衡、プライマリーバランスですか、それを2011年まで設定をして、そして均衡を保って、そして財源不足を20兆円まで抑えたいというふうなことなんです、おとといの新聞では17兆円で、最近景気がよくて税金が上がってきたということで、17兆円の調整をして、国はそれを目指して、骨太の方針を7月に出すというふうなことのようです。ですから、こういうものを考えますと、やはり私はすぐとるべき問題ではないなというふうに思いますので、3点お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、岩阪議員の方から御提案ございましたけれども、私も今お話をお聞きしながら、本当に具体的にそしてわかりやすい、そういう手法をとっていかねばならないんだなということを、今思ったところでもございました。本当に厳しい状況で、これまでも落とすだけ落としてきているというような状況でありますし、交付税あたりの削減に追いつけないという

のが現状でございますので、今おっしゃるように、さらにすべてを見直していく時期に来ているし、そうしなければならないということをつくづく今感じているところでございます。

まず、P D C Aのことでございますけれども、これは水俣市行財政改革推進委員会に報告、助言、それから管理をしているということでございます。

それからホームページにつきましては、できるだけこれもわかりやすく工夫をしていかなければならないと思っております。

それから第3点の、改革について市民に周知をしっかりとしていけというようなことだろうというぐあいに受けとめておりますが、このことにつきましても、できるだけいろんな方法を駆使しながら、市民に理解できるように頑張っていきたいと、そのように思います。

○議長（緒方誠也君） 岩阪雅文議員

○岩阪雅文君 もう一点お尋ねしますけれども、市長がマニフェストの中で行財政改革の公約をされてますですね、3つ挙げてくださいということで。これらも見ればわかるんですが、具体的に何年度までどういうふうな形で進めるんだということもホームページに、当然、進めると、今の市長の公約の推進がまずわかりやすいんだらうというふうに思います。それが一つですね。

それから2つ目に、これから実施すべき課題というのが、新聞には非常にたくさん出てきております。もちろん市の行財政改革の中に入っているものもございまして。ちょっと簡単に挙げてみますけれども、この辺についてどうなのか。進捗、今後進めていく上での考えをお聞かせ願いたいんですが。給与制度の見直し、年功序列だとか、査定昇給にするんだとか、それから管理職の削減ですね。国は4割しかいないのに地方自治体は6割も管理職がいるんだというふうな問題、それから有給休暇の廃止、これは人事院が7月をめどに廃止をするというふうにしております。それから共済組合の給付の見直し、例えば職員互助会への給付率のパーセントの引き下げ、今1000分の5ですか、ああいった部分の取り扱い、それから窓口業務の民間委託、これも前日ですか、出ましたけれども、これらも全然まだ進んでいない、手がつけられてないという状況ですね。それから退職勧奨制度の見直し、これも人事院が一応指示をしております。ですから、こういった部分も新たな部分として集中改革プランに入れるなり、あるいはさっき言いました検証する組織があるのであれば、そこに新たに提言をして、こう進めるんだというものを、やはり示すべきだろうと思いますが、その2点について一応お尋ねしておきます。

○議長（緒方誠也君） 森助役。

○助役（森 近君） 再質問に答えますけれども、マニフェストの内容について具体的な実施年度ということですので、それにつきましては、今後検討していきたいなど。基本的には今回の行財政改革の中にも入ってますし、集中プランの中にも入ってる項目がありますので、それに準じて明確にしていきたいなと思っております。

また、実施すべき項目で提示されているということで、今、例示がありましたけども、給与制度につきましては、この前3月議会で制度改正を出しておりますし、管理職につきましては、水俣の場合はこれまでもずっと削減してきておりますけども、なるだけ統合できる部分は、部課の統合あたりをしながら、これからも削減するような方向で進めていきたいと思っております。

有給休暇につきましても、国の基準にのっとり見直しをしていきたいと。

また、互助会等への支出につきましても、今年中に方向を出すような形で今指示をしておりますので、それは具体化されると思います。

窓口の民間委託につきましては、いろんな問題もありますので、そういったことについては今後いろんなことを検討する課題としていただければと思います。

退職勧奨につきましても、今回の給与制度の見直しの中に入ってきておりますし、職員の評価の仕方、人事のあり方、そういったことは人材育成基本方針とあわせながら、今後そういったことを具体的にまた出していきたいということで、今回プランの中に入っていない項目であっても、当面手をつけなきゃならないものについては、本当に聖域を設けずに、いろんな形で具体化していく必要があるのかなと。今、議員の方からもありましたように、国の方ではまだ交付税の削減というのが出てきています。今年度の7月の本算定でどうなるのかというのが出てきますので、またそれが出た段階で、より一層これにまた追加して、いろんなことを考えていかなきゃならない場合も出てくるのかなと、そういった意味で、なかなか今の市の財政状況は厳しい状況にあるということは、私たちも認識をしておりますので、今、話がありましたように、市民の方にも十分そういったことを理解していただきながら、じゃどうやってまちづくりをしていくのかといったことをまた議会あわせて協議をさせていただきたいと思っております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（緒方誠也君） 次に、教育問題について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、教育問題のうち、学校評議員制度の現在の実施校と、実施に当たっての評価及び導入後の経過についてお答えします。

この学校評議員制度は、地域に開かれた学校づくりを推進するため、平成12年1月の学校教育法施行規則の一部改正により、同年4月から導入されたものです。

この制度が導入された背景としまして、これからの学校には、地域住民の信頼にこたえ、家庭や地域と連携協力し、一体となって子どもたちの健やかな成長を図っていくことが、一層求められるということが挙げられます。

各学校では、これまでもPTAや地域の教育懇談会などを通じて、家庭や地域との連携を深め

ていましたが、さらにこの制度を導入し、こうした取り組みを推進し、開かれた学校づくりを進めているところです。

このねらいとして、学校運営について保護者や地域住民等の意向を把握し反映すること、学校運営に保護者や地域住民等の協力を得ること、学校運営の状況等を周知することなど、学校としての説明責任を果たしていくことが挙げられます。

水俣市におきましても、その趣旨のもと、現在小学校9校、中学校7校、全校で導入されておりまして、本年度1校ふえまして、本年度から全校で実施になっております。

実施に当たっての評価につきましては、各学校から、これまで学校ではわからなかった地域の情報や学校教育活動への評価や助言、子どもたちの事故防止等への関心など、学校運営の面から大変参考になるものと思っております。

当初1校からスタートした学校評議員制度でございますが、順次組織され、適正な運営がなされているところです。

導入後の経過につきましては、各学校での学校評議員の熱心な協力のもと実施をされており、学校運営について適切な助言をいただき、協力体制が強化されているところでございます。

平成18年3月には、文科省から義務教育諸学校における学校評価ガイドラインが示されましたので、それを参考にしながら、各学校や地域の状況に応じた学校評価の質的な改善が図られるよう、教育委員会としても指導、助言を行っていきたいと考えております。

次に、学校運営協議会制度の水俣市の取り組みについてお答えします。

公立学校の管理運営の改善を図るため、教育委員会が、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、地域住民、保護者等により構成される学校運営協議会を設置することができるようにすることを目的に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成16年9月9日から施行されているものです。

学校運営協議会制度は、保護者や地域住民の声を学校運営に直接反映させ、保護者、地域、学校、教育委員会が一体となって、よりよい学校をつくり上げていく仕組みであります。

熊本県では、平成17年度から小学校3校、中学校2校でコミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会ですけれども、コミュニティ・スクール推進事業の文科省指定を受け、研究に取り組んでいます。

現在、水俣市では、この制度は取り入れておりませんが、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させるとともに、それぞれの地域において、特色ある学校づくりが進み、公立学校全体の活性化が図られることが期待されます。

水俣市教育委員会におきましては、先進地の取り組み等の情報収集を行いながら、今後、研究をしてまいりたいと考えております。

次に、市長のマニフェストにおいて、退職教員等の支援教員制度を導入し、子どもたちの学力向上を目指す基本的な考え方、具体的な取り組みについてお答えします。

学校教育を進める上で、最も基盤となるのは、学校が保護者・地域に信頼されることであり、信頼される学校として必要不可欠なことは、子どもたちの確かな育ちであります。つまり、水俣市内全小・中学校の児童・生徒一人一人に確かな学力を身につけさせ、子どもたちの学力向上を目指す必要があります。

その施策としまして、昨年度から退職された校長先生方を各小学校に配置し、週一、二回、放課後補充教室を実施してまいりました。

各小学校の子どもたちの実態等を考慮し、対象学年や教科内容等について、学校と指導に当たられる先生方と相談しながら指導を進めてまいりました。学校からは、指導される先生方も熱心に指導していただき、参加した子どもたちもその教科に興味、関心を示し、意欲的に学習する姿がうかがえたとの声がありました。また、子どものみならず、退職校長先生方の指導の方法や子どもたちへのかかわり方など、各学校の先生方への生きた指導にもつながるものとなっています。

今年度も引き続き放課後補充教室を実施し、授業の補助的役割を果たしてもらい、子どもたちの学力向上を目指していきたいと考えております。

次に、学校管理規則の見直しの基本的方向についてお答えします。

学校管理規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条の規定に基づき、同法第49条、基準の設定、いわゆる都道府県教育委員会準則に沿って、教育委員会の所管に属する学校、その他の教育機関の施設、設備、組織編成、学校、その他の教育機関の管理運営の基本的事項を定めることを目的に制定されておりました。

しかし、地方分権推進の視点から、中教審答申の中では、学校の裁量権限を拡大する観点から、学校管理規則のあり方について、その運用を幅広く見直すことが必要であるとしております。

こうした一連の動きの中で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法や学校教育法施行規則が改正され、教育の地方分権、学校の自律性確立を目指した改革が、法制度の見直しを軸に展開されてきております。

これらがお尋ねの学校管理規則の見直しの基本的方向に当たるのではないかと考えております。

次に、今日の教育委員会の役割とあり方についての基本的な考え方についてお答えします。

教育委員会は、首長から政治的中立を確保しながら、首長の広範な事務処理の中で専門的な機関として教育を担当し、義務教育の確実な実施の担保など、重要な役割を担うものと考えております。

しかしながら、地方分権の進展や市町村合併に伴う自治体制の変化など、社会状況の大きな変化の中で、教育委員会制度のあり方が議論されております。このような中、平成16年3月には、

中央教育審議会において、文部科学大臣から、地方分権時代における教育委員会のあり方について諮問を受け、平成17年10月の答申の中に、教育委員会制度の見直しとして、教育委員会の設置のあり方、2つ目、教育委員会の組織の弾力化、3つ目、首長と教育委員会の権限分担の弾力化、4つ目、教育委員会と教育長との関係について述べられております。

水俣市教育委員会では、教育委員会の活性化を図るため、教育委員会基本目標として、心豊かな人づくりを掲げ、各課ごとに重点目標を設定し、教育委員会基本目標の実現に向けて取り組んでいるところでございます。

また、その評価についても、今年度は各課、各係で目標についての評価を行い、その事業にどう生かすか、計画をしているところでございます。

しかし、議員御指摘のように、地方教育行政のあり方は、市町村や学校の自由度の拡大や説明責任の徹底、保護者や地域住民の参画の拡大など、大きく変化することが予想されます。

今後、法整備が進められる中で、具体的な内容が明らかにされると思いますので、基本的な考え方や進め方などをよく調査研究し、時代に即した対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 教育問題はかたいもんで、なかなか聞きにくいところもありますけれども、まず初めに、学校評議員制度についてですけれども、この問題、私、平成10年の答申に基づいて、通知に基づいて始まったわけですけれども、13年12月議会で1回質問をしたんですけれども、このときに提案を申し上げました。それで、今全校に設置をされているというふうなことでございます。その時分に、福岡県の糟屋郡須恵町の須恵中学校というところに視察に行ったんですけども、ここでもう既に取り入れていらっしゃるしまして、学校教育モニター制度とか、それから生徒による授業評価の方法ですね、実際。こういったものですね。それからスクールアドバイザーの設置だとか、スクールコーディネーターと、非常に先進的な取り組みをされて、校長先生からもお話を聞いてきました。その先生の考えなんです、これまでの学習指導要領の趣旨が教室まで果たして行き届いていたのかどうか、それから表向きは開かれた学校と言いながら、実は閉鎖を打破できていたのかどうか、それから教員の常識は社会の非常識と言われる中で、本当に意識改革できていたのかどうか、それから地方分権、規制緩和、校長の権限拡大等、本当に新しい発想で学校づくりができていたのだろうか、こういったもつでこの先生は取り組まれているということで、非常に革新的なところを見てきたんですが、こういった例は全国にいとまがないと思いますけれども、こういったものを見たときに、私が平成13年12月にこういう学校評議員制度ができたのでということで提案したんですけれども、全校に配置をされたものの、実は保護者にお尋ねをしてみました。知ってますかと。そしたら、名前は聞いたことあるばってん、どげんとだろうかいと。知っとなつとは、PTAの役員ばかりじゃないかいと。これもわかりません。そういった状

況が一つございました。

それから学校経営案というのが、各学校で毎年つくりますよね。それも見たんですけども、全然その学校評議員という言葉がどこにも出てこないんですよ。これは私、なぜなのかなというのを思いましたし、それから年間計画にも、もちろんその学校評議員との会合とか出てきますね。これは当然だと思います。各委員の方から個人的に意見を聞くということも可能ですので、しかし一堂に会することも可能だという、2つの考え方もありますので、一堂に会する機会がなければ何も計画に載せなくてもいいんですけども、そういったことを見ますと、じゃ学校評議員の方がどういう意見を校長先生に述べられたのかというのが、ひとつちょっとわからないなというふうな気がしたりしました。

それから、学校評議員というのは、校長先生の求めに応じて意見を聞くわけでしょう。先生が聞かなければ何も意見が出てこないということなんでしょう。その評議員の方から意見を言ってこられれば聞くかもしれませんが、原則的には校長の求めに応じて学校運営に関する意見を述べるということになってますから、何か中途半端な気もするわけですね。ですから実際に設置されて、どこまでその有効性があるのか、私たち目に見ることができないんですけども、そういうのをあわせてちょっと後でまとめて質問しますが。

現在、都道府県、政令都市で96.7%、市町村で64.2%設置されていると言いますけれども、そういう実態を考えると、何か中途半端な気もしますね。

ですから、まず一番目に、年間計画にないということは、評議員が一堂に会する機会が全然なかったのかどうか、各学校ですね、今全部あるそうですが。

それから2番目に、評議員の設置に関して規定等あるんでしょうか、教育委員会で決めるんでしょうか、それとも学校長が任命をしますので、学校にあるのかわかりませんが、それが2目ですね。

それからこれまでに、どういうふうな意見があったのか、そういうのを集約してあるのかどうかですね。そういうのありましたら、後で結構ですので、お見せいただければ。それから、そういうのを集約した中で、方向を決めていくでしょうから、改善されていくんでしょうから、それ集約してあるのかどうか。

それから4番目に、学校経営の中の位置づけ、これを各校長先生どういうふうにご考えておられるのか、また指示徹底というのはどういうふうに行われているのか。

それから、さっき言いました保護者が、まあ保護者は原則、一般的にその評議員に入れないんですけども、地域住民の方で保護者は外すというふうな形が原則的になっているようですけども、そうしますと、保護者が知らないということ自体について不思議なんですけども、その辺についてどういうふうな周知をされていたのか、これからされていくのか、その辺、5点ですか、

お尋ねをしてみたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） まず、1つ目の、各学校、年間どのくらいやっているかというふうなことでございますが、大体平均して二、三回のごようでございます。学期1回程度が多いようです。

それから2つ目、定めはどうしてあるかということでございますが、これは教育委員会の学校管理規則の中に、平成13年だったか、14年だったか覚えておりませんが、どちらかの年度に定めをしてあります。

それから3つ目ですが、意見がどう集約されているかと、そういうふうなことでございますが、各学校は、まず校長先生がどのように学校を運営しているか、現在の問題、どういう課題、どんなことなのか、そういうようなことを説明されて、そして、その中でそれぞれの方から意見をお聞きされ、そして経営、またいろんな生徒指導と、いろんなところに生かしておられるんじゃないかと、そういうふうに思っております。

したがって、それについては、学校では当然、会議録等はとってあると、そういうように考えております。

それから、地域住民に対することでございますが、これはちょっと私もはっきりしたことは言えないわけですが、学校だより等で周知をされてるんじゃないかと思いますが、ただ、それがどの程度、どういう内容でされているか、このところを私もはっきりつかんでおりませんので、これについては私たちももう一度確認をして、そして、それが不徹底であれば学校の方に対して指導、助言をしていきたいと、そういうふうに考えております。

それから、各学校での位置づけだったと思いますが、校内組織の中で、いろんな委員会がありますけれども、その委員会と同じような形で位置づけをしてあると、そういうふうに理解しております。

いずれにしても、この学校評議員の方々、せっかく学校に協力をしていただいている方々です。先ほどから言われましたように、各学校の状況を私もしっかり把握しながら、そして今後よりよい方向に取り組んでもらっていくようにしていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（緒方誠也君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 私、座るのを失敗したなと思ったんですが、これで3回になってしまいますけども、まだほかの問題が残ってますんですが、ぜひ把握をしていただきたい。

それから学校運営協議会制度についてですが、これは2004年ですので、まだ2年にしかありませんので、早急に取り組むということではございませんけども、これから先検討していくということでございますし、開かれた学校として取り組んでいただきたいと思っております。学校運営協議会制度ですね。

それから市長のマニフェストについてなんですが、今、お聞きしていると、何も新しい政策でも何でもなかったんだなと。私たちが、むしろ知らなかったんだなという気が今しました。それで今の、全校に配置されているということですね、小・中学校ですね。その辺、配置されていればそれで結構ですが、何となく新鮮味がないなという印象でございます。

それから、学校管理規則の見直しなんですが、これについても以前質問をしたんですけれども、当時、学童保育がスタートしたばかりで、自宅でしたり、集会所でしたりしていましたので、空き教室を学童保育に使えないかということをお願いをしました。でも断られました。それでやっと、ことし、答弁では、一小の余裕教室で学童保育を始めるということで、喜ばしいのか、5年かかったなという印象もございます。そういうことで、この学校管理規則の見直しというのは、3つあるんですけれども、一つは教育委員会の裁量について、自律性を重んじなさいとかあるんです。2番目の、学校の自主性、自律性の確立であると、各学校がみずからの判断と責任において、創意工夫を凝らして、個性豊かな教育を進めるためには、学校の自主制、自律性が不可欠であると。学校ができる限り自由裁量を発揮できるように学校管理規則を見直すことであると。これは実は学校管理規則の見直し方の読み方というのが、私持ってまして、この中にそういうふうには、うたっております。あと3つ目は、さっきわかりにくいという、学校の規則関係はわかりにくいという話もありましたけども、これをわかりやすくしなさいというのが3つ目なんですけど、特にこの2つ目の部分、この辺は今後、私やっぱり考えていかなければいけないと。つまり統廃合があったり、それから子どもが減少したりしたら、当然空き教室がふえていくわけですので、そういう意味から考えれば、十分検討していただきたい。

当時、一般質問の中で、例として沼津市がもう16校に、5年前ですよ、16校にもう既に空き教室を使った学童保育をしておりますよと。さらに、子育て支援課がこあらというふれあいプラザを実施していますよというふうな紹介もしました。それからすると、水俣市はまあおけているなという印象しかないんですが、ぜひこれからも検討していただきたいと思います。

参考になれば幸いなんですが、沼津市が、小・中学校余裕教室活用計画策定委員会というのをつくってます。もう既に5年前ですね。ですからこの法律の設置があったのが平成10年ですから、もう2年目ぐらいに既にスタートしている。水俣市はそれから7年たっているわけですね。ですからこういうのを考えますと、もっと臨機応変に、教育委員会も学校も動くべきだというふうに思います。そういうことで、その辺の考え方を1点お聞きをしておきたいなと思います。

それから教育委員会のあり方なんですが、教育委員会については、私も何で興味を持ったかといいますと、なかなかこの問題は大きくて、ちょっと大変だなと思ったんですが、ずっと動きを見てみました。教育委員会だけの問題については、昭和62年の文部省教育助成局通知から始まって、教育委員会の活性について、これから始まって、今後の地方教育行政のあり方、平成10年、

中央教育審議会答申、その中で教育委員会において求められる主な取り組み、それからその後、その中で教育委員会の運営等、地域住民の意向の反映、このようにずっととなっております。何で教育委員会がこういうふうに的を当てられるようになったかといいますと、結局、最終的には、さっき言われました、平成10年10月に義務教育の構造改革というのが打ち出されまして、これから構造改革に向けて動き出していくわけですね。そのための、私の思いでは、足腰を強くするための、やっぱり下地づくりというふうに解釈をしております。この義務教育の構造改革というのは、まだ今から進んでいきますけれども、もう一応文科省から去年の10月にその方向性が示されております。戦略についても示されておりますので、こういう形で教育委員会がおくれてしまえば水俣市はどうなるんだろうかというふうな印象を非常に強く持っております。ですから、ぜひ教育委員会は、教育長が市長になられたんですから、教育界に風穴を開けていただいて、またいろんな意味はたくさんありますけれども、風穴を空けていただく意味では、ぜひお願いをしたいなというふうに思っております。

12時前に終わるけんと言ってたんですけど、ちょっと。

あのですね、なかなか話をするとあれなんですけど、実は愛知県の犬山市がございます。これは全国的に有名な、よく例に挙げられるんですけど、ここでは、何ですか、市長が非常に改革的でございまして、革新的に進めております。その中に、これは市長の考えですので、市長に答弁いただければ幸いなんですけど、教育改革に力を入れる理由として、まちづくりを進める場合に、市民が最大のソフトインフラなんですと。それならば人を大事にする教育をやりたい、そう思ったのであります。僕は評論家じゃありませんと。教育をよくするために、惜しみなく予算を投入する、予算については大変なんですけど、そういう考え方です。人事も行う。その決断をするのがトップなんですというふうにあります。教育界には競争の構造がなく、閉鎖性の上で安定しています。ここの打破を考えるのも知事や市長の仕事です。教育長はできませんと、教育委員会も有名無実化していたから、教師たちがなるほど意見を聞ける人を教育委員にしたいということで、愛知県の犬山市の教育長が、県の企画部長から教育長になられて、これをまた進められております。

それから、その後、続けます。校長出身の教育委員はいかんです。それではハイブリッドにならないのです。ハイブリッドカーという車がございますけれども、ハイブリッドとはモーターとエンジンを併用する自動車の混合動力のことだ。環境にも優しい市長の公用車もハイブリッドカーだということで、教育界にも外部の見識や価値観を入れて、ハイブリッドカーにすべきという信念を持っていらっしゃる。そういうことで、愛知県の教育委員に、その具体策としては、教育学者を小学校長につけようと計画したけども、愛知県教委に拒否された。反対されたということでございました。結局、今はもう校長先生も民間から登用するというふうな時代になりましたが、

愛知県の取り組みというのは、全国的に先進地でありまして、ここの動きが実は文科省の方向性の中に相当私は取り入れられていると思っております。

最後に、教育の未来に絶望感を感じることはありませんかという質問に対して、ありませんと、ありません。今の教育は教師の能力を引き出すシステムになっていないだけですと、改革すればいいのですというふうな決意を語られていますけれども。

最後になりますけど、市長が、教育長から市長になられて、どんな決意を持っていらっしゃるのか。平成16年3月24日の熊日新聞には、教育委員会の改革ということで、指導者強化に市長も責任をとるというふうなことで、社説が載っております。こういうことを考えますときに、やはり教育委員会の存在というのは大きいんだというふうに思いますし、構造改革に向けた教育の大切さというのを感じますし、市長の決意をお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 一つは、私に対する激励もあったんじゃないかと思えます。ぜひ頑張りたいと、そういうふうに思っております。

管理規則についてのお尋ねがありましたので、それについてお答えしたいと思います。

管理規則というのは、教育委員会と学校の仕事を分担しているわけですが、それをあらかじめはっきりさせて、明らかにしておいて、そしてそれに従って、学校の運営を自主的にやらない、そういうふうなねらいがあるんじゃないか、そういうふうに思っております。

議員言われるように、学校の自主性を尊重すると、そういうふうな方向で現在動いておりまして、学校の裁量権が拡大されつつあるところです。

それで、本市におきましては、その流れを受けまして、平成13、14年度に管理規則の見直しを行いました。全部で16項目の裁量権の拡大が図られておりまして、あわせて、先ほど話をしました学校評議員制度の設置も定めておるところです。

先ほど、先進地の例を出されましたけども、それからすると、まだまだという感は私たち否めないわけですが、今後、その方向をしっかり受けとめながら、そして学校運営に努めていくようにしたいと、そういうふうに思っております。

なお、学校再編成の動きも一つありますので、そのところもひとつ考えておく必要があるんじゃないかなということも、あわせて思っているところでございます。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 私の決意ということでございますので、いつも思っていることなんですが、何か杉を育てるのには100年かかるということだそうですので、杉を育てるのには100年かかる、100年かけて育てた杉は100年もつんだというようなこともございますので、私は基本的に教育、人づくりというのはそういうものじゃないかなというようなとらえ方をしております。

議員から思われますと、ちょっとじれったいような話になるかもしれませんが、私の基本的な姿勢としては、これまでやってきましたのは、いろんな改革もあるでしょう、しかし、やっぱり先生方が力をつけていただかないと、子どもたちは変わらないというのが、私の持論でございます。だから、まず先生方が力をつけるために、子どもがどういう環境をつくっていくのかということが第一義であろうと、そのように思っております。先生方にしっかり力を持っていただくと、必ずや子どもたちが変わっております。だから、やっぱり先生方に力をつけていただくための環境づくりをしていかなければならない。と同時に、今、議員がおっしゃったように、教育委員会と協力をしながら、変えるべきところはやっぱり思い切って改革をしていく、そういう姿勢を持って今後取り組んでいきたい。教育委員会とも十分話し合いをしながら、どこまで教育委員会がやるのか、どこからどこは我々がやるのかというようなところあたりも、話し合いを進めながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 次に、給食センターについて答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、学校給食センターについての審議会の答申内容についてお答えします。

学校給食施設整備については、ことし3月に審議会の答申をいただきました。

まず、諮問1の学校給食の実施に関する事として、食育、食材、施設内炊飯、献立、調理時間、食器・食缶、洗剤の項目について検討すべき課題を答申いただきました。

また、諮問2の学校給食施設の整備方式に関する事としては、自校方式が最も理想的な形態あるとの見解ではありましたが、財政状況、学校再編成問題が確定していない状況、現給食センターの老朽化、衛生管理面に問題があるため、早急な改築の必要性などから、全校に自校方式を導入することは困難であると判断されました。

次に、自校方式に、より近い形態としてブロック方式の導入を検討された結果、一つの施設で調理食数800食を超えない規模で学校への併設が望ましいこと、調理体制の充実のための人員配置を行うことなどの条件を附帯して答申をいただきました。しかし、市の財政状況や早急な改築の必要性などから、センター方式についても視野に入れざるを得ないとして、建設については、配送による安全性や品質低下を来さない場所が望ましいこと、配送時間短縮のために必要な配送車の配置、調理体制充実のための人員配置を行うことなどの条件を附帯して答申をいただいたところです。

そこで、答申に対する給食センターとしての取り組みについて申し上げます。

まず、学校給食の実施に関することの課題に対しましては、より温かくできたての給食を届けるための工夫・改善を実施し、児童・生徒との交流を図るため、給食センター職員が給食時間に学校に出向いて会食をするなど、現施設でも改善できることを積極的に取り組んでいます。

次に、施設整備内容に関することにつきましては、答申内容を尊重しながら、ブロック方式とセンター方式について、給食数の今後の推移や建設経費、水光熱費や人件費等の運営経費について比較検討を行っているところです。

また、建設地については、現在水俣市が所有している土地の活用の可能性、ブロック式における学校への併設の可能性などについて検討しているところです。

今後の予定としましては、早い時期に整備方針を固め、今年度中に計画を具体化してまいりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 この問題については、前回、中山議員もしてまうけれども、お話を聞いていると、もうどうしても私はセンター方式でいかにざるを得ないのかなという気がしております。といいますのは、財政もさることながら、例えば小・中学校生徒の推移を見ますと、平成22年には2,522人から、2,298人、250人減るんだと。それからさっきも出ましたけれども、統廃合があるんだということになれば、これブロック方式にしても相当な金が、経費を要するだろうというふうに考えるんですね。そういうことからしますと、やはり、さっきの話にありましたように、空調設備もない、しかも保健所から改善勧告を受けている状態で、果たしてブロック式なのか、センター方式なのかで、2年も3年もかかっていたら大変だろうという気もするわけです。ですから、早くこういうのは結論を出すべき方向に来てるし、もう大方これを聞いていますと、センター方式で進めるべきじゃないかというふうな気もしておりますが、念のためにお聞きしますけれども、このブロック方式にした場合、800食ぐらいというふうなことなんですけれども、大体ブロック幾つぐらいに考えていらっしゃるのか。ブロックにした場合、経費がどのくらいかかるか、センター方式の場合は1カ所ですので、ブロック方式の場合どれくらいか、ちょっとお尋ねをしたいと思いますが。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 審議会で比較検討をしているわけですがけれども、その際の資料では、答申の中で提案されておりますブロック方式というのは4カ所です。センター方式1カ所で試算しております。

その結果について申し上げますと、建設経費が1億3,800万、人件費が年間880万の差額があるというふうに、そういう試算になっております。

いずれにしましても、今後、建設費として排水処理施設の必要性とか、運営経費としての水光

熱費等、そういうのを追加して試算をしなければならないと、そういうふうを考えておるところです。

建設に当たっての財源等についても、これからさらに詳細に調べてみたいと、そういうふう考えているところです。

○議長（緒方誠也君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 ぜひ、この給食センターについては、時間をかける話ではないと、もう明白な私は事実が出ていると思いますので、一日も早く結論を出していただくようお願いをしたい。

それから全協でも説明が以前あってますが、早く我々全協についても方向性を示していただきたいと、そういうふうに思って終わります。

○議長（緒方誠也君） 以上で岩阪雅文議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後 1 時30分まで休憩します。

午後 0 時 8 分 休憩

午後 1 時30分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清水晶夫議員に許します。

（清水晶夫君登壇）

○清水晶夫君 こんにちは。

御苦労さまです。

日本共産党議員団の清水晶夫です。

通告に従いまして、順次、私見を交えまして質問をしてみたいので、執行部の方々の御答弁よろしく願いいたします。

私は、去る 5 月25日、26日の 2 日間、県民要求実現熊本連絡会の会派議員の一員として、2007 年度予算についての要望という形で、対政府交渉に参加をし、担当者に水俣の重要課題の 2 点について要望の訴えをしてみました。

重要課題であります水俣病問題では、2004年の最高裁判所の判決に基づきまして、せんだって衆参両院で採択された国会決議でも、政府はこの判決を厳粛に受けとめ、水俣病対策を着実、かつ総合的に実施すべきとありますように、すべての水俣病被害者の救済、不知火海及び陸上の環境調査を行い、再汚染が起きないような対策をとること、また、不知火海沿岸住民の健康調査を行うことを申し入れをいたしました。

さらには、数ある課題の中でも最重要課題であります産業廃棄物最終処分場計画について、事業者は現在準備書の作成中と聞いている。水俣市民の水がめの地域に、この建設を進めることは

断じて許されない。水俣市民の反対の意思は、本年2月の市長選挙で示され、宮本市長からは当然、事業者には既に中止の申し入れをされている。したがって、国からも事業者への中止要請をしていただき、公害の原点と言われる水俣市に産業廃棄物処分場建設によって、さらなる公害の苦しみがもたらされないように御指導をお願いしたい。こういう内容で訴えをいたしました。交渉に当たった担当者は、皆さんの要望については関係大臣に届くようにしたいということでありました。

水俣病の被害者救済問題、また産廃場建設問題は、問題が大変なだけに、これから幾つかの場面が出てくるというふうに思います。そこで、しっかりした運動をつくり、問題解決に向け、粘り強く頑張ることが大切ではないでしょうか。

また、この問題以外にも、国庫補助負担金が少なくなったり、そのために交付税が減らされ、今、どの自治体も行財政改革が急速に求められておりますし、医療・福祉・教育を初め、暮らしの問題全般にかかわる問題が、ますます今日では大変になってきております。このようなときだからこそ、市民こそ主人公、この概念に立って、市民との合意をもとに、思い切った決断をしていくことが、これからの市政運営上求められているのではないかというふうに思います。宮本市長の所信を実現させていくためにも、議会として、私たちも積極的施策の提言などを行い、議論を交わしながら、市民のためになるまちづくりに力を尽くしていきたいと思っております。

それでは、以下、具体的問題について質問に入ります。

1、障害者自立支援法についてであります。

この障害者自立支援法については、3月議会で取り上げた問題でもありますが、法施行2カ月たって、現場での全貌が明らかになるに従い、制度の実施準備不足、応益負担導入による負担増、報酬切り下げによる事業所の経営難など、大変な困難がもたらされているというふうに思います。実施を控えた3月の時点で、費用負担増のために先行きを見失い、母親が無理心中を図って障害者の娘を殺害するという、福岡での痛ましい事件も起きております。

そこで、以下、3点について質問いたします。

、自立支援法が施行されて2カ月経過しましたが、この間における本市の実施状況はいかがかお尋ねいたします。

、全国的な実施状況についても把握されていると思っておりますのでお尋ねをいたします。

、この法律が施行されての今日の問題点についてどう考えておられるか、また、市長の所信表明での水俣市障害福祉計画の内容についてお尋ねをいたします。

大きな項目での2つ目です。

子どもの学力向上についてであります。

子どもの学力問題で、5月28日の熊日新聞は、子どもの学力の2極化、64%進んでいると、10

人委員会のアンケートの結果に基づき、所得格差が影響というふうに報道をいたしております。その傾向は、全国的にあるというふうに思いますが、私はそのことに惑わされずに、大事なことといえば、今後も継続的に児童・生徒を信頼して、学力向上への細やかな教育委員会の教育目標の具体化、それと日常ふだんからの学校教育における関係者の皆さんの努力が最も大切ではないかというふうに思います。

そこで、お尋ねをいたします。

、市長の所信表明の文化の薫るまちづくり施策の中で、昨年度から5年間を見通した水俣市教育委員会学力向上プロジェクト計画を策定をし、子どもたちの健全な育成と充実した教育活動の展開を図っていくというふうにあります。年度ごとの重点目標と事業の内容についてお尋ねをいたします。

大きな項目での3つ目です。

水俣市営住宅白浜団地の2期工事について。

4階建ての団地建設ということで、今、急ピッチで2期工事が行われています。基礎工事が進められている最中ではありますが、以下2点について質問をいたします。

、工事の進捗状況についてお尋ねいたします。

、工事計画の中で、集会所の建設計画はどうなっているのでしょうかお尋ねいたします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 清水議員の御質問に順次お答えします。

まず、障害者自立支援法については私から、子どもの学力向上については教育長から、水俣市営住宅白浜団地の2期工事については産業建設部長から、それぞれお答えします。

それでは、まず、障害者自立支援法についての御質問に順次お答えいたします。

第1番目の、自立支援法が施行されて2カ月が経過し、この間における本市の実施状況についてのお尋ねにお答えします。

障害者自立支援法が、本年4月1日より施行されましたが、制度の安定を目的として、4月から障害福祉サービスの利用者に対して利用者負担が求められ、また、更生医療などの医療費が原則1割負担になっております。

サービス利用の手続の変更に伴い、現在、芦北郡2町と共同処理をするための障害程度区分認定審査会を設置し、実際に御利用いただく障害福祉サービスの内容と量を決める障害の程度区分の認定を行っております。

また、福祉サービスの体系が変更になることに伴い、各施設などにおいて、10月以降に実施するサービスの選択、県における意向調査などが行われておりますし、10月からは障害者個々が有する能力や適正に応じ、自立した日常生活を送るための支援策として、市が実施主体となって、地域生活支援事業の実施内容の検討などを行っております。

さらに、本年度は、自立支援法に基づき、障害のある方々や団体、事業所について、環境などの実態調査を行い、ニーズを把握して数値目標を設定した障害福祉計画の策定のための準備作業にも取り組んでまいります。

制度自体がスタートしてまだ間もないことから、現時点では具体的な課題等は明らかになっておりませんが、障害福祉サービスを利用される方々に対し、安定的に公平なサービスを提供するために、業務を推進しているところであります。

次に、全国的な状況について把握されているかの質問にお答えします。

障害者自立支援法が施行されてから2カ月余りがたちましたが、その影響の全国的な状況につきましては詳しく把握しておりません。

しかし、一部新聞報道等によりますと、障害福祉サービスを利用する際に、利用者の原則1割負担が生じるために、これまで利用していたサービスの利用控えがあることなどが懸念されているようであります。

また、障害をお持ちの方に、日中活動の場としてのサービスを提供し、支援する小規模作業所等が、10月以降は、地域活動支援センターなどへの移行により、運営費に対する補助金の減少などが想定され、事業所の側にも不安が生じていると伺っております。

このようなことから、今後、本市におきましても新制度へ円滑に移行できるよう、また、利用者が不利益をこうむることのないように対策を講じていく必要があると考えております。

次に、この法律施行後の今日的な問題点についての御質問にお答えします。

本市におきましては、利用者負担が生じたことを理由として、障害福祉サービスの利用を部分的に控えられた方が1人いらっしゃるといった状況が発生しております。

先ほどの御質問にもお答えしましたように、10月以降、地域活動支援センター事業を含む地域生活支援事業の円滑な実施と、これらのサービスを利用される利用者が不利益をこうむることのないように対策を講じていく必要があると考えております。

次に、水俣市障害福祉計画の内容についてお答えします。

この計画は、障害者自立支援法第88条に基づいて策定する市町村障害福祉計画となりますので、内容については、この条文の規定で求める事項を盛り込むこととなります。

市町村は、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、障害者等の自己決定と自己選択の尊重、3障害に係る制度の一元化、地域生活への移行や就労支援等の

課題に対応したサービス基盤の整備に配慮して、今回の計画を作成することとなります。

具体的には、施設入所から地域生活への移行を基本に、障がい者等のサービスの利用実態とニーズの把握、事業所の新体系への移行希望の把握を十分に行い、各年度における障害者福祉サービス、または相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策、地域生活支援事業の実施に関する事項が主な内容となります。

○議長（緒方誠也君） 清水晶夫議員。

○清水晶夫君 御答弁ありがとうございました。

施行後の実施状況、本市の状況と、全国的な把握できた状況、それと今日の問題点についての答弁、さらには水俣市障害福祉計画の概要、主な取り組みの内容などについての説明を細かく御説明していただきましたが、私なりに今日の問題点として見てみますと、この障害者自立支援法が4月から実施をされて、2カ月たっておりますが、答弁にもありましたように、原則1割の応益負担が導入をされ、大幅な利用者負担増、相次ぐ施設からの退所や、サービス利用の手控え、施設経営を大もとから揺るがす報酬の激減など、予想を超える問題点が噴出しているというふうに、足を運んで話を聞いてみましたら、そういう状況があるんだということが肌身で感じられております。

さきにも触れましたけれども、将来の生活を苦しめた親子の無理心中事件も起きているということ、さらには関係者に衝撃を、こうすることで全国的にこの問題については衝撃を与えているというふうに思います。テレビなどを通じての政府の答弁などを聞いていましたけれども、政府は自立支援法案の審議の中で、サービス水準は後退させない、こういうふうに繰り返し答弁をしていました。この時点での全国各地で起きている、こういう深刻な事態、この政府答弁に真っ向から反すると言わなければならない事態が起きてまいっております。

私どもの日本共産党の国会議員団が、法施行後1カ月の時点で障害者施設を対象に、緊急実態調査を行い、40都道府県、212施設から回答を得たと聞いておりますが、過酷なこの利用者負担や施設経営の危機など、懸念されていたとおりの事態が今起きているというふうに、明らかにしています。この結果を踏まえ、国及び地方自治体に対し、障害者の自立と社会参加の後退を食いとめるため、法の緊急の改善策について提言を行っております。

そこで、私は2回目の質問に入ります。

1つ、本市としての利用者負担の独自策として、軽減策措置について、3月議会で検討願えないかというふうにお尋ねをいたしました。その後、2カ月たったばかりですけれども、御検討いただけたかどうか、この点について1つの質問をいたします。

2つ目の質問です。

また、施設事業に対する報酬単価の引き下げにより、福祉の現場はかつてない混乱と、危機的

事態に直面していると聞きますが、本市の場合はこのことについていかが対応されているのか。また、障害者の負担の実態を継続して調査をしていき、総合判断による対策を考えていくべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

この2点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 清水議員の第1番目の質問にお答えしたいと思います。

もちろん私も、弱者を中心とした市政を展開していかなければならないというのは十分承知いたしております。

まず、自己負担の問題も含めまして、障がい者の方々が社会に出ても安心して生活していける社会を目指すためには、本市としても、あるいは地域としても、あるいは市民としても、何をどうすべきかということをしっかり考えていかなければならないと、そのようには受けとめているところでございます。

さきの3月議会での一般質問におきまして、清水議員から利用者負担の軽減策の検討について御質問がっておりますけれども、その際は、障害者自立支援法の施行前であったということもありまして、軽減策は考えていませんという答弁をさせていただきましたけれども、4月に施行されてから現在のところ、熊本県の自治体を調べてみましたけれども、軽減策を講じてないようでございます。

本市におきましても、現時点では新たな軽減策というのは、打ち出してはおりませんけれども、今後、県や、あるいはほかの自治体との関係団体等をよく見ながら、そして何ができるかとか、そういったことも含めて、今後検討していかなければならないと、そのように思っております。

○議長（緒方誠也君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 施設サービス事業所等の報酬の引き下げということで、危機的な状況等にあるというようなことでございますけれども、実際に本制度について報酬単価あたりが具体的にまだちょっと国の方から御提示がない状況にあります。

今後においても、いましばらく、そういった推移を見守ってまいりたいと思っております。

それから、実際にサービスを受ける方々の負担についても、実態的には今後どのような負担があるのか、その辺も継続的に調べてみたいというぐあいに思っております。いずれにしても、まだ、制度自体がスタートしたということで、行政的にも、あるいは施設のにも、あるいは利用される方の中においても、まだまだどういう形でこれが推移していくのか、まだちょっと確定的にわからない部分もあるということでございます。そういうことでございます。

○議長（緒方誠也君） 清水晶夫議員。

○清水晶夫君 再々質問に入りますが、利用者負担の独自施策の軽減措置については、関係団体とか、もろもろのいろいろそういう条件も組み入れた中で、今後検討してみたいということであり
ます。

それから、負担の施設や事業所等の実態については、これから、まだ時間的にもそう経過して
いないので、今後も継続的に調査もしていきたいというふうなことでございますが、この自立支
援法で噴出する矛盾として、報酬激減で福祉施設の経営が非常に困難になっているということ
を、足を運んで実際聞きました。もう既に2カ月たった中で、こういう話が聞けるというのは、い
かにこの自立支援法というのが弱者をいじめる内容になっているかというのが、如実に私は身体
で感じることができました。

授産施設や福祉工場で利用料負担が生じることについて、こういうふうには言っておられます。
働きに行き、どうしてお金を取られるのか、食事や排せつなど、人間として生きていく上で最
低限必要な介助行為にどうしてお金を払わなければならないのかという、こういう障がい者当
事者の声も聞いてもらえずに、この自立支援法というのは成立してきたわけですね。こういう非常
にこの障がい者当事者の声がなかなか聞き入れられてないというふうなことで、今日の問題が
発生をしてきているわけです。しかも、利用者負担金積算に当たっては、支援費制度のもとでは、
これまでのもとでは収入の認定について、利用者が20歳以上の場合は障害当事者のみの収入で認
定していました。この自立支援法では、障がい者当事者と世帯人、家族の収入の合算額に基づい
て利用者負担金を積算をされる、負担上限額がそこで決められるわけです。

障害当事者の収入が障害基礎年金とわずかな作業所工賃しかなくても、その世帯が住民税課税
世帯であれば、合算して、一般世帯として取り扱われる。サービスの利用に応じて、容赦なく負
担金が取られるということになるわけですね。その結果、1カ月にこの障がい者が就労して、数
千円しか工賃がない人でも、住民税課税世帯ということに合算額でなれば、上限が3万7,200円
の負担金を取られるという内容になっているということでもあります。

これまで、障害基礎年金2級の方、月額約6万6,000円の人の場合ですが、作業所、ホームヘ
ルプ、ショートステイなど、多くのサービスを利用する人の場合は、障害基礎年金の半分以上を
負担金として取られる結果となるというふうには言われています。

このため、作業所通所を断念せざるを得なくなった人も出てきているというふうには聞いており
ます。

本市の福祉施設の実態、社会福祉事業団として抱えている福祉施設もあるわけですが、ここ
での具体的な実態、これが既に出てきているというふうには思います。この点で、実際はどうか、
具体的に言いますと、産業団地内にある作業施設の問題ですけどね。ここでも今、大変だとい
うふうな受けとめ方が広がっております。

この点、ひとつ本市の社会福祉事業団が抱えている一つの例でいいですから、福祉施設の実態、それはどうでしょうかということで、まず一点、お願いいたします。

さらには、福祉施設での報酬額の点では、月額単価から日額単価になるために、利用者が通所しない日は報酬は支払われないために、報酬は激減するというふうに言われております。また、給食にかかる費用、材料費とか人件費はすべて利用者負担になる、こういうことになるので、施設への報酬というのは飛んでしまう。この点では担当者は厳しくなるというふうなことで、経営的に大変だという問題があるということもあわせて聞いております。

そこで、こういう矛盾は、世界的に例を見ない、やっぱり福祉の、法律のやり方ではないかと、その根幹は、やはり応益負担にあるというふうな専門的な福祉にかかわる方たちも言われております。

この問題の本質的な解決のために、この応益負担制度のやっぱり撤廃を国に迫っていくことは、絶対に欠かすことのできない課題ではないかというふうに思いますので、施設の担当のそれぞれの方たちの中からも、ぜひこういう問題というのは一地方だけで解決できる問題ではないので、市長会などで、こういう法のやり方というのは、本当弱者いじめの法だということで、抜本的な改善が必要だというふうに、ぜひ声を上げていただくように、市長会などでお願いをしてもらえないかと、こういう要望も出ておりますので、この点を要望いたしまして、この障害者自立支援法についての質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） ただいまの件につきましては、市長会あたりはもう今御要望ありましたとあり、機会あるごとに訴えてまいりたいと、そのように思います。

それから、今おっしゃいましたように、自立支援法のいろいろな困難を引き出しているということも認識しております。もういろいろな問題が既に起きているということも伺っておりますし、現時点では、今後の動きを見ながら、適切な対応ができるように努力させていただきたいと、そのようなことしか、今の現時点では言えないんじゃないかなと思いますので、今後も様子を見ながら、精いっぱい努力をさせていただきたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 施設を利用される方々には、確かに現在のところ制度的に負担が出てきているという、そういった実態もお聞きいたしております。

今後においても、さまざまな角度から検討をすべき点があれば検討を進め、市長申しましたように、全国市長会等においても要望をしてみたいと、そのように思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、子どもの学力向上について答弁を求めます。

大淵教育長。

(教育長 大淵洋君登壇)

○教育長(大淵 洋君) 次に、水俣市教育委員会学力向上プロジェクト計画の年度ごとの重点目標と事業内容についてお答えいたします。

本市におきましては、昨年度からリーディングプロジェクトの一環として、市内小・中学校の児童・生徒の学力向上のために、5年間を見通した市教育委員会学力向上プロジェクトを策定しました。

昨年度は、子どもたちの健全な育成と充実した教育活動の展開を重点目標に掲げ、児童・生徒の学力向上施策、教職員の資質・指導力向上施策などを主な柱として各事業を推進してまいりました。

各学校の学力向上対策のまとめとして実施した全小・中学校での研究成果発表会においては、地域、保護者の方々の多くの参加の中、子どもたちの活発に学ぶ姿が展開され、学校への高い評価の声が寄せられました。

また、本年3月には、第1回のみなまた教育フォーラムを開催でき、学力向上プロジェクト会議、資質・指導力向上対策委員会及び個人研究者の取り組みの成果等も発表できたところです。

平成18年度は、昨年度の取り組みを基盤として、信頼される学校づくりの推進を学校教育の重点目標に掲げ、今年度は、特に、地域・関係機関との連携体制の確立と、学校の重点目標を具現化する学校評価の充実という方向性を明示し、取り組んでまいります。

学力向上に関する方策としまして、教科指導の充実、読書活動の推進、家庭学習の定着、個に応じた指導の充実、総合的な学習の時間の充実の5点を掲げています。

その具体的施策として、水俣市学力向上研究指定校や個人教育研究者への支援、市教科等研究会への助成等を行い、教職員一人一人の資質向上に努めてまいります。

お尋ねの年度ごとの重点目標と事業内容につきましては、例えば、本年度は昨年度の成果を評価した上で重点目標を掲げ、事業内容を決定をしておりますので、今後も同様に各年度ごとの重点目標、事業内容を設定し、プロジェクト全体の目標達成、信頼される学校づくりの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(緒方誠也君) 清水晶夫議員。

○清水晶夫君 御答弁ありがとうございました。

今、答弁していただきました内容で了解をいたしますが、市長の所信表明にもありますように、今年度には、信頼される学校づくりの推進、これも重点目標に掲げて、言うならば、これまでの、昨年度の評価の上に立って全体的なプロジェクトの完成に向けた、そういう教育の方針でやっていくんだという答弁の内容も含めまして、そういう点での答弁については了解をいたします。

そこで、所信表明の中にもありましたが、教師としての高い資質を備えた教職員の育成のため

の事業にも取り組んでまいりたいというような所信の内容にもなっております。

そこで、質問ですけれども、高い教職員の資質を備えた育成のための事業にも取り組んでいくという事業内容について、どういう事業内容なのかということで、説明してもらえればというふうに思います。これが1点です。

それから2点目には、教育基本改定を答申した中央教育審議会が、全国一斉学力テストを提起し、既に具体化が進み、来年度全国すべての小学校6年生、中学校3年生を対象に、国語、算数、数学の一斉テストが実施されようとしております。

本市の教育委員会としては、この学力問題で、このことに関して、どんな認識を持っておられるかという点について、この2つについて、御答弁願えればなというふうに思いますが。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） まず一つ目、教職員の資質向上、指導力向上対策でございますが、その一つとしまして、先ほども申しましたけれども、個人研究の助成をひとつしていくということですね。

それから2つ目としまして、教科と研究会の助成、特に教科と研修、教科はいろいろありますけれども、その専門の力をつけてもらうための研究会がありますけれども、それに対する助成ですね。

それから、あと一つは、管理職の方々による教職員の資質向上のための対策、これを具体的にどういうところに力を注ぐのか、どういうところに力点を置くことによって、先生方のお力が伸びていくのか、そのところの調査研究ですね。

それから、あと一つは、これは資質向上とはちょっと違うかもしれませんが、あと一つやっておりますのは、心豊かに水保、環境教育の資料ですけども、そういうのも含めて取り組みを行っている、そういうようなところでございます。

それから、2つ目の御質問、学力調査の実施についての認識、そういうようなことがありました。

現在、国では、生きる力の育成として、一つ目が確かな学力の充実、確かな学力、いわゆる基礎的な知識、技能を徹底して身につけさせ、みずから学び、みずから考える力を育成する。その確かな学力と豊かな心、それから健やかな体、この3つを柱として、生きる力の育成に力を注いでいるわけです。その中で、特に現在大きく変わろうとしているのが確かな学力、この部分です。今、学習指導要領の見直しが行われておりますけれども、その内容としまして、学ぶ力の向上とか、学習習慣の確立とか、あるいは到達度目標の明確化とか、いろんな形でこの学習指導要領の見直しが行われようと、そういうふうになっているわけです。

そこで、今までさまざまな施策を打ってきておりますけれども、例えば習熟度別学習、あるいは

はまた少人数の学習とか、幼、小、中の連携とか、いろんな施策が打たれてきております。そういう中で、指導をした出口として、学力に対する保障という、これは政府が行っていくと、国で行っていくと、そういうふうな考えがありますので、国として学力調査を実施すると、そういうふうな一つの大きな流れになってきているわけです。

その中で、特に指導方法の改善、これを図っていきたい。それから2つ目として、子どもに学ぶ意欲に向けた動機づけをしていきたい、そういうふうな根底的な考え方もあるわけです。ただ単に理解だけではなくて、そういうふうな広範囲にわたって、この学力調査をしていこうとしている、そういう流れの中で、この学力調査というのは実施をされると。私自身は、そういうようなことを考えますときに、これはぜひ進めていって、そしてふだん子どもたちがどういうふうな学力の状況にあるのか、また、子どもたちの学ぶ中に何か課題はないのか、そういうのをきちんと分析をして、さらに学校の中でこれを生かしていく、生かしてもらおうと、そういうふうなことを考えたときに、これはぜひ進めていってもらいたい、そういうふうな認識をしております。

本年度は小学校6年生と中学校3年生、国語と算数、数学、これを実施するというようなことになっているようでございます。

○議長（緒方誠也君） 清水晶夫議員。

○清水晶夫君 御答弁ありがとうございます。

全国一斉学力テストのことについてですけれども、今、御答弁いただきました、本市における教育委員会としての学力向上に向けた細やかな考え方、そして取り組みということについては了解をいたしました。この全国一斉学力テストというのが、どうかかわってくるのかという点で、以前も取り組まれた経緯があるわけですが、私が思うには、この全国一斉学力テストというのは、競争教育をひどくする問題ではないか、取り組みではないかと。それと学校の序列化が進むなどの、こういう害悪が出てくるのではないかと。まあそういうこともあって、前回40年前の一斉学力テストの中では、こういう問題があって、かなりやっぱり問題があるということで、結局はこの40年間、これが取り組まれてこなかったという経緯があるというふうに聞いたんですね。そういうことからして、この一斉学力テストというやり方が本当に何をもたらすかのいうふうに思っています、いろいろ話も聞いてみました。

きょうは、東京都を例にちょっと聞いた話を紹介をいたしますと、東京都の、少なくない区や市で、これまでやられてきたこの学力テストの結果を、学校ごとに順位をつけて公表をするんだということですね。第1位はどこのこの小学校、第2位はどこのこの小学校、成績を公表し、競争に追い立てているということです。その公表は学校と教師、子どもたちにとって激しい圧力になって、作用してくるといいうふうに言われています。成績が悪い学校では特別授業のため、夏休みもやってこない。成績上位校の学校には新生が集中してくる。逆に新生ゼロの学校が生

まれる、大都会のど真ん中で春になっても新入生が入ってこない、入学式がないと、隣の学校はいっぱい、こういう子どもたちの心にこういう問題がどう深刻な傷を与えているかという点で、今東京の中での学力向上に向けた取り組みの、言うなら深刻な傷について問題提起がなされている。言うならば、考えただけでも教育に携わる者にとって胸が痛むんだというふうに言われているというふうに聞いております。

こうした一斉学力テストを、来年度には全国の小・中学生を対象に行うというわけですね。すべての学校と子どもに成績順位をつけて、競争と選別の教育を恐ろしい勢いで加速させる、こういうことになるのではないかなというふうに私は思います。

私は子どもの試験一般に反対するという立場ではありません。適切に行われるならば、教師にとってはみずからの教育がどれだけ子どもたちに届いているのか、この自己反省の機会にもなるし、子どもたちにとっては自分の理解がどこまで進んだのかを知る機会になり、励みになるものではないかというふうに私は思います。

子どもたちを競争に追い立てることで、本当の学力は育たないと思いますし、物事がわかることの喜びを伝え、事物そのものへの探求心を育てる仕事为本当の教育ではないかなというふうに、この一斉学力テストの問題で考えさせられるわけです。そういう中から本当の学力というのは育ってくるのではないかなというふうに思います。そういう意味では、この全国一斉学力テストの押しつけには問題があるし、気持ちとしては賛成できないという思いがいたします。しかし、大いに議論もして、社会の宝である子どもたちの未来を本当に開いてやろうじゃないかというふうな、この思いを、子どもの学力を向上させていきたいという思いの中で、この全国一斉学力テストの問題が出てまいっておりますので、そういう思いを一応述べて、この問題は終わりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、水俣市営住宅白浜団地の2期工事について答弁を求めます。

吉海産業建設部長。

（産業建設部長 吉海安丈君登壇）

○産業建設部長（吉海安丈君） 次に、水俣市営住宅白浜団地の第2期工事についての御質問の中で、まず、工事の進捗状況についてお答えします。

市営白浜団地の第2期工事に関しましては、鉄筋コンクリートづくり4階建て、28戸の建設を行っているところであり、現在の進捗状況はおおむね15%程度となっております。

完成は、建築物及び屋外の附帯工事を含め、平成19年3月中を予定をしております。梅雨等により、工期への若干の影響は予測されますが、平成19年4月1日からの供用開始に向け、現在、順調に進んでおります。

次に、集会所の建設計画についてお答えします。

市営白浜団地の集会所につきましては、平成19年度中の完成を目指し、国への補助金を要望していく予定であります。

また、現在22区には地区公民館がございませんので、単なる市営住宅の集会所としてではなく、地区公民館を併用した集会所として、近隣住民の方々にも利用していただけるように、地区の関係者の皆様と協議を行いながら計画中でございます。

近隣地域には市営住宅を含め、高齢者の方々が多く生活していらっしゃいますので、安心・安全性はもとより、手すりやスロープといった設備を設置したバリアフリーに対応した集会所の整備を行ってまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 清水晶夫議員。

○清水晶夫君 御答弁ありがとうございました。

工事計画の中で4階建てということもございまして、地元で何人かの人から聞いたんですが、あそこに4階建てということになれば、日照権の問題とかなんとはどうなるんだろうとかかです。それから、今問題になりました耐震、言うなら地震に対する備えの対策、これは今からの問題だと思っております。それから、さらに最近問題になっておりますエレベーターの問題で、業者はシンドラーかなんか、あそこじゃなかろうなというふうな話も出たりしておりますので、この点について、どうかなということも、話に出ておりますから、ひとつわかる範囲でお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 吉海産業建設部長。

○産業建設部長（吉海安丈君） 日照権とか耐震性、エレベーターの問題だと思っておりますけれども、日照権等につきましては、現在建築確認申請、そういったものを申請中でございますので、日照権の問題とか、それから耐震性の問題、それからエレベーターの問題、そういったものについては、建築基準法上の中できちんとチェックをされる予定にはなっております。

また、エレベーター等につきましては、これからの発注とか、そういった形になりますので、まだメーカーとか、そういったのは決めておりませんが、そういった建築基準の確認申請とか、そういったところできちんと対応させていただくことにいたしております。

○議長（緒方誠也君） 以上で清水晶夫議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後2時28分 休憩

午後2時38分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、竹下武義議員に許します。

(竹下武義君登壇)

○竹下武義君 こんにちは。

自由民主党の竹下でございます。

今期6月定例会の一般質問、最後14人目のトリを務めさせていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、お許しをいただきましたので、通告に従って、順次質問をいたします。

執行部の明確な答弁を期待して質問に入ります。

1、市長の政治姿勢について。

今回の市長選挙は、今、水俣市が抱えている問題である産廃建設反対選挙と言っても過言ではなかったと思います。

結果として、産廃建設反対を前面に出して選挙をされた市長が当選をされたわけですが、産廃建設に対して、現市長を評価されたのでありますので、何が何でも、市民と一緒に産廃建設阻止に向けて頑張っていたきたいと思います。

それと同時に、疲弊した水俣市の経済を浮揚させていただくためにも、日夜努力をしていただいて、水俣市のトップセールスマンとして頑張っていたきたいと思います。

前市長のことを申し上げるのも何ですが、40歳という若さで政治家として長年経験を積まれておられ、東京に上京されても、各省庁や、地元国会議員を回られ、水俣市を売り込み、陳情され、真剣そのものでした。

前市長のトップセールとしては、県下でも、経済界でも高く評価されておりました。

ここで、質問です。

、前市長のトップセールスの継承をどのようにされるかお尋ねをします。

、市長周辺のうわさについて。

ア、市長は、選挙前、選挙中、自宅の駐車場に鹿児島ナンバーで登録された車が2台駐車してありましたが、市長選挙に当選されたと同時に、熊本ナンバーに変わっておりました。このことについて、市民にわかるように明らかにしてほしいと思います。

イ、市民からの投書について。

教育長室がリニューアルしているとのことで、壁、天井、床、すべてが新しくなっているという投書がまいております。事実だとすれば、真意はどういうことなのかお尋ねをします。

大きい2、産廃について。

平成16年3月号市報に、環境影響評価書の縦覧の紹介が最初の産廃を市民が知る始まりでありました。

私は、この産廃を人の体の病に例えますと、産廃は頭の病気で、脳梗塞病で、重い病気であり
ます。

しかし、この病気になるまでは何回となく前兆、前ぶれがあったはずでございます。これを、
いち早く知られたのが、平成15年11月ごろ、最初に産廃業者と会われている地元の議員、当時の
区長、農業委員の方々です。環境影響評価書縦覧が出る前に会っていながら、なぜ市にも、議会
にも話がなかったのか。また、当時、野川の家そばに産廃業者の役員の家がありますが、この
人の話によりますと、野川の家駐車場を貸したり、庭の花に水をあげたりして協力をしてきた
と言っておられます。長い間、近所づき合いをしていながら、産廃の話もあったと思いますが、
この方も何一つとして産廃の話は、市にも、議会にもされていないということは、何かほかに目
的があったのではないのでしょうか。

もし、この産廃問題が前兆、前ぶれのときに、市か議会に話があったら、今のここまで産
廃で悩むことはなかったと思います。市民の皆さんも、産廃で苦しむ必要もなかったと思います。
この責任は重く大きいものであると思います。

それでは、質問に入ります。

- 、 3月末、政府省庁への陳情について、省庁はどこどこを回られたのかお尋ねをします。
- 、 産廃建設阻止へ向けた馬奈木弁護士との顧問契約について、内容をお尋ねします。
- 、 地質、水質分析調査委託料が計上されてありますが、どこの分析調査なのかお尋ねをし
ます。
- 、 市民連絡協議会に補助金を計画してありますが、どういう内容で補助されるのかお尋ねを
します。

大きい3、A S Bエコウッド株式会社企業誘致について。

昨年12月に、熊本県水俣市前市長によって、木質系リサイクルA S Bエコウッド株式会社との
誘致契約調印がなされました。しかし、本年3月には、現市長によって誘致の中止を決断されま
した。

この企業誘致については、今日、荒廃する森林事業の振興について、私たちは、相当以前より
研究を重ねてきておりまして、平成16年11月には、秋田県熊代市の森林バイオマス等活用施設整
備等について視察を行いました。熊代市にとりましても、この事業の重要性を強く感じておられ
ます。

私たちの研修の目的が、現在、水俣市が抱えている問題として、農林事業、特に林業農家の所
得の向上をいかにして上げるかを課題として検討をしてみました。

昭和40年ごろの水俣市の農林業は、主として林業収入を中心に生計を立てておりましたが、外
国材の輸入拡大によって、価格の低迷が進み、今日では林業収入では生計ができなくなっており、

年々森林の荒廃が進み、森林環境も厳しさを増しております。

特に、平成15年の山林の土石流によって、水俣市も大変な被害に遭いました。東部集地区、深川新屋敷地区の土石流被害によってとうとい命を失いました。これも山林の植林、間伐等、手入れをしていれば、こんな大きな被害は起きなかったのではと思います。また、伐期に来た山林を切り出した後、植林をしない、また、プルで横道を入れた、その被害、また、まち部におりてきたイノシシの被害、いろいろな生態系に被害が及んでおります。こういう問題を考えますと、行政として林業農家と一体となって、これから50年、100年を見通した林業振興計画と地域に合った企業誘致を計画していただきたいと思いますが、ここで、質問です。

、18億円の債務保証について。

全国の市町村で企業の債務保証をしていて、企業が倒産して、行政が肩がわりとして支払っているところがあるのかお尋ねをします。

、誘致効果について。

今回の企業誘致によって、誘致効果はどのくらいあったと思われますか。予測で結構です。それから林業振興も含めてお尋ねをします。

、今後、企業誘致についてどう考えておられますかお尋ねをします。

、バイオマスタウンの指定について、4月1日の新聞で拝見しましたが、この内容についてお尋ねをします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 竹下議員の御質問に順次お答えします。

まず、市長の政治姿勢については私及び教育長から、産廃については私から、A S Bエコウッド株式会社企業誘致については助役から、それぞれお答えします。

まず初めに、前市長のトップセールスの継承をどのようにするかについてお答えします。

前市長は、市長としてトップセールスに努力されたことに敬意を表しているところです。

私は市長として、わずか数カ月しか経過しておりませんが、企業の誘致活動は市の発展のためにも、首長に課せられた使命と深く認識しております。

本市にとって有益なことであれば、どこへでも出向いて熱意をもってセールスする所存でございます。

今後ともさまざまな方々の御支援・御助言等をいただきながら、企業誘致に努めてまいりたいと考えておりますので、市議会の皆様におかれましても、有益な情報等の提供につきまして、よ

るしく願いを申し上げます。

次に、市長周辺のうわさについてお答えします。

私の車が鹿児島ナンバーから熊本ナンバーに変わったことについて、市民にわかるように明らかにしてほしいという御質問でございますので、事実関係を述べさせていただきます。

私の妻の実家は、鹿児島県曾於郡松山町というところで、自動車の販売と整備工場を営業いたしております。そのこともあり、妻の実家を通じ、妻の母の名義で登録された鹿児島ナンバーの車を購入いたしました。その際、熊本ナンバーに名義変更すれば問題はなかったのですが、支障を来さなかったため、変更せずそのまま乗っていたところです。

しかし、2台ともことしの1月30日に名義変更を申請しましたので、選挙終了と同時に熊本ナンバーへ変わったということではございません。

ただ、配慮が足りなかったことを深く反省をしております。

今後、市長として、さらにみずからを厳しく律してまいりたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、市民からの投書について。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、教育長室のリニューアルについてお答えします。

教育長室の改修は、市民や学校からの教育相談に対応する場所を確保するため、4月に床材と壁面クロスの張りかえ及び照明スイッチの移設等を行っております。

教育委員会へは、市民や学校関係者から教育に関するさまざまな相談がっております。このような相談業務は主に窓口のカウンターでしか対応できない状況でしたので、プライバシーに関する相談内容について、大変気を使っており、教育相談室の必要性を強く感じていたところです。

このような状況でしたので、教育相談に来られる市民や学校関係者を気兼ねなく迎えらるる場所はないものかと検討していたところでした。

また、4月の機構改革において、生涯学習課にスポーツ推進室が配置され、人員もふえたことで、フロアも窮屈になり、カウンターでの相談業務にも支障を来すようになりました。

このようなことで、教育長室を教育相談室として使用できないか検討した結果、教育相談やミーティング、作業場など、多目的な業務に対応できるよう改修したわけでございます。

なお、改修前の教育長室は、床のカーペットがすり切れ、壁面のクロスも日差し等で変色し、部分的にはがれておりました。

教育相談に行く場所としては、明るく清潔な雰囲気づくりも必要ですので、相談者を受け入れやすい環境に改修しております。

現在では、プライバシーが十分保護され、安心して相談できる環境となっております。

○議長（緒方誠也君） 竹下武義議員。

○竹下武義君 2回目の質問をいたします。

でございますが、どこの自治体もですが、まずトップが判断し動く、それによって新しい産業が生まれ、また新しい行政が活性化されていくのではないのでしょうか。

ぜひ、前市長の行動力のあるトップセールスを意欲的に引き継いでいただき、水俣市の経済が伸び、人口も増加できるように努力をして、頑張ってくださいますように期待をして、この問題は終わります。

の市長周辺のうわさについて。

アの件であります、ある市民の方から何回となくお尋ねがありましたので、質問として取り上げました。

この質問の通告時に、いろいろごたごたがありました、議長から、この質問は、質問としては市民になじまない、モラルに反する質問だと、質問をしないようストップがありました、宮本市長は、以前教育長としてモラリストでありますので、あえて私は多くの市民の皆様からのお尋ねですから、この機会にはっきりと市民が安心するように説明をいただきたいということで質問をいたしました。

私たち、水俣市民は常日ごろ、買い物についても、地元水俣の商店から買ってくださいと、市民の皆様に対してお願いをしております。トップであります市長の車が鹿児島ナンバーで登録され、しかも鹿児島県に税金を払われていることが、皆さんの目に注目となっておったのであります。宮本市長がトップの座でなかったら、この問題は起こらなかったと思います。

トップの座に立つ者は、まず、自分の身边をきれいにして、事に当たらなければならないと思います。いろんな出来事についても明らかにしなければ、この問題は続くと思います。このことは、市民の批判を受けても仕方がないことではないのでしょうか。今回の熊本ナンバーに変わったということですので、今後については、ぜひ水俣市に税金も、生活費も落とさせていただきますようにお願いをしておきます。

ここで、私からの提案でございますが、まず最初に、市職員の皆さんの自動車の登録ナンバーを調査をしてみたらと思います。もし、他県のナンバーで利用されていれば、ぜひ熊本ナンバーに変更していただくようお願いをしてみたらと思いますが、いかがでしょうか。

今、どこの自治体もですが、行革の真っただ中にあります。自力で稼げる工夫をしなければならないのではないのでしょうか。

これは再質問にさせていただきますが、市職員の皆さんの登録中ナンバー調査はできないのかお尋ねをします。

それからイの市民からの投書については、ここに投書のはがきがあります。

突然申しわけありません。市役所内教育委員会の不正な予算の流用についてお伺いします。

私は直接見てはおりませんが、見てきた人の話では、教育室長がリニューアルしてあるとのこと、壁・天井・床・机・いす、すべてが新しくなっていて、そのお金は、聞くところによると、新市長が許可された旨、驚くことだと思います。市には金がないと、前市長が常日ごろ話されていたこととのギャップは何なのですか。それとも教育委員会だけは特別扱いなのですか。納得できるように示していただきたいと思いますということで出ております。

ここで、質問でございますが、この予算はどうされたのか。また、市には金がないと、前市長が日ごろ話されていたこととのギャップ、これは何だったかお尋ねをします。

それからもう一つ、3つ目に、教育委員会だけに特別扱いになったか、この3つを再質問とさせていただきます。

○議長（緒方誠也君） 暫時休憩します。

午後 2 時 59 分 休憩

午後 3 時 0 分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今の質問は 2 点だけ、職員の車の調査については提案ですので、通告外の提案です。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） それでは予算の件でございますけれども、予算は計上していたのかということでございますが、大変申しわけございませんけれども、この予算は 18 年度の当初予算には予定しておりませんでした。支出はどこからしたかと申し上げますと、9 款教育費、それから 3 項中学校費、1 目学校管理費の修繕料からこの予算は執行いたしております。

今回の修繕は庁舎に関するものでございましたので、中学校費からの支出というのは不適切であると、そのように思っております。したがって、大変申しわけなく、この場をおかりいたしまして、深くおわびを申し上げたいと思います。本当に申しわけありませんでした。

早急に本来支出すべき予算の 2 款総務費、1 項総務管理費、6 目財産管理費に更正をさせていただき、処理を行いたいと思いますので、御理解いただければと思います。

大変申しわけありませんでした。おわび申し上げたいと思います。

それから、教育委員会の方に、教育長室の方に特別扱いをしているのかという御質問でございますけれども、全くそのようなことはございません。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 竹下武義議員。

○竹下武義君 予算のことでございますが、今度の場合は教育長もかわられて、即、課も体育館関

係がこっちに入ってきたということで、わかりますけれども、学校関係も、今、私、何力所かお願いを受けておるわけですが、学校の施設関係も非常にいろんな形で不備なところがあります。特に湯の鶴の中学校の体育館については、どんちょうですか、暗幕ですか、あれがもうあと30センチぐらい足りないというようなところもあるわけですから、できましたら、必要なところを先にやっていただくということで、これはお願いをしたいと思います。理解はもちろんしますから、そういう形で要望をしておきます。

それから、特別扱いではないということは、私もわかるんですけど、市民からの、こういう形で来ておりますので、今度の一般質問に取り上げたわけでございます。

以上であります。

○議長（緒方誠也君） 次に、産廃について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、産廃についてお答えします。

まず、3月末の政府省庁への陳情についてお答えします。

初日の真野議員の御質問にありましたIWDの東京支社を訪問した際に、環境省の環境保健部に行っております。

次に、産廃阻止に向けた馬奈木弁護士との顧問契約の内容についてお答えします。

今回、補正予算で計上しており、現時点ではまだ契約は結んでおりませんが、計画されている産廃最終処分場建設にかかわる法律的問題等についての助言、指導及び相談等をお願いするつもりであります。

今議会で予算案を御承認いただければ、7月から来年3月までの9カ月間、45万円を委託料とする契約を結びたいと思っております。

次に、地質、水質分析調査についてですが、この御質問に関しましては、きのう吉田議員にお答えしたとおりです。

なお、事業者に対しても、これまで実施した敷地内のボーリング調査等の資料を開示いただくよう請求し、この情報が得られれば、より正確な周辺環境への影響を考察することができるのではないかと考えております。

次に、市民会議への補助金についての御質問にお答えします。

6月6日に発足しました産廃阻止！水俣市民会議につきましては、昨日、千々岩議員にお答えしたとおりでございますが、補助金はこの市民会議が主催する事業に対する補助であります。

現在、計画されております事業は、6月25日の市民総決起大会、その後の県や国への陳情・要請行動、会報の発行、産廃問題の学習会、さらには環境影響評価準備書に対する住民意見書の集

約などであり、これらの事業を遂行するために、必要な経費を補助するものであります。

なお、これらはいずれも産廃阻止を進めるためには必要不可欠な取り組みであり、経費であると考えておりますので、議員の皆様方にも御理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（緒方誠也君） 竹下武義議員。

○竹下武義君 産廃について、 の質問で、私は、昨年9月の一般質問で、今後衆議院議員に、熊本県出身ですが、を軸に、水俣市が抱えている実情、問題点を国に対して強く訴えをしてまいりますと申しあげましたので、こういう形で質問になりました。

市長も上京が多いということに、今後なると思いますが、ぜひ地元国会議員のところも回っていただき、水俣市の実情を訴えていただきますようお願いをします。

私たち自民党会派は、年に1回は衆参両議院の会館を回って勉強させていただいております。

次に、 番、 番、 番につきまして、 番については産廃建設阻止に向けた馬奈木弁護士との顧問契約についての内容でお尋ねをしたわけですが、実は、これは去年の10月13日ですか、昨年、廃棄物最終処分場問題特別委員会で馬奈木弁護士に私の方から質問をしたわけですが、馬奈木弁護士がその中で、私は、先生に産廃の阻止をお願いしたらとまりますかとお尋ねをしました。ところが、馬奈木弁護士は、皆さんがしなきゃ弁護士がするわけじゃないですよ、しませんよ、そんなもん。あえて申し上げます。これは何だったのでしょうかね。この言葉からしますと、引き受けられても、私は真剣にやってもらえるのかということを思っております。

専門家と言われましても、こういうことを、あの席で私たちの質問に対して言われるということは、私は心外だったと。それと弁護士に頼まれても果たしてそこまでやっていただけるのかというのがあります。これは質問じゃないわけですが、

それから、これを見る限りでは、産廃阻止は私は難しいと、そのためには馬奈木弁護士をお願いして訴訟を起こして、裁判にまで持ち込んでいこうということであると、市の考え方あるということだと思いますけれども、18年度の予算が2,577万円と、厳しい市財政の中で、これだけの予算を使って、絶対に阻止できるという確信があるのですかと。これは市長はとめますということを言っておられるわけですから、その辺はあると確信しておられるわけですが、絶対に阻止できるという確信がありますか。

それから、もし阻止できない場合は、市民に対してどう申し開きをしますか。

この2点についてお尋ねをします。

もう一つ、3点目、これよりほかに対策がないのかお尋ねをします。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 馬奈木弁護士の件でございけれども、これは質問ではないということでご

ざいますけれども、あえて答えさせていただきたいと思いますが、先日、ちょっと馬奈木弁護士ともお会いをいたしました。今、議員おっしゃいましたけども、そのお話の中で、非常に勇気をもらうような御発言をいただきました。市民が大同団結して産廃に向けて本気になれば、必ず光が見えてくるというようなお話をいただいたところでございますので。しかも、この弁護士さんは非常に産廃の問題については精通をされていると、私はそのように判断をしておりますので、ぜひ今後もお願いをしたいというような気持ちであります。

それから、とめることはできるのかということでございますけれど、とめることができると思っ
てやっております。

それから、阻止できるまでとにかく精いっぱい頑張らなければならないと、それが命題でござ
いますので、精いっぱい最後までやらさせていただきます。

ほかにとめる方法はないのかということでございますが、現在は、今考えているところでは、
これまでも申し上げたとおり、これまでの計画に沿って粛々と進めてまいりたいと、そのよ
うに思っております。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 次に、A S Bエコウッド株式会社企業誘致について答弁を求めます。

森助役。

（助役 森近君登壇）

○助役（森 近君） A S Bエコウッド株式会社の企業誘致について順次お答えします。

まず、自治体が肩がわりして支払った例があるかについてお答えします。

バイオマスの環づくり交付金制度につきましては、本年3月議会の一般質問の中で説明しまし
たとおり、本市が事業主体となり、交付金を受け、事業実施者であります企業に事業を実施さ
せるというもので、債務保証というものではありません。

バイオマスの環づくり交付金実施要綱によりますと、事業の目的達成が困難となったときの交
付金の返還について明示されているところであります。

返還の事例について九州農政局にお尋ねしましたところ、本交付金制度が平成17年度から始ま
っており、事業評価を行う時期が来ていないため、返還の事例はないとのことでした。

次に、今回の企業誘致において、林業振興も含めた誘致効果がどのくらいあったと考えている
かについてお答えします。

A S Bエコウッド株式会社の資料によりますと、工場建物面積1万8,888平方メートル、投資
金額75億4,300万円、従業員数80名というものであります。

誘致効果としましては、主に、雇用の確保と市民税、法人税などの効果が考えられますが、本
事業は、原料となる間伐材を使用することとしておりましたので、林業関係の事業についても誘

致の効果は当然あったものと考えております。しかし、稼働後の営業収支等も不明でありますので、正確な数字については難しいものがあります。

次に、今後の企業誘致に対する考え方についてお答えします。

さきの田中議員、福田議員の御質問にもお答えしておりますが、本市の企業誘致を考えますと、交通アクセスの面では、決して優位な地理的条件ではないというのが一般的な考え方であります。

しかし、本市が平成13年2月エコタウンプランの承認を受けて以来、リサイクル産業の進出が相次いだわけであります。

今後とも、環境をキーワードとした企業誘致を一つの柱として、誘致活動に努めるとともに、地場の企業が連携し、新しい事業の創出を行うなど、雇用拡大の促進ができるような連携組織体制を構築したいと考えております。

また、昨年度は九州経済産業局におかれまして、本市をモデルとしました循環型社会の形成に資する産業集積地の実現可能性調査を実施していただき、本年度も引き続き実施可能性について発展型の調査を行いたい旨のお話もいただいておりますので、これも企業誘致の一助になるものと大いに期待をしているところであります。

なお、誘致活動に際しましては、今回のA S Bエコウッド株式会社の例のように、リスクを伴うものも想定されますので、市議会の皆様方の御意見を伺いながら、適切に判断をまいりたいと考えております。

次に、バイオスタウンに指定されたと、4月1日の新聞に掲載されましたその内容についてお答えいたします。

御質問のバイオスタウンは、水俣市内で再生可能な有機資源エネルギーのバイオマスを総合的に利活用する構想で、農水省など、7府省で構成されるバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議で審議され、指定されるものであります。

3月31日に指定を受けましたのは、全国9カ所で、九州では水俣だけでありました。

構想の内容としましては、生ごみの処理やし尿処理、林地残材等の利用、家畜排せつ物の処理の3つが大きな内容となっております。

生ごみやし尿処理につきましては、既に実現をしておりますが、家畜排せつ物につきましては、みなまた環境テクノセンターを管理法人として、通電透析発酵装置の開発が行われておりますので、数年後を目標に導入の検討を行いたいと考えております。

また、廃材などを燃料に発電をする事業につきましては、A S Bエコウッドの工場進出ができなくなりましたので、本年度中に新たに構想の見直しを行ってまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 竹下武義議員。

○竹下武義君 A S Bエコウッド株式会社企業誘致については、13日に田中議員の方に答弁をいた

いただきましたので、内容的には大体わかっておるわけですが、問題の18億円については債務保証ではなくて、市が事業主体となり、交付金を受けて事業をさせる仕組みだから、リスクが大きいということですね。

それから、またこの交付金制度は17年度より始まったということで、まだほかにこれに対して例がないということでもわかりました。

それから の、この誘致効果についてということですが、エコウッド株式会社の誘致効果については、投資額は75億円と、従業員80名ということですが、私は地域振興、特に林業振興を考えて、この誘致効果をお聞きしたわけですが、これについては水俣市を主体に、私たちの市町村で広域的に、一緒になって話し合い、調査、試算を行って見たらと思いますが、これいかがでしょうか。これも要望という形になりますが、相当の誘致効果があるものだと思いますけれどもですね。

それから、質問ですが、今後、林業振興を主体とした企業誘致をどのように考えておられますかお尋ねをします。

○議長（緒方誠也君） 森助役。

○助役（森 近君） 今後の林業振興をどうするかということですが、確かに今回のA S Bの構想の中では、間伐材を利用して、いろんな事業を展開するというので、そういったことが水俣の林業振興にも効果をあらわすということは、私たちも構想としてはいいものであるという認識は持っておりました。ただ、そういった結果になりまして、今現在、新栄合板の方と話をいたしまして、新栄合板の方が、今現在、南洋材を中心に合板をつくっておりますけども、今、大体6億ぐらいの間伐材を入れてる部分を10億ぐらいまでに上げていくという話を聞いております。地場の企業として、こういった間伐材の利用を促進されるということで、今回にかかわるということではないかもしれませんが、そういった意味で、この取り組みが地域の林業振興につながっていけばということで、一緒に今後考えていながら、また林業振興にも努めていきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 以上で竹下武義議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、10分休憩します。

午後3時20分 休憩

午後3時30分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第66号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第2、議第66号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第67号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第3、議第67号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第68号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第4、議第68号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第69号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

○議長（緒方誠也君） 日程第6、議第69号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第70号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

○議長（緒方誠也君） 日程第6、議第70号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

日程第7 議第71号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第1号)

○議長(緒方誠也君) 日程第7、議第71号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

日程第8 議第72号 水俣市収入役事務兼掌条例の制定について

○議長(緒方誠也君) 日程第8、議第72号水俣市収入役事務兼掌条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

日程第9 議第73号 水俣市長等の給与の特例に関する条例の制定について

○議長(緒方誠也君) 日程第9、議第73号水俣市長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

日程第10 議第74号 水俣市生活安全安心まちづくり条例の制定について

○議長(緒方誠也君) 日程第10、議第74号水俣市生活安全安心まちづくり条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

日程第11 議第75号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第11、議第75号水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第76号 水俣市消防団の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第12、議第76号水俣市消防団の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第77号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

○議長（緒方誠也君） 日程第13、議第77号平成18年度水俣市一般会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

日程第14 議第78号 平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（緒方誠也君） 日程第14、議第78号平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

日程第15 議第79号 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）

○議長（緒方誠也君） 日程第15、議第79号平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算第2号を

議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

日程第16 議第80号 平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(緒方誠也君) 日程第16、議第80号平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

日程第17 議第81号 平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(緒方誠也君) 日程第17、議第81号平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

日程第18 議第82号 平成18年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(緒方誠也君) 日程第18、議第82号平成18年度水俣市水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

日程第19 議第83号 指定管理者の指定について(水俣市厚生会館)

日程第20 議第84号 指定管理者の指定について(水俣市立養護老人ホーム恵愛園)

日程第21 議第85号 指定管理者の指定について(水俣市ワークプラザ)

日程第22 議第86号 指定管理者の指定について(水俣市立明水園)

日程第23 議第87号 指定管理者の指定について(水俣市障害者デイサービスセンター)

日程第24 議第88号 指定管理者の指定について(みなまた環境テクノセンター)

- 日程第25 議第89号 指定管理者の指定について（水俣市勤労青少年ホーム）
日程第26 議第90号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
日程第27 議第91号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
日程第28 議第92号 指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）
日程第29 議第93号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
日程第30 議第94号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
日程第31 議第95号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）
日程第32 議第96号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）

○議長（緒方誠也君） 日程第19、議第83号指定管理者の指定についてから、日程第32、議第96号指定管理者の指定についてまで、14件を一括して議題とします。

本14件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

-
- 日程第33 議第97号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
日程第34 議第98号 水俣市障害者基本計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第35 議第99号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

○議長（緒方誠也君） 日程第33、議第97号水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第35、議第99号平成18年度水俣市一般会計補正予算第3号まで、3件を一括して議題とします。

議第97号

水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年6月15日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
（水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第1条 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

（水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第2条 水俣市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行期日を定める政令の公布並びに刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行による地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第98号

水俣市障害者基本計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市障害者基本計画策定審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年6月15日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市障害者基本計画策定審議会条例の一部を改正する条例

水俣市障害者基本計画策定審議会条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名中「障害者基本計画」を「障害者計画等」に改める。

第1条中「水俣市障害者基本計画（以下「障害者プラン」という。）」を「水俣市障害者計画等」に、「水俣市障害者基本計画策定審議会」を「水俣市障害者計画等策定審議会」に改める。

第2条中「障害者プラン」を「障害者計画等」に改める。

第3条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正）

2 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和35年告示第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「障害者基本計画策定審議会委員」を「障害者計画等審議会委員」に改める。

（提案理由）

多様化する障害者ニーズを反映させる種々の計画策定における審議会の効率的な運営を行うため、本案のように制定しようとするものである。

議第99号

平成18年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

平成18年度水俣市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,776千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,480,711千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

平成18年6月15日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正(第3号)

歳入 (単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
19.繰越金		100,001	6,976	106,977
	1.繰越金	100,001	6,976	106,977
21.市債		813,500	27,800	841,300
	1.市債	813,500	27,800	841,300
補正されなかった款に係る額		11,532,434		11,532,434
歳入合計		12,445,935	34,776	12,480,711

歳出 (単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
5.農林水産業費		414,827	34,776	449,603
	3.水産業費	26,126	34,776	60,902
補正されなかった款に係る額		12,031,108		12,031,108
歳出合計		12,445,935	34,776	12,480,711

第2表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域産業振興施設整備事業	千円 27,800	証書借入又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	27,800			

○議長(緒方誠也君) 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長(宮本勝彬君) 本日、追加提案をいたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議第97号水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣

市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行期日を定める政令の公布並びに刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行による地方公務員災害補償施行令の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第98号水俣市障害者基本計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、多様化する障がい者ニーズを反映させる種々の計画策定における審議会の効率的な運営を行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第99号平成18年度水俣市一般会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、袋湾内の消波施設設置に係るもので、歳入歳出それぞれ3,477万6,000円を増額し、補正後の総額を124億8,071万1,000円とするものであります。

補正内容としましては、第5款農林水産業費に、消波施設設置工事費を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第19款繰越金、第21款市債を追加いたしております。

また、地方債の補正といたしまして、地域産業振興施設整備事業を追加いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第97号から議第99号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後3時37分 休憩

午後3時38分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第97号水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

○議長（緒方誠也君） 議第98号水俣市障害者基本計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

○議長（緒方誠也君） 議第99号平成18年度水俣市一般会計補正予算第3号について質疑はありませんか。

（「議長」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 議第99号の一般会計補正予算の第3号の中で、今回農林水産業費ということで3,470万ぐらい、幾つかありますけども、その中で起債が2,780万、起債を今から起こされるということなんですけれども、償還期限をどのくらい見ておられるのかということについてお尋ねします。

○議長（緒方誠也君） 吉海産業建設部長。

○産業建設部長（吉海安丈君） 償還期間は10年ということになっております。

○議長（緒方誠也君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第66号から議第99号まで議案34件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、21日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、20日正午まで通告願います。

本日はこれで散会します。

午後3時40分 散会

平成18年6月21日

平成18年6月第2回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

平成 18 年 6 月第 2 回水俣市議会定例会会議録（第 5 号）

平成18年6月21日（水曜日）

午前10時0分 開議

午前10時39分 閉会

（出席議員） 22人

緒方誠也君	西田弘志君	福田 齊君
藤本寿子君	吉田正和君	中村幸治君
大川末長君	真野頼隆君	淵上道昭君
牧下恭之君	田中 功君	谷口真次君
野中重男君	清水晶夫君	本井道弘君
大川久洋君	竹下武義君	岩阪雅文君
松本和幸君	千々岩 巧君	松本満良君
中山 徹君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（牛迫秀基君）	次 長（田畑純一君）
議事係 長（栄永尚子君）	書 記（赤司和弘君）
書 記（岩坂正輝君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮本勝彬君）	助 役（森 近君）
総務企画部長（葦浦博行君）	産業建設部長（吉海安丈君）
福祉環境部長（吉本哲裕君）	総合医療センター事務部長（濱崎昭博君）
総務企画部次長（仁木徳子君）	産業建設部次長（桑畑達美君）
福祉環境部次長（中田和哉君）	水道局長（山田敏博君）
教 育 長（大淵 洋君）	教 育 次 長（森田幸治君）
総務企画部総務課長（田上和俊君）	総務企画部財政課長（本山祐二君）

議事日程 第5号

平成18年6月21日 午前10時開議

- 第1 議第66号 専決処分の報告及び承認について
専第1号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議第67号 専決処分の報告及び承認について
専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第68号 専決処分の報告及び承認について
専第3号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第69号 専決処分の報告及び承認について
専第4号 平成17年度水俣市一般会計補正予算(第7号)
- 第5 議第70号 専決処分の報告及び承認について
専第5号 平成18年度水俣市一般会計補正予算(第1号)
- 第6 議第71号 専決処分の報告及び承認について
専第6号 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 第7 議第72号 水俣市収入役事務兼掌条例の制定について
- 第8 議第73号 水俣市長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 第9 議第74号 水俣市生活安全安心まちづくり条例の制定について
- 第10 議第75号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第76号 水俣市消防団の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議第77号 平成18年度水俣市一般会計補正予算(第2号)
- 第13 議第78号 平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 第14 議第79号 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 第15 議第80号 平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第16 議第81号 平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第17 議第82号 平成18年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)
- 第18 議第83号 指定管理者の指定について(水俣市厚生会館)
- 第19 議第84号 指定管理者の指定について(水俣市立養護老人ホーム恵愛園)
- 第20 議第85号 指定管理者の指定について(水俣市ワークプラザ)
- 第21 議第86号 指定管理者の指定について(水俣市立明水園)
- 第22 議第87号 指定管理者の指定について(水俣市障害者デイサービスセンター)

- 第23 議第88号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 第24 議第89号 指定管理者の指定について（水俣市勤労青少年ホーム）
- 第25 議第90号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 第26 議第91号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 第27 議第92号 指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）
- 第28 議第93号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
- 第29 議第94号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
- 第30 議第95号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）
- 第31 議第96号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 第32 議第97号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市
消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第33 議第98号 水俣市障害者基本計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第34 議第99号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 第35 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 総務文教委員会
- 1 請第1号 憲法の改悪に反対し、九条を守る意見書提出を求める請願について
- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について
- 厚生委員会
- 1 環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について
- 産業建設委員会
- 1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 議会運営委員会
- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について
- 第36 議第100号 教育委員会委員の任命について
- 第37 議第101号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第38 議第102号 固定資産評価員の選任について
- 第39 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（緒方誠也君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（緒方誠也君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、人事案3件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成18年3月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 議第66号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議第67号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議第68号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第69号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

日程第5 議第70号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

日程第6 議第71号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議第72号 水俣市収入役事務兼掌条例の制定について

日程第8 議第73号 水俣市長等の給与の特例に関する条例の制定について

日程第9 議第74号 水俣市生活安全安心まちづくり条例の制定について

日程第10 議第75号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第76号 水俣市消防団の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

- 日程第12 議第77号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議第78号 平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議第79号 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議第80号 平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議第81号 平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議第82号 平成18年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議第83号 指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）
- 日程第19 議第84号 指定管理者の指定について（水俣市立養護老人ホーム恵愛園）
- 日程第20 議第85号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 日程第21 議第86号 指定管理者の指定について（水俣市立明水園）
- 日程第22 議第87号 指定管理者の指定について（水俣市障害者デイサービスセンター）
- 日程第23 議第88号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 日程第24 議第89号 指定管理者の指定について（水俣市勤労青少年ホーム）
- 日程第25 議第90号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 日程第26 議第91号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 日程第27 議第92号 指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）
- 日程第28 議第93号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
- 日程第29 議第94号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
- 日程第30 議第95号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）
- 日程第31 議第96号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 日程第32 議第97号 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議第98号 水俣市障害者基本計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議第99号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

○議長（緒方誠也君） 日程第1、議第66号専決処分の報告及び承認についてから、日程第34、議第99号平成18年度水俣市一般会計補正予算第3号まで、34件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長真野頼隆議員。

（総務文教委員長 真野頼隆君登壇）

○総務文教委員長（真野頼隆君） ただいま議題となりました議案のうち、総務文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第66号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の改正時期がおくれ、市税賦課に急施を要したため、専決処分を行った。

改正の主な内容の第1点は、市民税に係る改正で、扶養親族等を有する場合の非課税限度額の引き下げ、税率構造の改正、土地等譲渡課税及び証券税制の見直しによる税率の引き下げなどである。

第2点は、市たばこ税の税率の引き上げである。

第3点は、固定資産税に係る改正で、耐震改修を行い、一定基準に適合した場合、税額を2分の1に減額する改正であるとの説明を受け質疑を行いました。

質疑の中で、固定資産税については減収になったのか、また、市民税については低所得者層への課税が加えられたのかとただしたのに対し、固定資産税については、農地から宅地に地目変更し評価額が見直されたため、税額ベースではほぼ横ばいである。また、住民税については、国の三位一体改革による所得税から住民税への税源移譲により、税率を一律にするものであるが、所得税の税率が4段階から6段階にふえたことから住民税は増額されるが、所得税は減額され、税負担についてはこれまでと変わらないとの答弁でありました。

特段の討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第67号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の改正時期がおくれ、国民健康保険税賦課に急施を要したため、専決処分を行った。

改正の内容は、介護納付金課税額に係る課税限度額の引き上げと、公的年金等控除の見直しに伴う保険税負担増の激変緩和措置であるとの説明を受けました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第68号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布、平成18年4月1日から施行されることに伴い、公務災害補償に急施を要したため、専決処分を行ったとの説明を受けました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第69号平成17年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

本案は、年度末における起債許可額が確定したため、予算措置に急施を要したので、専決処分を行った。

補正の内容は、起債を追加し、一般財源を繰り出す必要があるため、財政調整基金繰入金を減額調整するものである。

また、総務債について、財源対策債分に係る一般公共事業債の追加及び交通対策費における財源の振りかえを行ったものであるとの説明を受けました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第70号平成18年度水俣市一般会計補正予算第1号中付託分について申し上げます。

本案は、水産振興対策事業の実施に当たり、予算措置に急施を要し、専決処分を行った。

補正の内容としては、今回の補正に係る一般財源必要額を、財政調整基金繰入金で調整するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第72号水俣市収入役事務兼掌条例の制定について申し上げます。

本案は、収入役の事務を助役に兼掌させるため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第73号水俣市長等の給与の特例に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市特別職報酬等審議会の答申に基づき市長等の給料月額を減額するため、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、審議会の開催期日と委員長はだれか、また、審議会において削減が決定したと理解してよいのかとただしたところ、4月25日に開かれ、委員長は坂口商工会議所会頭で、市長等の給与を決める場合は、審議会に諮る必要があり、意見に基づき決定することとなっているとの答弁がありました。

特段の討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第74号水俣市生活安全安心まちづくり条例の制定について申し上げます。

本案は、子どもから高齢者まですべての市民が安全で安心して暮らすことができる社会を実現するため、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、PTAや健全育成協議会などとの連携についてただしたところ、水俣地区防犯協会連合会は津奈木町も含めかなり大きな組織である。協会の中にいろんな組織を網羅し検討や活動をしていくものと理解していただきたいとの答弁がありました。

特段の討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第75号水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、老人福祉指導員を廃止するため、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、指導員の廃止により老人クラブの運営に支障はないかとただしたところ、支障は来さないとの答弁でありました。

特段の討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第76号水俣市消防団の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、区域外に居住する消防団員の資格について、団員の任用と整合性を図るため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第77号平成18年度水俣市一般会計補正予算第2号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、第2款総務費に、人事異動等による人件費の調整、コミュニティバス事業費、自治振興交付金、世界地方都市十字路会議開催負担金、固定資産現況調査事業業務費、第4款衛生費に、産廃最終処分場対策費、第8款消防費に、ハザードマップ作成事業費、第9款教育費に、小中学校運営費、埋蔵文化財発掘調査事業費等を計上し、これらの財源としては、国庫支出金、県支出金、市債等をもって充当するものである。

また、債務負担行為に、パソコンリース料外3件を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、交通対策費におけるバス停留所標識作成委託料は入札で行うのかとただしたところ、当初作成した交通安全施設の業者が原版を持っており、通常より安価な金額で作成できるため随意契約を考えているとの答弁がありました。

次に、産業廃棄物対策費の地質・水質分析委託料について、ボーリングの本数などについてただしたところ、3社から見積もりを取り、ボーリング本数については3本と4本に分かれたが、専門家からの意見も受け3本を予定している。どのポイントでどれくらいの深さでやるかが重要で、事業者がとったデータと比較するには十分であると考えているとの答弁がありました。

特段の討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

委員から、本市から出土した埋蔵文化財のほとんどが散逸しており、適切な保管・展示場等の確保に努めてほしいとの意見がありました。

なお、委員会として、予算の執行に当たっては、予算の目的に沿った適切な執行をされるよう申し添えます。

次に、議第97号水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行期日を定める政令の公布並びに刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行による地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第99号平成18年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

補正の内容は、今回の補正の一般財源分を調整するため、繰越金を697万6,000円追加するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、厚生委員長中山徹議員。

（厚生委員長 中山徹君登壇）

○厚生委員長（中山 徹君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第69号平成17年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

本案は、年度末における起債許可額の確定に伴う限度額の変更等により、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容は、財源対策債等分に係る一般公共事業の追加、過疎対策事業債外2件の限度額の変更を計上している。

このほか、繰越明許費の補正として、児童手当システム改修業務委託料を追加するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、同じく専決処分されました、議第71号水俣市老人保健特別会計補正予算第1号について申し上げます。

本案は、平成17年度末における支払基金交付金、国庫負担金等の交付遅延により歳入欠陥が生

じ、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,464万3,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ45億335万4,000円とするものである。

補正の内容は、歳出において前年度繰上充用金を増額し、歳入において諸収入を増額しているとの説明を受けました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第77号平成18年度水俣市一般会計補正予算第2号中付託分について申し上げます。

補正の内容は、第3款民生費に、在宅寝たきり老人等介護手当給付事業、障害団体等助成事業、第4款衛生費に、健康管理事業、環境水俣賞等を計上している。

これらの財源としては、国庫支出金、県支出金等をもって調整している。

また、債務負担行為の補正として、厚生会館管理委託料の追加を計上するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、衛生費に計上されている環境水俣賞について、市の財政状況などを考慮すると、総合的に見直す時期に来ているのではないかとただしたのに対し、本年は、水俣病公式確認50年の節目として実施したい。今後、費用対効果なども検証しながら再考していきたいとの答弁がありました。

特段の討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第78号平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,079万9,000円を減額し、補正後の予算総額を37億2,506万8,000円とするものである。

補正の内容は、人事異動等に伴う人件費の調整、老人保健拠出金、介護納付金を減額し、保健事業費を増額している。

これらの財源としては、国庫支出金、繰入金等を減額しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、生活習慣病の一次予防のために実施される国保ヘルスアップ事業の対象者選定の方法についてただしたのに対し、既存のデータにより必要性のある方を選定したいとの答弁がありました。

また、ヘルスアップ事業の委託先についてただしたのに対し、専門の民間事業者への委託を予定しているとの答弁がありました。

特段の討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第79号平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ75万4,000円を減額し、補正後の予算総額を45億260万円とするものである。

補正の内容は、人事異動等に伴い人件費を減額している。

この財源としては、繰入金を減額しているとの説明を受けました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第80号平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ139万円を減額し、補正後の予算総額を25億4,154万円とするものである。

補正の内容は、人事異動等に伴う人件費の調整、地域支援事業費を増額している。

これらの財源としては、保険料、国庫支出金、県支出金、繰入金で調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

特段の討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第83号指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市厚生会館の指定管理者に、水俣市遺族会を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第84号指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市立養護老人ホーム恵愛園の指定管理者に、社会福祉法人水俣市社会福祉事業団を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣市立養護老人ホーム恵愛園の今後の方向性についてただしたのに対し、平成13年から検討しているが、条件面等の問題もあり、結論が出せない状況が続いている。ここ数カ月中には方向性を出したいとの答弁がありました。

なお、委員から、社会情勢の変化を踏まえ、建てかえや民間委託なども含め、早急に結論を出していただきたいとの意見がありました。

特段の討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第85号指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市ワークプラザの指定管理者に、社団法人水俣市シルバー人材センターを指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第86号指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市立明水園の指定管理者に、社会福祉法人水俣市社会福祉事業団を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第87号指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市障害者デイサービスセンターの指定管理者に、社会福祉法人水俣市社会福祉事業団を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第98号水俣市障害者基本計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、多様化する障害者ニーズを反映させる種々の計画策定における審議会の効率的な運営を行うため、制定するものである。

改正の主な内容は、審議会の委員から市議会議員を削るものであるとの説明を受けました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、産業建設委員長田中功議員。

（産業建設委員長 田中功君登壇）

○産業建設委員長（田中 功君） ただいま議題となりました議案のうち、産業建設委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第69号平成17年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

本案は、年度末における起債許可額の確定に伴う限度額の変更等により、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものであります。

補正の内容としては、歳入において第21款市債を増額し、同額を第18款繰入金で減額し調整している。また、地方債の補正として、財源対策債等分に係る一般公共事業の追加、過疎対策事業

外13件の限度額の変更を計上したとの説明を受けました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、同じく専決処分されました、議第70号平成18年度水俣市一般会計補正予算第1号について申し上げます。

本案は、カサゴ放流事業に係る県補助金の決定により、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第5款農林水産業費に、水産振興対策事業費を計上しており、その財源としては、第12款分担金及び負担金、第15款県支出金、第18款繰入金を充当しているとの説明を受けました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第77号平成18年度水俣市一般会計補正予算第2号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第5款農林水産業費に、特殊地下壕対策事業費、経営構造対策事業費、森林整備地域活動支援事業費、第6款商工費に、商工業資金貸付・出資事業費、観光振興団体等助成事業費、第7款土木費に、月浦台地関連事業費、市内一円市道維持補修費、水俣花の名所再生事業費等を計上している。

これらの財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整している。また、地方債の補正として、一般単独事業外9件の追加、過疎対策事業及び公営住宅事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、森林整備地域活動支援交付金の概要についてただしたのに対し、森林整備のための調査に要する費用を補助するものであるとの答弁がありました。

特段の討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第81号平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,829万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ16億1,298万9,000円とするものである。

補正の内容としては、人事異動等に伴う人件費の減額及び国庫補助事業費確定に伴う事業費の増額等であり、これらの財源としては、第1款分担金及び負担金、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第7款市債をもって調整している。

また、地方債の補正として、公共下水道事業債の限度額の変更をしているとの説明を受けました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しま

した。

次に、議第82号平成18年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、平成18年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を60万円増額し、補正後の収益的収入の額を5億655万9,000円とするとともに、収益的支出の額を20万円増額し、補正後の収益的支出の額を4億3,700万7,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、収益的収入において、繰出基準に基づく児童手当特例給付繰入金を新たに計上し、収益的支出に、法改正に伴う児童手当特例給付額を増額しているとの説明を受けました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第88号から議第96号までの指定管理者の指定について、9件を一括して申し上げます。

みなまた環境テクノセンターは株式会社みなまた環境テクノセンターに、水俣市勤労青少年ホームは財団法人水俣市振興公社に、水俣市湯の鶴温泉保健センターは水俣市第15区自治会会長に、みなまた観光物産館まっぼくくりは株式会社みなまたに、水俣市地域農業担い手育成センターは社団法人水俣市シルバー人材センターに、水俣市久木野ふるさとセンターは水俣市久木野地域振興会に、水俣市東部センターは東部地域振興協議会会長に、水俣市はぜのき館は水俣市はぜ振興会会長に、湯の児フィッシングパークは水俣市漁業協同組合に、それぞれ地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定を行うものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣市地域農業担い手育成センターの存続の必要性についてただしたのに対し、当初、環境クリーンセンターの余熱を利用してバラ等を栽培してきたが、現在はシルバー人材センターが使用し、それなりに売り上げも上がっており、成果があらわれてきているとの答弁がありました。

以上9件については、特段の討論もなく、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第99号平成18年度水俣市一般会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、袋湾内の消波施設設置に係るもので、歳入歳出それぞれ3,477万6,000円を増額し、補正後の総額を124億8,071万1,000円とするものであり、補正内容としては、第5款農林水産業費に、消波施設設置工事費を計上している。

なお、財源として、第19款繰越金、第21款市債を追加している。また、地方債の補正として、地域産業振興施設整備事業を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、消波堤の耐用年数及び効果についてただしたところ、耐用年数は25年間で、効果面でも特に問題はなく、費用面でもコンクリートに比べ割安であるとの答弁がありました。

特段の討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。
 以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成18年6月16日

総務文教常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 緒方 誠 也 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第66号	専決処分の報告及び承認について 専第1号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第67号	専決処分の報告及び承認について 専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第68号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第69号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 平成17年度水俣市一般会計補正予算(第7号)付託分	承 認	全員賛成
議第70号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 平成18年度水俣市一般会計補正予算(第1号)付託分	承 認	全員賛成
議第72号	水俣市収入役事務兼掌条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第73号	水俣市長等の給与の特例に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第74号	水俣市生活安全安心まちづくり条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第75号	水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第76号	水俣市消防団の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第77号	平成18年度水俣市一般会計補正予算(第2号)付託分	原案可決	全員賛成
議第97号	水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第99号	平成18年度水俣市一般会計補正予算(第3号)付託分	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成18年6月16日

厚生常任委員長 中山 徹

水俣市議会議長 緒方 誠也 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第69号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 平成17年度水俣市一般会計補正予算(第7号)付託分	承認	全員賛成
議第71号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第1号)	承認	全員賛成
議第77号	平成18年度水俣市一般会計補正予算(第2号)付託分	原案可決	全員賛成
議第78号	平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	全員賛成
議第79号	平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第2号)	原案可決	全員賛成
議第80号	平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決	全員賛成
議第83号	指定管理者の指定について(水俣市厚生会館)	原案可決	全員賛成
議第84号	指定管理者の指定について (水俣市立養護老人ホーム恵愛園)	原案可決	全員賛成
議第85号	指定管理者の指定について(水俣市ワークプラザ)	原案可決	全員賛成
議第86号	指定管理者の指定について(水俣市立明水園)	原案可決	全員賛成
議第87号	指定管理者の指定について (水俣市障害者デイサービスセンター)	原案可決	全員賛成
議第98号	水俣市障害者基本計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成18年6月16日

産業建設常任委員長 田中 功

水俣市議会議長 緒方 誠也 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第69号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 平成17年度水俣市一般会計補正予算(第7号)付託分	承認	全員賛成
議第70号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 平成18年度水俣市一般会計補正予算(第1号)付託分	承認	全員賛成
議第77号	平成18年度水俣市一般会計補正予算(第2号)付託分	原案可決	全員賛成

議第81号	平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	原案可決	全員賛成
議第82号	平成18年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決	全員賛成
議第88号	指定管理者の指定について (みなまた環境テクノセンター)	原案可決	全員賛成
議第89号	指定管理者の指定について(水俣市勤労青少年ホーム)	原案可決	全員賛成
議第90号	指定管理者の指定について (水俣市湯の鶴温泉保健センター)	原案可決	全員賛成
議第91号	指定管理者の指定について (みなまた観光物産館まつぼっくり)	原案可決	全員賛成
議第92号	指定管理者の指定について (水俣市地域農業担い手育成センター)	原案可決	全員賛成
議第93号	指定管理者の指定について (水俣市久木野ふるさとセンター)	原案可決	全員賛成
議第94号	指定管理者の指定について(水俣市東部センター)	原案可決	全員賛成
議第95号	指定管理者の指定について(水俣市はぜのき館)	原案可決	全員賛成
議第96号	指定管理者の指定について(湯の児フィッシングパーク)	原案可決	全員賛成
議第99号	平成18年度水俣市一般会計補正予算(第3号)付託分	原案可決	全員賛成

○議長(緒方誠也君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第66号専決処分(報告及び承認)についてから、議第71号専決処分(報告及び承認)についてまで、6件を一括して採決します。

本6件に対する委員長の報告はいずれも承認であります。

本6件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 異議なしと認めます。

したがって本6件は、いずれも委員長報告のとおり承認することに決定しました。

○議長（緒方誠也君） 議第72号水俣市収入役事務兼掌条例の制定についてから、議第99平成18年度水俣市一般会計補正予算第3号まで、28件を一括して採決します。

本28件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本28件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本28件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

日程第35 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

1 請第1号 憲法の改悪に反対し、九条を守る意見書提出を求める請願について

1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について

厚生委員会

1 環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（緒方誠也君） 日程第35、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成18年6月16日

総務文教常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 緒方誠也様

記

事件の番号	件名	理由
請第1号	憲法の改悪に反対し、九条を守る意見書提出を求める請願について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成18年6月16日

厚生常任委員長 中山 徹

水俣市議会議長 緒方誠也様

記

事件の番号	件名	理由
	環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成18年6月16日

産業建設常任委員長 田中 功

水俣市議会議長 緒方誠也様

記

事件の番号	件名	理由
	商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成18年6月15日

議会運営委員長 松本 和幸

水俣市議会議長 緒方誠也様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第36 議第100号 教育委員会委員の任命について

日程第37 議第101号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第38 議第102号 固定資産評価員の選任について

○議長（緒方誠也君） 日程第36、議第100号教育委員会委員の任命についてから、日程第38、議第102号固定資産評価員の選任についてまで、3件を一括して議題とします。

~~~~~

#### 議第100号

##### 教育委員会委員の任命について

本市の教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成18年6月21日提出

水俣市長 宮本勝彬

住 所 水俣市初野231番地  
氏 名 庄野和枝  
生年月日 昭和25年5月22日

（提案理由）

本市の教育委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

#### 議第101号

##### 人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

平成18年6月21日提出

水俣市長 宮本勝彬

住 所 水俣市袋789番地  
氏 名 村上文世  
生年月日 昭和26年7月18日

（提案理由）

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

#### 議第102号

##### 固定資産評価員の選任について

本市の固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成18年6月21日提出

水俣市長 宮本勝彬

住 所 水俣市陣内二丁目12番1号  
氏 名 遠山正行  
生年月日 昭和27年1月11日

(提案理由)

職員の人事異動に伴い、新たに固定資産評価員として、本案のように選任しようとするものである。

~~~~~

○議長（緒方誠也君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長（宮本勝彬君） 本日提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議第100号教育委員会委員の任命について申し上げます。

本市教育委員会の一期崎委員が本年3月31日をもって任期満了となりましたので、後任に庄野和枝氏を任命したく御提案申し上げるものであります。

同氏は、人格高潔で、教育、学術及び文化に関し、見識にすぐれ、教育委員会委員として適任であると存じます。

次に、議第101号人権擁護委員の候補者の推薦について申し上げます。

このたび、山田典子委員の任期が9月30日をもって満了となりますので、後任として村上文世氏を推薦いたしたく御提案申し上げる次第であります。

同氏につきましては、御承知のとおり、人格、識見ともにすぐれた方で、人権擁護に熱意があり、人権擁護委員としてまことに適任であると存じます。

次に、議第102号固定資産評価員の選任について申し上げます。

本案は、本年4月1日に実施いたしました市職員の人事異動に伴い、固定資産評価員である税務課長が交代いたしましたので、新税務課長の遠山正行君を選任しようとするものであります。

以上、追加提案をいたしました各議案につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長から提案理由の説明がありました議案3件について、質疑はありますか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本3件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本3件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本3件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第100号教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

○議長（緒方誠也君） 議第101号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、異議ないと決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、異議ない旨決定しました。

○議長（緒方誠也君） 議第102号固定資産評価員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

日程第39 議員派遣について

○議長（緒方誠也君） 日程第39、議員派遣についてを議題とします。

議 員 派 遣 に つ い て

第17回熊本市議会議員研修会出席

地方自治法第100条第12項及び水俣市議会会議規則第159条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

派遣目的 今後の議会活動に資するため

派遣場所 熊本市（熊本市花畑町7番10号 産業文化会館7階大ホール）
派遣期間 平成18年8月22日（火曜日） 1日間
派遣議員 22人以内
経 費 既決予算の中から支出する

~~~~~

○議長（緒方誠也君） お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長（緒方誠也君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成18年第2回水俣市議会定例会を閉会します。

午前10時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議 長 緒 方 誠 也

署名議員 大 川 末 長

署名議員 千々岩 巧

# 平成18年6月第2回水俣市議会定例会（6月2日～6月21日）

〔議案〕

| 番 号   | 件 名                                                       | 提案月日 | 議決月日         | 結 末           | 備 考 |
|-------|-----------------------------------------------------------|------|--------------|---------------|-----|
| 議第66号 | 専決処分の報告及び承認について<br>専第1号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について           | 6月2日 | 総務文教         | 6月21日<br>承認   |     |
| 議第67号 | 専決処分の報告及び承認について<br>専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について     | 6月2日 | 総務文教         | 6月21日<br>承認   |     |
| 議第68号 | 専決処分の報告及び承認について<br>専第3号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について | 6月2日 | 総務文教         | 6月21日<br>承認   |     |
| 議第69号 | 専決処分の報告及び承認について<br>専第4号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第7号）            | 6月2日 | 各 委          | 6月21日<br>承認   |     |
| 議第70号 | 専決処分の報告及び承認について<br>専第5号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第1号）            | 6月2日 | 総務文教<br>産業建設 | 6月21日<br>承認   |     |
| 議第71号 | 専決処分の報告及び承認について<br>専第6号 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）        | 6月2日 | 厚 生          | 6月21日<br>承認   |     |
| 議第72号 | 水俣市収入役事務兼掌条例の制定について                                       | 6月2日 | 総務文教         | 6月21日<br>原案可決 |     |
| 議第73号 | 水俣市長等の給与の特例に関する条例の制定について                                  | 6月2日 | 総務文教         | 6月21日<br>原案可決 |     |
| 議第74号 | 水俣市生活安全安心まちづくり条例の制定について                                   | 6月2日 | 総務文教         | 6月21日<br>原案可決 |     |
| 議第75号 | 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について                      | 6月2日 | 総務文教         | 6月21日<br>原案可決 |     |
| 議第76号 | 水俣市消防団の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について               | 6月2日 | 総務文教         | 6月21日<br>原案可決 |     |
| 議第77号 | 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第2号）                                    | 6月2日 | 各 委          | 6月21日<br>原案可決 |     |
| 議第78号 | 平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）                            | 6月2日 | 厚 生          | 6月21日<br>原案可決 |     |
| 議第79号 | 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）                                | 6月2日 | 厚 生          | 6月21日<br>原案可決 |     |



| 番 号   | 件 名                                                                | 提案月日  | 議決月日         | 結 末           | 備 考 |
|-------|--------------------------------------------------------------------|-------|--------------|---------------|-----|
| 議第80号 | 平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）                                         | 6月2日  | 厚 生          | 6月21日<br>原案可決 |     |
| 議第81号 | 平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）                                      | 6月2日  | 産業建設         | 6月21日<br>原案可決 |     |
| 議第82号 | 平成18年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）                                           | 6月2日  | 産業建設         | 6月21日<br>原案可決 |     |
| 議第83号 | 指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）                                              | 6月2日  | 厚 生          | 6月21日<br>原案可決 |     |
| 議第84号 | 指定管理者の指定について（水俣市立養護老人ホーム恵愛園）                                       | 6月2日  | 厚 生          | 6月21日<br>原案可決 |     |
| 議第85号 | 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）                                            | 6月2日  | 厚 生          | 6月21日<br>原案可決 |     |
| 議第86号 | 指定管理者の指定について（水俣市立明水園）                                              | 6月2日  | 厚 生          | 6月21日<br>原案可決 |     |
| 議第87号 | 指定管理者の指定について（水俣市障害者デイサービスセンター）                                     | 6月2日  | 厚 生          | 6月21日<br>原案可決 |     |
| 議第88号 | 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）                                        | 6月2日  | 産業建設         | 6月21日<br>原案可決 |     |
| 議第89号 | 指定管理者の指定について（水俣市勤労青少年ホーム）                                          | 6月2日  | 産業建設         | 6月21日<br>原案可決 |     |
| 議第90号 | 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）                                       | 6月2日  | 産業建設         | 6月21日<br>原案可決 |     |
| 議第91号 | 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）                                      | 6月2日  | 産業建設         | 6月21日<br>原案可決 |     |
| 議第92号 | 指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）                                     | 6月2日  | 産業建設         | 6月21日<br>原案可決 |     |
| 議第93号 | 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）                                       | 6月2日  | 産業建設         | 6月21日<br>原案可決 |     |
| 議第94号 | 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）                                            | 6月2日  | 産業建設         | 6月21日<br>原案可決 |     |
| 議第95号 | 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）                                             | 6月2日  | 産業建設         | 6月21日<br>原案可決 |     |
| 議第96号 | 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）                                         | 6月2日  | 産業建設         | 6月21日<br>原案可決 |     |
| 議第97号 | 水俣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について | 6月15日 | 総務文教         | 6月21日<br>原案可決 |     |
| 議第98号 | 水俣市障害者基本計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について                                 | 6月15日 | 厚 生          | 6月21日<br>原案可決 |     |
| 議第99号 | 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第3号）                                             | 6月15日 | 総務文教<br>産業建設 | 6月21日<br>原案可決 |     |

| 番 号    | 件 名                     | 提案月日  | 議決月日 | 結 末           | 備 考 |
|--------|-------------------------|-------|------|---------------|-----|
| 議第100号 | 教育委員会委員の任命について（庄野和枝君）   | 6月21日 | 省 略  | 6月21日<br>同 意  |     |
| 議第101号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（村上文世君） | 6月21日 | 省 略  | 6月21日<br>異議なし |     |
| 議第102号 | 固定資産評価員の選任について（遠山正行君）   | 6月21日 | 省 略  | 6月21日<br>同 意  |     |

〔意見書〕

| 番 号   | 件 名                            | 提案月日 | 付託委員会 | 結 末          | 備 考 |
|-------|--------------------------------|------|-------|--------------|-----|
| 意見第3号 | 水俣病問題の全面解決と地域の再生・振興を求める意見書について | 6月2日 | 省 略   | 6月2日<br>原案可決 |     |

〔報 告〕

| 番 号   | 件 名                           | 報告月日  |
|-------|-------------------------------|-------|
| 報告第1号 | 専決処分の報告について                   | 6月2日  |
| 報告第2号 | 繰越明許費の報告について                  | 6月2日  |
| 報告第3号 | 事故繰越しの報告について                  | 6月2日  |
| 報告第4号 | 予算の繰越しの報告について                 | 6月2日  |
| 報告第5号 | 水俣市土地開発公社の経営状況報告について          | 6月2日  |
| 報告第6号 | 財団法人水俣市振興公社の経営状況の報告について       | 6月2日  |
| 報告第7号 | 株式会社みなまた環境テクノセンターの経営状況の報告について | 6月2日  |
| 報告第8号 | 株式会社みなまたの経営状況の報告について          | 6月15日 |

〔継続調査〕

| 件 名                                | 提案月日  | 付託委員会 | 結 末           | 備 考 |
|------------------------------------|-------|-------|---------------|-----|
| 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について          | 6月21日 | 総務文教  | 6月21日<br>継続調査 |     |
| 環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について            | 6月21日 | 厚 生   | 6月21日<br>継続調査 |     |
| 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について | 6月21日 | 産業建設  | 6月21日<br>継続調査 |     |
| 議会運営等に関する諸問題の調査について                | 6月21日 | 議会運営  | 6月21日<br>継続調査 |     |
| 議会の情報公開に関する調査について                  |       |       |               |     |

## 〔請 願〕

| 受理番号 | 件 名                                    | 代 表 者 の 住 所<br>及 び 氏 名          | 付託委員会 | 提案月日 | 結 末           |
|------|----------------------------------------|---------------------------------|-------|------|---------------|
| 請第1号 | 憲法の改悪に反対し、<br>九条を守る意見書提出<br>を求める請願について | 水俣市平町<br>1 - 10 - 38<br>吉 井 貞 夫 | 総務文教  | 6月2日 | 6月21日<br>継続審査 |

## 〔前回から継続審査となっている陳情〕

| 受理番号 | 件 名                                | 代 表 者 の 住 所<br>及 び 氏 名     | 付託委員会                 | 提案月日   | 結 末             |
|------|------------------------------------|----------------------------|-----------------------|--------|-----------------|
| 陳第3号 | 湯出地区の自然環境の<br>保全及び育成を求める<br>陳情について | 水俣市湯出<br>1432 - 1<br>柏 木 優 | 廃棄物最終<br>処分場問題<br>特 別 | 11月28日 | (6月21日)<br>審議未了 |